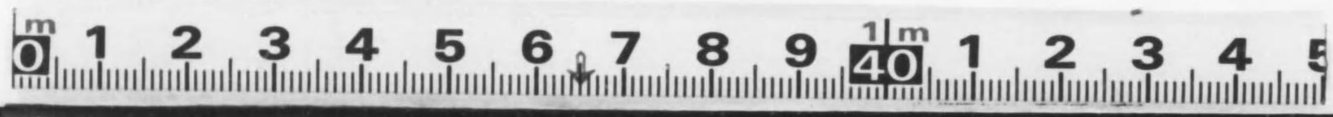

23
651
23-2651-- (9·10)
1200501238510

23-265

補增正訂
大日本時代史

德川時代史 下

池田晃淵 著

早稻田大學出版部藏版

5. 2. 15
購求

德川綱吉筆觀世音像

護國寺の寶物なり、今同寺の承認を得て茲に之を掲ぐることを得たるを多謝す。同寺の寶物目錄に曰く、

觀音畫　坐二岩上一觀二海水一圖、有レ讃、絹地、彩色、中幅壹幅、常憲院御筆、內大臣綱吉筆、御印アリ、桂昌院殿遺物、裱裝濃茶中緣薄茶、一文字萠黃葵紋金襴、水晶軸

讃文に訓點を附すれば左の如し。

願承二加持力一衆生悉清淨、以二此大願一故、自他獲二無垢一、

本圖の事は本書第二十五頁に在り、就て見るべし。

故自他俱無垢
悉清淨以此大願
願承加持力衆生

弘道館記

（弘道館の事は本書第四百二十三頁に記したれば、茲にはたゞ觀點を揭ぐ）

弘道者何、人能弘レ道也、道者何、天地之大經而生民不レ可二須臾離一者也、弘道之館、何爲而設也、蓋惟、上古神聖立レ極垂レ統、天地位焉、萬物育焉、其所下以照二臨六合一統中御寓內上者、未二嘗不レ由二斯道一也、實賴以レ之無窮、國體以レ之尊嚴、蒼生以レ之安寧、蠻夷戎狄以レ之率服、而聖子神孫尙不二肯自足一、樂二取於レ人以爲レ善、乃若二西土唐虞三代之治敎一、實以贊二皇猷一、於レ是斯道愈大愈明、而無二復尙一焉、中世以降、異端邪說誣レ民惑レ世、俗儒曲學、舍レ此從レ彼、皇化陵夷、禍亂相踵、大道之不レ明レ於レ世也、蓋亦久矣、我東照宮、撥レ亂反レ正、尊レ王攘レ夷、允武允文、以開二太平之基一、吾祖威公、實受二封於東土一、夙慕二日本武尊之爲レ人、尊二神道一繕二武備一、義公繼述、嘗發二感於夷齊一、更崇二儒敎一、明レ倫正レ名、以藩二屏於國家一、爾來百數十年、世承二遺緖一、沐二浴恩澤一、以至二今日一、則苟爲二臣子一者、豈可レ弗レ思レ所下以推二弘斯道一、發中揚先德上乎、此則館之所二以爲一レ設也、抑夫祀二建御雷神一者何、以下其亮二天功於草昧一、留中威靈於茲土上、欲五原下其始上報下其本上、使四民知二斯道之所一レ繇來一也、其營二孔子廟一者何、以二唐虞三代之道折一レ衷於此一、欲三欽下其德上、資下其敎上使四人知二斯道之所一レ以益大且明一、不二偶然一也、嗚呼我國中士民、夙夜匪レ解、出二入斯館一、奉二神州之道一、資二四土之敎一、忠孝无レ二、文武不レ岐、學問事業、不レ殊二其效一、敬神崇儒、無レ有二偏黨一、集二衆思一、宣二群力一、以報二國家無窮之恩一、則豈徒祖宗之志弗レ墜、神皇在天之靈、亦將二降鑒一焉、設二斯館一以統二其治敎一者誰、權中納言從三位源朝臣齊昭也、天保九年、歲次戊戌、春三月、

德川時代史下　目次

第五章　革新時代

綱吉の嗣立と酒井忠清の譴責、越後家の取潰し……一
綱吉繼統、酒井忠清を黜け堀田正俊を擢んづ——越後藩臣訌爭事件の御前覆審——越後家の祕封と酒井忠清の處罰
諸役人の增俸、貞享諸家書上、貞享曆の頒行……七
諸役人の增俸——大成記、大阪軍記、東武實錄——改正服忌令、天文方、貞享曆
堀田正俊の横死と側用人の增員 附柳澤保明立身の端緒……二
堀田正俊の横死——側用人の增員と柳澤保明
綱吉の好學と學問の流行……一九
綱吉の經學主尙——孔廟、釋典、儒者蓄髮、學問所、歌學方——土佐派繪所——俳句、戯作、浮世繪
朝廷に對しての綱吉及び諸大名に對しての將軍……二六
小倉大納言の配流——大嘗會の再興、山陵修築、廢典復舊——外樣大名の登庸、善行旌表

綱吉の三大弊政と柳澤保明……三天
護國寺及び護持院、智亮賢及び隆光――犬族保護の令――祈禱の競爭――生類憐みの令――水戸光圀
の皮肉と犬族保護の周密――惡貨の鑄造、荻原重秀――柳澤保明の寵用
不受不施竝に高野山行人方の處罰と僧侶の優遇……六九
日蓮宗悲田派を禁ず――高野山一件の落着――僧侶の優遇
能樂の流行と士氣の衰廢……七四
能樂の流行――士氣の頽廢と風俗の淫靡
朝鮮の外交及び蘭人の待遇……七八
竹島の還附――和蘭甲必丹
赤穗義士復讐……八一
發端――復讐の徑路と其實況――幕府の處置――世論
元祿寶永の震災……一〇三
元祿の大震及び江戸大火――寶永震災及び富士山噴火――京畿の變災
甲府綱豐の養君及び綱吉の薨去……一一〇
甲府綱豐を嗣とす――綱吉の薨去と吉保の退職――增上寺の將軍葬送抗議
家宣の初政、新井君美林信篤の衝突……一三
家宣の生立ち――弊政の釐革――林家對新井白石
家宣の學問、近衞大閤の東下と家宣の朝廷尊崇竝に禮服改正……一三
治亂興亡と故實典故――太閤基熙の東下――文治改修――閑院宮――君美の京師見學
朝鮮信使の待遇改定と國書の王號復行……一四一
受聘の禮節改定――王號復行
財政整理と勘定吟味役再置……一四九
府庫空乏の眞相――家宣晩年の施設――間部詮房と新井君美
家宣の薨去と遺戒……一五六
後事の諮問――遺戒――增上寺に葬る
家繼……一六四
幕府の堂上化――君美信篤紛轕の再演――貨幣改革――外國貿易の檢束――分知家祿の改正、評定所
の戒飭――家繼の薨去と紀伊吉宗
第六章　革新の修正時代……一八五
吉宗の繼統と其初政……

吉宗襲職、權現樣被成置候通り——言路の洞開
諸役人新舊二派の軋轢、御定百箇條……一九二
　享保の修正政治——刑律の修定
吉宗の文武奬勵と對朝廷……二〇〇
　旗本士の取締——經學竝に實學の奬勵——武技の奬勵——朝廷尊崇
財政緊縮、墾田及び通船の奬勵……二一四
　八木差上、足高、節儉——墾田及び通船
米價維持と貨幣改鑄……二一八
　米價の調節——文字金銀
吉宗の祖宗尊崇と大名懲遇……二三一
　日光參拜及び法華八講——對諸侯策
三卿の取立及び吉宗の退老……二三六
　御三卿——吉宗退老
家重の初政、財政の紊亂と料所農民の嗷訴……二三一
　松平乘邑の擡職——大岡忠光、風紀の廢弛——財政の紊亂と農民の嗷訴
王政復古論の勃興、山縣大貳一件と國學者の韜晦、家重の隱居……二四四
　竹內式部——山縣大貳の獄——國學者の韜晦——家重隱居

第七章　無爲時代

家治の初政……二六一
　政務の釐正——武技の奬勵
田沼意次の專權……二六三
　田沼意次——奸者寄合
新貨鑄造と儉約沙汰……二六八
　通貨の增鑄——儉約の令
聚斂と暴動……二七三
　凶荒と百姓一揆——運上取消の强訴、夷人の蜂起——淺間山噴火、融通金の令
江戸の繁昌及び上方の文運隆盛……二七九
　學者と僧侶——江戸の繁昌——關西の文運
家治の薨去と田沼の嚴譴……二八四

田沼意知斫らる——家治薨じ意次斥けらる

第八章　全盛時代

家齊の初政と松平定信……二九〇

意次等の處罰——風教の振興

儉約の厲行、札差の舊債棄捐、地主積立金……二九七

儉約の厲行、運上の廢止、舊債の棄捐——七分積金、人足寄場

學者の輩出と異學排斥……三〇二

聖堂の三助、異學の禁——林子平——心學——小野蘭山、伊能忠敬、塙保己一——編修及び武事

一橋治濟松平定信の軋轢、尊號事件……三一三

大御所問題——兩殿應規矩四門總崔嵬——尊號の紛議

定信の海防沙汰と其罷職、外國關涉事件……三三九

海防の令、定信の退職——石川忠房等の露使との會見——蝦夷經營、露使レサノツトの來朝、松前家の貶謫——露人の北海亂妨——英船の長崎闖入——受聘地の變更

家齊の親政と政綱の漸弛……三六一

家齊の親政と一橋治濟——江戸の奢靡、永代橋の墜落

公武和融と水野忠成……三六五

所司代の廢置、水野忠成——朝幕の和融、將軍の任相國

將軍子女の大名との緣組と大名の格上げ……三七〇

將軍子女の緣組、大奥の跋扈、錢廻りよき江戸——諸侯の格上げ熱中、有司の驕奢、親藩の反抗

財政の作略、家齊の隱居……三七九

用度の窘阨と惡貨の濫造——大久保忠眞、家齊の讓職

大鹽の亂、西城罹災、家齊の薨去……三八五

大鹽の變と越後柏崎の亂——西の丸失火と水野忠邦——家齊の薨去

家慶の初政、權臣の處罰……三九七

大御所政治の一端——前代柄臣等の處罰

閨老權威の失墜及び水野越前の改政……四〇二

忠邦と水戸齊昭、眞田幸貫堀田正篤等の登庸——政事の刷新、風俗の矯正——御學習所——シーボルト高橋作左衛門、畢山長英秋帆の奇禍、蘭學の取締——黒船打拂令の廢止、忠邦の罷職

水戸齊昭の譴責及び幕府本城の燒失……四一三

土井利位、齊昭の隱居謹愼——本丸の燒失と其造營雜

外交問題と水野忠邦の復職……四六
和蘭の忠告と忠邦の復職——後藤三右衛門の獄（了）

徳川時代史下

池田晃淵著

第五章　革新時代

綱吉の嗣立と酒井忠清の譴責、越後家の取潰し

綱吉繼統、酒井忠清を黜け堀田正俊を擢んづ——越後藩臣訌爭事件の御前覆審——越後家の磔封と酒井忠清の處罰

〔綱吉繼統、酒井忠清を黜け堀田正俊を擢んづ〕　綱吉は家光の第四子、母は二條關白光平の臣本庄太郎兵衛某が女。（初名於玉、後秋野と稱す、家光薨後桂昌院と稱せり）承應二年八月元服して、從四位下右近衞權中將に叙任し、右馬頭を兼ぬ、寛文元年閏八月、上野館林城（タテバヤシ）三十萬石を賜はり、參議に進む、是より館林右馬頭と稱す、時に兄綱重も、甲府城三十萬石を賜はり、從三位參議に叙任し、左馬頭を兼ぬ、甲府左馬頭と稱せり、依て世人、此兩人を御兩典樣と呼べり、典とは、馬頭の

唐官名、典廐といふを以て、略して斯く呼びしなり。延寶八年、兄家綱病ひ大漸に及び、次兄綱重先に卒せるを以て、綱吉入りて宗家を嗣ぎ（延寶八年）八月二十三日將軍職宣下あり、其儀總べて先例の如し。茲に於て大老酒井忠清の職を罷め、其息男河内守忠挙と共に、御目通り差控へを命じ、且つ大手前なる住居邸、俗に上邸（カミヤシキ）といふを召上げられ、堀田正俊を老中上座に陞せ、其息下總守正仲に、是まで酒井忠挙の勤め方即ち溜間詰（タマリノマヅメ）となし、且つ酒井家より取上げたる大手前の邸を住居邸に賜はりたり、こは言ふまでもなく、忠清は當時專横なりしを譴められ、正俊は綱吉擁立の功を賞せられたるなり。

〔越後藩臣訌爭事件の御前覆審〕　是より先き延寶七年に、越後高田城主松平光長（越前忠直の嫡子）の家老小栗美作は、其妻、光長の妹なる縁を以て家老の上首となりしより、追ひ〳〵權勢に募り、遂に一藩の賞罰は己が意のまゝに執行ひしより、諸事不當の事のみにて、諸人難儀するを見て、光長の異母弟永見大藏之を憂へ、家老荻田主馬と共に、光長に美作を斥けん事を申せしも、光長元來暗愚なる上に、常に美作に欺弄せられつゝある事とて、こは大藏が美作を妬むものとなして取上げざりしに、此事忽ち美作に泄れしかば、美作反りて大藏、主馬らを以て、讒言する者として之を罰せんとしける程に、大藏ら今は是非に及ばず、幕府へ書を上りて美作が非義を訴へしに、大老酒井忠清は、大目付渡邊大隅守綱貞に命じて、此訴へを聽かせしに、此者、小栗美作はかね〳〵酒井忠清と懇意なるを憚りてか、一も二もなく、大藏らが訴へは畢竟美作が威を妬めるなり、吾人共に仕道き（政事）に携はる者は、大小にあれ同樣の事なりと、自己に比較しての忠清が一言を信じて取扱ひし事なれば、いかで大藏らが訴旨貫徹すべき、反りて雜說ども申し觸れ、越後家々中の人心を惑はせ、不埒の至りといふ罪狀にて御預けとなり、美作は、是までの通り諸事遠慮なく申付くべしとありて、片手落の裁許ありしかば、世上にても、とやかくと非難せしを、綱吉も兼て此儀を不審に思ひ居りしに、家綱薨去の際の繼統に關しての一言（前章末項參看）を聞きては、偖は忠清が依怙の裁許なる事明白なりとて、天和元年、（綱吉繼統の翌年）自身に再び此爭訟を裁斷あるべしとて、小栗美作を、奉書を以て高田より江戸に呼上せ、永見大藏、荻田主馬は、御預り大名の許より江戸に呼出し、六月二十一日、綱吉自身大廣間下段に出座あり、大藏、主馬、美作三人を同所三の間板緣に召出し、三家溜間詰を始め、譜代大名及び諸有司左右に列座し、老中堀田正俊は總奉行として、三の間中央に坐して、御不審の上意を三人に申渡し、又三人の御答へを大目付の取次にて承る役目なり、乃ち御尋ねの上意を三人に申渡すや、大藏、主馬の二人と美作と二三の問答ありしを、正俊聞取りて言上せしに、綱吉、大藏、主馬の二人へ御不審ありしは、美作事、兩人申す如く我曲非義の取計

らひのみ致すならば、何故に一度も美作へ直に意見を申さずして、上裁を仰ぎしぞと仰下されしに、兩人の御請けは、憚りながら御尤もの御不審、とかく申上ぐべき樣も御座なく候、勿論私共も、初めは左樣にも仕るべしと存じ候へども、常々主人越後守申す事をだに取用ひざる美作にて候へば、私共式が意見仕り候とて、何條聞入れ候べき、夫故恐多き事ながら御訴へ申上げ、御裁許を願ひ奉りたるにて候と、恐る〳〵申述べたるを、正俊言上するを聞くより、綱吉大聲にて、夫にて此儀分明（ミヤウ）したり、下がれと申したる音聲、殿中に響き渡りてければ、御前伺候の三家を始め、一同思はず平伏したりと。卽日、綱吉命じて、美作事罪科重疊せり、依て死罪申付くべしと雖も、越後家姻戚の故を以て、一等を宥めて切腹に、其他の者は、輕重に從ひ遠島（ヲンタウ）、追放等に申付くべしとありて、翌二十二日、美作及び悴（セガレ）大六は切腹に、大藏、主馬は八丈島へ、岡島壹岐、本多七左衞門は三宅島へ、小栗兵部、同十藏、安藤治左衞門は大島へ流罪に處せられ、其他御預け、追放等數人ありて、數年紛爭したる越後家の內訌を、僅か二日にて其局を結びたるは、眞に果斷といふべし。

〔越後家の襲封と酒井忠清の處罰〕　尋で越後中將光長は、常々仕置き宜しからず、先年來家老共申し分の儀、今度御直（スヂキ）に聞し召され候處、小栗美作事、數年の罪科分明に付、御仕置き仰付けられ候、此儀前以て心付きもこれなく、其上常々身持宜しからず、重々不埒に思召さるとありて城地召上げられ、松平隱岐守定直へ御預けとなり、合力として一萬俵を賜はり、子息三河守綱國は、水野美作守勝種へ御預け、合力として三千俵を賜はりたり。（後ち元祿十年に御預け御免となりて、新規五萬石を賜はり、後年加恩ありて十萬石となる。）又酒井忠清は、先年の取計らひ思召しに應ぜずとありて、父子共に逼塞（ヒツソク）申付けられ、渡邊眞綱は、大目付勤役中、此儀に就て酒井雅樂頭等申す旨に任せ、不法の裁許に及び候段不埒とありて、八丈島へ流罪に處せられ、子の半左衞門は、父の科（トガ）に依て相馬彈正少弼昌胤へ御預けとなれり。又其頃岡島壹岐の家來にて、主家の暇を取り、浪人して虛無僧となり、後又黃檗宗の僧となり、一音と號せし者、越後記と題せる書を著して、小栗美作等が事を、虛說を加へて世に出せし事露はれて、八丈島へ流罪に處せられたり。又酒井忠清の弟日向守忠能は、家綱代に新地二萬石を賜はり、其後病中にも加增ありて、駿河田中城四萬石を賜はりしが、此度酒井雅樂頭父子逼塞仰付けられ候に付ては、早速參府仕り、遠慮罷在り、御沙汰を相待つべき處、其儀なく在所に罷在り、其上常々身持宜しからざる趣、旁々不埒とありて城地召上げられ、井伊兵部少輔直興へ御預け、息万千代は、父の科に依て松平伊豆守信輝へ御預けとなれり。（後ち御預け御免ありて新規二千石を下さる）然るに忠清は、之を面目なく思ひし故にや、俄かに病を得て卒去ありしかば、世上にては切腹して果てたりと言ひ囃せし程に、幕府にては、御咎め中の死去とい

ひ、且つは變死の噂もあればにや、大名に例なき死骸檢使として、使番（ツカヒバン）を酒井家へ遣はしゝに、忠清の叔母聟なる藤堂大學頭高次、檢使に對面して、最早入棺したり、勿論病死に相違なきは、大學證人と罷成るべければ、後日上より此儀に付御咎めこれありとも、某に於て急度引請け、各々方へ御迷惑掛け申さざる間、御引取りあるべしと申されたれば、流石三十萬石の大名が、身に引受けて檢使を申拒む上は、強ひても申されざるまゝに、一先づ歸城して斯くと言上せしに、綱吉大に怒り、假令ひ何者が申拒むとも、予が申付けたる上は、棺を踏破りても見屆け歸るべきに、以ての外の越度（オチド）なり、此上は葬送の途中にても、用捨なく急度見屆け來れとありしかば、引返して酒井家へ至りしに、既に出棺の後なりしかば、さらばとて菩提寺に赴きしに、此所も疾くに式畢りて、火葬に附せし時なれば、今は棺を取出すべくもあらざれば、其儘に歸城して委細言上せしかば、其後何の沙汰もなかりしと、蓋し綱吉の意は、此時忠清愈々自殺せるに於ては、必ず嚴重の所罰せんとの事なるべし、さるは是より酒井家の家格は、再び雁（ガン）の間（マ）に貶されしにても知られたり。既に一門家たる越後家の取潰しといひ、酒井家へ對しての所置といひ、偖は怖ろしき將軍と世間に思はれたるは、諸家隨筆、老士語錄等に、

嚴有院樣の御時は、諸事雅樂頭殿の計らひとして（中略）世上も何となく寢入りたる樣なりしに、常憲院樣御代となりて、昨日とは打つて變りたる樣子にて、町中も少しの油斷もなく、譬へば市中に落し物あるとも、誰拾ひ取るといふ事もなく、若し拾ひ取るに於ては、何所に隱し目付のありて、いかなる御咎めに逢ふも知れざれば、諸人申合せたる如く、手前の用心を第一となしたり、夫故市中に盜賊の沙汰はすきとなく、又其以前は、大名の惡所通ひも多くありしが、御代になりてはこれもすきと止み云々、

と見えたり、以て綱吉の初政の、いかに嚴肅なりしかは察するに餘りあり。

諸役人の增俸、貞享諸家書上、貞享曆の頒行

諸役人の增俸——大成記、大阪軍記東武實錄——改正服忌令、天文方、貞享曆

〔諸役人の增俸〕　右の如く綱吉は諸事に嚴格なると同時に、亦恩惠も格別なり。今其一を述べんに、天和二年八月、諸役人一般に、從來の役料高を以て加增高として賜はれり、其略は、二千俵大番頭、千俵書院番頭、七百俵同組頭、千俵小性組番頭、五百俵同組頭、七百俵宛旗奉行、百人組の頭、五百俵宛鎗奉行、持弓頭、持筒頭（モチヅツガシラ）、目付、使番、先手頭、徒頭、小十人頭、四百俵宛納戶頭、腰物（コシノモノ）奉行、船手頭（フナテガシラ）、二千俵留守居、千俵宛大目付、町奉行、七百俵宛新番頭、作事奉行、勘定頭、

五百俵宛普請奉行、留守居番等を始め、其他の小吏に至るまで悉く加増を賜はりたり。是れ蓋し先きに堀田正信が、諸役人以下旗本士一般困弊の狀見るに忍びず、依て之が救濟の用途に供せんとて領知を返上せしを、幕府は當時に於て、さらばとて之を旗本士に分ち與ふるは、なし得べからざる事なれば、遂に領知は沒收のまゝになりしを以て、今此恩典ありしなるべし。

〔**大成記、大阪軍記、東武實錄**〕　是より先き家光の時、諸大名、旗本士の系圖編纂の事ありしも、肝腎なる德川氏の系譜、別して家康の事蹟に於ては、所謂憚り多しとてか、編纂の事もなきまゝに、綱吉は、今にして之が編纂をなさゞれば、子孫何に因りてか祖宗の功績を知るを得んと、急に命じて三河記を呈覽せしめしに、其書數種ありて、當否決し難きを以て、儒官林信篤、人見友元、木下順菴に命じ、其異同を校正して定本を撰ばしめ、老中阿部正武に堀田正俊の子正仲を差副へて、其奉行となし、大名、旗本士には「三河以來御當家之儀書記候書物、幷自分之家々之書留等有レ之候は、ば可二差出一」と令し、尋で又「御感狀幷御書御褒美先祖へ被レ下候趣、幷家來之者にも於レ有レ之は、其品委細可二書出一」と令したり、是れ幕府に於て古文書類徴集の初めなり。されば大名、旗本士各々家々の名譽を錄上する事なれば、數月にして漸く書上げ濟みとなる、之を貞享諸家書上といふ。さて此材料に依て三河記の誤謬及び脫落を補正し、貞享二年に其稿成る、綱吉命じて武德大成記と題し、以て子孫必讀の書となせり。然るに八代將軍吉宗の時、此書を見て、大阪陣の條は每條敷衍若くは虛飾に失し、疑ふべきもの多きを以て、更に儒官に命じて之を訂正せしむ、依て別文の著撰をなさず、每條尾州家にて著はせる神君御年譜を綱文とし、其下に古文書類、覺書等を排列せるのみにて、御撰大阪軍記と題して、大成記と共に將軍必讀の書となせり、是れ幕府に於て、現今行はるゝ史料編纂の嚆矢たり。又是の年綱吉は、側衆松平隼人正忠冬は、幼年より秀忠の左右に近侍し、爾來勤定頭、町奉行等の要職に居りしを以て、命じて秀忠一代の事蹟を錄上せしむ、忠冬乃ち家康一代の事は、既に其宗家に家忠日記といふものあるを以て、之を增補し、更に元和二年より秀忠の薨去までの親聽の日次記を編して上る、東武實錄と題して今に傳ふるもの是なり。

〔**改正服忌令、天文方、貞享曆**〕　又是より先き、服忌の制に神道服忌令、又は公家服忌の制等ありて各々其向き〳〵に依て之を用ひ來りしが、是の年綱吉命じて、服忌は人倫の本なれば、區々なるべからずとありて、一般服忌の制を定め、是を改正服忌令と題して頒布せり、こは現今も猶襲用する制なり。又是より先き、碁打安井算知が子算哲、家業の碁を好ます、若年より天文曆術に熱心にして殆んど寢食を廢して之に從事せるより、父算知大に之を憂へ、窃かに保科正之に內訴する所ありしも、正之これを却け、反りて曆術を奬勵せしかば、算哲益々其學に勉め、遂に本邦用ふる所の宣明

暦に推歩の缺點あるを見出し、元の郭守敬が授時暦に因り、新たに暦書を撰じて幕府に上り、改暦を建議せしも、大老酒井忠清は、算哲の暦とても誤りあるべしとて採用せざりしが、綱吉嗣立に及び算哲は、天和三年の暦に十一月十六日月蝕とあるを、是れ推歩の誤りなりとて、卽ち授時暦に因り、暦書を撰じて幕府へ上りしに、果して同日に月蝕なかりしかば、綱吉之を賞して、算哲に薙髪を命じて天文方となす、卽ち澁川助左衞門と更む、是れ幕府に於て天文方の初めなり。依て奏請して改暦を擧行し、貞享二年より新暦を頒布せり、是れ明治四十二年の暦まで記載せられし陰暦なり。其頒行當時の暦本の首めに左の記あり、「貞享二年乙丑暦、貞觀以降、用二宣明暦一、既及二數百年一、推歩與二天度一差、方今停二舊暦一、頒二新暦於天下一、因改正而刊行焉、貞享元年、止二舊暦一、用二新暦一、十月二十九日詔、賜レ名曰二貞享暦一」と。蓋し往昔安倍氏天文道を掌ると雖も、暦術に至りては之を加茂氏に傳ふ、既にして其家絶えたるより、幸德井氏、加茂末流といふを以て、奈良春日の社人より暦官となりしも、後世其術精しからざるを以て、更に土御門家は安倍氏なるを以て、之を掌りしに、茲に至り暦本は、幕府天文方、卽ち澁川氏よりの撰著を用ふる事となれり。

因みに云、往昔諸國に私撰の暦本あり、其大概を述べんに京都には土御門、幸德井の外、禁裏御經師菊澤氏の暦あり、伊勢宇治山田の伊勢暦あり、伊豆三島河合氏の三島暦、大和の奈良暦、陸奥會津諏訪社家の會津暦、薩摩の薩摩暦等の類なり。蓋し是等は戰國交通不便の時代に、各々一時の便にとて私撰せしものゝ永續したるなるべし。茲に於て是等亦宣明暦に因れるを以て之を停め、一般に貞享暦に據らしめたり。

堀田正俊の横死と側用人の増員附柳澤保明立身の端緒

堀田正俊の横死——側用人の増員と柳澤保明

〔**堀田正俊の横死**〕　綱吉嗣立後、諸般の政績は最も老中上座たる堀田正俊の輔佐に依れりとなし、天和二年左近衞權少將に進め、大老職となせり。（祿は漸次加恩あり、下總古河城十二萬石）夫のみならず、弟對馬守正英は西丸若年寄若君の傅役となり、季弟伊豆守正虎は側衆となる等、一門權職に居り、旭日の如き威勢なりしに、貞享元年八月二十八日に、其從兄弟なる若年寄稻葉石見守正休（美濃加納二萬五千石）のために、殿中にて刺殺されたり。其日は式日なれば、諸大名も出仕あり、やがて將軍表座敷へ出座あるべしと、大老、老中打揃ひ、御用部屋に列座せしを、正休用事ありとて、正俊を次の廊下、俗に琴棊書畫の御入側といふ所へ呼出し、近々と側近く寄るより、脇指（籠房の新身なりと）を拔くより早く、天下の御爲尋常に御覺悟あるべしと申して、右の脇の下より左の肩先へ

突き貫きたり。正俊は、石見亂心と言ひしのみにて息絶えたり。斯くと見るより老中大久保忠朝一番に駈付け、狼藉者と聲を掛けて正休に切付け、續きて老中戸田忠昌、阿部正武驅來り、二三の太刀打して、正休も即時に息絶えたり。茲に於て老中より出仕の大名へ、「稻葉石見守儀致二亂心一、堀田筑前守討果候、石見守儀、即時に何れも討留申候、筑前守儀突疵深手に候間、存命難レ計候、依レ之御禮(式日將軍への謁見)無レ之候間、何れも退出可レ有レ之、御機嫌被レ爲レ替候儀無レ之候、」と達したり。さて正俊をば未だ存生の體になし、幕府より本道、外科の醫師各々一人づゝを差添へ、息正仲に同乘せさせて下城せしめ、正休の死骸も其儘駕に乘せ、下城せしめたり。此時正休が懷中に、

私親伊勢守、先年駿府に於て不慮なる横死(家來安藤甚五左衞門、松永喜内のために殺さる)仕候處に、家督無二相違一被二仰付一、御厚恩被二成下一、且御當代に罷成、猶御加增御役儀等被二仰付一、生々世々難レ有仕合、御高恩難レ報奉レ存候、依レ之筑前守と討果申候以上、

右の書面ありしも、態と老中は取上げずといふ。此時の狀況は、

稻葉石見守殿が堀田筑前守殿を殺害致され候は、餘程久しき以前より思立たれしと見え、石見殿に一人の老母ありしが、一日其方へ參られ、石見守殿申す樣は、私儀追ひ〳〵結構に仰付けられ、又々近々の内御加增成下され候御内意を伺ひ候、さ候はゞ此屋敷より一層手廣き屋敷をも下さるべく、然らば引移りの砌、とかく女共が調度取片付けに暇入り、延引仕り候もの、世間に多く御座候、それのみならず見苦しき雜具など取散らし候を、私も度々見掛けて候が、何卒左樣の儀これなき樣、唯今より仰付け置かれ候樣にと申しければ、老母も尤もの事なりとて、夫より自身差圖ありて、今にも引移るべきまでに用意致され、又石見守殿、家老用人中へも右の内意を申され、引移りの際は公儀より夫々請取りの役々參るべければ、諸人見苦しからぬ樣、唯今にも引渡すべき支度調へ置くべしと申付けられ、是れ亦形の如く用意致せしとなり、さて二十七日の夜は、例より早く奥へ入られ、夜半過ぐるまで唯一人起き居られたる樣子にて、時々筆を下に置く音の聞えしは、書物を認められしなるべしと、さて二十八日登城の前、例の如く老母の方へ參られ、今曉夢見惡しき由噂致され、人間は老少不定と申し候へば、今にも私身に何事ぞ候とも、必ず御歎きあるまじと申して、玄關に出で駕籠に乘る時、家老中を見返り、若し御城より急に使を以て、書物を取りに遣はす事あるべくも計り難し、其時は、我等居間の机の上に白紙にて封じたる一卷あり、それを渡すべしと申付け、其儘登城ありしに、果して殿中にて筑前守殿を殺害し、其身も即座に斫斃されたり、家來共死骸を受取り來り、居間にかき入れ、さて何れも打寄りて見るに、太刀疵七箇所、皆後ろより切りたる疵なり、脇指の切先きは、五分程折れてなし、是は筑前守殿を杉戸

に突付けて、忽ぐられしにより折れたるなるべし、家老共死骸へ向ひ、當時筑前守殿と申せば、誰ありて指をも差すべくも御座なく候に、御忠義の御志に御身を捨てられ御殺害候事、古今稀なる成され方、恐乍ら感心仕り候、併し御爲めと申し乍ら、斯くの仕合はせ、申上ぐべき様も御座なく候と落涙に咽びしとなり、頓て屋敷は御役宅の事故、早々明け退くべき由にて、役人中來り、表門、裏門を固め、出入を改められしが、兼々石見守殿申付け置かれたれば、支度整ひ居りて早速引拂はれしは、尤も見事なりき、又堀田家は、流石御大老職の事とて、諸家より見舞ひ引きも切らず、門前市をなせしが、稲葉家は誰ありて訪ふ人もあらざりしに、水戸殿（光圀）御一人は、御自身に御行向あり、老母を御呼出しありて、今日石見守、一命を捨てゝの御奉公だて、さりとては感じ入りたり、必ず愁傷あるべからずと、懇ろに仰せ置かれたりと、又此朝筑前守殿を石見守殿殺害と聞くや、奥も表も一同に嘆き立てしかば、御側御用人牧野備後守殿、御前の様子心許なしとて、奥の御休息の方へ入らんとせし時、柳澤出羽守、未だ彌太郎とて御小性なりしが、走り寄りて備後守殿の前へ立塞り、何故奥へ走り入るやと咎めたり、備後守殿、御前心許なく存じ罷り通るなり、何故遮るぞと叱り付けしに、彌太郎、それは何事ぞと、備後守殿腰のあたりを指ざしけるまゝ、心付きて見れば脇指を帶し居たり、備後守殿、ふと心付かず誤り申したりと、脇指を取りて遥か後ろの方へ投げやりしかば、彌太郎、さらばとて先に立ちて御前に導きたり、將軍遙かに此體を御覽じ、彌太郎、聞がしき中に落付きたる仕方、神妙の由上意あり、備後守殿も、誠に負うた子に淺瀬を教へられて候、末々御用に立つべきものに候と御取合せ申上げたり、是れ彌太郎立身の糸口なりし、（槐記、老士語錄等取意）

右の如く正休が此擧は、一朝一夕の思立ちにあらずして、そは二萬五千石を領し、若年寄の權職に在りながら、家をも身をも投捨てゝの事なれば、必ず深き子細ありしに相違なし。さればこそ、或部分よりは奇傑家と評せらるゝにせよ、當時賢者の聞え高く、且つは三家の一人たる水戸光圀が鴛を枉げて、其死を弔せられたるなれ。殊に家康の命として造り立てたる軍船、俗に安宅船（アタケブネ）といふを、其番人等を置き、無用の費用ありとて、之を毀ちしは正俊の處置にて、又四月十七日は東照宮忌辰なるを以て、將軍家にも固く謹愼あるに、正俊は大川に船を泛べて網を打たせし等は、生前既に世人の非難を受けたり、（此他種々の俗說あれど採るに足らず）是等に據りて考ふるも、正俊既に君寵に誇り漸く增長したるに相違なし。されば正俊横死後、子正仲は忽ち將軍家の不興を蒙り、家格を貶されし上に、貞享二年出羽山形へ轉封せられたり。此事を武家祕笈に、

堀田下總守正仲、綱吉公の台命專ら不快の事は、父筑前守兼日不行跡達二公聞一、依て如レ此と云へり、

尤も然り、乍ら去夫計りにも非ず、正仲臆心の儀に依てなり、既に筑前守、稲葉石見守に害せられはや瞑せらるゝと雖も、御城中穢の事を憚り、息の通へる由にて、下總守と同駕になして退出となり、其時正仲、筑前守の體を見て肝を消し、わな〳〵振ひ、腰の抜けたる如く、立つ事能はず、皆々之を見て、徐りに側耳かしく思ひ、取て引立て、介抱して退かしむと、此儀綱吉公被二聞召一、父の死を見て驚きたるは勿論の儀なれど、何とて左様にうろたへるや、武門に生れし身、右の如くにて何の用にか立つべきと宣ひけるよし、是より甚だ不首尾なり、云々、

とあり。確説とは信じ難しと雖も、綱吉は是より正仲に不興せるは事實にして、既に溜の間の格たりしを雁の間に貶したる上に、年頭の參賀登城も、元日、二日は大名の登城日なるを、故らに無位無官の輩と同樣に三日となし、又山形の地は古河に比すれば甚だ惡しく、家中の住居さへも不足して、何れも商家などに賃居し、頗る艱難なりしといふ。然るに堀田方の記錄といふべき書に此一件の事を、

稲葉石見守は、元來年若の僻として、常々些細の事をも氣に掛けて、何かと一人にて取捌かんとせられける程に、筑前守、一族の好みとて、毎度然るべからざる由意見せられしが、石見守、後には之を不快に思ひてか、何となく不和の樣になりたり、然る處貞享元年上方筋洪水にて、諸所破損夥しきに付、石見守、右見分仰付けられ、罷越し候處、歸府の上、右川々堤防破損修繕の儀、徐程の樣子に言上に及び候處、重ねて御代官川村久太夫（こは瑞賢とて名高き人なり）差遣はされ、目論見仰付けられ候處に、存じの外御手輕に御修繕相届き候由に、御老中方まで言上致し候に付八月二十八日久太夫歸府、御目見え申上げ候後、右の段上聞に達すべく御評議の處、石見守、其前夜堀田方へ參られ、此度久太夫目論見の通り御聽きに達し候ては、先達て私差遣はされ、見分之儀不行届きと相成り、何共迷惑仕候間、是非此儀は當分上聽に達せざる樣と、相賴まれしが、元來天下の御仕置きには私を挾むべきにあらず、勿論其元を不行届きと思召され候共、其段は氣の毒ながら、是非に及ばず、殊に久太夫は普請向き巧者のもの、憚りながら其元は、我等同樣、かの樣の儀不知案内の事は、上にも御存じの事なれば、假令ひ不行届きとありても、さしたる御咎めもあるべからずと存ずれば、先づ其分に致し然るべしと申されしを、石見守不興げに座を立ちて、早々歸宅せられしが、此事を徐りに心配せられしと見え、遂に取りのぼせて、二十八日、久太夫御目見え以前に此大變に及びたり、云々、（夜話集、堀田家士覺書取意）

右の説は、予輩疑ふものなり。何となれば上方筋洪水にて、川村瑞賢を遣はしたるは、元祿三年にて、貞享元年よりは七年以後なればなり。

〔**側用人の增員と柳澤保明**〕　そも大老職たる人が若年寄たる人に、しかも式日殿中にて殺害せられたるは、古今未曾有の大椿事たる上に、其殺害の意趣に於ては、茫乎として知るべからず、茲に於て綱吉は、前代の酒井忠清と、今此堀田の横死とに鑑みて、是れ畢竟大老職なるものを老中の上に置くよりして、自然に威權此者に歸するより、斯る變事も起るなれば、自今は成るべく執權者を制肘して、權威の付かざる樣になすを得策とすといふを以て、俄かに側用人を增員して、萬事は老中の伺ひを待たず、將軍親から命令して之を奉行せしむる事となせり。依て牧野成貞の外に、松平伊賀守忠周、喜多見若狹守重政を側用人となす。且つ側用人は、向後老中の如く、上野及び增上寺靈屋代參等も相勤むべく、又從來將軍より諸大名への內書は、大老職の奉る所なるを、自今は月番老中を以て之に充てたり。尋で酒井左衞門尉忠眞、太田攝津守資直を以て側用人となす、茲に至り其員數、老中に比して一人多し、是れ實は將軍の左右に一の御用部屋を新設せるなり。後牧野成貞の常務を免じて、柳澤出羽守保明を以て之に代へ、酒井忠眞の跡に、松平右京大夫輝貞を命じたり。中にも柳澤保明は、綱吉より少きこと十二歲、其父安忠は、綱吉幼年よりの近侍たるを以て、保明七歲にして始て綱吉の左右に近侍し、親しく句讀を授かり、御學問御弟子の最初と稱せられ、長ずるに從ひ倍々寵用せられ、茲に至り側用人となり、一萬二千五百石を賜はりしが、續きて老中格となり、更に大老職格まで登庸せられたり、委しくは次條に述ぶべし。

◎綱吉の好學と學問の流行

綱吉の經學主尙——孔廟、釋典、儒者蓄髮、學問所、歌學方——土佐派繪所——俳句、戲作、浮世繪

〔**綱吉の經學主尙**〕　德川將軍十五代の中に、讀書に熱心なりしは綱吉を以て第一となす、蓋し天性の然らしむる所ならんも、亦幼少よりの素養に依れり。そは常憲院殿御實紀に「公御幼稚の御時より、萬づ御發明にわたらせ給ひしにぞ、御父公、(家光)常に御母公桂昌院殿に向はせたまひ、吾は幼年より武藝を好み、且つは少壯にして大統を受繼ぎ、萬づ心入の多端なるに任せ、讀書の暇なかりければ、文藝に於ては力をも入れず、今に至り、まゝ悔ゆる事あり、此兒は萬事にさとく、生先き心にくゝ見ゆ、善師を選び、今より書を讀ませ、聖賢の道に心を用ひしめば、行々は用に立ちなんものぞ、汝構へて心を入れ、文讀ませよと宣ひしかば、母公涙をうかべてかしこみたまひ、御幼稚の程より、何事よりも先づ文よむ道を勸め」云々とありて、所謂習ひ性となりしと、一は父公の命といふより、格別に勵精せるに依れるなるべし。さるからに繼統の初め、正月儀式の中に前代に例なき御講釋始といふを行はれ、卽ち學問弟子の初めなる柳澤保明に、大學の三綱領を御講進せしむるを

年々の例となせり。又是より先き延寶八年、將軍宣下相濟むや、九月十一日始て林信篤、人見友元を召して經義を討論せしめ、後例月三回と定め、同十七日に、信篤に大學を進講せしめ、亦月に三回を例となす。乃ち有司に面命して、專ら學問に勵精せしめ、信篤の大學の進講畢るや、續きて四書、五經に及ぶ。天和元年、信篤に命じて、四書、五經、小學等の訓點を正さしめ、功成るに及び、之を刊行せしむ、所謂道春點本是なり、是よりして四書、五經の書籍、偏阪僻地までも行はれたり。元祿三年、信篤に命じ、殿中黒書院に於て四書を講せしめ、出仕の面々に聽聞せしむ、是より月一回を例となし、續きて五經に及ぶ。同四年二月、諸有司を召して、綱吉、論語を親講す、爾後毎月一回若くは二三回を以て例となす。續きて學、庸、詩、書、周易に及ぶ。其間或は三家始め諸大名を召して聽聞せしめ、或は神官、僧侶、醫師等を召して聽聞せしむること例月にして、晩年に至るまで怠らず。殊に毎歳參向の勅使、若くは親王、公卿、門跡等の東下の際は、必ず綱吉經書を親講して聽聞せしむるを以て、饗應の一となせる等は、德川氏に於て綱吉の外曾てなき所なり。將軍既に右の如くなれば、一般に學問の流行せるは言ふまでもなく、全國寒村僻里に至るまで、學問てふ事の大小はあれども、行屆きたるは、實に綱吉の恩澤なり。されば其自身がいかに勵精せしかは、故老夜談等に、桂昌院殿、或時增上寺へ御參詣遊ばされ候節、住持詮應大僧正（一本には祐天とあり）申上げ候は、

上樣には先頃より經書の御講釋を遊ばされ候段、憚りながら感心奉り候、さりながら講釋と申す事は、其道の者に於ても中々むづかしき事にて、先づ一座の講釋を仕候にも、下見と申して數部の書を繙き、古人の論斷をも記憶仕り、夫にても猶心に落居申さず候へば、樣々工夫考案を費すなど、一方ならざる辛勞に候、然るに上樣は、晝夜御政事に御苦勞遊ばされ候上に、御學問に御精を入れさせられ、學者達、諸出家などをも召寄せられ、其道の者に御向ひ遊ばされ候て、御講釋遊ばされ候事、大體の御辛勞にては御座あるまじと、恐れながら私身に引比べ候て察し奉る事に候、然れば萬一御根氣に障り、御病身ともならせたまはんかと、御案じ申上げ候、何卒今少し御學問御控へ遊ばされ候樣にと存じ奉る由、申上げられけるに、桂昌院殿、今の僧正の申し樣には、此尼が了簡とは違ひて候、上樣の御學問に御精を入れさせらるゝは、天下を掟せさせらるるに、よきが上にもよかれかしと思召さるゝ上に、いかにもして下々をよき敎に導きたまはんとの御事にて、天下のためにて、私の事にあらず、さる上は、將軍家が、天下のために命のちゞまりたまふとも、更に憂ふべきにあらず、僧正は一宗の司として、諸國に末寺、徒弟も數多あれば、それらに逢はん時に、今の將軍家、元館林殿と申し方、御先代の御養君として天下を掟させられ、天下のためには命のちゞまり給はんも本望なり、いかにもして下々に善事を勸めんとて學を

勵み給へば、まして其道の人々は、晝夜學問を勵むこと肝要なりとありたけれと仰せられしかば、僧正、誠に御尤もの仰せ、畏り入り候と赤面したり、と見えたるにて、綱吉が勤勉、且つ其講演所說の明確なりし一斑を察すべし。殊に元祿五年以後は毎月八回づゝの親講にて、其度々に、大名、諸有司、其他神官、僧侶、醫師等まで、或は經書又は神書、佛典、醫書等の講義を命じ、不審の箇所は十分に質問して、其所說を明確ならしむ。されば何れも何時仰せを蒙りて、進講すべきも計られざれば、各々競ひて學問に心を傾けしは察するに餘りあり。

◎〔孔廟釋典、儒者蓄髮、學問所、歌學方〕　又元祿元年に、始て林家私塾の釋奠に、胙（ヒモロギ）を獻せしめ、此冬其孔子堂へ參詣ありて、信篤に尙書堯典を講せしめ、明年重ねて參詣ありて先聖を崇敬ありしより、大名、有司も擧つて先聖を崇敬するに至れるを以て、此年命じて、神田臺に大聖殿造營あり、側用人松平輝貞を以て其工を督せしめ、蜂須賀飛驒守隆重に其工を助けしむ。明年工就りて、林氏私塾に奉祀の聖像、及び四配の像を之に遷し、十哲の神主を新設し、七十二賢及び先儒の像は、狩野洞雲に畫かしめ、大成殿の額は、綱吉之を書して掲げ、玆に於て儒官は從來僧體にて、法印、法眼、法橋等の僧官に任せられ來りしを改めて、悉く蓄髮せしむ、依て林信篤を從五位下大學頭に叙任す、乃ち其私塾を大成殿の傍に移して、學校を新建し、聖堂學問所と稱し、以て諸士就學の官校となす、此歲（元祿四年）二月、始て法成殿に釋菜（シャクサイ）を行ふに當り、綱吉親しく之に臨み、幣物を呈供し、且つ祀料千石を寄せ、爾後毎年釋菜、釋奠には、必ず親臨あり、若し事故ありて親臨し難き時は、老中、側用人、高家の中を以て代拜せしむ、是れ幕府に於て官校設立の初めなり。

綱吉の好學は獨り漢學のみにあらず、亦皇朝の古典にも熱心にして、元祿二年、北村季吟、其子春潮の二人を召出し、季吟に祿二百俵、春潮に二十人扶持を賜ひ、歌學方となす、是れ幕府に於て國學開講の初めなり。尋で季吟を法印に叙し、五百石を賜ふ。

因みに云、季吟は通稱久助、拾穗軒又湖月亭の號あり、近江野澤郡の產。初め京師に至り、今大路家の門に入り醫を學ひ、廬菴と稱せり。後ち皇朝の學に心を寄せ、傍ら中院通茂公等に就て和歌を學び、尤も連歌に巧みなり。幕府に召出され、法印に叙せらるゝに及び、再昌院と號す。寶永二年、八十二歲にて歿せり。著書十數種、中にも枕草紙春曙抄、源氏物語湖月抄、伊勢物語拾穗抄、萬葉集拾穗抄、土佐日記抄、徒然草吟和抄、和漢朗詠集註等は、尤も學者に益する所多し。されば儒者蓄髮の事を憲廟實錄に「近古武家と成りて文學廢頹し、室町家の時、五山の僧徒を請じて經籍を講せしめしより、弊俗相及び、却て儒士皆剃髮の形となり、豪傑の士も改むることを得ざ

りしに、崇文の制、斯に及べり、相繼ぎて林門の徒には、和田春堅は傳藏、大河内春龍は新助、林春益は又右衛門、人見沂は又兵衛、坂井伯隆は三右衛門、伊庭春貞は正大夫、深尾春庵は權右衛門と改稱し、非家の儒者には、木下順菴は平之丈、同寅亮は平三郎と改稱せり、其外經を諸侯の門に携へ、或は鄕黨の間に書を挾む類まで、皆舊俗の陋習を變じて濟々の風をなす、誠に五百年來の盛事なり、」とあるは決して溢美に非ざるなり。又同書元祿十三年十一月二十一日周易講畢の條に「去る六年四月二十一日御開筵より今日に至て、二百四十座にて御竟宴なり、御家門衆、譜代、外樣諸大名、旗本の諸士、外に諸宗の貴僧碩德、社人、山伏、下は柳澤出羽守保明、松平右京大夫輝貞が家の儒生に至るまで、志ある者は、拜聽を許して登城する事、毎月六度なりき、（中略）これのみならず、毎日毎夜に限らず、燕暇の時は、林大學頭信篤、幷に伊庭五太夫、大河内新助、和田傳藏、安見文平、中村新兵衛、松浦藤十郎、木下半三郎、荻生小次郎等の儒臣を集め給ひ、經義を問答し給ふに、英辯泉の如く湧き、精義綺（アヤギヌ）の如く粲（アザヤカ）にて、奉問奉對する輩、汗流れ神奪はれ、敬服せずといふ事なし、（中略）或は御家門衆、執政、幷に牧野備後守成貞、松平右京大夫輝貞、及び保明が亭に成らせ給ふとも、必ず先づ經書を講じ給ひ、次に亭主に命じて進講せしめ、次に其家の儒生をして、或は進講或は問答せしめ、親自ら尊貴を降し、御上段を下り、進講の士と間を同じくし給ひて、討論講究をなし給ひきなり、」云々とあり、實に學問の爲めには、古今になき將軍家といふべし。

〔土佐派繪所〕　これのみならず、綱吉幼少より狩野洞雲等を召して畫を學び、尤も水墨畫に巧みに、間々施彩の作もありて、其技、一趣の風格あり。其兩三は、音羽（オトハ）護國寺に現存せり。されば美術上にも亦心を傾け、殊に畫は其好む所なれば、專ら之を奬勵し、當時幕府の繪所は狩野一派なりしに、本邦の故實典章の圖は、一に土佐派に在るを以て、元祿三年、禁裏御繪所預（エドコロアヅカリ）土佐光起（ミツオキ）の高足たる住吉具慶、廣澄を江戸に召し、十五人扶持を賜はり、後ち二百俵に加增ありて、土佐派の繪所となしたり、是れ幕府に於て土佐派繪所の始めなり。

〔俳句、戲作、浮世繪〕　右の如く天文、曆術及び國學、歌學より、繪畫に至るまで悉く江戸に充備せるより、當時府下の文運一時に隆興せしに從ひ、從來京都に於て堂上といはず、地下といはず、各其學藝を以て家元と稱し、祕事口訣を種として世に輝きたる人々は、漸次其家職を失へる如く成行くに從ひ、凡べての學藝は一家の專有を離れて、汎く一般に行渡れるより、奇才の士は各々一新機軸を出して、門戸を張るもの亦少なからず。中にも松尾桃青（ばせを翁）は、俳句を以て尤も名あり。元來俳句は連歌より出でたり、和歌の俳諧歌に擬し、卑近の俗語を綴り、之を俳諧連歌と稱せしに、後ち其連歌の發句（ホック）のみを以て景物を諷詠せるより、遂に發句といひ、又俳句とも稱す。桃青

の門下に秀才數輩ありて、元祿七年桃青歿すと雖も其技益々行はれ、以て今に及ぶ。其他伊勢、源氏、榮花等の物語類も、今は遙か京都に師家を仰ぐに及ばず、府下に於て其講究十分に成れるより好事の徒之を眞似て、目下の世態を筆に寫して世に出すもの、所謂戲作者輩出し、勿論其著書の或は淫猥、若くは卑陋に渉るものは、幕府悉く其梓行を禁じ、所謂絶版に處せしと雖も、從て制止すれば從て出づるといふ有樣にて、此頃の江戸町觸に、無益の作物語の版行、取留めざる書物の版行の禁令年々にして、中には之がため其作者の遠島又は追放に處せられしもの數人あり、是れ今も或る一部に珍重する元祿文學なるものなり。又畫道に於ても、狩野派の佛畫と土佐派の故實畫とを折衷して、種々の世態を畫き出すもの出でたり。こは其畫の何派といふにあらざるを以て、其家元より留筆（畫くを禁ずるをいふ）の咎めなからん用意に、其初めはかき出しゝも、漸次技能を進め、一種の風格を顯はし、世に浮世繪と稱して、賞賛せらるゝに至れり。凡そ是等の類は、實に綱吉好學の餘澤に出でたるなり。

朝廷に對しての綱吉及び諸大名に對しての將軍

小倉大納言の配流——大嘗會の再興、山陵修築、廢典復舊——外樣大名の登庸、善行旌表

〔小倉大納言の配流〕　前述の如く、綱吉經學に熱心なるより、自ら忠孝を以て天下の標準となるべしとの決心を以て、屢々講筵に當り、之を大名以下一般に面諭し、以て自身の行動を體認せしめんとは、憲廟實錄に見ゆる所にて、是れ好學の結果、固より然るべき事なり。されば朝廷に對し奉りては、從來の如く撿束を專らにせずして、或る程度までは一意叡慮に任せ奉りしを以て、左の如き事もありたり。そは東山天皇御立坊の時の出來事とす。當時畏くも靈元天皇の皇后宮（但し當時立后の御事なしと雖も今敬して斯く言ふ）は鷹司前攝政房輔の御女にて、綱吉の御臺所とは御連枝にておはせしが、皇子御降誕なくて、第一皇子は小倉大納言實起の女の御所生にて、一の宮と稱し奉りしかど、御鷹腹の御事なればにや、御降誕の始めより、御外戚たる實起の許にて御養育申上げたり、續きて第二第三第四と皇子御降誕ありしが、何れも御鷹腹なるを以て、皇后の御所生を待たせられしも、其御事なきより、御鷹腹の皇子より御繼體を選び奉る事となりしが、一の宮は、御順序より申す時は當然立坊あらせらるべきなるに、皇后宮の御旨として、第四の宮御繼體と御內定あらせられたり、依て延寶六年三月、年頭の勅使として武家傳奏衆東下の序でを以て、御內意を幕府に下し給ひて、近々の內、立坊の御沙汰あらせたき叡慮に候、夫に付御順序より申す時は、一の宮は御當然の御事なれども、日食の日に降誕あらせられたれば、御繼體には備へ難し、依て皇子の御

中より御選びあらせらるゝ處、第四の宮こそ、御器量と申し、御母も松木大納言宗條の女なれば、旁々然るべく思召す所なりとありしに、是より先き、或る部分より内密に幕府へ申す旨もありしより、幕府の御受けには、此儀元より叡慮次第の御事に候へども、同じくは第一の宮の御立坊然るべからんか、子細は、上御一人よりして長次の御順を替へさせ給ひなば、自然下々も之に倣ふ樣に罷成り候はゞ然るべからざる事に候、（これは幕府に於ても、自然かゝる事の出で來りては、大亂の基ぞと危みしといふ、さもあるべし）又日食の日に御降誕あらせられしを以て、御繼體に備へ難しとならば、御先例を確と仰下されたし、さりながら斯る御事は何事か候べき、若し准后（皇后宮）の御所生にあらせ候はゞ、夫にても御繼體に備へ難かるべきか、とにもかくにも御順序を以て御沙汰あらせられたしとの事なりしかば、朝廷に於ても、其後は此御沙汰もなき内に家綱薨去等の凶事ありて、御沙汰止みしに綱吉繼統ありて、其御臺所は皇后宮と御連枝の御中なるより、萬づ便りよきまゝ、天和元年三月、年頭勅使として武家傳奏衆東下の序で、重ねて右の御内旨を下し、且つ皇子は何れも御庶腹の御事なれば、同じくは御器量と申し、後難なからん（日食に降誕の事）御方をこそと思召す所なりとありしに、幕府は、仰下され候御内慮の趣、御尤もに存じ奉り候との御受けにて、彌々第四の宮御立坊と御内定あり。其頃大覺寺御門主性眞法親王より、皇子第一人御附弟に申下したしと御願ひありしを幸ひと、一の宮を大覺寺御入室と御定めあり、卽ち其旨を小倉實起の許に仰下されしに、先年關東より、立坊は一の宮へと勅答ありしを聞知り、窃かに悦び居たりしに、今俄かに大覺寺御入寺と承りては、無念の餘り、前後忘却して、一の宮參内の儀を、とやかくと辭を設けて延引に及びしかば、傳奏衆を以て所司代戸田越前守忠昌に、小倉大納言事、一の宮御養育仰付け置かれ候處、今度同宮大覺寺御入室ある上は、參内あるべきに付參内あるべき由、度々仰下さると雖も、御受け難き旨と仰下されしかば、忠昌之を拜承し、速かに言上に及ぶべし、但し一の宮御入室の儀は、既に關東へも御沙汰濟みの處、度々御受け難きに及ぶとて、其まゝに致置き候ては、御威光に對し其恐れあり、此儀に付ては關東へ伺ひに及ばず、私一分としていか樣にも申付くべき間、速かに一の宮御參内の御催しありて然るべしと申上げしかば、やがて實起の名代として、一族中園前參議季定を宮中に召され、議奏高倉大納言永敎を以て、一の宮參内の儀度々仰下さると雖も、御受け難き旨毎々勅諚違背の罪輕からず、依て關東へ仰下され、急度典刑を正さるべきに付、謹愼罷在るべき旨御沙汰候事と仰出され、卽日一の宮御參内の御迎として、永敎を上首として公卿、殿上人數人を遣はされ、且つ所司代忠昌の命として、禁裏御附の與力同心一隊を差副へ、威儀嚴重に罷向ひしかば、

實起今は恐懼して、事なく御參內あらせられたり。此時の情況は京官手翰といふ書に、

大覺寺へ御入寺遊ばされ候一の宮は、小倉大納言殿女の產み奉りたる御由緒を以て、大納言殿亭へ參られ候處に、大納言殿を始め、御乳母人以下御附の女房達まで、御果報拙く生れさせ給ひたれば、一の宮におはし乍ら、御出家を遂げさせ給ふいたましさと歎き悲しみ、宮も歎きを見そなはしてか、麻呂はいつまでも斯くてこそあるべきぞ、外へはえ參るまじとむづからせ給ふを見て、御迎への人々思はず落涙せしと、さていつまで斯くて御座候べき、とく〳〵と勸め奉り候へども、とかく御座を立たせ給はざりしかば、やがて抱き奉りて御輿へ乘せ奉りしに、猶もえ參らじとて御座敷の御緣の障子にひしと取付き、むづからせ給ひしを、人々つとよりて、心强くも御手を取離し、やう〳〵にして御輿へ入れ奉りしが、道すがらもむづからせ給へば、御供の人々も涙に咽ばれ候、

とあり、實に恐れ多き御事ならずや。後ち御得度ありて、濟眞法親王と申し奉る。斯る御事情あればか、後年大覺寺に例なき一品に叙したまへり。又實起は、此年十一月二十一日、右の科に依て、其子息前參議公連、次男竹淵刑部大輔公種と共に佐渡が島に流罪せられたり。其實況は越後志に、

天和元年辛酉冬、正二位大納言小倉實起卿、及び嫡子正三位宰相公連卿、二子竹淵刑部大輔季伴（公種の初名）父子三人佐州に配流せらる、中仙道木曾路を經て、出雲崎岩崎町山城屋五郎左衞門が家を旅邸とし給ひて、出船別れの時、實起卿「古里を出でにしよりも悲しきは馴れにし人の波の別路」季伴卿「賴みなき波にうかるゝ身のうきは人の情けに思ひ忘れて」十一月晦日出船の時、山城屋が家より船場まで、道に莚薦を敷き左右に石をたたみ、崇敬を爲す、卽日佐州小木浦に着岸、一宿、十二月朔日、新町村に宿、二日、相川に着き給ひ、羽田町常德寺（四本願寺末寺）二宿、四日、同地市兵衞なる者の家を借りて居住し給ふ、一人に五人扶持づつ將軍家より賜はる、春秋四年を經貞享元年甲子三月十八日卒し給ふ、同年九月二十三日、公連卿卒し給ふ、季伴卿は、十二年を經、元祿八年亥五月十二日、赦免にて歸洛し給ふ、

〔**大嘗會の再興、山陵修築、廢典復舊**〕　さて第四の宮御繼體とならせられ、貞享四年三月御受禪あり、四月二十八日御卽位あらせられしに、此冬綱吉奏上して、絕えて久しして大嘗會を再興し奉れり。そも大嘗會は天皇御一代一度の大典なるも、近古中絕してより、僅かに神宮例幣を家綱の時再興ありしかば、これにて新嘗の典を形式のみながらも行はれしに、此大典再興は、實に稀有の奉公といふべし。

又御代々の山陵は、武家政治となりてよりは、絶えて修繕等の事なきを以て殆んど荒廢に屬し、戰國時代には、或時は武將の陣營を陵上に設け、又は盜賊等の御陵の崩壞せるを見て、之を發掘して珠玉の類を取るなど、實に恐れ多き事のみなりしに、綱吉は、元祿三年に京都所司代に命じ、關白、傳奏に就て、其御所在の國所を舊記に據りて調査せしめ、以て訪搜の便となし、其事就るに及び、上奏して山陵修繕に着手し、其御陵毎に、方一町を限り竹柵を設けて、人馬の入るを禁じたるより世人始て山陵の貴ぶべきを知れり。一說に、此事の起りは、柳澤保明が臣細井廣澤が保明に勸めしを以て、保明言上して此擧ありしといふ。そはともかく、武將政權を執りてより、空前の大忠功といふべし。

又京都賀茂社の葵祭（アフヒマツリ）は、往古欽明天皇の御時より行はれ、四月中の酉の日に行ふ、京都第一の祭典といはれしが、是れ亦應仁以來久しく廢絕せしを、元祿七年綱吉奏上して之を再興し、新たに賀茂社に祭田七百石を寄進せり。依て御蔭神事、上下兩社の葵祭、五月五日の競馬（クラベウマ）に至るまで、悉く再興ありたり。又當時主上には、春秋二季、若くは一季の外、能樂御覽の事なく、又舞樂の天覽は、定りて正月中旬一日御催しあるのみなりしを、綱吉繼統の後は、春秋の能樂は必ず御催しあるべく、又臨時御覽ありたしと思召さるゝに於ては、事の煩ひなき限りは、年中月日を限らず御催しあるべし、依て御料として、内々にて年々黃金二百枚を獻じたり。又當時上皇は後西院天皇にて、此御方は御卽位はあらせられしも、御内實は、靈元天皇御幼齡の間、畏けれど御後見と俗にいふ如く、暫時御位を預からせ給ふといふ御事なりしをもて、御脫屣の後は、新院御所と稱し奉ると雖も、並みの親王家の如く、公卿、大名等官位昇進御禮の獻品等も、御辭退あらせられしを、綱吉上奏して、仙洞の御例になし奉り、元祿三年には、從前仙洞御料七千石なりしを一萬石に、女院の御料四千石なりしを七千石に增獻し、同七年には、禁裡御料二萬二千石なりしを三萬石に、女御の御料三千石を五千石に增獻したり。又修學寺御山莊は、後水尾上皇御經營ありて、時々御遊覽ありしが、崩御の後は、後西院上皇御幸（ゴカウ）の事もなし、こは御費用の上よりして、關東を憚らせ給ひしなれば、靈元上皇に綱吉上奏して、春秋二季の御幸を勸め奉れり。されば朝廷に於ても、此等の忠勤を叡感ありて、綱吉四十初度の賀に、上皇の御製を賜はり、五十、六十の賀には、畏くも禁裏、仙洞御所に於て、特に祝ひのために御歌會を御催しありて、御製を始め、關白、大臣、親王、公卿、時の歌仙の方々、詠進の懷紙を賜はり、特に上皇よりは、當日當座の短冊を、屏風一双に押して賜はりたるなどは、前代曾て例なき所。且つ官位昇進の内勅度々なるも、綱吉固く辭し奉り、年六十に及び、寶永二年に始て右大臣に陞りたり。蓋し兄家綱は年四十、正二位内大臣にて終りたれば、六十歲未滿の間は、

兄の官位を超えずとの意に出でたりといふ。されば以前は、堂上家と京都所司代とは、常々相反目といふ程にはあらざるも、其間圓滑ならず、別けて所司代は將軍の目代といふを以て、肩肘を張りて堂上方を白眼み付けしが、此時代にはさる事なく、實に相親睦せりといふ。蓋し綱吉既に忠孝を下に奬勵す、故に窃かに自ら顧みる所あり、且つ大義名分は、元より明らむる所なるを以て、從來の如く、將軍の御威光を以て自ら居らず、私に唐土の監國に擬す、そは朝鮮國王への復書に、源監國の朱印を捺せるにても知るべし。

〔**外樣大名の登庸、善行旌表**〕　既に天子を奉じて、監國の位に居るとなれば、彼の東照宮御掟なる武將的精神に悖るも自然の情勢にて、其結果として、諸大名に臨むに外樣、譜代の區別なく、各々平等に見做し、先づ加州家は、豐臣時代には內府、（德川）大納言（前田）とて並立したる家柄なればとて、其待遇を三家の次として、官位も水戸家に亞ぎ、卽ち前田綱紀（ツナノリ）を從三位參議に陞せ、其家老の當主附二人及び若殿附一人を從五位下に叙す。外樣大名にも、其材に依て有司に擧用す、其一二をいへば、南部遠江守直政、（盛岡南部の分家）金森出雲守賴旨（ヨリトキ）を側用人、加藤越中守明英、松浦壹岐守棟等を寺社奉行としたる類にて、其他昵近衆（デッキンシュ）又は奥詰衆の名を以て、將軍の左右に奉仕せしむる人數人あり。又從來越後守は松平家、（津山）薩摩守は島津家、陸奥守は伊達家に限り、自餘の大名は之に任ずるを得ざる例なるを、綱吉は是れ朝廷の官爵を私に制するものとして之を廢し、何人と雖も之に任ずるを得しむ。又代替（ダイガヘ）り巡見使の諸國に派せらるゝや、其視察は多く形式的に失し、或は一二實際を按檢する者あるも、唯其國政風俗の缺點のみを擧げ、美風善政は之を言はず、是れ尤も不當の事なり、今後は宜しく善惡共に、實際を按檢して言上すべしと面命せり。されば此時の巡檢使は、此意を體して諸國に向ひしより、諸大名何れも大に畏敬せりといふ。さるからに駿河富士郡今泉村の農民五郎右衞門といふ者、平素父母に孝に兄弟に友に、且つ鄉黨にも厚く、凶年飢歲に、近鄉までも貧民の餓（ウエ）に迫るを見聞する毎に、自家の貯蓄を散じて之を賑救すること多年にして、爲めに再生の幸を得たる者數十家に上れり、されど當時誰ありて此義擧を上申する者なく、埋もれ居たりしを、巡檢使の聞く所となり、具さに按檢して言上せしかば、幕府は其巡檢使を褒美し、卽ち天和二年二月、五郎右衞門には多年の義擧を褒賞して、所持の田地九十石は、永代賦稅徭役免除の朱印を賜はれり、且つ林信篤に命じて其傳を作り、刊行して一般に頒布し、以て奬勵に資せり、德川幕府に於て孝義の者を褒賞せるは、之を初めとなす。

綱吉の三大弊政と柳澤保明

護國寺及び護持院、増亮賢及び隆光――犬族保護の令――祈禱の競爭――生類憐みの令――水戸光圀の皮肉と犬族保護の周密――悪貨の鑄造、荻原重秀――柳澤保明の寵用

〔護國寺及び護持院、僧亮賢及び隆光〕　綱吉襲職以來、鋭意政績を擧ぐる所、前述の如くなるに引替へて、亦空前絶後ともいふべき弊政ありて、晩年に至りて彌〻甚しく、四民其苛酷に哭するに至れり。其略を述べんに、眞言新義派僧侶の跋扈は其一なり。こは初め綱吉の生母桂昌院、未だ徽賤にて京都に在りし時、母に從ひ仁和寺に參詣せしに、同寺の伴僧に亮賢といふもの、桂昌院を相して、此女子他日大に尊貴を極むべしと言ひしが、程なく江戸に召され、遂に家光に寵せられ、やがて懐胎ありしかば、幕府の例として諸寺社に平産の祈願ありしに、此亮賢、江戸神田の知足院（眞言宗）に住持たりしかば、兼ての一言もあれば、之に祈禱を賴みしに、亮賢、此度の御懐胎こそ、實に柳營の御慶事、正しく大將軍に備はり給ふべしと内々申したりといふ。其後綱吉出産ありて、成長の後上野館林城三十萬石を賜はるに及び、驗者なるを以て、封内碓氷八幡宮別當大聖護國寺へ此亮賢を住持に招請し、第一の祈願所となしゝに、果して先きに亮賢が申しゝ如く、五代將軍となられしより、桂昌院深く亮賢に歸依し、此上は更に府下に一寺を建立し、亮賢を住持として、御代長久、長日（チャウジツ）の祈願所となすべしとて、先づ亮賢を上野より神田の知足院へ招き、幕府城中殿舍の安鎭等、從前は東叡山寬永寺の所役なりしを、悉く亮賢に申付けたり。さて高田藥園の地に一寺を建立し、其經營、日夜にかけて工を急ぎ、天和二年工竣りて、桂昌院持念佛なる唐土傳來の觀世音を以て本尊となし、寺號を護國寺と賜ひ、祈願所として寺領三百石を寄せ、京都仁和寺の末寺として、關東眞言宗の大檀林と定められ、其入佛供養を七箇日執行ひ、幕府より白銀千枚、白米三百俵を賜りて、其費用に充てしめたり、以て其盛大なるを察知すべし。殊に翌天和三年二月十一日に、桂昌院參詣ありて、亮賢へ白銀五百枚、時服三十、衆僧に白銀千枚を賜ふ。此日老中戸田忠昌、若年寄内藤重種等、桂昌院の駕に從ひたり、幕府に於て鹿母たる人の出行に、老中、若年寄の供奉したるは、前後に綱吉の一代のみなり。是より屢〻參詣ありて、當時第一の祈願所たり。然るに貞享三年に、知足院住持惠賢大病に依て、後住の人選を亮賢に内命ありしに、亮賢より大和長谷寺塔中（タッチウ）慈心院隆光を推薦し、依て幕府は直ちに隆光を江戸に召し、知足院住職として權僧正に任せり。此隆光は大和添下郡二條村の產、慶安二年に生れ、幼にして同國招提（セウダイジ）寺に入り、朝意律師に從て得度し、後ち亮賢長谷寺に在るの日、之に隨從したる緣を以て、今推薦せられたるなり。然るに是より先き天和三年

五月二十八日、綱吉の世子德松早世（五歳）せしより、他に男子なく、殊に綱吉齢ひ漸く不惑に達せるを以て、嗣を求むるの切なるより、隆光に右の祈願を命じたりしに、隆光、こは大修法の事なれば、同じくは清淨の地に東照宮を勸請し、右御寶前に於て、長日別異の修法仕りたしと内請せるより、綱吉、尤もの事なりとありて、卽ち江戸の鬼門に當れる神田橋外に、五萬餘坪の邸宅を引拂ひ、茲に東照宮を新建し、裝束所、御供所等より瑞籬（ツヅガキ）、唐門に至るまで、總べて上野の東照宮と同一になし、此所に知足院を右別當として新造ありて、本地堂、經堂、護摩（ゴマ）堂、鐘樓、御成（オナリ）御殿まで、是れ亦總べてを寛永寺と同一になし、元祿元年三月工竣り、七月朔日綱吉參詣ありて、寺中殘らず見物ありしに、知足院本坊の普請は、他の諸堂に比して木材粗末なりとありて、其普請總奉行たりし側用人格若年寄上座たる大久保佐渡守忠高は、勤め方思召しに應せずとありて職を褫（ウバ）はれ、普請奉行堀田甚右衞門、材木方山角權兵衞、大工棟梁小澤筑後の三人は、常々御奉公向き念入れざる仕方不埒とありて、三宅島へ流罪となり、堀田が子二人は西尾隱岐守忠成へ、山角が子三人は中川佐渡守久恒へ預けとなり、小澤が子は追放せられたり。偖知足院本坊の改造を命じ、側用人柳澤保明を以て其總奉行となす。是に於て保明は一意普請の結構に盡瘁せしかば、其觀善美を盡し、上野御本坊と雖も、之には遠く及ばずと、諸人言ひ囃せり。十一月十八日綱吉參詣あり、知足院を改めて筑

波山護持院元祿寺と稱し、寺領五百石を寄せ、住持隆光を大僧正に陞せ、且つ寺格は無本寺として、關東新義眞言宗の大本山と定めたり。此時上野宮天眞法親王は、知足院本坊普請粗末なりとありて、總奉行を始め數人罪蒙りし由聞し召され、左右の人に仰せられしは、偖も歎かはしき事かな、そも佛は衆生濟度を本とし、濟度は慈悲を以て第一とす、されば此度の普請に掛りたる者共、假令ひ將軍の怒り强くとも、隆光は出家の事なれば、いか樣にも申しなして御慈悲を願ふべきに、さはなくて餘所に見なしたるうたてさよ、殊に如來樹下石上の御事を思ひ奉らば、普請の粗末何かあらん、よし己が寺ならずとも、精舍（シャウジヤ）造營の事に付て罪蒙る者ありと聞かば、自ら進みても歎き申すこそ出家の本意なれ、看よ此寺のために、後々罪蒙る者出で來つらんぞと宣ひしに、果して此隆光が勸めに依て生類（シャウルヰ）御憐みの事より、數多の人命を害ひたりと、古老夜談に見ゆ。是よりして護國寺、護持院の住持、日々の樣に登城して綱吉及び桂昌院に種々の事を申したり、實に此奸僧等は、當時の政局の惡魔なり。

〔犬族保護の令〕　右の如く子孫繁榮の祈願のため護持院を建立ありて、長日の修法執行に付て、生類御憐みといふ事を奸僧等勸め立て、遂に大虐政となれり。其初めは犬のみなりしが、此犬に付ては、元來幕府の本丸、西丸とも、吹上を始めとして樹木繁茂し、恰も森林の如き園庭なるより、

鳥兎狐狸の類棲息し、中にも大奥向きは常に出入の人すら制限ある事なれば、局々（つぼね）の床下に狐狸の類棲みて、白晝と雖も種々の害をなしけるより、或人の考へにて、犬を飼養して是等の防ぎとなしを、奸僧等之を見て、そも犬は上様の御生年なれば、尤も御憐みあるべし、殊に御子孫繁榮の御修法に付て、別して御憐みあるべしと言上せしより、綱吉も尤もとありて、忽ち古今に例なき犬保護の令を布き、所謂犬の戸籍ともいふべきか、「犬の事、是までの如く無慈悲なる取扱致すべからず、隨分不愍を加へ、大切に飼置申すべし、萬一右に違背の者於レ有レ之は、急度可レ處二嚴科一候事、一、武家を始め、寺社、町方、在々（ざいく）まで飼犬有レ之向は、牡牝、毛色、年の程迄委細書記し、早々其筋々（即ち武家は大目付、寺社は寺社奉行、町方は町奉行、在方は代官）へ可二届出一事、」と令したるに、重ねて「犬の毛色、牝牡、年齢等届出之儀、最前は飼犬と申觸れ候え共、右は御意旨を伺ひ誤り候にて、飼犬は不レ及レ申、假令主なき犬に候とも、其町其村に居付候は元より、他所より紛れ來り候犬にても、其町其村に於て大切に飼立置、諸事飼犬同樣相心得可レ申事、」と觸れ渡したりしに、又重ねて「犬見えざる時は、何方よりか他の犬つれ來り、數を合せ置候由相聞え候、右にては、生類御憐みの御主意に相背き、不埒の至に候、向後犬見えざる時は早々訴出、可レ成二尋求一候樣可レ致、彌不二相知一にて於ては、其趣訴出可レ申、萬一等閑に心得候者於レ有レ之は、急度曲事に可二申付一事、一、市中には荷車、大八車、牛車等にて犬をひき、傷つけ候者有レ之由、兼て被二仰出一候御旨意に相背き、不埒の至に候、向後必宰領一人相添、右樣の儀無レ之樣堅く可二相守一事、」と觸れ渡したり。是より主なき犬は其町其村飼付けの犬となりて、毛色、年齢等まで其筋へ届出でたる上に、出生あれば直ちに右の例に從て其筋へ届出で、又死亡すれば、急に其筋へ届出でゝ、檢使を受け、病死に相違なしとの檢使の一言を聞きて、始て安堵するといふ有樣にて、既に元祿十四年四月、播磨赤穗城主淺野内匠頭長矩が領知召上げられし時、城引渡しに際し、家老大石内藏助良雄が計らひとして、城中の片隅に一區を設け、犬置場となし、飼置きたる犬五疋の毛色、年齢等より、病氣の有無まで委細に帳面に記して、城受取りの役たる脇坂家へ引渡したるを、幕府より目付として遣はしたる榊原采女、荒木十左衞門の二人、殊に褒美したりと、元來城地の受取り渡しは、領地目錄に添へて、城附き武器類などの現在品を記したるに、此道具目錄中に、犬何疋、但牡何毛何歳、牝何毛何歳などゝ、城附き道具目錄を以て授受する例なるに、此道具目錄中に、犬何疋、但牡何毛何歳、牝何毛何歳などゝ、城附き犬として城地に犬を添へて授受せるは、此代に限れり。大名の城地すら右の如くなれば、民間の困却は察するに餘りあり。されば犬共は武士、町人の差別なく、人々一般に畏怖して、うかと手をも指さゞれば、折々人に吠掛り或は噛付くなど、迷惑をかくる事日に幾度といふ數も知れぬ程なりしが、斯る時にも一種異風の者出で來るものにて、彼の男伊達（ヲトコダテ）と自稱する無

賴の惡少年等之を見て、偖も愚かなる人々の有樣かな、何と上より仰せありとも、高が犬の事なるに、餘りに人々大切にすればこそ、人々に怪我などさするなれ、我々は輕くとも天下御百姓の一人なり、若しも嚙付くなどあらば、忽ちに踏殺すべしと言ひ廻りけるを、疾くも町同心の聞く所となりて召捕られ、其黨類十一人の內、二人は全く犬を殺しゝにより、元祿二年十一月、兼々觸れ示す所の御法度を背き、犬を殺害に及び候段、公儀を恐れず、不屆の至りとありて斬罪に處せられ、餘は悉く新島へ遠島申付けられたり。又武家にては、桐の間番永井主水といふもの、下城の途中犬に吠掛けられ、難儀に及びしかば、童僕等、威しのため木刀にて追拂ひしに、其內の一疋死亡せしかば、其事疾くも町廻りの者に見咎られ、元祿元年十月、右の僕は斬罪に處せられ、主水は之に坐して、八丈島に配流せられたり。是等に依て幕府は「犬共往來の者に吠付候を見受候はゞ、飼主罷出、早々取鎭め可レ申、若飼主無レ之、他所より紛れ來候犬に候はゞ、其近邊の者共、又は辻番人共罷出、早々水を洒ぎ追拂可レ申、決而無慈悲なる儀致すべからざる事、一、犬共互にかみ合候節は、早々互の飼主ども罷出、引分け連歸り候樣可レ致、若飼主無レ之、他所より來り候犬共に候はゞ、其近邊の者共、又は辻番人ども早々罷出、水を洒ぎ追拂可レ申、成べき丈犬共怪我無レ之樣取扱、決而無慈悲の儀不レ可レ致事」と、武家、寺社、町村一般へ觸れ示したり、實に此時は、犬こそ百獸の王といふべき勢なれ。

〔祈禱の競爭〕　右の如く護持院隆光、祈願に丹精を凝すと雖も、幕府大奧の女流に懷胎の者なきより、京都に於て、關東にて隆光を當時眞言宗第一の高僧と賞翫すと雖も、彼の僧未だ密法を悉く相傳せず、當時密家に於て第一の高僧とは、醍醐報恩院寬順の上に出づる者あらずとの噂、幕府に聞えしかば、さらば彼の僧を召下すべしとて、三寶院門主へ、老中連署を以て寬順東下の事を申入れ、寬順へは、寺社奉行連署を以て三寶院門主へ申斷り、早々出府あるべき由を命じ、さて寬順參府ありしかば、卽日使番松平求馬を上使として、白銀五百枚を賜はりて滯府の手當とし、翌日寬順登城せしに、白書院に於て謁見せしめ、畢りて波の間に於て老中列座にて、報恩院事、大小の密法悉く相承の由御聽きに達し、奇特の儀に思召され、今度召寄せられ候、追々御修法も仰付けらるべきに付、當分滯府致すべき由申渡し、其後柳澤保明の宅に寬順を呼寄せ、護持院事、御祈願所住職仰付けられ候へ共、未だ密法悉く相承これなし、依りて滯府中日々護持院へ罷出で、御修法相勤め、其序でを以て護持院へ密法悉皆相傳致すべき旨、上意の趣申渡しゝかば、寬順は、護持院に於て大法の修法を相勤む。依て柳澤保明諸事を督し、寺社奉行加藤明英を法會奉行となし、元祿五年七月に始り、八月十九日に終る。其間護持院の四方は、徒頭、組下を率ゐて警

固し、敢て諸人の近寄るを許さず、是れ一は祕密の大法相傳の道場たると、一は不淨の參入を禁ずるが爲めなり。（此事を元寶莊子、日光邯鄲枕、護國女太平記等の俗書共に甲府殿呪咀の修法となせるは非なり）やがて修法畢るを以て、右の賞として報恩院へ寺領百石を寄せ、且つ寬順に白銀千枚、時服五十を賜はり、其外御臺所、桂昌院よりも白銀、紗綾等を下されて歸寺せしめたり。是より先き大奥の女流等は、隆光が修法のみに安んせず、京都へ申遣はして、有驗高德の僧を求めしに、仁和寺御門主覺深法親王の下に覺彦といふ僧、學力法德共に高く、都鄙に其隱れなしと雖も、此僧若年より世俗の交りを厭ひ、獨り戒愼して名利を拋ち、末世に稀有の者なりとの噂、綱吉の聽きに達せしより、柳澤保明に命じて之を迎へしむ、保明は乃ち特に家臣を遣はし、同道して着府あるべしと申送りたり。やがて覺彦江戸に下り、柳澤家に落着きしかば、元祿四年七月二十二日、保明と共に登城せしめ、謁見を賜はり、且つ在府致すべしと命せられ、本鄕湯島臺に於て三千五百坪の地を相し、保明之を奉行して一寺を建立あり。工竣りて寶林山靈雲寺と號し、寺領百石を賜はりて祈願所となせり。又此年八月、府下芝愛宕山圓福寺住持惠戒を柳澤保明の邸に呼寄せ、御子孫繁榮のため、例月大百味祈禱修行仰付けられ、依りて每年御祈禱料として、白銀三百枚下さると申渡したり。又此後京都石清水八幡宮別當豐藏坊は、高僧の聞え高き事綱吉の聞きに達し、則

ち柳澤保明に命じて之を江戸に呼下さしめ、八幡宮は源家の氏神なればとて、淺草に於て地を相し、新たに社殿を造營し、石清水より神體を分ち、其寶前に於て御子孫繁榮の祈禱を修すべしとて、傍らに一寺を建立し、元祿七年七月工竣るを以て、社領百石を寄附し、豐藏坊を右別當職として江戸に永住せしめ、依て寺號を大護院と賜はりたに取立てたる重き祈禱所は、護國寺、護持院、靈雲寺、大護院にて、之に圓福寺の祈禱を加ふれば、五箇寺なり、是等が將軍の子孫繁榮の修法に各々丹精を凝したれば、實に眞言坊主が修法の競爭ともいふべきか。

〔生類憐みの令〕　中にも護持院隆光は第一の歸依僧なれば、彼れがいふ所は忽ち實際に行はれて、虐政となれり。そは隆光より、御子孫に御緣薄きは（德松は早世し、鶴姬とて紀伊家へ嫁せられし方一人のみ）前世多殺の應報なれば、上樣には堅く殺生を御愼みありて、廣く生類御憐み（普く群生慈愍と彼れが傳にあり）ありたき由內々言上せしに、此頃綱吉周易に心を入れ、氣運循環の數理を研究の最中なれば、忽ち感動して、元祿四年よりは、飼養の鷹を殘らず放ち、鷹匠を廢し、例年禁裡、仙洞へ御擧とて、將軍自身に鷹にて獲たる鶴雁等を獻上せるを、鯛に改め、對馬の宗家、松前家より獻上の鷹を止め、又獵師狩人の如きは、鳥獸を殺すとて其職業を禁止すると同時に、鳥獸肉及び

鶏卵饅餡の類の賣買食用を禁止したり。されば是等の輩一時其家業を失ひ、糊口に窮せるより、親子夫妻離散するもの少なからずといふ。夫のみならず、馬の毛をふり、(剪むをいふ)爪を剪るをも不仁の所爲なりとて、堅く禁ぜしかば、將軍家を始め、大名、旗本士の乘馬も、田舍馬の如くむさくろしきを、反りて褒美せられたりといふ。此殺生禁制のため、江戸市中は勿論、在々まで鳶烏雀など、年々に多くなり、諸人の害をなして、何れも歎き訴ふるにより、さらばとて、元の鷹匠、餌差(エサシ)の輩に命じて之をとらせ、元鷹部屋の地に飼立て置き、毎年四度づゝ、八丈、三宅、新島等へ放させ、且つ鳶烏の巢見當り候はゞ、早々訴出づべしと、年々に命を下して、其訴出づる毎に、右の鷹匠、餌差の輩罷向ひ、樹上に登り、鄭重に其巢を取下ろして、飼養所にて飼置く事となせり、若し此際に彼等誤りて雛を損ずる時は、忽ち嚴科に處せらるゝを以て、恰も金玉の珍器を取扱ふ如くなりしといふ。されば田舍にては、俄かに獵師狩人の業を禁ぜられしにより、猪狼狐狸等年々に蕃息して、人民の害をなす事屢々なるも、幕府は決して之を殺す事を許さずして、「猪狼の類、假令人を害し候共、鳴物(ナリモノ)にて追拂申すべし、若夫にても猶防ぎ兼候由申すに於ては、堅く打殺す間敷由誓紙致させ候上にて、空砲にて追拂候樣申付くべし、萬一右にても害止み不レ申由申すに於ては、篤(トク)と實地見分之上、御勘定所へ申達し、差圖を受くべき事、一、免許の上打殺し候獸類於レ有レ之は、其儘埋置申すべし、決して肉は不レ及レ申、皮にても手を付間敷、右相背者於レ有レ之は、嚴重に申付くべき事、」と一般に觸れ示せり、弊政も玆に至りて極れりといふべし。さるからに諸人の難儀は實に前古未曾有の事にて、今是の年(元祿四年)にありし一二を述べんに、五月廿八日に、中の門番たりし持筒頭水野藤右衞門元政が組下の同心、門の上に雀の群がり居たるを、徒然の餘り、小石を以て追拂ひし事露はれ、元政は勤め方思召しに應せずとありて、卽日役儀を召放され、組下の者一同は扶持方を召離され、是を見て訴人せし廣敷(ヒロシキ)の下男(シモラトコ)は、奇特の心掛とありて譜代に取立てられたり。六月二十六日に、中奥小性秋田季久の用人の子の十三歳なるが、同家來茶坊主の十八歳なると遊戯の際、彼の茶坊主、吹矢(フキヤ)にて雀を殺しゝかば、季久驚きて訴へしに、茶坊主は斬罪に處せられ、用人の子は神津島へ遠流になり、季久は早速言上せしを以て構ひなしと申渡されたり。十二月には、病犬を荒地へ捨て、又は馬の毛をふるへたる等にて、召捕られたる武士、百姓二十五人を遠島に處したり。然るに幕府小普請組士小石川杢之助といふ者、是等を見聞する每に默止し難くて、時事を慷慨し、弊政二十四條を開陳し、中に生類御憐みのため、夫又は父は大辟に處せられ、其妻子は四方に流離し、溝壑に餓死せる數百人の情況十一條ある書面(世に石川杢之助と題せるもの三種あり、何れも大同小異なるも、後人の僞作と思はる)を其筋に呈供せしは、當時三家の歷々と雖も口を箝す

る中に、天晴れの仕方といふべきも、幕府は之を以て亂心となし、扶持を召離して親類預けとなせり、是れ元祿五年八月五日なり。されば幕府は、是より一層苛察を用ひ、酷刑を施せり。其一二は、元祿六年八月に、本所相生町々人孫太郎といふ者、夜中犬を傷けしを、町内の者に訴へられて、孫太郎は獄門に處せられ、訴人へは金三十兩を賜はり、寄合（コリアヒ）佐野内藏丞家來、主家の采地に於て私に狼を打殺し、其まゝ埋置きし事露はれて、獄門に處せられ、小納戸若藤李右衛門は馬の毛をふるへ、牛田三郎左衛門は馬の飼養宜しからずとありて、共に改易せられたり。畢竟此暴政は、綱吉嗣を求るに切なるより、奸僧等の欺言に迷信せしに因れるも、當時政局の第一として威を振ふ柳澤保明が、己れ君寵を厚くせんため、故らに厲行したるなり。されば後年吉宗の代に至り、命に依て綱吉一代の事實を錄し、憲廟實錄と題して上れるに當り、其末尾に「公御一代の御過失は、生類御憐みの事是なり、是實に吉保（保明の後名）も、諫議を上らずして遵行したる罪は免れず、」と認めたるを、吉宗見て大に不興し、今に於ては遁辭なり、削るべしと命せられしかば「生類御憐みの事は、元より深き思召のあらせられしなるべし、」と修正したりと、吉保が傳記に見えたり。

〔水戸光圀の皮肉と犬族保護の周密〕　此時水戸光圀は元祿四年に、國元隱居を願ひ、封内久慈郡西山の別墅に閑居し、國史編纂の外餘念なかりしも、水戸領内も生類御憐みの法度嚴しく、ために犬猪狼等の人の害をなすと雖も、其まゝに過すと聞かれ、一日家老を召し、予は隱居なれば國政に口入れするにあらざるも、近年生類御憐みといふ事より、年々に人間に害をなす事多く成行くと聞く、若し其通りならば、數年の後は如何とも手に餘るべし、元來生類御憐みとは無益の殺生を禁ずることならんに、人を苦しめても鳥獸を大切にせよとは、國家の仁政に非ず、殊に殺しても其まゝ埋置くとは何事ぞ、皮の用ふべきは、剝取りても然るべしと申されしに、家老中も、一應宰相樣へ申上げて御受申上ぐべしとて、此旨當主綱條に申しゝに、ともかくもとの事なりしかば、其後光圀鷹野として領内を巡見あるに、いかにも惡獸の害甚しければ大に怒り、斯くまで害をなすを捨置くとは不仁なりと、夫より領内に人を出して惡獸を狩立てしかば、之に追立てられし惡獸は、近傍他領の地へ逃込みしを以て大に困じたりと。偖光圀狩立てたる獸の中より、いかにも勝れたる犬の皮二十枚を選び、精製させて箱に納れ、側用人柳澤保明へ宛てたる直書を添へて家來に渡し、其方早々之を江戸に持參し、江戸着の上は邸へ立寄らず、旅服のまゝにて直ちに柳澤出羽守方へ持參し、口上には、前中納言追ひ〳〵老年に及び候に付、何かと養生に心を用ひ候處寒氣の折柄には此品宜しく存じ候へば、憚りながら上樣にも、追ひ〳〵御年も召させられ候間、此節より御養生遊ばされ然るべしと存じ奉り、些少ながら内獻上致したし、宜しく御披露たまはるべしと申述べ、此箱と直

書とは慥かに出羽守に相渡すべしと申付けられしかば、右の如く柳澤家へ參りて相渡せしは、元祿六年十二月なり。依て保明より直に披露せしに、犬の皮なれば、君臣共に興をさまし、茲に於て水戸殿亂心と、內々申す者もありし程に、とにかく江戸へ召寄せ、親しく樣子を見るべしと、久々御對顏在られざるに付、參府これあるべく上意の趣、柳澤保明よりの奉書に、老中連署にて水戸家老中へ宛てたる奉書を以て、使を水戸に遣はせしかば、元祿七年三月光圀參府ありたり。こは光圀としては甚だ疎暴に失したる仕方なるも、綱吉の迷信と、近臣等が聰明を蔽ふとを警醒せんためにて、元來人意の外に出づる行動ある性質とて、諸人の難儀坐視するに忍びず、先づ此一事を以て幕府の君臣を驚かし、之に依て咎めの尋ねもあらば、其時滿腔の忠志を吐露せんとの意なるべし。偖光圀參府後の概況は、

元祿生類御憐みの事には、世上の難儀筆にも及ばぬ程なりしに、公御領內犬狩申付けられ候て、右の皮數十枚獻上ありしに依て、常憲院樣御不審立てられ、內々御穿鑿ありしに、以ての外なる樣子どもにて、彌〻亂心の體と聞召され、江戸へ召寄せられ、篤と樣子御覽あるべき由にて召寄せられ、公御參府ありしに、阿部豐後守殿は、兼々水戸殿御取次の事なればとて、上使仰付けられ、猶追々聞し召され候樣子これあるに付、篤と見屆け參り候樣との御內意あり、依りて豐後守殿邸へ參られ、態とゆる〳〵と居られ候て、公の樣子を見られ候に、別段にかはりたる御樣子もこれなきに付、罷歸り候て、柳澤保山、其頃は出羽守殿とて、御側御用人まで右の通り申述べられしに、保山は眞實に聞かれざる體なりしと、其後三月十五日に公御登城ありしに、御前へ召され、先づ御講釋仰付けられ、依て大學の三綱領を講義申されしに、義理明白に辯舌もさはやかにて、一坐感じ入りたり、續きて能仰付けられ、公へも御所望に付、一番御所作ありしに、少しも滯りなく濟されたり、此日は尾張殿、紀伊殿、松平加賀守なども一座にて、各々講釋、能仰付けれ候に、公のは別して見事なる由、一座の衆御挨拶ありしと、之に依て亂心との取り沙汰は僞事と相分り、云々、（天寶年記、四山遺事等取意）

因みに云、彼の藤井紋太夫手討の事は此時にて、其詳細は、彼の近臣井上玄桐が筆記及び西山遺事等にも見えたり。左に概略を述べんに、此紋太夫は幼年より光圀の左右に奉仕し、中々忠勤の者なりしかば、光圀殊に目をかけられ、追ひ〳〵に取立てありて、光圀隱居の後は、當主綱條に附けられ、側頭格に擧げ、重立ちたる公儀向きの使など勤めさせけるが、大奸は忠の如しとの諺の如く、此奴中々の曲者にて此時柳澤保明が、僅か五百三十石の身上より、數萬石の大祿を賜はり、世に時めくを見て、己れも之を眞似て、一廉の立身せんと企て、常に光圀父子の中に立ちて種々

の奸計を廻らし、之を疎隔せしめ、一面柳澤家に便りて光圀を惡し樣に吹聽し、幕府の手を借りて光圀を蟄居ともなし、綱條政務を專らにするに至らば、此時こそ柳澤等の後援を借りて、われ家老職ともならんとの野心を懷きしを、疾くも光圀に看破され、さて光圀今度久々にて參府し、御對顏も滯りなく濟みたる悅びに、自身能樂を演じて、一門及び家中の面々にも見物を許し、尤も妻子同道苦しからずとありければ、各々悅びて罷り出でたり、其日は三月十八日にて、光圀自身能を舞はれ、畢りて鏡の間に入られ、其所へ紋太夫を召出し、側近く招き、彼れが平伏し居たる背より、脇指を以て深く差貫き、其まゝになし置き、能樂はてゝ後、老中阿部豐後守の許へ使者を以て、家來藤井紋太夫事、不屆きの所業重疊致し候に付、前中納言自身成敗致され候、此者儀は公儀に名前も御存じの事に付、御屆申達すと申されしに、豐後守承り、御老體御怪我もなく、一段の御事、委細御序でを以て上聞に達すべしとて事濟みたり、

右の如く、水戸にて犬殺生の上、剩へ其皮を獻上せしも、何の御咎めもなきとありては、世上に追ひ〳〵心得違ひの者も出で來らんとてか、又は水戸家への所謂面當（ツラアテ）なるか、是より一層犬を大切に飼養すべしと觸れ渡し、此年四月二十三日に、市中にて飼主なき犬共は、公儀に於て御飼立てあるべしと觸れ示し、大久保の用屋敷二萬五千坪を劃して、犬小屋を取立て、此工事手傳ひは越中富山城主前田利直へ、總奉行は側衆米倉丹後守昌尹、藤堂伊豫守良直へ申付けたり、一城主たる大名に、犬小屋取立ての課役を申付くるは、實に馬鹿々々しき事ならずや。其工竣るに及び、元鷹匠尾關甚左衞門、野邊庄八に申付け、普く府下を搜索して主なき犬を集めしめしに、忽ちにして十萬疋を超えたり。依て此所にては狹しとて、翌八年九月、更に中野に於て十萬坪の地を劃し、再び犬小屋を取立て、工事手傳ひは美作津山城主森長成、讃岐多度津邑主京極高豉の兩家へ、總奉行は米倉昌尹に申付けたり。工竣るに及び、昌尹が兩度犬小屋取立ての總奉行を勤めたる功を賞して、六千石を加恩あり、一萬五千石となし、且つ若年寄に陞せ、犬小屋番支配を命じ、又犬小屋奉行四人を新置し、一人に役扶持三百俵に同心十五人づゝを付けられ、犬一疋一日の食料、下白米三合、十疋に付一日味噌五百目に干鰯一升づゝと定められたり。されば元祿八年十二月の勘定書上に、犬一日の食料總計、三百三十石六升、味噌十樽、干鰯十俵、薪五十六束云々とあり、以て其大數を知るべし。然るに其中に往々病犬あるも、醫藥の施す樣もなくて、死に至るもありしより、不便の事なりとて、普く犬醫者を求めしに、柳澤保明が抱へ醫師丸岡某、幕府小普請組醫師林宗久の二人は、犬の療治巧者なりとて召出され、各々役扶持十人扶持を賜はり、犬小屋附を命じたり。斯く犬を大切にせしは、獨り綱吉の生年なるのみならず、柳澤保明も萬治元年の生れにて、同じく戊年なれば、故らに之を

厲行したるなり。

〔**惡貨の鑄造、荻原重秀**〕　右に續きての弊政は惡貨幣の濫造となす。元來綱吉は口に勤儉を唱へながら、行爲は之に反して諸事華麗を好み、又性濫予の癖あり。加ふるに繼統以來無用の寺院などを新建し、或は城中に、三の丸には桂昌院、其他五の丸、北の丸等に侍妾の住居を造營し、其外近臣の邸宅には、御成御殿を新造する等、不時の失費年々に嵩み行くに、天和三年正月は江戸大雨洪水、四月は日光山大地震より、元祿六年畿內の洪水まで、年々の天災打續き、從て料所の歲入酷く減じ、是等のため財政上非常に困迫を來しゝより、終に荻原重秀が建議を採用し、金銀貨の吹替を斷行したり。其料にとて、家康、秀忠の遺制を破り、大阪城貯藏の竹流し分銅を以て先づ之に充てたり。そも此分銅といふは、其長さ一尺一寸、厚さ七寸、幅九寸八分、目方四十一貫ありて、之を小判の價ひに換算すれば、一枚凡そ金一萬三千六百兩餘に當るといふ。こは元和元年大阪落城の際、豐臣氏の金藏より、此金分銅五十八枚と、銀の竹流し分銅四百枚餘とを分捕りせしを、家康其內より、金分銅一枚づゝを、手自ら井伊直孝と藤堂高虎とに賜ひて當日の功を賞し、餘は悉く駿府城へ持歸りしを、家康の薨去後、本多正純命を受けて江戶城へ移せしが、元和八年四月、始て大阪城代を置かれ、內藤紀伊守信照に此職を命せし時、深き思召ありとの內命にて、之を城附き軍用金として、再

び悉く大阪城へ移され、其時金地院崇傳は命に依て「行軍守城用、莫レ爲二尋常費一」との銘を撰じ、奧右筆大橋長左衞門隆慶之を書して納められ、其後大阪城代交替ある時は、第一に之を改めて受取り渡しをなし、前城代、新城代兩判の封印を付置き、其後の交替あるまでは、決して之を開かず、殊に此受取り渡しの席には、在番目付の外に、餘人の列なるを許さゞる程の極祕の品なり。然るに貞享四年、上方筋料所見分として勘定頭差添役（後世の勘定吟味役の類）佐野六右衞門正周、勘定組頭荻原彥次郎重秀等を遣はせしに、歸府の後二人より、大坂城中に巨萬の分銅御祕封ありて、其御役向き（勘定方をいふ）にあらざる御城代に御預け置かるゝは然るべからず、殊に當時太平の御世、遠隔の地に御差置きこれあるよりは、江戶表へ御取寄せ然るべしと言上して、既に勘定奉行へ其沙汰ありしに、時の奉行は大岡越前守淸重、彥坂伯耆守重治、仙石和泉守政勝の三人なりしが、大に之を不可とし、台德院殿深き思召しあらせられたればこそ、時の御勘定頭へ御預けありしを、再び遙々大阪へ御登せありて、御城代に御預け成されたるなれば、其後御代々其儘に成し置かれ、殊に寬文五年正月、大阪城天守雷火のために炎上の節、此御金の儀御不安心なれば、江戶へ御移しあるべきかと御評議の節も、台德院樣深き思召しとの御事を以て、御沙汰止みと相成り候へば、旁々元の如く差置かれ然るべしと言上して、一時其沙汰は止みしが、やがて此年八月、右三人は、勤め方思召

しに應せずとありて、役を取放され、逼塞を申付けられて、其跡役として右の佐野正周と、小普請奉行小曾根猪右衞門正武とを命じ、荻原重秀は勘定頭差添役に擧げられ、三百石の加增ありて五百石となりしが、茲に至り更に勘定奉行に擧げられ、五百石加增ありて、近江守と任官せり。依て大阪の分銅を始め、悉皆金銀吹替とありて、柳澤保明を總奉行に、若年寄稻垣對馬守重富と荻原重秀とを其掛りに命じ、元祿八年に之を斷行したり。其荻原が建議の大略は左の如し。

御勝手御手詰り（財政困難）とは、畢竟金銀不足仕り候事にて、金銀を澤山に成され候へば、御用途は申上ぐるに及ばず、自然世間にも行渡り、下々も相甘（クツロ）ぎ申すべく、御仁政此上なく有り難き御事に存じ奉り候、（中略）前申上げ候通り、諸國金銀山出高のみにては、何とも成さるべき樣もこれなく候間、一日々々と打過ぎ（中略）依りて御藏を始め世上流通の金銀まで、悉皆御吹直し仰出され、追々御新吹の金銀を以て、世間通用の分殘らず御引替へ下され候はゞ、世上一般に行渡り申すべし、右御吹直しの義は、金には銀を加へ、銀には錫銅を差加へ、半々（一に追々）量目（リヤウメ）等手加減仕り候て、大凡そ是迄の金一枚を二枚に、銀も同樣に仕り候はゞ、一兩年中には金銀澤山に罷成り申すべく、實以て御仁政此上なき御事と存じ奉り候、（上略下）

實以て無謀至極と謂ふべし。新井白石の寶貨事略に據れば、慶長金は重さ四匁八分、金八五六、銀一四二にて、其鑄造數は、金七千萬兩餘、銀八十貫目程の積なりと、然るに此改鑄貨幣は、小判、一分判共に、目方は慶長金に同じくして、其質は金五六四、銀四三一にて、古金二千萬兩を以て造出せりといふ、又銀は、其質銀六四、銅三六なり、之を俗に元祿金銀、又は元金（ゲン）といふ。

然るに世間にては舊貨を重んじ、輒く此令を奉じて、所持の貨幣引替へを申出づる者なきより、一計を回らし、從來通用の大判、小判、分判等、手摺れ目減（メベ）りの分は、民間通用不便なりとの事を以て吹替の口實となし、且つ諸上納若くは幕府進呈の黃金等に、此新鑄貨幣を用ふる時は、役人より、是は世上に金銀澤山に罷成り候樣と、御仁政にて吹替へられ候なれば、之を上に差上げ候ては御趣意に相背き、且つは手摺れ目減りの分は新たに吹替へ、世間通用、らくに成さるべき御趣意に付、古金銀にて差上げ申すべしとて、悉く舊貨幣引上げの事を斷行したり。

右の如く幕府は、新貨幣を民間に通用せしめて、舊貨幣を取上げんとの計畫なりしも、民間にては新貨幣を厭ひて、舊貨幣を重んずるより、物價の上に非常の差異を生じ、慶長金と新貨幣との間、約二割以上に及べりといふ。依て幕府は、一般に舊貨幣の通用を禁じ、同時に粗惡なる二朱判金を鑄造したり、元祿九年八月の令に「今度新に二朱判出來、世間へ相渡候、通用自由のために候間、其旨を存、商賣請取渡無レ滯相用可レ申候、二朱判は、一分判半分のつもりたるべく候、大判、小判、

一分判は、勿論有來通可レ致二通用一事、一、前々相觸候通、似せ金銀仕者有レ之ば、訴出べし、假令同類たりといふ共、其科をゆるし、急度御褒美下され、仇をなさゞる樣可二申付一」云々。茲に於て慶長金銀は、全く市場に跡を絶てり、中には之を祕藏して出さゞりしもあらん。さて幕府が之に依て得たる所の利益五百萬兩餘に及べりといへば、總奉行より、掛りの輩が占めたる私利も、亦尠少ならざるべし。然るに財政再び窮迫せしかば、重秀は保明と計りて、（幕府の制度に、一旦委任を受けし事は、隨時に專斷するを得）又銀貨を改造し、寶永三年六月より之を發行せり、元祿八年を距ること、僅かに十年餘なり、其質は銀五銅五なりといふ、寶字の極印あり、世に之を寶字銀と稱す。蓋し重秀の建議に年々量目等手加減とは、斯くするをいふならん。されば元祿金の中にも此手加減のものありたりと見え、人々取扱ふ間に折れ裂け等ありとて、寶永七年に之を改鑄し、尋で銀貨に及べり。其時の事情は新井白石の折たく柴の記に、

其明けの年（寶永七）より、金改造らるべきの議起れり、これは其春の祿として給はりし所の金、裂け折れしもの多くして、小給の輩は、殊に難儀苦しめりといふ事を聞し召されて、其事を問はしめられしに、重秀議し申して、前代（綱吉）に改造られし所は、凡そ金一兩の重さは古の定の如くなれば、（中略）金少く銀多く、其性こわくなりたれば、物に觸るゝ時、或は折れ或は裂く、（中略）されど今に至りてまた古の製の如く改造らんには、當時世に通行する金の數其半ばを減すべし、さればまづ先きに增加へられし所の銀料をのみ去りすて、たとひ一兩の金、其重さは古に及ばずとも、其品は古の如くに造られ、これより後諸國の山々より出來らん金を用ひて、其重さを古にかへされんに、何事かあるべきと申す、（中略）重秀、金座して金の樣をまねらす、（中略）其品は古の製の如くなり、されど見しよりは稍厚くして大きなるを、よく見れば其中にあたりぬる所は薄紙の如く打ちなし、外邊をば厚く造れるなりけり、（中略）此時既にひそかに銀をも改造りし（中略）造られし所は、世に乾字金と云、（中略）かゝりし程に、銀の品猶下れるものども、多く造り出さる、（中略）これ世にいふ二寶字銀なり、程なく又四月六日に、猶品下れるものを造らしむ、これ世に三寶字銀といふもの是なり、（中略）國計既に窮りぬと申して、上の御聽をも人々の心をも聳し動して（中略）金改造りしにつきて、わかち得し所は、いかにぞやありけん、銀改造りしが爲に、重秀わかち得し所は、金凡そ二十六萬兩に餘り、其家從長井半六といふもの、金六萬兩をわかつ、其餘古畫珍器の類は、悉くしるすにいとまあらず、此事は（中略）深江庄左衞門といふもの手づからしるしたる（中略）所につぶさに見えたり、是は唯世にいふ二寶字、三寶字、四寶字などの銀つくりし間の事なり、（中略）重秀其職奪はるべき前四十日ばかり、八月二日に、銀又改造らせたりけり、（これ世に

言ふ四寶銀）

とあり。則ち寶永七年三月改鑄の銀は銀四分銅六分、同年四月改鑄の銀は銀三分二銅六分八、翌年改鑄せるは銀二銅八なり、其七年三月の分は雨頭に寶字、中に永字の印あり、世に中字銀といふ、同年四月の分は、世に三つ寶字銀、翌年のを四寶字銀といふ。

殊に日雇人夫の如き賤民の最も困却せしは、寶永五年に發行したる十文錢なりき。其質粗惡にて、折れ易く、貯藏に堪へざりきと、世に之を大錢といふ。折たく柴の記に、こは稻垣重富の創意にて、重秀は不同意なりし由見えたり。

右の如く貨幣の劣惡なるより、往々惡漢ありて贋造行使せしかば、市場の困難甚しかりき。其贋造の中には、四寶銀より優等のものも少からざりきといふ。此惡漢等、元祿十一年より正德元年まで、十三箇年間に、江戸、京、大阪、奈良、堺、伏見、山田、新潟、長崎等、幕府の料所のみにて捕へて磔刑に處せし者、五百人に超えたりと、當時奥右筆たりし佐山某の日記追加に見えたり、是れ皆柳澤保明が其倫を造りし結果なり。

〔**柳澤保明の寵用**〕　右の如く、當時の弊政は、凡べて柳澤保明が、一意綱吉の意を迎へ、其寵を得んが爲めに斷行せし所なるが、彼れが企望は着々的中して、次第に登庸せられ、既に御側御用人に擧げられ、元祿三年には武藏川越城三萬五千石を賜はり、從四位下に叙せられしを、當時世上其鷹揚を羨みしといふに、元祿四年四月には、綱吉、保明が邸へ臨まれたり、但し是より先き將軍御成といふは、三家若くは加州、島津、伊達等か、若くは大老、老中の邸のみなりしに、綱吉に至り元祿二年正月、側用人牧野備後守成貞が邸へ臨まれしは、彼れ舘林の時幕府よりの附家老たりし由緒もあれば、世人敢て驚かざりしも、茲に於て、或一部には前代未聞の椿事と言ひ囃せしも一理あり。さて彌〻御成あるべしとて、此年二月十二日に、保明へ御成御殿、御能舞臺等新規取立つべきため、其隣地小笠原左近將監忠雄が邸五千八百坪を添地として賜はり、急に其工を起させたり。其結構の大略は、松かげ日記に、「殿のあたり、方五十間程にたてつゞけ、北の御と〻、中の屋、西、東の殿、納殿、臺盤所、舞臺、何くれといかめしき御しつらひ」とあれば、其壯觀推知せらる。偖同書及び幕府日記等に據りて御成の概況を述べんに、

四月二十二日、當日早朝保明御迎へとして登城の處、御先に罷り退き、御待受け申上ぐべしと仰出され、早々退出あり、續きて老中、若年寄以下の役々、御先番として參らる、巳の上刻、公御成、保明長上下にて、御先番の面々と共に門外に奉迎の處、上意に依て保明先達て御玄關に待受け、御先に立ちて裝束所へ御案内申す、此所にて公長上下に御召替へ、書院に入らせられ、上段

に着座、時に保明、髹斗(シアヘビ)鮑を持出し供ふ、公之を取りて保明に下され、且つ正宗の刀、延壽の御脇指、黄金二百枚、時服五十、次に青毛の馬に鞍置きたるを、御馬役諏訪部文九郎庭上に引出し、共に保明に下さる、次に保明より、太刀吉光一腰、白銀千枚、色純子(イロヂンス)百端、綿百把、御馬鞍置き一疋獻上、次に式正(シキシヤウ)の御膳を獻ず、此時保明召出され、御盃下され、御土產として泉州、江州、相州の内に於て都合二萬石御加增(是にて五萬三千石)下さる旨、御直(オヂキ)に仰含めらる、次に保明より御返盃申し、御肴として貞宗の刀、信國の脇指、紅糸百斤、文臺、硯箱を獻上、次に保明の母妻子召出され、御盃下され、黄金色羽二重紗綾等を下され、殊に子息兵部へは手自ら脇指を下さる、次に家老三人、用人六人を召出され、御目見え仰付らる、次に別殿へ入らせられ、御自身論語八佾の篇講義あり、保明以下、伺候の面々に拜聽仰付けらる、次に上意に依て保明論語子罕の篇を講ず、次に保明が家來荻生總右衞門、(徂徠)細井次郎太夫(廣澤)に、敬の字義議論仰付けられ、且つ保明の子兵部を召出され、御自身大學の句讀を御授けありて、御學問の御弟子に仰付けらる、畢りて舞臺に於て能樂仰付けられ、御自身にも御所作あり、伺候の輩へも仰付けられ、申の上刻還御、續きて保明御禮として登城の所、御前へ召出され、今日の心入れを御賞あり、猶折々御成あるべき旨御直に仰含めらる、

是れ御成の一斑にて、彼の俗書どもの猥雜卑俗の事は毫もなし。是れより綱吉、例年春秋二度は必ず保明が邸に臨み、後には御臺所、桂昌院、五の丸等も臨みて、能樂等の遊覽あり、時には護國寺、護持院の兩僧等も御成の宴に陪し、佛典の講義等を命ぜられたり。既にして元祿七年に至り、餘の側用人は或は隱居し、又は職を免せられて、保明一人となりしが、此年保明が聟なる松平右京大夫輝貞を其同役に命ぜられ、輝貞の跡役は、同じく保明が聟なる黒田豐前守直邦に命ぜられたり、茲に於て政局は、柳澤一類となりたり。尋で保明を老中格となし、幾程もなく老中の上座となし、側用人は元の如し、側用人にて老中の上に坐せしは、德川幕府に於て此柳澤一人のみなり。尋で元祿十一年に、幕府は東叡山に根本中堂を造營し、其總奉行を保明に命ぜられ、工竣りて落慶(ラクキヤウ)法會の日、綱吉の代拜として登山を命ぜられ、依て七月二十一日、(元祿十一年)左近衞權少將に陞せ、大老職格となし、當日は將軍の代として、中堂の大法燈に點火の役を勤めたり、こは桓武天皇比叡山根本中堂供養の日、藤原良嗣之を勤めし先蹤を追はれたりと憲廟實錄にあり。是に於て保明の息越前守安里、僅か二十歲なるを、父の職を見習ふべしとありて、老中の次、側用人の上座に命ぜられ、尋で上野、增上寺兩山御靈屋御參詣の節は、向後保明父子にて御先立ち相勤むべしと命ぜられたり。そも此御先立ちは溜の間詰の大名の所役たりと雖も、別して井伊家へ命ぜらるゝ例にて、同家の尤

も規模と稱せらるゝ所なるを、茲に至りて柳澤父子に代へられたり。其後元祿十四年十一月二十六日、綱吉、柳澤邸へ臨まれ、特に長上下に改めて保明父子を召出し、年來の忠勤を賞せられ、且つ父子共に學問の弟子にて、猶子に准せられ、松平の稱號と吉の偏諱とを賜はり、且つ命じて、保明を美濃守吉保（ヨシヤス）、子息を吉里と更めさせられたり。そも松平氏を賜ふは、幕府に於ては最も重き事にて、三家の庶流越前家を除きては、加州家を始め、國持大名數軒に過ぎず、此人々と雖も、嫡子の外は稱するを得ず、卽ち嫡子は、將軍家の御前に於て元服を命せらるゝ例にて、其時始て松平の稱號と將軍の偏諱とを賜はる例なるに、今何の由緒、筋目もなき柳澤父子に、單に學問の弟子といふを以て猶子に准じたるは、實に濫予といふべし。されば是より吉保の威勢は、實に將軍の上に在る程の有樣となれり。其一斑は堀田家の記錄に、

元祿十四年、淺野內匠頭殿身上滅却の事は、全く吉良上野介殿の無禮を怒られし爲めとは、專ら世上に申唱へ候が、其節正仲公（堀田正俊の子）仰せられ候は、內匠頭の堪忍致しかねたる心中を察すれば、我等も今猶飛立つ程に思ふなり、其仔細は、何れも存じの如く、當家は、當上樣御代始に專ら思召しに叶ひ、重き御役をも仰付けられ、我等も人の上にも立ちし程なりしに、不慮の事（正俊の橫死）よりして、追々御前の首尾惡しく罷成り、唯今は御前へ召さるゝ事などは絶えてなく、外樣同樣と罷成りたれば、何卒御前の首尾を調へんと、常々思ふより、御役人中へは別して慇懃に致す事なるが、此程御城躑躅（ツヽジ）の間の御廊下にて、松平美濃守殿に行逢ひしが、當時は御大老職とは申せ、以前は御小納戶御小性たりし時、折々當家へも參られて馴染（ナジミ）の事なれば、よき折柄と思ひ、罷向ひ、慇懃に手をつかへて一禮し、何か申さんとせしに、折ふし日影差入りければ、美濃守殿其方へ扇をかざしたるまゝ、我等方の橫を向き、冷笑して行過ぎたり、其時の我等の無念さ、飛びかゝりてと思ひしが、さすれば妻子を始め數多の家來にも、いか計り難儀をかけん、よし〳〵、此所は我等一人無念をこらゆれば相濟むなり、何事も諸人のためと思ひ直して退出せしが、其時の無念さ、今も猶飛立つ程に思ふ、云々、

と見えたり。此時堀田正仲は、位は從四位下にて、羽州山形十一萬石を領し、譜代大名中有數の家なり、之に對してすら右の如くなれば、其他の輩に對しての無禮は、推知するに足る。吉保下に對しては右の如くなるも、上に對して飽くまでも其寵を得んと汲々たりし一斑は、桂昌院は其頃從三位にて在りしが、德川氏に於て、庶母として生前に敍位ありしは此人に限れるにて、是れだにも當時京都に於ては、既に異數なりとの沙汰さへありし程なるに、吉保は、猶代々の御臺所の例に任せ、從一位の宣下あらば、常々孝心なる將軍家は、必ず大歡喜あるべしと思ひてか、己が妾（松かげ日記

の著者）の父正親町前大納言公通は當時仙洞の傳奏たるを以て、之に使を上せて其上奏を託し、同時に御臺所の兄たる鷹司關白兼熙の許にも、使を以て此事を依頼し、兩家の承諾ありたるを機とし、自分一名の奉書を以て、所司代松平信庸に表向き其上奏を取計らはせしは、蓋し綱吉に豫め此事を申さば、彼れは官位昇進に謙退の意ある人にて、必ず差止めらるべければ、内々一人にて取計らひ置き、事就るに及びて其功に居らんとの意に相違なし。そは近衛基熙の日記元祿十五年二月十五日の條に、高野中納言（武家傳奏）來、予召レ前、黄門申云、關東母儀極位（從一位の事）宣下之儀、松平美濃守奉書如レ此、可レ有二如何一哉、攝家中計定可申勅諚云々、余申云、女叙位極位之事、尤稀有之儀也、雖レ然近來關東之儀、諸事爲二格別一之間、被レ聽二召群議一、猶可レ有二宸斷一歟、奉書如レ此、一筆致二啓達一候、春塞之砌候得共、公方樣愈御安泰被レ成二御座一候間、可レ被二心易一候、然者桂昌院樣追々御高齡に被レ爲レ成候に付、從一位被レ成二宣下一候樣被二思召一候、右之趣傳奏衆へ申入、當春年頭勅使之節、口宣等持參有レ之樣可レ被二申談一候、恐々謹言、正月二十八日、松平紀伊守殿、松平美濃守名判、此序黄門申云、此儀堅御稽會（御取扱ひと云ふが如し）云々關白邊亦治定云々、凡近年關東之事、無識之徒當二其路一、（柳澤をいふ）萬事驕慢僭越之至、勿レ言々々、とあるにて推知すべし。果して此三月、年頭勅使東下の序でを以て、從一位宣下ありたり。茲に於て吉保は、一人の存寄りを以て兼て上奏したる事言上せしかば、綱吉深く感賞して、此月吉保に「此度御母公叙位之事、吉保が御孝心を翼贊し奉り、御母公御生涯の光榮不レ過レ之、加之吉保、此年頃一人にて國家の樞機を掌り、内外を掟せる功、他に可レ比なし、依て四萬石を加增す、」と、此褒詞は憲廟實錄にも載せたり。されば隔年若くは年々に加增ありて、今は十一萬石となりしかば、世上にても、此樣子にては、遠からず百萬石にも至るべしと噂せる由、天寶年記に見えたり。斯る勢ひなりければ、大名、旗本士、我れも〳〵と阿諛追從し、別けて立身の望ある輩は、競ひて賄賂を贈り、遂には日々の夜食を贈りて賄賂とせるより、世上にて夜食少將と綽名せりといふ。其後寶永二年に至り、吉保に甲府城十五萬石を賜はるに及び、常憲院御實紀及び憲廟實錄に據れば、其朱印の文言は、綱吉の直案を林信篤の草せるにて、老中小笠原長重之を承はり、奥右筆組頭久保吉左衛門の書する所、其文は、

「甲斐國者要樞之地に而、一門歷々雖二領來一、其方依二眞忠之勤一、山梨、八代、巨摩三郡一圓都合十五萬石（目錄在二別紙一）之事、宛二行之一訖、爲二先祖之舊地一、永可レ令二領知一之狀如レ件、寶永二酉年四月日御朱印、甲斐少將殿、」

文中に先祖の舊地とあるは、柳澤家は武田氏の支族にて、一甲斐の出なるを以て、斯く載せられたり、

德川幕府に於て、太平の世に、將軍家直參の朱印を以て領知を賜ひしは、唯吉保一人なり。然るに吉保は、心中猶足れりとせざるにや、柳澤家々臣の覺書に、

寶永元年十二月、甲府中納言樣御養君に被二仰出一候後に、保山樣（吉保隱居後の名）を御前へ召され、常憲院樣御直に、此度の儀は、其方一身にて諸事取計ひ、首尾好く御安堵被レ遊候と、厚く御賞詞ありて、甲府樣御跡、甲府御城付三郡御拜領被レ遊候、右御禮として三の丸樣（桂昌院）へ御出被レ遊候えば、折節常憲院樣にも被レ爲レ成候て御座あらせられ、其御席へ御出にて、御禮被二仰上一候處、三の丸樣、常憲院樣へ御向ひ被レ遊、上樣には、美濃守へなせに甲州一國下され遊ばされぬや、中々美濃守是迄の御奉公振を見候ては、國一つ位被レ下候とて、多分と申す事はこれあるまじく、只今御代の內なれば、何樣にも可レ被レ成間、同じくは甲州一國下され然るべきものをと被レ仰しかば、常憲院樣にも御困りの御樣子にて、それは追々申付くべし、先唯今遣したる三郡とても、十五萬石とは申せ、內實は二十三萬石これあると申すなりと被レ仰しが、三の丸樣、とかく御代の內なれば、何樣とも思召次第になるべければ、只今の內、國一つは是非に被レ下度と、重て仰せられたり、此御問答を御側にて御直に相伺候なれば、難レ有さは身に餘りて候ひしが、去とては御迷惑此上なく、御總身冷汗を出したりと、御直に御物語被レ成候、又此御領知は、實數二十六七萬石有レ之に付、責ては二十萬石に御高上げ御願被レ成度、去乍ら甲府樣御跡の儀故、御手切にて檢地の儀御願被レ成、其上にて御高上げ御願可レ被レ成被二思召一、小笠原佐渡守樣へ御相談被レ成候處、一段可レ然存候得共、今少し御間を置候方、尤可レ然との事に付、御差控被レ成候內、御高上げ御願可レ被レ成場合を取外し、殘念の由、折々保山樣御物語、御後悔被レ遊候、と見えたり。されば此書の趣にては、猶二十萬石以上にならんとの望みは明白なり。

不受不施幷に高野山行人方の處罰と僧侶の優遇

日蓮宗悲田派を禁ず——高野山一件の落着——僧侶の優遇

〔**日蓮宗悲田派を禁ず**〕　前條に述べたる如く、眞言の僧侶は年々に勢ひを得しより、諸宗の僧侶も之に對抗せんとてか、各々競ひて我田引水の事に奔走せし中にも、日蓮宗にて江戸谷中感應寺、碑文谷法華寺、安房小湊誕生寺等、密に新義を企て、悲田派と號して盛んに信者を集めしに、此悲田派は、兼て禁制たりし不受不施なる事發覺して、元祿四年四月、右の三寺住職を始め、所化及び信者の重立ちたる者共を悉く流罪に處し、且つ本寺と稱する身延久遠寺住持日脫、池上本門寺住持日玄、堀內妙法寺住持日宗、及び妙光寺日殷、弘法寺日榮、本土寺日信、瑞輪寺日孝等を寺社奉行

所へ召出して、「誕生寺、法華寺、感應寺事、先年不受御禁制之砌證狀差上候に、今以不受不施の邪義を立、悲田派と申唱へ布敎致し候段、公儀を僞り不屆至極に付、嚴重に可二申付一處、御憐愍を以て遠島申付候、向後彌不受不施御禁制之趣堅相守、右派に一旦歸依し候者共、受不施又は何れの宗旨にても、心次第相改候樣、早々可二申諭一候、萬一違背の者於レ有レ之は、奉行所へ可二申達一候、」と申渡し、又別に久遠寺、本門寺へ「誕生寺、法華寺、感應寺事、御法度に背き、不受不施申唱候に付、嚴重之御沙汰に可レ被レ及處、以二御憐愍一、遠島申付候、此上は彌御法度之趣堅相守、心得違之者無レ之樣可二申付一候、將又右三ヶ寺は其儘被二立置一、以來天台宗配下被二仰付一候事、」と申渡され、是に於て日蓮宗のみは、全く幕府の信仰を失へり。

〔高野山一件の落着〕　又高野山に在りては、是より先き學侶と行人との間に屢々紛爭を釀せしが、元來行人なるものは、堂塔に附きたる承仕として、掃除を始め、總べての雜役を掌る者にて、學侶の如く淸僧の資格なきものなるを、年月を積むに隨ひ、眞言陀羅尼などを誦して佛前に勤行し、中には難行苦行を積みたる輩も出でしより、いつとなく其位地高まり、遂には行人派と私に稱して、學侶と對等に佛前の勤行等をなすに至りしが、恰も戰國時代にて、學侶等は其身分にあるまじき兵仗を帶し、己れが反目する者には、兵力を以て抗爭するなど、既に新義眞言宗の開祖たる根來寺覺鑁（興敎大師）の如きも、一度ならず此暴行を受けし程なれば、結句行人を唆かして己が一味に加へしを以て、行人も之に乘じ、全く學侶と同等の如く成濟ましたるに、天正年間豐臣秀吉の高野山征伐に際し、一山の僧徒、誰ありて秀吉の陣前に進みて赦免の哀訴をなすものなく、あはや居ながら滅亡の悲況に陷らんとせし時、行人派の頭にて殊に難行を以て一山に知られたる木食應其（興山上人）は自ら進みて之に當り、單身秀吉の陣營に至りて陳謝の詞を盡し、且つ高野は比叡山と同じく鎭護國家の靈場として、歷朝の御崇敬深き由緖等を說き立てしかば、秀吉は、彼れが陳謝を容るゝのみならず、山の由緖といひ、且つは應其が膽力ありて難行の淸僧たるを愛し、遂に彼れを以て歸依僧となし、一山の法務を總ぶべしとの朱印を與へたり。是よりして行人派は勢力俄かに加はり、學侶の上に立つ程なりしに、秀吉薨後關が原役起るに及び、應其は兼ての恩遇もあればとて、石田三成の陣所を訪問し、且つは戰捷の卷數を送りなどせしに、三成敗死の後、流石に德川氏を憚り、且つ之が爲め累を一山に及ぼすを怖れ、應其は高野山を出でゝ近江の片田舍に屛居せしかば、家康乃ち古昔の高野山の制規を尋ねて、學侶方を以て一山の法務を總攝挍せしめ、行人方は之が附隨となしより、行人方之に服せず、古昔はとにかく、天正年間には、行人方は實に高野中興の功あるを以て、假令ひ總攝挍たらずとも、學侶と對等して一山の法務を掌らんと主張し、慶長十年以來屢々幕

府に訴ふる所ありしも、幕府は東照宮御掟といふを以て、いつも行人方の敗訴となりしに、元祿四年又々行人方より、前の趣旨にて學侶と紛爭し、遂に幕府へ訴へ出でしが、審理の末、行人方に於て種々學侶方を申掠め、殊には無證據の事さへ言上せし事露はれて、同五年七月、行人方六百八十餘人を悉く遠流に處し、其寺院は古來由緒歷然たるもの數宇を殘し、餘は殘らず破却したり、茲に於て高野山は全く學侶の掌中に歸し、長く行人の跡を斷つに至れり、是の故を以て高野山に對する幕府の信仰は漸く薄らぎたり。

〔僧侶の優遇〕　日蓮宗と高野山とは右の如くなるも、其他は何宗といはず、幕府の信仰甚しく、從て其住持の優遇も甚しく、實に空前絶後なりしかば、僧徒の跋扈豪奢も、亦此時より甚しきはなし。其一二を述べんに、彼の護國寺、護持院の僧の上は、再び言ふまでもなし、元祿七年には、桂昌院、增上寺住持了也を三の丸殿舍に召して、法問を聽聞あり、續きて淨土宗に於て重しとする五重血脈を傳受ありたり、茲に於て家康の定めたる淨土宗法度の一箇條は自然破毀となりて、何人と雖も、信心厚きものは之を相傳するを得るに至れり。同九年には、京都知恩院住持を常紫衣に陞せ、且つ大僧正に任じたり、是より代々例となれり、翌年は其宗祖源空上人へ諡號宣下を奏請して、正月十八日、圓光大師の號を賜はり、剩へ五十回忌毎に諡號を宣下せり、且つ正月二十五日、其忌日の祭祀を勅會となし、是より彼の宗にては、之と御忌（ギョキ）と稱するに至る。又其頃傳通院住職は、祐天と て名高き僧なりき、桂昌院之を三の丸に請じて說法せしめ、畢りて祐天の十念を受けられしかば、奥向きに奉仕せる男女、悉く桂昌院の意を邀へて、之が十念を受けたりしに、其數二千人に上れりといふ、以て當時大奥向きの壯大を推知すべし。又淺草田島山誓願寺は、桂昌院生家本莊氏の香華院なるを以て、特に寺領三百石を寄附して六百石となし、且つ其住持を代々常紫衣に陞せたり。又眞言宗新義派の開祖覺鑁にも、奏請して興敎大師の諡號宣下あり。元祿十四年九月に、京都嵯峨清涼寺の釋迦佛、開帳の爲め江戸に來りしを、桂昌院之を三の丸に請じ、且つ其住持堯鎭を、護國寺、護持院の住持等と共に城中に宿直せしむる事二夜、德川幕府に於て、婦人界ともいふべき大奥に僧侶を宿泊せしめしは、前後此時代に限れり。是れ皆桂昌院の迷信より出でたるにて、護國、護持の二僧等は、遂に桂昌院が遊宴の席にも必ず陪侍するを例とし、既に是の年四月四日、桂昌院墨田川に船遊びの折は、彼の二僧に、同船にて相手せしめ、五月六日に、道灌山より王子及び柳澤家の下邸巢鴨の六義園遊覽の折も、相手として同伴せるなど、初め內部のみに相手を命せしも、茲に至り外部へも堂々と押出すに至れり、以て彼等が跋扈の程を察すべし。

能樂の流行と士氣の衰廢

能樂の流行——士氣の頽廢と風俗の淫靡

〔能樂の流行〕　綱吉、少年より能樂を好み、長ずるに及びて益〻甚しく、常に自身之を演じて樂みとせるより、天和元年七月に、斯道に堪能なる者數十人を召抱へて、旗本士となし、之を桐之間に候せしめて、桐之間番といふ。尋で貞享三年、大名、旗本士の子弟にて能樂に執心なる者を召出し、之を御次番といふ。翌年此輩に指南の爲め、四座の能役者中より堪能の者十數人召出し、旗本士となし、之を廊下番といふ、依て廊下番頭及び桐之間番頭を置き、此輩を支配せしめ、其役席、兩番頭に准ず。斯くして日々暇あれば、綱吉自身能樂を演じ、此輩をして各々其技を奏せしめ、又は此輩にも各々其技を演せしめて見物するを常とせし程に、諸有司の面々、何れも將軍の意を邀へて能樂を練習せし程に、延いて一般の大名、旗本士に及び、遂に市井の輩までも、四座の能役者に緣を求めて弟子入りせるなど、凡そ學問に續きて能樂の流行、此時程盛んなるはなく、後ちには例年東下の勅使、若くは親王、公卿、門跡など東下謁見の後、幕府に於て饗應の能樂も、將軍自身を始め、老中以下諸有司各々之を演ずるに至れり。

〔士氣の頽廢と風俗の淫靡〕　されば能役者は、士流に准ずるとはいへ、元來一種の遊藝なれば、其平素の風儀も優美といへばいへ、一般武人に比して、なまめかしき樣なりしを、此輩斯の將軍に昵近せるより、自然時得顏なるに化せられて、諸大名、諸有司を始め、一般の士風は遂に能役者の如く、所謂遊藝者風となり、往昔の士風頓みに一變せるより、從て其志操までも一變して、往昔の武士氣質は地を掃ふといふ情況となれり。既に能樂流行してすら右の如くなるに、綱吉は更に大名、旗本士の子弟にて容貌美麗の聞えあるものは、同じく召出して桐之間番、若くは御次番となし、時々此輩に命じて風流を催さしめて見物せり。風流とは卽ち踊りにて、其一斑は、貞享三年三月十一日、側用人牧野成貞が、二の丸別殿に於て將軍の遊覽に供せし風流催し景況にても知らる、卽ち常憲院殿御實記に「十六人の小性一樣に、紫綸子に金銀糸を以て柏の葉を縫ひたる廣袖の衣服に、金作りの大小に眞紅の下げ緒をつけたるを帶し、鼓、笛、太鼓の拍子につれて踊り出でたる有樣、あたりもまばゆき計り輝き渡りて、花やかなり」と見えたるにて推知すべし。此風流は、亦後ちには一般に流行し出して、今も元祿踊りとて其圖傳はれり。されば噂普話に、

昔は（中略）自分に淨るり三味線はならず、漸く琴ひく計りなり（中略）近年は土佐節時花（ヤリ）て此かた、女中方、奥方、御息女方、針妙（シンパウ）は申すに及ばず、下女、はしたまで、淨るり五段十段も家毎にて語

る、（中略）女の役の縫物、針細工の藝はともかくも、淨るりは語るなり、皆近年好色の文句を專らに作りたる淨るり故か、能覺ゆるなり、堺丁の野郎役者の名、紋所、年頃まで、上下の女中覺へぬはなし、是も好色の思入れ深き故云々、

昔刀、脇指の拵へ樣、二十歲の人の刀、脇指、三十歲計りの人の刀、脇指、四十、五十の中年の人、老人の刀、脇指、拵へ方それ〴〵に各別違ふ、刀の長短其外、若きは若き物好き、中年の人は年頃相應の物好き、老人は短く輕くと、物好き夫々に替る、（中略）客の刀、座敷の刀掛（カタナカケ）にかけても、是は誰の刀ならんと、物好を見れば、其主の貌を見る樣に知れたり、近年の刀、脇指の拵へは、さのみ長短もなく、大方二尺三四寸位にて、刀掛へかけても大方揃ふて、拵も細きがはやれば皆細く、鞘ひらめが時花（ヤ）れば皆ひらたく（中略）是れ心得がたし、自分了簡物好きせば、十腰は十腰異なるべきに（中略）自身〴〵の器量薄き故、人の眞似す、

とあるにて、當時士風の衰へたるとの一斑を知るべし。斯る狀況なれば、彼の演劇といひ、唄（ウタ）、淨るりの如きまで、年々新案、新作、出で來て、所謂元祿文學なるものゝ勃興を見るに至れり。其上綱吉の彼の生類御憐みを種にして、能役者より旗本士に列したる輩は、元來馬術を習はざれば、乘馬を止めて駕を用ひんと願出でしに、こは武家諸法度にも、乘輿の制は嚴重なるを、それにも係らず許可ありしかば、乘馬に堪ふる面々まで、後には馬を止めて駕を用ふる事となりしかば、延いて市井に及ぼし、老幼、婦女、病者のためとて、町駕籠（マチカゴ）を許可ありしが、今は其數年々に增して、老人、病者ならぬ壯年の者が、之に乘りて遊里へ通ひけるより、辻駕籠（ツジ）なるもの出で來て、遂に府下に駄馬の跡を絕てり。殊に武家諸法度の首條に「弓馬之道、專可二相嗜一事、」とあるに、馬は既に右の如くなるに、まして生類御憐みの嚴令に對しても、弓、砲術などは、今は有害の長技となれるより、誰ありて之を學ぶ者もなければ、幕府に於ても之を奬勵せざるより、弓砲其物まで無用の長物となり、既に幕府城門に備付けの弓砲のみならず、將軍の持弓、持筒すらも、弓は反（ソリ）もどり、弦はのび、矢の根は錆を生じ、羽ば本より鳥の羽なれば、之を廢して紙を以て代用とせる程に、武具といはんよりも、玩弄物といふ方至當なるべし。砲に至りては、悉く錆び朽り、臺は狂ひ、合藥、火繩は、濕氣のため黴を生ずるも、誰咎むるといふ事もなし。殊に可笑しきは、將軍御成には、儀從の中に、虎の皮の投鞘の鎗を持たするは例なるに、生類の皮なりとて、黃羅紗に、黑羅紗を以て虎符を縫付けたるを持たせたり。されば一度斯る惡風に浸染したるより、遂に腹心の病ひとなりて、元祿武士の惰弱と淫靡とは、後世まで旗本士の先天的習慣となり、いかに匡正するも其効なかりしなり。

朝鮮の外交及び蘭人の待遇

竹島の還附——和蘭甲必丹

〔**竹島の還附**〕　前條に述べたる如き情況なれば、上下唯畏りて太平の謳歌を專らにせるなれば、國威發揚とか、國權發揮とかいふ如き、外邦に對しての念は毫もなかりしは、最も遺憾といふべし。彼の朝鮮國欝陵島は、秀吉征韓の初め、文祿年間に第一に之を占領し、島中竹樹欝叢たるより、之を竹島（タケシマ）と名付け、爾來百餘年間、我が國民此島に移住して盛んに漁業を營み居たりしに、元祿七年朝鮮國の漁民等、時々來りて我が漁區を侵しゝより、遂ひに爭となり、宗義倫（ソウトモ）が派する所の釜山浦の和館に訴へたり。依て宗家の吏員より釜山の朝鮮官吏に、我が竹島に貴國の漁民等來りて漁業を營むは、是れ我が國利を害するものなれば、自今嚴禁せよと迫りしに、彼れ答へて、貴國の竹島といふは我國之を知らず、但し海中に欝陵島といふ島あり、是れ我が版圖なり、然るに往昔壬辰の亂に、貴國軍隊の之に據るものありしも、當時我れより之を攘ふに遑あらず、爾來貴國民人の之に居る者あるを知ると雖も、兒害をなさゞるを以て、我れは兩國の和平を重んじて、之を寬容せるのみ、然れば則ち我が民人の此島に到るは、固より當然の事なれば、決して之を制すべからずとの事なり。我が返答には、貴國の欝陵島といふは、卽ち我が竹島にして、我が民人の此島に住して業を營む事、玆に百有餘年、其間貴國之を問はず、貴國の民人亦之に住せず、且つ來らざりしは、是れ明かに我が版圖たるを以てなるべし、然るに今貴國恣に欝陵島と名付けあるを口實として我が請ひを拒むは、其意を得ずと申しゝに、朝鮮國にては、彼の欝陵島は、古來より我が版圖なるは明白の事にて、天朝（支那をいふ）の代謝毎に圖籍を呈供して、其認識を得たり、然るに今貴國之を爭ふは、必ずや天朝の認識を經たる圖籍あらん、依て之を示さるべしと反駁せしより、宗家限りにては取計らひ難き事體となり、幕府へ言上して處置を請ひしに、幕府は急に右の應接に係れる宗家の吏員を召して、事情を尋問したる上、成るべく穩便に取計らふべしとの意味の差圖なりしかば、宗家に於ても、只管前說を主張し、且つ我國古來より圖籍を他國に示して、其認識を得たる例なければ、今其圖籍を示すに及ばず、貴國こそ、我が版圖を以て其圖籍に加へしなれば、之を削除あるべしと申しゝ程に、彼れ大に驚き且つ怒りて、種々の辭柄を設けて、之が確答を與へず、翌八年も過ぎたれど、何の決する所なきを以て、宗家にては屢々之が返答を促しゝに、元祿九年に至りて、朝鮮より宗家へ、欝陵島を我が圖籍より刪除する能はずと雖も、貴國之を竹島と稱するは、貴國の便宜なれば、我れ之を咎めずとの返答にて、若し强ひて此上圖籍の刪除を要求するに於ては、永く修好を絶つべし（竹島記事取意）との

事なりしかば、宗家より幕府へ委細言上せしに、僅か一小島の故を以て、永く隣交を斷絶せん事然るべからず、殊に現時はともあれ、往時は正しく彼れが版圖なり、旁々速かに之を朝鮮に還附し、永く彼れに我が恩德を知らしむべしとありて、嘗て移住せし我が漁民等を悉く其生國へ引上げしめたり。是れ我が恩德を彼れに知らしむべしとは、外面の口實にして、唯彼れが歡心を失はん事を怖れたるなり、畢竟するに、彼れ永く修好を絶つべしといふ以上は、早晩我國に來寇せんも計られずとの怯臆心より出でたるに相違なし。

〔和蘭甲必丹〕　又年々和蘭甲必丹（カピタン）の幕府に入謁する毎に、綱吉更に之を庭上に召し、自身始め女中の輩までも簾中に居きて、彼れに平素の食事、寢臥、若くは宴飲、訪問、讀書、口論、諍鬪など、あらゆる狀體の仕方を演せしめて、之を見るを例とせしかば、後には彼等甚しく卑猥の狀體などをも演じて見せしを、綱吉殊に興に入りて見物したりと、當時獨逸人にて和蘭人と僞り、甲必丹に從行して幕府に入謁したるケンプルといふ者の、日本誌と題せる書中に見えたり。こは綱吉、一は外邦の風俗を觀るべき爲めなるべきも、當時好奇の誹りありしなり。

赤穗義士復讐

發端——復讐の徑路と其實況——幕府の處置——世論

〔發端〕　前々條に述べたる如き士氣衰廢の中に於て、古今無比の義擧をなして世人を感動せしめしは、大石良雄の復讐事件とす。初め元祿十四年三月十四日、例年參向の勅使御馳走役を淺野內匠頭長矩、（赤穗城主五萬三千石）伊達左京亮宗春（伊勢吉田邑主三萬石）の二人に命ぜられ、諸事は高家肝煎（きもいり）吉良上野介義央（四千石）に承り合すべしとの命なりしに、此日は、勅使へ將軍家より御禮勅答の大切なる式日なるに、いかなる意趣ありてか、右儀式の將に行はれんとする間際に、しかも右の儀式執り行はるべき白書院の入側（いりかは）に於て、淺野長矩は、小さ刀を拔くより疾く、吉良義央が、立ちながら御臺所御用人梶川與三兵衞頼照と用談し居たる後ろより、此間の遺恨覺えたるかと聲を掛けて切付けたり。義央驚き振向く所を、又一太刀額に切付けしかば、義央は俯伏しに倒れたるを見るより、梶川頼照、長矩に飛付き、押留めたり。此際に高家畠山下總守、品川豐前守など駈寄り、義央を引立てゝ退くと同時に、長矩にも數人取付きて、徒目付詰所へ引取り、屏風にて仕切り入れ置きて嚴重に守り、さて此由上聞に達したり。義央は思ひの外淺手なれども、先づ外科、本道の醫師等に命じて其手當をなさしめ、

土屋但馬守陳直（常陸土浦城主九萬石）を以て、長矩に代へて傳奏衆御馳走役となし、長矩を田村右京大夫建顯（陸奥一關邑主三萬石）に御預けとなし、卽夜切腹を命じたり。

因みに云、此處置に對しては、彼の武家諸法度に「喧嘩は兩成敗たるべし」とあるに悖れるは、柳澤保明が依怙の取計らひに出でたるなど、元寶莊子の如き俗書共にあるは大の妄誕にて、遺恨ありとて人を斬りしものは、必ず切腹に處するは先例にて、其一二をいへば、壽永八年八月十日に、目付豐島刑部、私怨を以て老中井上主計頭正就を殿中にて殺害し、寛文二年三月二十七日に、代官一色內藏助が、勘定頭伊丹播磨守を役席にて切付け、貞享元年八月二十八日に、若年寄稻葉石見守が、大老堀田正俊を殿中にて殺害したる等は、皆加害者は封祿を奪はれしも、被害者は何の咎めなかりしにても察すべし。又此長矩が遺恨といふは、いかなる子細か明かならず。但し參考のため左の話を述べんに、義人錄に或人の說を載せて、長矩と同席なる加藤遠江守、前年義央と日光山祭典に奉仕せし事ありしが、義央傲慢にして屢々無禮をせしより、差違へて死せんとまで覺悟せしかど、公事の大切なるを思ひて堪忍したり、今度內匠頭勅使御馳走の大役を勤むるに付、上野介必ず無禮の振舞ひあるべければ、堪忍あるべき由意見せしに、長矩之を謝して、堪忍も時と事とに依るべければ、御請合ひは仕り難しと申したりと。一說に、戶澤下野守、嘗て其父上總介が吉良義央と日光法會の御用を勤めしに、斯く〳〵の無禮ありける由物語りありしに、長矩、尊大人は流石に御年柄堪忍も成されたるべし、我等如き若輩は、とても忍び難しと申されし、此問答を同席にて聞きたる小笠原長門守が、長矩殿中刀傷の後ち、安藝侯の邸にて此話ありしとも見え、又備後福山の儒者江木鷹が、石見津和野龜井家の家老多胡主水の傳には「元祿中、淺野侯、命を受けて天使を饗す、吉良氏の無禮を憾み、之を朝に傷つけ死を賜ひ（中略）是より先き（元祿十一年なり）津和野侯亦天使を饗す、吉良氏を怒り之を斬らんとす、國老多胡主水、吉良氏の貪欲を知り、私に之に賂す（中略）吉良氏大に喜び辭を卑くして侯に接す、以て事なきを得たり、」とあり。以上の諸說に依れば、義央高家の古參として、朝廷向きの事に馴れしを鼻に掛けて、傲慢人を侮りしは明白なり。

さて幕府は長矩の封を褫ひ、同じく十五日、脇坂淡路守安照、木下肥後守谷定（キンサダ）に城知受取りの役を命じ、使番荒木十左衞門、書院番士榊原采女を目付として赤穗へ遣はしたり。

〔復讐の徑路と其實況〕　さて其後の事ども、大石良雄の文書を始め諸實錄を參考して概略を述べんに、赤穗にては、此事變に付て、追々江戶詰家老中より急報ありて、家老大石良雄、大野九郎兵衞、奧田將監等、諸士を集めて其旨を申聞けしが、初めは吉良義央も死せりと思ひしに、後の報知

には、さはなく、手疵養生を命せられ、長矩は卽夜切腹を命ぜられたりと知れしかば、良雄の議として、相手上野介存命とありては、當城を離散すること殘念至極なり、さればとて籠城などと申す事は、公儀へ對し奉り恐れ多ければ、上使到着の上は、御檢使を申請け、城門に一同罷出で切腹致し候上、空城にて引渡すべしと一決し、先づ其由を淺野家の一族なる在江戸諸大名の許へ申遣はすべしとて、用人多川九左衞門、月岡次右衞門の二人を急使として差立てしに、疾く城受取りの役々江戸を發したる後なれば、淺野安藝守及び戸田采女正等より、家老共口上の趣は穩かならざる仕方なれば、何分にも上使到着の上は、異儀なく城知を相渡し、各々離散あるべしと、懇切なる諭告書を各々家老の輩に齎らして赤穗へ遣はせしに、此間に赤穗にては、大野九郎兵衞始め、追ひ〳〵異議申出づる者ありて、切腹の事は立消えの姿とならん樣子なりしに、今又親族の方々より諭告の旨もあれば、さらば是非に及ばず、我々の仕方に依て親族の御方々まで御咎めを蒙るに於ては、彌〻恐れ多き事なれば、城知は滯りなく相渡し、其上にて華岳寺（淺野家菩提所）に於て一同切腹致し、地下の先君へ殉すべしと、良雄の議に同意の輩もありしが、多分は、唯今切腹しては、公儀へ對し憤りを含むに當り、然るべからずとの議にて、其事も行はれず、是に於て良雄は、此上は社稷を重しとし、君を輕しとすれば、先君の事は是非に及ばず、現に御舍弟大學殿在るなれば、此方に淺野家の家名、假令ひ輕くとも御取立て下さるやうに、又上野介方へも、何とか御沙汰の品もあるやうに、大學は兄內匠亂心に非ざるしるしに立て、世間の誹謗もなき樣に願立つるより外あるべからずと申し、に、是にて大半同心しければ、右の次第を親族の諸大名へも申送りたり。今其中の一を述べんに、

一筆致二啓上一候、今度當城引渡之儀に付、從二采女正樣一被二成下一御書、田中權右衞門、多川九左衞門、月岡次右衞門致二持參一、且又追而被二成下一候御書、戸田權左衞門殿より御渡被レ成、右何も謹而頂戴仕候、度々被レ爲レ入二御念一被二仰出一候趣奉二承知一、難レ有仕合奉レ存候、幷御意之趣を、以二貴樣御口上一、九左衞門、次右衞門に被二仰聞一候通も承知仕、奉レ畏、家中之者に具に申聞候處、得心仕、奉レ畏、段々爰元引拂申儀に御座候、近々御下知之通り城引渡可レ申候、右之御請は戸田權左衞門殿へ申上候得共、猶又御序之剩、宜敷御執成奉レ願候、恐惶謹言、

四月十二日

大野九郎兵衞
大石內藏之助

中川甚五兵衞樣

右の如く一決して、四月十六日、城知受取りの役々赤穗へ到着せしかば、同十八日より二十三日

までに、悉皆引渡しを濟まし、其席にては、良雄は目付荒木十左衞門まで、今般の儀はとかく申上ぐべき樣なしと雖も、何卒御執成しを以て、故内匠弟大學へ淺野家名仰付けられ、且つは上野介樣へも何とか品も付き、大學儀人前罷成り候樣に、家中の者共一同に願ひ奉ると申しゝに、十左衞門の答へもなかりしに、押返して同樣に良雄申したれば、其席に在りし幕府代官石原新右衞門より、誠に内藏助申す所餘儀もなく相聞え候と申しゝかば、十左衞門も、願ひの趣は承り置くべしと挨拶あり。偖其夜、十左衞門旅宿へ良雄を招き、今度城知引渡しの儀、諸事念入り、殘る所なき仕方感心せり、依て今晩右の趣、江戸表御老中まで申上げたり、殊に先刻城中にて再三願ひの趣、是れ亦尤もの儀に付、委細御老中方の御聽きに達すべしとありしかば、良雄は厚く其恩旨を謝して、夫より京都に上り、妻を次男、三男と共に、其生家なる但馬豐岡京極家々老石束源五兵衞の許に託し、且つ紫野大德寺塔頭（タッチウ）隨光院は、淺野長政開基建立の寺なれば、此所に淺野代々招魂の墓を營み、永代の祭祀料を附し、夫より嫡子松之丞（後ち元服して主稅良金と更む）と共に山科に屏居して、江戸表なる大學の樣子如何と待居たりしに、是より先き在江戸の堀部安兵衞、磯貝十郎左衞門等、奥田孫太夫と共に、長矩死して仇家義央が無事なるを憤り、是非に復仇せんと切に良雄へ迫り、先君二つなき命を捨て、代々續きたる御家をも顧みざるは、萬々忍び難き憤りありしは勿論なれば、假令ひ今大學樣に、名跡（ミヤウセキ）相違なく下され候とも、上野介が首を取らずしては、人前立つべしやと論ぜしに、良雄、夫は我等も思はざるにあらねど、御名跡斷絶切りにしては不忠の第一なり、復仇の事は第二の事にて、若し其間に上野介病死しなば、子息左兵衞へ取掛るべし、夫れも叶はずば、我々武運の盡果てたるなれば、其時は一同潔く自殺致すべし、さすれば御家の外聞も立ち、又一分々々の存念も達すべし、先づ〳〵我等に打任せ、時節を待つべしと堅く執りて動かず。既にして目付荒木十左衞門より、江戸へ歸府の上、御序でありしを以て、赤穗に於て其方願出の趣、委細御老中方へ申上げたりとの報知ありしを以て、さらばとて右禮謝の爲めに、良雄は奥田將監、進藤源四郎、小山傳兵衞、原總右衞門同道江戸に出で、荒木氏に右の謝辭を申述べたるは十一月の末なりしに、十二月十三日に、吉良義央は、願に依て隱居を命ぜられ、息左兵衞へ家督相違なく下されて、表高家寄合となし、剩へ上邸（カミヤシキ）を召上げられ、本所にて住居邸を賜はりたれば、さらば大學身上も、近々何とか御沙汰もあるべしとて、再び山科に歸り、其報知を待居たりしに、翌十五年七月十八日に、大學の閉門御免ありて、本家安藝守方へ、妻子共に引取るべしと命ぜられ、茲に至り全く淺野家再興の望み絶えたるより、良雄は、さらば急に第二の復仇をなすべしとて、兼て申合せたる殉死決志の面々へ申遣はしゝに、其頃伏見奉行建部内匠頭政信が用人は、良雄と同志なりし粕谷勘左衞門が緣

者にて、此建部家は、吉良家と緣者の好みありて、江戸は勿論、道中關所々々とも、淺野家のみに限らず、浪人の住居、通行殊の外むづかしく、殊に吉良家は上杉家の親元なれば、益一の爲めとて、警固の者十餘人詰切り居れりなど申す由、粕谷が言ひ觸れたるに心臆して、先づ奥田將監、進藤源右衞門等を始め、大學身上の事、今一度公儀へ表向き嘆願に及び候方然るべく、其嘆願叶はずして、第二の復仇に及ぶも遲かるまじと主張して、良雄の勸めを拒絶したり。されど大學は、幕府に於て、其宗家たる淺野家へ引渡し、既に廣島へ送らせたれば、假令ひ嘆願したりとて叶ふべきにあらず、又強ひて斯る願ひを申出しなば、反りて强訴の罪に問はるゝは當然の事にて、こは皆之を一時の口實として死を遁れん手段なれば、良雄も彼等が拒絶を快く諾して、子息主稅を始め、決志の人々と前後して、漸々に江戸に下り、良雄は先づ四五日鎌倉に滯在し、夫より神奈川在の農家に暫く借宅し、子息主稅が垣見喜內と變名して、江戸石町に借宅して住付きしを見定めて、やがて之に移り、夫より復仇の手段を廻らして、遂に此年十二月十四日の夜、吉良邸へ押寄せて本望を遂げたり。磯貝十郎左衞門と富森助右衞門とが自書にて、細川家へ御預け中に接伴したる堀內傳右衞門に與へしもの左の如し、以て其實況を見るべし。

元祿十五年午十二月十四日夜、四十七人、本所林町堀部安兵衞、杉野十平次借宅へ集り、致二支度一、

寅の上刻（今の午前三時）吉良上野介殿屋敷へ罷越、やしき脇にて人數二手に分れ、表門よりは階子をかけ、やねより乘入り、裏門は、かけやにて門打破り、押入申候、表の玄關、隱居の玄關打やぶり候處、出合候者は突伏せ、或は討捨に致し候て、上野介殿寢間へ亂入申候處に、上野介殿、寢所は逃出で、隱れられ候に付、表裏より押入候者共、家內戶障子を打破り、無二殘所一尋申候、玄關の番人、其外近習、勝手まはり、泊番の者と相見え候て、出合候者共討捨申候、其內には手負半死の者も可レ有レ之哉難レ計候、臺所邊にては雜人も有レ之と相見え候、然共敵對致し候者は三四人計、殘の者共は立あひ候に不レ及、通合打捨、雜人と慥に見屆申候は、如レ形用捨仕候て、逃去次第に仕候、表門、裏門より押入候時、番人の內出合候もの、雜人も二三人討捨申候、屋敷之中打廻り、ひたと聲をかけ、出あひ候もの可レ有レ之やと心懸候ても、長屋の士共出合不レ申候、漸く二三人罷出候は、則突留申候と覺へ申候、其內の者共、死生之所不二分明一候、右の通家內二階まで無レ隱尋申候へ共、上野介殿相見え不レ申、此節屋敷中、一人も出合しもの座敷中共に無レ之、明屋敷の樣に被レ存候、然處勝手之內、炭部屋と相見え申候所に、戶立候て有レ之を、さがし殘し所見出候て、戶を打破り申候處に、人二三人も有レ之と相見へ、內よりむざと仕たる皿鉢炭などの物を投打に致し防ぎ申候處、嚴敷せり詰申候に付、兩人兩度に外へ切出申候て、少々働き申候を討留申候、殘

りの者を間十次郎一鎗突申候處、脇指拔あはせ申候を、武林唯七一刀切留申候、此死人年頃、上野介殿にても可レ有レ之かと心付候、着用の裝束を見申候處、下着白小袖にて候、然ば額の疵可レ有レ之と、吟味を遂げ候處に、面の疵は、當座の疵にてまがひ申、不二分明一候、さらばとて、はだをぬがせ見申候へば、背の疵たしかに相見へ候に付、間十次郎に首を揚げさせ（切りし事）候て、白小袖の袖につゝみ、兼而之相圖の笛を吹合せ、表の玄關前へ總人數を集め、前かど案内のためとら へ置候、表門の番人三人に見せ候處に、疑もなき上野介殿しるし（首の事）にて御座候と申候、懷中に守袋三つ御座候、（是にても當時迷信の程を知るべし、此守袋は次條に述ぶ）これも證據にと、其場に落合候者共、首に取副致二持參一候、右の後は、彌々出合候者一人も無二御座一候に付、長屋の前にて、上野介樣討取候事、聲を揚げ申觸れ候へども、戸を取立候まゝにて、罷出候者無二御座一候、上野介殿討留候上は外に存念無レ之候に付、うら門の内へ總人數呼集め、名書の帳面を以て人別に呼び相改め、打入の人數に無二相違一あつめ、裏門より退出仕候、人數の内、深手負候者一人も無レ之候、かすり手負候者一兩人御座候、

一、私共存立候旨趣、委細口上書に相認め、致二持參一、初め裏門より押入候者、隱居の玄關前に立置申候、是は早速御見分の御方（幕府にて火附盜賊改めとて、秋末より春季まで、特に市街を警

邏する役人をいふ）も可レ有レ之と奉レ存候て、總人數の名書を相認め申候、

淺野内匠家來共口上

去年三月内匠儀、（内匠頭と書せざるは、罪人として切腹せしを以てなり）傳奏衆御馳走之儀に付、吉良上野介殿江含二意趣一罷在候處、於二御殿中一當座難レ遁儀御座候歟、及二刀傷一候、不レ辨二時節場所一働、無調法至極に付、切腹被二仰付一、領知赤穗城被二召上一候儀、家來共迄長入奉レ存、請二上使御下知一、城知差上、家來共早速離散仕候、右喧嘩之節、御同席御押留之御方有レ之、上野介殿討留不レ申、内匠末期殘念之心底、家來共難レ忍仕合に御座候、對二高家之御歷々一、家來共挿二鬱憤一候段、憚奉レ存候得共、君父之讐、共不レ可レ戴レ天之儀、難二默止一、今夜上野介殿御宅へ推參仕候儀、偏繼二亡主之意趣一候志迄に御座候、私共死後、若御見分の御方御座候者、奉レ願二御披見一、如レ斯御座候、以上、

元祿十五年十二月　日　淺野内匠長矩家來　大石内藏助良雄（名署は一行一人なれど、今略して斯く書改む）　大石主稅良金　吉田忠左衛門兼亮　原總右衛門元辰　片岡源五右衛門高房

間瀨久太夫正明　小野寺十内秀和　磯貝十郎左衛門正久　堀部彌兵衛金丸　近松勘六行重　富森助右衛門正固　潮田又之丞高敬　堀部安兵衛武庸　赤埴源藏重賢　奥田孫太夫重盛　矢田五郎右衛門助武　大石瀨左衛門信清　早水藤左衛門滿堯　間喜兵衛光延　中村勘助正辰　菅谷半

之丞政利　不破數右衛門正種　千馬三郎兵衛光忠　岡野金右衛門包秀　木村岡右衛門貞行　吉田澤右衛門兼定　貝賀彌左衛門友信　大高源五忠雄　岡島八十右衛門常樹　村松喜兵衛直秀杉野十平次次房　勝田新左衛門武堯　前原伊助宗房　間瀬孫九郎正辰　小野寺幸右衛門包常間十次郎光興　奥田貞右衛門行高　矢頭右衛門七教兼　村松三太夫高直　神崎與五郎則休　茅野和助常成　横川勘平宗利　間新六光風　三村二郎右衛門秀富　寺阪吉右衛門信行

引拂候刻は、未だ透と明はなれ不レ申候、兼而の存念、遂二本意一候はゝ、上野介殿しるしは、泉岳寺へ致二持參一、亡主の墳墓へ手向(タム)け可レ申覺悟に存候へ共、長途の儀と申、又は場所へ外より係け合せの者も可レ有レ之、屋敷よりしたひ候て、追駈候ものも候はゝ、其段如二本意一難レ仕候半歟(ヘン)、先近所無緣寺(今の兩國回向院なり)へ罷越申談、其時宜次第に可レ仕と申置候に付、先寺へ參候處に未二開門一候、斷(コトワリ)申入候へ共、門内へ入られ不レ申候に付、泉岳寺へ罷越候、道筋之儀、通町筋は御禮日(十五日)の儀故差控、本所御船藏(オフナグラ)之後通、永代橋より鐵砲洲、汐留橋、金杉橋、芝泉岳寺道にて、とがめ申所一所も無レ之候き、手疵有レ之者は、駕籠やとひ乘申候、右場所へ御見分之御方無レ之に付、此次第御斷爲レ可二申上一、從二途中一吉田忠左衛門、富森助右衛門兩人、仙石伯耆守樣(大目付)へ參上、御斷申上候、内藏助可レ參筈に候へ共、上野介殿しるし持參候上、大勢故、兩人參上仕候、

一、泉岳寺へ參り、直に亡主の墓所へ參詣、しるしを手向申候、住持より、夫にて寮に入候樣にと被二申聞一、内へ入、認め(食事)等被二申付一候、

一、忠左衛門、助右衛門儀、伯耆守樣へ參上、御案内申上候處、御直に御出、今曉之樣子、有增(アラマシ)御尋、口上書相認、上野介殿屋敷に立置候、右之控懷中仕候、これを御披見に入申候、御覽被レ成、段々聞召被レ屆、無二殘所一神妙之仕方と御稱美にて、追付(オッツケ)御登城被レ成、御老中樣方へ御披露可レ被レ成候、其内玄關へ上り罷在、休足致し候樣にと被レ仰、終日罷在候、今曉の樣子、井上萬右衛門と申御家來出られ、尋被レ申、あらまし噺申候、書付被レ申中、伯耆守樣いそぎ故、御尋かけ、早速御登城と相見え申候、御徒目付衆御出、兩人大小相渡候樣にと被二仰渡一、相渡し申候、

一、晩刻泉岳寺へ、内藏助始不レ殘召に被レ遣候間、忠左衛門、助右衛門方よりも、手紙遣申候樣にと被二仰渡一、兩人手紙相認、御徒目付衆へ相渡申候、泉岳寺へ御徒目付石川彌一右衛門殿、市野新八郎殿、御名字失念(松永カ)小八郎殿、いづれも上下御着用にて御出、皆共御呼出し、仙石伯耆守樣、鈴木源五右衛門樣、水野小左衛門樣、(以上二人は目付)被レ仰候は、被二仰渡一候儀有レ之候間、追付伯耆守樣御やしきへ可レ被レ參由、何れも奉レ畏候由、御請書内藏助差上申候、御徒目付衆へ、

住持を頼み相伺候は、上野介殿しるし、如何可レ仕と申候、其段御差圖難レ申、尤伯耆守樣へ御持參には及申間敷候、住持へ申入、被レ預候て可レ然候半と被レ申、則住持へ預け申候、右の守袋（此中に身替り觀世音の守札入れありしと）相添候て、住持へ相渡置候て、戌の上刻寺を罷出、御徒目付衆は先へ御歸り候、伯耆守樣へ參り候、何れも着用改め可レ申樣も無レ之故、今日之裝束のまゝ、尤今日の武具も致二持參一候、道筋は高輪、三田、新堀、西久保、道筋町にても警固の心有レ之體、御屋敷方も御門前に燈灯御出し、張番等少々相見へ候、伯耆守樣御玄關にて、御徒目付中御出合被レ成、大小、懷中の物等御改め御請取、筆、長刀は御門前に指置候儀、御斷申入候處、持參候儀尤に思召候、御請取候との御事にて、御玄關へ上り申候、姓名、年、御直參に親類有レ之やと御尋、其主家にて勤役、今曉手負、けが仕候者御吟味有レ之、其後此十七人の者、御目付樣三人の前へ被二召出一候て、伯耆守樣被二仰渡一候は、皆共儀、細川越中守樣へ御預け被レ成候と、被二仰渡一候、內藏助へ、此度遂二本意一候次第、おちつき候仕方、段々無二殘所一思召候由御稱美、今曉の次第有增御尋、段々申上候、申殘し候儀は、外之者共より申上候、右之御尋之儀、從レ上之御尋にて無レ之、物語御聞被レ成度との御挨拶にて御座候、上野介殿宅にて、火をともし、さがし申候儀、先方の輕き者召取、案內致させ蠟燭出させ用申候事、隨分心靜之仕方と、御三人樣被レ仰候、越中樣へ參上候

乘物參り候に付、のり可レ申候、老人、手負人も有レ之、且又請取に參り候衆中、警固のためにても候間、右之通可レ仕候、面々別儀有間敷候と被レ仰候、

〔幕府の處置〕　偖細川家へは、大石、吉田忠左衞門、原、間瀨久太夫、片岡、小野寺十內、堀部彌兵衞、磯貝、潮田、富森、近松、矢田、七人、松平隱岐守（伊豫松山城主）へは、大石主稅、堀部、中村、木村、岡野、不破、菅谷、千馬、貝賀、大高の十人、毛利甲斐守（長門長府城主）へは、吉田、奥田孫太夫、早水、赤埴、大石瀨左衞門、間喜兵衞の十新六、小野寺の十人、水野監物（參河國岡崎城）へは、間瀨、間、奥田、矢頭、村松、茅野、橫川、神崎、三村の九人なり。其時大目付より四家へ、古今稀なる志の者共なれば、諸事屹度廉立てず、隨分憐愍を加へ置くべしと內命ありしかば、四家より、火鉢、烟草盆など差出し苦しからずやと伺出でしに、其段は差圖に及ばず、さりながら外の御領け人と違ひ候に付、四家申合せの上、勝手に致すべしとありしかば、日々の食事も、朝夕は二汁五菜の料理に、酒、濃茶、薄茶、菓子までも差出すなど、大名若くは幕府直參の士の預けとなるとも、斯の如きはあらざる樣なりしと。されば淫佚惰弱に染みたる元祿武士の頭腦にも、酷く感せしと見えて、當時朝野を擧げて、良雄の此擧を激賞して止まざりき。其一斑は、義士等處分の事に付、幕府評定所一座の評議書にても明白なり、左の如し。

元祿十五年壬午十二月二十三日、御老中御列席にて御請取候、淺野内匠家來共、吉良上野介を討候に付、御仕置之儀存寄申上候書付、

御尋に付存寄申上候覺

一、吉良左兵衞、申譯難二相立一仕方にて御座候間、其砌責而自滅可レ仕處に無二其儀一、始終之樣子、其分に而は難二差置一哉に御座候間、切腹可レ被二仰付一哉に御座候、

一、吉良上野介家來共、此度手に合不レ申者共は、侍之分不レ殘斬罪に可レ被二仰付一哉に御座候、其節小成共働手柄負候者は、親類方に引取申樣に可レ被二仰付一哉に御座候、

一、小者仲間之類は、追拂候而可レ然哉に御座候、

一、上杉彈正大弼、（上杉は吉良義央の嫡子なり）同民部大輔儀、淺野内匠家來共、上野介屋敷より引取、泉岳寺へ參り罷在候處、其分にて差置候仕方、兩人共にとかく可レ申樣も無レ之儀に御座候間、如何にも御仕置被二仰付一、勿論領知可レ被二召上一哉に御座候、

一、内匠家來共仕方、評議兩樣に御座候、

亡主之志を繼一命を捨、上野介宅へ押込討取候段、眞實之忠義に可レ有二御座一哉、御條目に、（武家諸法度）文武忠孝を勵み可レ正二禮義一之趣に的中可レ仕哉に御座候、且又大勢申合候て兵具を持參候體、猥藉之仕方に御座候得共、其段遠慮仕候はゞ、不レ遂二本意一候故、右之仕方に仕候儀と被レ存候、

御條目に、結二徒黨一成二誓約一候は御停止にて御座候、内匠家來共、徒黨之志御座候はゞ、去年内匠御仕置被二仰付一、城知被二召上一候節、少々存念ケ間敷體も可レ有之處に、聊違背不レ仕候、此度之仕方、一列不レ正候へば、不レ達二本意一候故、不レ得レ止大勢申合候にて御座候、徒黨とは難レ申可レ有二御座一哉に候哉、

ケ樣之類、重而有レ之候とても、人々心入次第にて御座候得共、其節致方是非を以て可レ被二仰付一儀と奉レ存候、

右之通、何れも一座評議仕候、先此度は内匠家來共御預け之儘被二差置一、至二後年一落着可レ被二仰付一哉に御座候、依レ之御書付返上仕此段申上候、以上、

十二月二十三日、永井伊賀守、阿部飛驒守、本多彈正少弼、（以上寺社奉行）仙石伯耆守、安藤筑後守、近藤備中守、折井淡路守、（以上大目付）松前伊豆守、保田越前守、丹羽遠江守、（以上町奉行）荻原近江守、久貝因幡守、戸川備前守、中山出雲守、（以上勘定奉行）

蓋し當時綱吉、經學を好み、常に倫理を自ら說く故に、良雄の義擧に於て内心之を嘉尙せしを以て、

諸有司亦其意を體して、其議を上りしなるべし。然れども國家の典刑の在るありて、情に於て嘉すべきも、法に於て假すべからず、玆に於て左の一策を按出せしならん。

淺野内匠頭長矩が家人等、主の仇なりとて、吉良上野介義央をうちし頃、公(綱吉)にも、彼等が忠義御感ありて、助けまくや思しけん、日光御門主公辨法親王御對顏ありし時、さても政務を執行ふ身は、心に聊もいとまなし、聞も及び給ふらん、淺野内匠が家人等の事、其忠誠義烈のさま、叔世にはめづらしき程の事にて、彼等を其儘に助け置度はおもへども、かへりては政道に於て、腹切らねばならぬ定めなり、何共思ひなやむよし、仰られしかば、法親王にはいかゞ思召けん、何の御答もなかりしなり、又ある傳へには、此時この事法親王に尋問せしめられしに、親王の議によりて、腹切せられしともいへり、(常憲院實紀附錄)

蓋し上野宮は、幕府に於ても特に崇敬ある御方なるに、釋門の御事なれば、此時綱吉に對して、良雄等助命の事、一言御歎きありしならば、綱吉は、之を機として助命せんとの心中なりしならん。元來此宮の御歎きとか、又は御賴みとあれば、幕府に於ても、左右なく拒絶する事なく、其旨趣を採納ありて、時々法を寬めし例多々なり。其一例は、幕府に於て慶事若くは法會等あれば、上野宮より、曾て罪蒙れる輩の赦免を請はるれば、幕府は其幾分かを採納して赦免せるなり。然るに今は、綱吉が折角の望みも、其かひなかりしかば、遂に翌十六年二月四日に切腹を命じ、卽ち細川家へは目付荒木十左衞門、使番久永内記、松平家へは目付鈴木次郎左衞門、使番齋藤次左衞門、水野家へは目付久留十左衞門、赤井平右衞門、各〻徒目付、小人目付數人を副へて遣はし、「淺野内匠儀、勅使御馳走之御用被二仰付一置一候處、主人之讐を報候と申不レ憚不屆之仕形に付、御仕置被二仰付一、其上時節柄殿中を不レ憚不屆之仕形に付、御仕置被二仰付一、吉良上野介討候始末、不レ恐二公儀一、重々不屆に候、依レ之切腹申付る者也、」と申渡して、さて目付、使番切腹を檢せり。蓋し從來公許を得ざる復讐は流罪に處する例なるも、そは對等の輩同士の事にて、是は苟くも幕府高家の歷々にて、官位少將をかけたる人を、陪臣の分として、殊に將軍の膝元を憚らず、飛道具を持參したる等は、對等同士の事に比して數等重しと雖も、流石に忠義の人なれば、直參の士と同樣に目付、使番を檢使となして、士法の自盡を命じ、其上死骸は、義士等生前の願ひに任せ、泉岳寺なる亡主の墓側に埋葬するを許したるなど、一方はどこまでも忠志を憐み、一方は國家の典刑を正したるは、實に正當の處置なり。想ふに四十七士は、太平の世に於ては、空前絶後の美事にして、德川幕府の歷史に無上の花を唉かせたるものといふべし。

因みに云ふ、寺坂吉右衛門信行、十五日の曉に行方知らず成行きて、遂に此裁斷に泄れしが、二月下句に至り、旅裝束のまゝにて、仙石伯耆守の許に至り、私儀、内藏助頼みに依て、據ろなく其場より田舍へ罷越し候處、今度何れも御仕置き仰付けられ候趣、田舍にて承知仕り、之に依て罷出で候、何卒何れも同樣に御仕置き仰付けられ候樣、願ひ奉ると申出でしに、伯耆守より彼の一條はもはや落着したれば、今更さ樣申すとも取上ぐべき筋にあらず、殊に公儀より御尋ねもなきに押して罷出づるは、公儀を輕んずるに似たれば、早々田舍へ罷り歸るべしと、諭して還らしめたるなり。然るに後年江戸に住居せしと見えて、其墓は麻布古川の曹溪寺に在り。

此日、吉良左兵衛は、親類荒川丹後守同道、先手猪子左太夫差添にて評定所へ召され、「淺野内匠家來共上野介を討候節、左兵衛仕形不届に付、領知被二召上一、諏訪安藝守へ永く御預け被二仰付一もの也」と申渡され、信濃高島へ流されたり。後ち寶永年間に及び、幕府は、長矩の弟大學を安藝より召出して、采知五百石を賜ひ、旗本士に列せしが、〔吉良は遂に赦免なくて、其家斷絶したり。

〔世論〕　されば良雄等死を賜はるに及び、世人の哀惜追慕殊に深く、既に林大學頭信篤は、其死を悼むの餘り、七言律詩を賦し、其轉結に「四十七人齊伏刃、皇天猶未レ助二貞忠一」と詠ぜしに、其門下生等之に和したるもの、疾くも世に流布しければ、老中より信篤へ、斯る詩を賦したりといふは、いかなる心得ぞと内意ありしに、信篤は、別に何の存念も御座なく、徐りに彼の者ども不便に存じ、ふと綴り候までに候と申しゝに、其後は何の咎めもなきまゝに、從て學者間に之を賞賛する輩多く、文に詩に著はせしに、室直清（鳩巢）は義人錄を撰じて、其事蹟を世に公けにせるより、漸次類似の書類世に出で、兒女と雖も之を追慕するに至れり。是に於て乎一種の異見を立て、主人柳澤の威勢と共に世に隱れなき荻生總右衛門（徂徠）は、大に良雄の擧を非難して、非義とするのみならず、彼等泉岳寺に於て自盡せず、大目付の許に自首して公裁を仰げるは、萬死中に一生を僥倖せる心事なりと論ぜしにより、俄かに學者間の大問題となり、甲論乙駁數年に渉れるも、遂に牽强附會の僻論は、明理精義の公論に抗すべくもあらざれば、今に於ても忠義の名聲隆々として、實に萬古不磨といふべきのみ。蓋し荻生は常に支那を欣慕し、自ら東夷の人と稱し、又其居の日本橋より芝に轉ぜし時、中華の方へ數町近くなりしといひしなど、殆んど狂態の如くなりしをも、恬然として省みざる質なれば、世の風潮に反對せんとの好奇心に出でたりとの説もあれど、是のみにあらず、當時徂徠は、吉良左兵衛の侍讀を託せられたる好みもありしを以て、特に爲めにする所（上杉家に對して）ありて、斯く論じたりといふ方、眞に近きが如し。

因み云、世に傳はる赤穂義臣傳の如き諸書に、天野屋某といふ者、義士の頼みに依て兵器を造り、

官の咎めに逢ひたる顚末を記せるも、こは甚だ疑ふべき事にて、現に神崎則休等自著の赤城盟傳等にも、天野屋の事を載せざるのみならず、良雄以下諸士の書翰、談話等に至るまで、毫も天野屋の事なし。既に相摸函根神社に現存する、良雄が義擧に付て、兵具の手入れ其他に仕拂ひたる金錢勘定帳の中にも、種々様々の人名に金銀拂渡しを記載あれども、天野屋はなし。攝津名所圖會には、天野屋九郎兵衞として、之に類似の短き話を載せ、寛政の初、賴惟完（ライ）が或人の需めに應じて作りたる傳には理兵衞とありて、其事一に幕府に係る、依て當時幕府の記錄類を搜査せしも、大阪の町人天野屋九郎兵衞、理兵衞、共に其名見えず、依て予は信ぜず。之に反して、世に傳ふべくして泄れたるは、京都住居淺野家の抱（カヽヘ）醫師寺井玄溪なり。此人は武人に非ずと雖も、初めより良雄等の爲め內外援助して、殆んど寢食を廢すといふ程なれば、良雄、細川家に於て切腹するに當り、厚く感謝の意を述べ、此一件の落着までを、書翰にて報知したる事、堀內傳右衞門覺書、義士叢書等にも見えたり。附けて曰ふ、此義擧の概略を見んには、赤城盟傳、義人錄、佩紱齋四十七士論等は好書なり。

元祿寶永の震災

元祿の大震及び江戸大火——寶永の震災及び富士山噴火——京畿の變災

〔元祿の大震及び江戸大火〕　元祿十六年夏の初めより、夜半に至りて、白氣西より東へ飛ぶ折々なりと、府下に喧傳しければ、幕府は、六月に左の町觸れを出したり、「近來怪しき雲氣、夜中相見え候由申觸れ候もの有之候段、人心を惑し不埒の至に付、急度御穿鑿の上、嚴科に處せらるべき筈に付、右樣の噂致し候か、又は噂致し候もの承り候はゞ、早々町所名前書付に仕り、奉行へ可二申出一事、」と。されど天爲の變は人言を以て隱蔽すべきにあらざれば、後ちに天文方澁川春海（舊安井算哲）も、此頃の天文を觀測して、異常の兆を知り得たるも、折節綱吉の聖たる紀伊綱敎の病中にて、殊に重體の由披露あり、此人は、綱吉に男子なきを以て、やがて養君として、六代將軍と仰がるべき內定ありし事なれば、之に憚りて空しく口を箝して過せしといふ。然るに秋も過ぎて十一月に至り、二十二日の夜、非常の震災ありたり。其概況は、

十一月廿二日夜丑の刻少し前、地鳴る事夥敷して雷の如くなるに、忽ち大地震ゆり出し、戸障子は倒れ、家々は小舟の大浪に動くが如く、上より下へと動き候に付、人々表へ駈出し候に、足元

立不レ申、地は二三寸、所により五六尺程割れ、砂又は泥水を吹出し、石垣は崩れ、塀は壞れ、家藏は潰れ、穴藏（アナグラ）はゆりあげ、死人、怪我人一時に出來、男女老幼泣叫ぶ聲、大風の如く鳴り渡り、所々より出火有レ之候て、其光りにて空は一面に赤く、八時過ぎ頃、品川海手（カイテ）の方より大津浪打上げ、濱の方へ逃げ出候者、そのため悉く浪に捲取られ、中々筆紙言舌に難レ盡有樣、夫より引續き晝夜何度となく地震これあり、上樣御始め、市中末々まで、晝夜野宿にて明し候處、廿四日夕方より大雨降出し、諸人の難儀中々申に及ばず、此後は地震は大に薄らぎ申候、儲破損箇所我等見廻り候分、御城内にて、下御勘定所部屋より喰違（クヒチガヒ）御門まで、殘らず潰れ、三の丸御土藏二つ共潰れ、右二ヶ所にて死人五人、怪我人は數知れ不レ申、大御留守居與力番所、二の丸銅御門、冠木（カブキ）番所、紅葉山下冠木番所、内櫻田御門番所、大手腰掛、一橋御春屋（フキヤ）、御廣敷の方御物置部屋殘らず潰れ、右の所々に死人十八人、半死半生の體に罷在候者六人、怪我人數知れ不レ申、和田倉、馬場先、鍛冶橋、數寄屋橋、山下、雉子橋、小石川（コイシカワ）、牛込、市ヶ谷、半藏、赤阪、四谷、田安、平川口、筋違橋、淺草橋、常磐橋、呉服橋、外櫻田、西の丸下御厩、虎の門、日比谷、右御門々何れも大破損、其外御曲輪（クルワ）廻り石垣ゆり崩し、所々塀大方倒れ申候、其外御府内一圓武家、寺社、町家の潰れ破損、中々筆紙に述難く、矢口氏（町奉行附の與力ならん）に承り候得ば、唯今まで町奉行所へ

届出候分、死人三萬二千餘と申事に候、又飛脚を以て御屆の分、大略左の通、

右の同日同刻、相州小田原大地震にて、城并に侍屋敷、町家等過半ゆり潰し、城内并に十二ヶ所より出火、小田原中不レ殘燒失、其上大浪にて夥敷死人有レ之、箱根山崩れ、荷物の通路止り、鎌倉も同樣、山の内離山より建長寺まで、在家不レ殘つぶれ、片瀬在家、津浪にて大方取られ申候、小田原驛より品川驛まで、宿驛潰家多く、とても旅人宿泊不二相成一候、死人、怪我人は、何分慥なる數は相分り不レ申候由、上總、房州九十九里まで、津浪都合四度、同日同刻より廿三日にかけ打よせ、人馬の死傷夥敷候えども、急の間、慥なる數は知れ不レ申候由、（徒目付千坂某覺書）

我はじめ湯島に住みし頃、癸未の年（元祿十六年）十一月廿二日の夜半過ぐる程に、地おびたゞしく震ひ、始て目さめぬれば、腰の物どもとりて起出づるに、こゝかしこの戸障子みな倒れぬ、妻子共（中略）みな〳〵引ぐして、東の大庭にいづ、地裂くる事もこそあれとて、倒れし戸ども出しならべて、其上に居らしめ、やゝかて（中略）我は殿に參るなり、（中略）家は小舟の大きなる浪にうごく如くなるうちに（中略）走る程に神田の明神の東門の下に及びし頃、地またおびたゞしくふるふ（中略）南せんとする所に、馬をたてゝあるものを、月の光りに見れば、藤枝若狹守なり、これは地の裂けて水の涌出づれば、其深さ廣さのはかりがたさに、かくてありしなるべし、（中略）神田橋のこなた

に至りぬれば、地またおびたゞしく震ふ、おほくの箸(ハシ)を折る如く、また蚊のあつまりなくごとくなる音のきこゆるは、家々のたふれて、人のさけぶ聲なるべし、石垣の石走り土崩れ、塵起りて空を蔽ふ、かくては橋もおちぬと思ひしに、橋と臺との間三四尺許りくづれしかば、跳りこえて門に入りしに、家々の腰板の、はなれて大路に横はれるが、長き帛(キヌ)の風に飜りしがごとし、龍の口に至りて遙に望みしに、藩邸に火起れり、その光りの高からぬは、殿屋たふれて火出でしやと(中略)やがて日比谷の門に至るに、番屋たふれ、壓されて死するものゝ、くるしげなる聲すなり、かしこに(中略)櫻門の瓦の、南北の檐より地に落ちかさなりて、山のごとくになりたれば(中略)その上をこえすぎて、小門を出でゝ見れば、藩邸の北にある長屋のたふれて火出でしにて(中略)かくて掖門より入りて見るに、家々皆たふれ、かたぶきたれば、出でたちてある人に路ふさがりて行くべからず、そこをすぎて常に參る所に至りたれば、其所もたふれて入るべからず(中略)御納戸の口といふ所より入りたり云々、(折たく柴の記)

以て其慘況を推知すべし、これのみならず、此月二十九日申の下刻、小石川水戸邸より出火し、折節北風烈しく、忽ち四方に延燒して、本郷、湯島、淺草、柳原より飛んで本所に及び、深川まで一圓に燒拂ひ、其災に兩國橋を始め、本所、深川の橋々、大半燒落ちたれば、これがために死人千二百三十餘人に及べり。

〔寶永の震災及び富士山噴火〕　斯る大變なれば、幕府に於て攘災のために奏請して、年號改元ありて寶永と改めしに、同四年十月非常の震災ありしに、十一月に至り、俄然富士山噴火して、非常の慘害なりき。

十月四日(寶永四)卯刻地震强く、夫より三度同樣、これに依て諸人驚き騷ぎ、夜も臥(フセ)り申さず候處、五日に小震二度、未刻に至て大地震有レ之、但し四年前(元祿十六年)の五分一位なり、夫より小震凡七度にて相止み申候、然處右地震は京都、大阪、四國、中國筋より、別て東海道筋は前代未聞の大變、追々繼(ツギ)飛脚にて御屆申來、右に付所々見分として出役被二仰付一候、先注進の荒增(アラマシ)左之通、

相州小田原地震强く、破損所數知れず、伊豆下田津浪にて、民家三十四軒浪に取られ、右の家內過半行衞なし、甲州身延山、富士川の口崩れ込、三日程步行にて通行致し、駿府御城內、町家共破損夥敷、遠州荒井關門倒れ、町家十三軒津浪に取られ、白須賀、桑名邊まで高浪にて流れ、且潰れ家數多、行方不レ知者甚多く、參州宿々より上方に强く、大阪にて潰家六百軒、かまど數一萬軒程、押に打れ、死人三千二十人、津浪も有レ之、河口に有レ之船々破損、死人夥し、紀州より土佐

も同樣津浪にて死亡人有レ之、京都は潰家有レ之候へども、死人は無レ之、中國筋は大概京都同樣之事
右に付、不二取敢一同役より、鈴木、川村、立田三氏被二仰付一、爲二見分一卽刻罷立、猶追々諸方より御屆
注進等有レ之候得共、一々寫取不レ申、後日立田氏話に、富士山へ參り候處、燒け候處までは、中々
近付事難二相成一、漸く二三里餘も登り候までにて引返し申候由、夫より先きは、石など降り候て參
り兼、尤其邊四五里の間は、家居一軒もなく、或は燒、或は潰れ、人は一人も居不レ申候由、降り
候石、大きなるは五升樽、三升樽位より、小きは、こぶし位より粟粒位までにて、殊の外輕く候
由、右之灰砂は、江戸よりも反りて水戸邊、上總、下總、安房邊甚敷候由、別而相摸、甲州抔は
夥敷有レ之候由、偖右の灰降り候ため、病人殊の外多く出來候て、二十八日月次御禮には、尾張殿、
紀伊殿始め、八十二人の病氣斷りにて、登城無レ之候に付、御禮も御流れに相成申候（千坂某覺書）
十一月二十二日、晝過より西南の方一面に曇り、時々電光又震動も有レ之、二十三日巳之刻頃より
彌震動强く、戸障子などゆら〳〵と致し、去午ら地震には無レ之、人々何事に可レ有レ之哉と、其度
々唯々あはてゝ、外に駈出し候處、追々空色（ソライロ）惡敷相成と、灰の如きもの降り來り候と思ふ內に
砂の樣なるものを相交へ、風も强く候て、往來の者、目口に右の灰砂など吹入、難儀申計なく、
晝過には、もはや入相（イリアヒ）頃の空色にて、一體に暗く、座敷の內には燈火を付け申候、終夜震動と灰

の降り候とにて、何共可レ申樣無レ之、廿四日朝に至り、少々空晴れ申候へ共、灰など降り候事は、
十餘日間に有レ之候、然處二十四日夜に入り、吉原驛問屋年寄共より、道中奉行衆まで注進は、
十一月廿二日晝時より、今廿三日五ツ半時まで、地震凡三十度程震ひ、先達而之地震に少々殘り
候半潰れの家は、悉皆潰れ申候、其上同日四ツ時より、富士山夥敷鳴り出、其響き、富士郡一圓
へ響き渡り候に付、大小之男女共、絕入候者多く御座候得共、死人は無二御座一候、然處同山素走
り口雪流木立の境邊より烟り卷出し、夥敷鳴り渡り、富士郡中一面に、烟り二時計りうづまき、
如何樣之儀共不レ奉レ存、人々十方（トウ）を失ひ罷在候、晝之內は烟り見得（エ）候へども、暮六ツ時頃より、
右の烟り皆火焰に相見え申候、此上如何樣之儀に可二罷成一も不レ奉レ存候、右之段乍レ恐御注進奉二
申上一候、以上、十一月廿三日、駿州富士郡吉原宿年寄名印、（駿州吉原宿屆書）
十一月廿三日、午後參るべき由仰下さる、よべ地震ひ、此日午の時雷の聲す、家を出づるに及び
て、雪のふり下るがごとくなるを見るに、白灰の下れるなり、西南の方を望むに、黑き雲の起り
て、電の光りしきりにす、西城に參り着きしに及びて、白灰地を埋みて、草木もまた皆白くなり
ぬ、（中略）やがて御前に參るに、天甚だ暗かりければ、燭を擧げて講に侍る、戌の時ばかりに、灰
下る事はやみにしかど、或は地鳴り或は地震ふ事は絕す、廿五日にまた天暗くして、雷の震する

如くなる聲し、夜に入りぬれば、灰また下る事甚し、此日富士山に火出でゝ、燒けぬるによれりといふ事は聞えたりき、これよりのち黒灰下る事やまずして、十二月の初め及び九日の夜に至りて雪降りぬ、此程人の、咳嗽うれへずといふものあらず、かくて年明けぬれば、戊子正月元日、大雨よのつねならず、閏正月七日、去年富士山の燒けしによりて、ほとりの國々の地埋みし灰砂を除かるべき役を諸國に當てらる、（武相駿三州の地のため也、百石の地に黄金三兩を獻ずべしとなり）（中略）三月の頃に至りて、地上白毛を生ずる所ありと聞えしが、いく程なくして我が宅地にも此怪ある事を見たりき、此餘天變地妖の事どもやむ時なくして、此年も暮し云々、（折たく柴の記）

〔京畿の變災〕　右の如く度々の變事に際して、幕府其修繕及び救濟の爲め、巨萬の財を費しゝに、富士山噴火のため、其近國に領邑ある諸大名を始め、旗本士まで、其歳入は、荒地のため皆無若くは半額等、非常の減額となりしを以て、一々之を按檢して、夫々領邑を引替へ賜はりしより、幕府の料所も此度々の變事に多分の減額ありしに、今又領邑引替へのため、又灰砂浚渫、河川修築等にて、殆んど帑藏を傾けしに、寶永五年三月八日、京都大火にて、禁裡、仙洞共に炎上ありしに、六月二十一日には、此頃連日の大雨に、畿内所々洪水あり、中にも山城伏見は尤も甚しく、料所の田畠は一圓荒廢同樣無納地となりしに、續きて七月二日には、畿内未曾有の大風にて、神社、佛閣の破損夥しく、斯る景況なれば、畿内の料は一般に年貢取立つべくもあらざる上に、神社、佛閣にて幕府の造營若くは寄附に依れる向きよりは、續々其修造を願出づるに及び、彌々財政窮乏を極めたり、されば前段に述べたる粗惡の貨幣を濫造して世人を苦しめたるも、實は此窮乏にも依りしならん。

甲府綱豐の養君及び綱吉の薨去

甲府綱豐を嗣とす——綱吉の薨去と吉保の退職——增上寺の將軍葬送抗議

〔甲府綱豐を嗣とす〕　綱吉繼統の初め、子息德松を館林城に置き、其封三十萬石を繼がせしより世人も、偖は御兄甲府綱重卿御在世ならば繼統あるべきに、卒去あられたれば、其御子、今の甲府殿を御養君になされん思召しなるべし、さりとては有難き台慮なりなど申しゝが、程なく德松を西の丸に移して、若君樣と稱すべき由を一般に令し、附きの老中、若年寄を始め、諸役人まで定めしを見て、一時は喫驚したりし程なるに、間もなく德松早世ありて、他に男子なきよりして奸僧等に欺かれ、只管嗣子の出生を望みしかど、其効もなきより、其後は聲なる紀伊綱教を養君になさんと、内々其心構ひありしなれど、水戸光圀の如きは、暗に甲府綱豐を立てしめんとて、故らに殿中など

の諸大名、諸有司の見る中にて、綱豊を將軍家同樣に崇敬せし程に、流石に之に遠慮してか、暫く養君の沙汰もなかりしに、既にして綱吉齢ひ耳順に近く、今は措くべきにあらずとて、彌々紀伊綱教夫婦を西丸に移さんと、先づ其姫君（綱教の夫人）の生母たる五の丸小谷氏に、御臺所より緋袴を御免あるなど、内々其用意ありしに、元祿十六年の頃より、鶴姫君病に罹りしを、初め御懐胎とて綱吉始め何れも悦びしに、さはなくて全くの病氣なるより、例の奸僧等之に付込み、種々樣々の修法祈禱にひしめき騒ぎしが、寶永元年春の初めより、府下一般に麻疹流行したりけるが、鶴姫及び綱教も之に罹れるより、幕府は申すに及ばず、世に媚ぶる大名、有司、恰も父母の大患を看る如く或は私に諸寺、諸社へ平癒の祈禱を頼み、又は朝夕伺候して御病氣を訪ふなど、上を下への大混亂を極めしが、遂に此年四月十二日、二十歳にして薨ぜられたり。されば所生の子女もなきより、綱教養君の望みは、水泡に歸したり、茲に於て今までは邪魔物視したる甲府綱豊を養君とせざるべからざれば、此年十二月四日に、使番植村主膳を甲府邸に遣はし、明日辰の刻御登城あるべき由申遣はしたりしに、事に拔目なき柳澤吉保は、之に續きて甲府の用人間部詮房（マナベアキフサ）の許まで、明日の御登城は大御慶事の由申送りしかば、詮房早速綱豊に此由を申しゝに、綱豊は、不心得なる美濃守かな、天下の政務に預る身が、假令ひいか樣の間柄なりとも、事に先立ち洩す事やあると、散々に怒られたりと、是よりして、内心に甚だ吉保を忌まれしといふ、さもあるべし。さて翌五日登城ありしに、濟楊院殿（甲府綱重）御筋目を以て養君たるべしと、綱吉面命あり。綱豊退出の時は、若年寄稻垣安藝守重富供奉に列し、大老職格柳澤吉保後乘を勤め、一先づ甲府邸へ歸られ、翌六日更に綱豊西の丸へ移られしに、早朝より吉保及び老中、若年寄以下の役々、御迎ひとして甲府邸に至り、夫人と共に其日西の丸に入り、卽日綱豊を代々の例に任せ正二位權大納言に陞せ、且つ名を家宣と更むべき由、綱吉面命あり。老中本多伯耆守正永、若年寄加藤越中守明英、稻垣重富を始め、役々西の丸附きを命ぜられ、翌七日、諸大名、有司、旗本士等、殘らず登城して養君の賀儀を述べたりしに、市中一般手を額ひにして之を悦び、中にも何者か「萬年の龜の甲府が代をとれば寶永年と皆祝ふなり」（一本に下の五文字「人はいふなり」ともあり）と唱へたり。（柳澤吉保の甲府城を賜ひし事は前段に述べたり參看すべし）。

翌寶永二年六月二十二日、桂昌院薨去あり、よりて綱吉は三年の心喪とて、是より奥向きに閉籠り、老中にすらも對面なく、諸事は柳澤吉保へ任せ切りとなしたれど、吉保、是れまでは一人にて諸事を取捌きしが、今や家宣西の丸に在る事とて、之に裁決を伺ふ事となりしより、兩者の間、表面は親昵の如くなれど、内心相容れず、所謂笑中刀を含む情況なるより、將來を慮りてか、吉保は請ひ

て、諸大名より、幕府の吉凶其他に付て呈書、獻品等ある毎に、大老職格なれば、第一に吉保へ書輸、物品等を贈りしが、自今は之を止め、且つ御城内外諸所番所の總下座をも、自分は御免ありたしとの事なりしを、家宣より、御役儀御免の願ひも差出さずに、御役勤中斯る事を願出で、又は許可ありし先例覺束なしとの旨なりしも、綱吉に懇請して、遂に其請を許可ありたり。之に依て家宣より重ねて、吉保右の如く仰付けられし上は、怜吉里儀、是までは老中の次、側用人の上に居らせしも、既に御名字及び甲府城十五萬石を下されたる上は、其待遇は然るべからず、三家鵺流若くは越前家等の格に准じて、大廣間席となすべしと綱吉に申して、其待遇を改めたり、こは家宣、特旨を以て柳澤家の家格を重くせしなれど、所謂敬して政局を遠ざけたるなり。是より柳澤の權勢漸く衰へたりしに、寶永二年十月初めより、綱吉病ひに罹りしが、兼て學問好きの事とて、晩年醫學に志しゝより、典藥の面々を召して、互に病症、療方を討議考究せしめし上、綱吉も尤もと聞きたる上ならでは、調藥せしめざりしかば、醫師等殊の外に困却せしといふ、さもあるべし。斯る有樣にて醫療も速かに功を奏せざれば、綱吉は針治を用ふべしとありしに、日頃潔癖の事とて不具の者を忌まれしかば、松野撿校にも命じ難し、時に柳澤吉保が菩提所市ヶ谷月桂寺の伴僧東歷といふ者、針治の術に精しきを以て、吉保推薦して之を歸俗せしめ、新規百五十俵を

賜はり、奥醫師並みに命じ、且つ色袴着用を免され、日々針治に參りしが、遂に其爲めか、快方に赴きたりしに、此東歷元より學識もある事なれば、深く綱吉の旨に叶ひしに、彼の者、養氣保命の術は世事を抛却するにありと、禪味の性養を勸めしかば、綱吉酷く之を悦び、寶永三年六月、桂昌院の小祥忌も過ぎしかば、綱吉は家宣に面命して、予鵺子に生れしかど、東照宮の統を繼ぎ、天下の掟をなすこと茲に二十年、當家前代曾て其例なし、是れ皆東照宮の神恩なれば、明年桂昌院の大祥忌を過さば、日光山に參詣して此神恩を謝し奉り、歸府の後直ちに隱居すべし、予齢ひ既に六十一、右大將には四十四歳なれば、天下の掟、予に於て聊か懸念なし、尤も隱居の上は西の丸に移るべきなれども、既に家千代(家宣の子)誕生ありて、此後世子の居所たれば、是にも移り難きを以て、新たに北の丸へ殿舍を造營すべしとありしに、家宣より隱居の事は堅く止めしと雖も、綱吉は肯んぜず、特に隱居の料として、駿河、遠江、參河、信濃、越後の内を以て、百萬石を附くべしとありしかば、家宣、此儀は、別に國所石高等御定めに及ばす、めでたく御隱居遊ばさるゝ上は、台德院樣御例の通り遊ばれ、且つ御内々にて御政務御後見の儀願ひ奉るとの事にて、彌々北の丸へ殿舍築造の事となれり。折たく柴の記に「六月(寶永五年)の半に至りて、我家のほとりの町々を、他所に引うつされぬ、(飯田町也)」まだおほくの人々の宅地、かしこ、こゝにうつさるべしなど聞ゆ、これは城

北に御所作られしによれりといふ、」とあるは是なり。

〔綱吉の薨去と吉保の退職〕　然るに前條に述べたる大地震のため、且つ富士山噴火などにて、非常の事變打續きしかば、財用多端なるを以て、日光社參、北の丸殿舍築造は、一兩年延引と定めたりしに、是の年十月より、前條に述べたる如く、府下一般に風邪流行しけるが、後ちには一種の熱病となりしに、疱瘡さへ流行し、旁ら癘疹も行はるゝといふ、慘況となり、病勢日を逐ひて猛烈にして、死する者甚だ多く、幕府奥向きにもいつか感染して、三の丸の別殿に此病者を移せしかど、猶も續々病者あるより、例の二僧（但し護持院隆光は是より先き隱居して、護國寺快意其後住となりて、兩寺を兼ねしも、隆光は相變らず寵せられたり）、病魔消除の修行を奥殿に於て執行ひたりしに、十二月廿五日は、歳末の遊宴とて朝より例の二僧等も召されて、能樂を催され、綱吉も仕舞十三番を演じ、興を盡して夜半に及びしが、其翌日より綱吉心地例ならずとて、典藥の輩、風邪の樣子なれば、暫く靜養あるべしと申しゝも、綱吉は、させる事にもあらずとて、例の如く仕舞など演じて興せしが、翌日より熱氣非常に强くなり、二十八日には、歳末の賀儀とて、三家を始め諸大名、旗本士等登城ありしも、綱吉は其賀儀を受け難く、家宣代り賀儀を受けしかば、是より三家始め日々御機嫌伺ひとして登城し、若くは使者上りなどせしに、疱瘡となりしかば、六十三歳の高齡といひ、猛烈の病毒なればとて、翌六年正月年頭の賀儀は、家宣代りて受けしが、此頃綱吉は、發熱の爲めにや、喜怒常ならずして、昨日まで旨に適ひし者も、今日は忽ち斥けらるゝといふ有樣なれば、典藥の面々も、日に其人を代ふる程なりしかば、疱瘡は輕症なりと申すに似ず、疲勞殊の外甚し、そを僅かに曲直瀨養安院法印正珍、河野松菴法眼通房の二人にのみ調藥を命せられ、是とても中々意の如くならず、一に綱吉自身の醫論に依りて調藥するといふ有樣にて、正月八日には疱瘡酒湯を召させたるに、右の内祝ひ且つは病體を散ずるためとて、能樂を催されて見物ありしを、曲直瀨、河野の二人固く諫めて、能樂中途にして帳中に入らせしが、藥は綱吉自身の配劑にてあれば、二人も手を附けかねしに、九日の晝頃より頻りに下痢を催しゝを、醫師等酷く驚きしに、綱吉は、其ために熱氣も薄らぎ氣分も爽ぎたりとて勇まれしかど、二人の醫師は、既に御危篤と見上げ奉ると、内々側用人松平輝貞まで申出でたり。翌十日辰の刻半ばに、綱吉下痢のため厠に入り、やがて出でられしに、黒田豐前守直邦は後ろの方より抱き、五の丸、北の丸の兩侍妾は左右に付添ひ、手を抱へて病床の上まで入らせ、輝貞は厠のあとを仕舞ひて參りけるに、綱吉平生の癖とて、厠に着たる服は必ず改むる事にて、此時も左右の輩之を止めしも聞入れず、衣服を改めて床の上に坐せられしに、忽ち眩暈したりしかば、醫師等急に藥を差上げしに、漸く勢ひ付きしが、直邦より醫師へ、御脈は

とて伺はせしに、早頼み少なき由申しゝかば、人々すはとて、急ぎ西の丸を始め、諸方に急使を發、したり。此時家宣は朝の食事中なりしに、此報を聞くより、僅か側向きの輩五六人を召具して、蓮池門より直ちに大奥へ駈付け、吉保も駕を飛ばして登城し、病床に候せしに、此時綱吉は、家宣を始め在合ふ輩を唯見やりたる計りにてありしが、暫くして輝貞の手を取りて、何事も、是までの通りに申付けませよと、家宣の方を見やりたるまゝ、遂に薨せられたり、時に年六十四。同二十二日柩を東叡山に送り、二十八日埋葬す。二月十二日勅使東下ありて、常憲院と謚を賜ひ、正一位太政大臣を贈られ、其他の儀、總べて前代の例の如し。

因みに云、御臺所は鷹司房輔の女、寛文四年東下あり、寶永六年正月十八日落飾ありて淨光院殿と稱す、此年二月九日痲疹を患へて薨せらる、年五十二、東叡山に葬り、從一位を贈らる。

附けて云、綱吉薨去の事に付て、元寶莊子、日光邯鄲枕などの俗書に、あらぬ説を書載せあれど、こは妄誕至極、今玆に辨ずるまでもなし。殊に此俗説の可笑しきは、井伊掃部頭が御臺所に勸めて云々とあれど、此時井伊掃部頭直通は僅か十八歳、父の右衞門大夫直該（ナホカヌ）は隱居にて、父子共に彦根に居たり、是にても其僞作は推知すべし。折たく柴の記にも「己丑の正月元日には、去年より御不豫の事によりて、儲副拜賀を請けさせ給ひたりき、七日には身病する事ありしほどに、

出仕にも及ばで家にこもりゐしに、十日の晝過ぐる頃より、なにとなく人のゆきかふあしおとのはやきが、心得ぬ事に思ひしに、日暮るゝ程に大喪の御事つげ來りしこそ、誠に肝のつぶるゝ事にてありき、（中略）二月七日よりは、我が長女痘瘡をうれへし事によりて、家にこもり居ぬ、同じき十日、大御臺所御他界（ゴタガイ）の御事あり、（中略）去年の冬より、疱瘡此所彼所に行はれて、大喪の御事共此事によりしほどなれば、小兒の事はいふに及ばず、老いたるも若きも、此事のために死をまぬかるゝものすくなし、されば此年の五月、高き所に上りて、家々の菖蒲旗を見るに、二三町の間に、わづかに並べたてし所は一二所ならでは「なかりき」とあるにても、其實況を知るべし。

玆に至りて柳澤吉保は、私事格別に御高恩の者に候間、堀田加賀守の例に倣ひ、殉死をも仕るべき筈なれども、御制禁に候へば其儀も仕り難く、せめては髻（モトドリ）にても拂ひ、御葬送の御供仕りたしと、家宣へ直に願上げしに、家宣より、面々の如き重き御役の者が髻を拂ひ、御葬送に供せし例もなければ、申す所は尤もなれども、先づ御役御免を願ひ、さて御葬送濟みて後隱居仕り、其上にて落髪致し然るべしとの命なれば、吉保も是非に及ばず、命のまゝにせしに、更に御葬送までは、是までの如く、御棺前に御奉公致すべしと命せられたり。是より今朝までも、大名、諸有司等膝を屈して其塵を拜し、僅かに一眄を得て、無上の榮譽としたる程の人も、今は誰敬ふ者もなく、反りて樣々

に誹謗せしかば、程なく隠居落髪して、名を保山と更めたり。依て江戸は道三河岸常盤橋の御成邸（ナリヤシキ）、及び京都加茂川の邸をも召上げられ、以後芝愛宕下の中邸に住居致すべしとて、地替を賜はらざりしかば、保山は巣鴨の下邸に居住したり、されば家宣が此一言を新井白石が評して、顰色を動かさずして、権臣を畏敬の間に斥けられしと讃美したる由、室鳩巣が兼山麗澤秘策に見えたり。

〔増上寺の將軍葬送抗議〕　又此時東叡山へ葬送の事定りて、十一日に、寺社奉行本多彈正正弼忠晴に、大目付折井淡路守正辰を差副へて増上寺へ遣はし、御遺命に依て上野へ葬送の由を申しゝに、大僧正門秀御請けに、拙僧事は御遺命の趣畏り奉り候へども、恐れながら御先祖様以來、淨土宗門に入らせられ候て、神君の安國殿と申し、台徳院様には、正しく當山へ入らせられ候、然るに大猷院様、上野寛永寺御建立あらせられ候以來、御兩代上野へ入らせられ候上、今又上野へと御座候ては、當山の恥辱此上なく、遂には破滅の基とも相成るべきか、既に昨日薨去の御沙汰御座候てより、御尊骸は定めて當山へ入らせられ候御事と、一山擧りて存じ奉り候に、案外の御沙汰を承り、何とも御請けに當惑仕り候、當山には台徳院御一方に御座候へば、誠に以て口惜しく存じ候のみならず、恐れながら御孝道にも外れさせられ候御事故、何卒此度は當山へ入らせられ候樣願ひ奉り候、さも御座なく候へば、一山の衆徒承伏仕るまじく、拙僧も不徳の譏り遁れ難く、退隠も仕り候はでは叶ひ難しと申しければ、忠晴、こは心得ぬ僧正の申し樣、假令ひ御先祖樣以來淨土宗御歸依に候とも、此度は御遺命なれば、今更改めらるべきやう、其上御孝心に外れ候とは、假初（カリソメ）にも上を詐し奉るのみならず、それを言立て御遺命をかへさんとの申し條奇怪至極なり、此上は、一山擧りて御請け申上げずとならば、早々某が手の者を以て一々搦め捕り、急度嗷訴の罪を正すべしと申されしかば、門秀大に恐れ、詞の疎忽を謝して、無事に相濟みたりと、常憲院殿御實紀の注記に見えたり、以て當時僧侶の貪慾を察すべし、さるにても忠晴の一言、元祿武士として至極の大出來なり。

家宣の初政、新井君美林信篤の衝突

〔家宣の生立ち〕　家宣は、家光の次男甲府宰相左馬頭綱重の嫡子、母は家臣田中次兵衛持通の女。（名は保良（ホラ））初め綱重誕生の時、家光は、四十二歳の二つ子とて、俗間に忌むと聞き、之を妹天樹院（初め秀頼に嫁し、後ち本多忠刻（タヾトキ）に配す）の養子に遣はし、更にもらひ返しゝが、此時天樹院の許に松阪の局といふ老女あり、こは天樹院に附きて大阪城に入り、落城の時又附添ひて遁れ來れる程の女なればとて、專ら此局に綱重養育の事を託し、後ち甲府城を賜はるに及びても、猶局は附從ひしに、

此局の部屋子に置きたる保良、いつか綱重の寵を得て懐妊し、程なく男子出生あり、是れ卽ち家宣なり、幼名虎松と稱す。後ち綱重、二條關白光平の女と緣約調ひし時、前以て妾腹の子ありと申し難きを以て、虎松を家老新見備中守正信に遣はし、保良又懐妊して臨月なるをば、用人越智與右衞門嘉清に遣はしたり。（保良に程なく男子出生あり、成長の後六萬石を賜はり、松平右近將監清武と稱す）時に正信は、家臣の身として正しく御長男を子と仕るは勿體なし、先づ暫くは預り奉るべしと申しゝを、種々に申諭しゝかば、さ候はゞ後日のために候間、此由内々公聞に達すべしとて、時の大老職酒井忠清に委細を申して、後日の證人となし、夫より虎松を手許に引取り、新見左近と名を更めさせて養育せり。然るに寛文九年、綱重病ひに罹り、未だ男子出生の披露なければ、卒去の後は封を除かるべきを以て、新見左近を呼戻して嗣子となし、延寶四年十二月十一日、家綱の御前に於て首服を加へ、從三位左近衞權中將に叙任し、偏諱を賜ひ綱豐と更め、延寶八年綱吉繼統の後、八月十八日正三位參議に進み、十萬石を加增あり、寶永元年十二月綱吉の嗣子となり、玆に至り六代將軍となれり。

〔**弊政の釐革**〕　さて家宣は、正月十日、綱吉の病ひ大漸に及び、親しく其病床に侍して諸事を命令するに、老中以下、惴々として旨を執る。同十四日に老中、若年寄等を悉く召して、前代の時は諸事先づ柳澤吉保に相議し、吉保を以て將軍の命を伺ひ來りしが、自今は月番の老中のみならず、何れも申出づべき事あらば、何時にても罷出で申出づべしと面命あり。尋で柳澤吉保、松平輝貞等を召して、御先代御病中にも、生類憐みの事は、假令ひ僻事にもせよ、百歳の後まで其儘に成置かんこそ、孝道の第一なれとありきと申すも、此禁令のために罪蒙り、又は罪案決せざる内、獄中に死せるもの等を算すれば、幾萬人なるやも知るべからず、現に今も、これがため禁獄せる者數百人及び罪案決せざるを以て、屍を鹽詰にしたる者九人までありと聞く、是れ實に不仁至極の事なりとありて、やがて右の輩を召連れて、常憲院の棺前に參られ、生類御憐みの事は、御遺命重くは候へども、萬民の患にはかへ難く候へば、只今より右の禁令を止め、且つ之がため罪蒙り候者、及び獄中に捕へ置くもの、悉く赦免申付け候と申して、直ちに老中を召され、生類憐みは、御先代深き思召しあらせられしものとは申せ、萬民の患なれば、今より早々其禁令を止め、且つ之がために牢舍せる者は悉く赦免すべし、又大久保、中野兩所の犬小屋の儀は、御先代御仁惠にて立置かれしなれば、先づ其儘に致し置くべし、さりながら自今主なき犬之ありとも、連れ來るにも及ばず、又世間の飼犬に於ても、自今生死等を届出づるに及ばず、鳶烏の巢等も、自今は届出づるに及ばざれば、勿論採集むるにも及ばず、總べて鳥獸の人間に害をなす時は、早速打殺すも苦しからずと命じたり。

さて此喪事に付て、輕罪の者の大赦を行はれしに、其中に生類憐みの禁を犯して罪せられし者、府下のみにて六千七百三十七人、尋で御臺所の喪事、及び五月朔日家宣將軍宣下の慶事に付て大赦を行はれしに、府下及び幕府料所に於て、生類の事に依て遠島、追放、牢舍等の赦を蒙りし者、總計八千六百三十四人なり。さるからに常憲院喪事に付て此禁令を解かれしかば、諸人歡び合ひて、毫も憁傷の態はなかりきといふ、以て平素濫刑に失したる不德の程を察知すべし。同じく十七日には、大錢の通用を廢し、且つ側用人松平輝貞、松平忠周等を罷め、北の丸の殿舍築造を止めしを以て、飯田町等の家屋引移しの事を止む。其明日、右筆所の日記は、幕府の刑政を百歲の後に傳ふべきものなるを、柳澤吉保權勢熾んなるに及び、賞罰悉く彼れが私意に出でしを以て、其跡を蔽はん爲め、粗脫に流れ來れるを以て、自今細大となく精細に記錄すべきを命じ、尋で正德二年、若年寄久世大和守重之を以て之が奉行となし、寺社奉行森川出羽守俊胤、大目付仙石丹波守久尙に之を監せしむ、幕府に日記掛りの役員を置くは之を初めとす。二月朔日には、從前、將軍の出行には一切の通行を禁じ來りしも、醫師及び產婆は之を免すべしと令す。こは各々人の急に赴く者なるに、之が行路を遮りて、其急を過まらん事を憐みたるにて、後ち例となれり。又前代の時置かれたる奧詰、奧勤及び廊下番を廢して、舊の如く土圭の間番二十五人を置き、又近年鐵砲、弓等稽古の儀、一般遠慮致し來り候段、甚だ然るべからず、今より以後、聊か憚るに及ばず、心次第に稽古致すべしと令す。三月には、諸大名參勤の節、御先代の時は、定例獻上物の外、內々獻上と唱へ、品々差上げ、且つ又老中、若年寄等へも同樣差贈り來り候へども、向後右內々獻上の儀は勿論、老中以下へ差贈り候儀も堅く無用に仕るべしと令し、又是までの由相聞え、甚だ然るべからず、第一御政體にも差障り候條、向後は諸願ひ事等は、總べて月番老中、若年寄、又頭支配へ申出づべし、其餘の向きへ申入り候儀、堅く仕るまじく、又老中、若年寄を初め諸役々、諸家よりの音物堅く受納すべからず、又歌舞伎役者、河原者の類、他行の節脇差を帶すべからず、勿論木綿、紬、麻の外、花麗の衣服を着用すべからず等と令し、且つ目付及び町奉行等に命じて、右に違背の者は、見當り次第逮捕すべきを內訓す。且つ柳澤吉保、松平輝貞の許に寄寓せる前代內寵の小性十餘人を、各々其家に歸らしめ、又前代の時は、旗本士の嫡士等、壯年に及ぶも、柳澤吉保が許に取入らざる輩は、番入といふ事もなく、無勤の日陰者となり居りしを、四月六日令して、旗本士の嫡子、十五歲以上の者は悉く番入を命じたるが、其數七百三十人、中には十三四歲の者を、十五若くは十七などと申出でたるものもありしが、家宣は之を咎めずして召出したり、斯る事は前代未曾有の恩惠なり。其後旗本士の弓馬、槍劍、鐵砲、水練の諸藝を屢々試みる等、

悉く前代の弊政を除くと同時に、士氣を鼓舞作興するの方針を執りしと雖も、久しく遊惰淫佚に沈溺したる元祿武士の軟骨は、遂に匡正する事能はざりき。

〔林家對新井白石〕　是より先き、家宣の甲府城主たりし時、新井勘解由君美(白石)を聘用して侍讀となしゝが、君美は獨り學問のみならず、資性英敏にして經國濟世の才あるを、家宣夙に認識あり、弦に至り侍讀として、且つ政務の顧問となせり。從來將軍の侍讀として、政事の顧問たるは、道春以來林家の所職なりしを、今新進且つは林門に非ざる君美を以て之に代へられしかば、林信篤(鳳岡)いかで之を默止すべき、是より二人、事々に付て抗爭するに至れり。

因みに云、君美の父を與次右衞門正清と號す、常陸の產。後ち江戸に出でゝ、土總久留里邑主土屋民部少輔忠直に仕ふ。明曆三年、君美を生む、幼名傳藏と號す。其後正清、故ありて土屋家を去り、江戸市中に幽居す、故を以て君美時の豪商河村瑞賢の子と交り、之に賴り書籍を借覽して苦學せりといふ。君美自著の折たく柴の記に其頃の事を記して、當時天下に双びなしといふ富商の子の、學ぶ友となりぬる事出來しに、其子のいひしは、我父なるものゝ見まゐらせて、必ず天下の大儒ともなり給ふべき御事なり、我亡兄のむすめの候なるにあはせまゐらせ、黄金三千兩にもとめ得し宅地をもて學問の料となして、もの學び給ふやうにと、某が心のやうに申せとこそ侍れといふ、我此事をきゝて、御こゝろざしの程わするべからず、我昔或人の申せしことを聞きしに、夏の頃靈山とかに遊びしものどもの中、池に足ひたし居けるに、小なる蛇の來りて、其足の大指を舐しきるあるが、忽に去りては、又忽に來りて舐る、斯くするがうちに其蛇やう〳〵に大きくなりしにや、後には其大指を呑むばかりになりしかば、腰よりさすがを取出して、及のかたを上になして、大指の上にあてゝまつ、又來りて大指を呑まんとする所を、あげさまにさしきりたれば、後ろざまに飛去る程に、家にかけ入りて障子をさす、伴ひし者共、何事にやといふ程こそあれ、石走り木倒れて、地震ふ事半時ばかり過ぎての後に、障子を細目にあけて見けるに、一丈餘の大蛇の、唇の上より頭の方まで一尺餘りきられたるが、たふれ死したりといふ事あり、其事のありやなしやはいまだ知らねど、今のたまふことに似たる所の侍るなり、初め其蛇の小しきなり程は、僅にさすがをもてさしきりし所なるが、既に大きくなりしに至りては、一尺餘りの疵とは成りしなり、我今身貧しく窮りたれば、人知れる者にもあらず、此身のまゝにて、そこの亡兄のあとを承け繼ぎなんには、其疵猶小しきなるべし、若しのたまふ所の如く、世にしらるべき程の儒生ともなりなんには、其疵は殊に大きにこそなりぬべけれ、三千兩の黄金をすてゝ、大疵あらん儒生となし立てられん事は、謀を得給ひたりともいふべからず、假令ひさしきる所の小しき

なりとも、我も亦斌かうぶらん事を願はず、」云々とあり。閑散餘錄、白石餘稿にも此事を載せたり、以て若年より志の大なるを知るに足る。天和二年、君美二十六にして、時の大老たる堀田筑前守正俊に仕へ、元祿四年堀田家を去り、江戸に在りて木下貞幹（順庵と號す）の門に遊ぶ。時に甲府綱豐、林信篤に門生一人を迎へて侍讀にせんと求む、信篤、其人なきを以て之を辭す、貞幹乃ち君美を甲府に推薦す、元祿六年君美年三十七にして甲府の侍讀となれり。

信篤、君美の衝突の初めは、綱吉薨去の際石槨の銘に就てなり。こは代々林家へ仰付けられて、記させ來りしを以て、こたびも林信篤書して上れり。そは延寶八年家綱薨去の時の例に倣ひ、正中（マンナカ）に征夷大將軍正二位右大臣、右大將源綱吉尊大君と記し、左方に生年月日、右方に薨年月日を書したるにて、家宣は之を君美に示し、正式か如何を諮問せしに、君美、こは正式に非ずと駁し、やがて位署官銜に兼守等の字を加へ、且つ別に文公家禮等に據りて、漢土の正式を添へて上りしかば、家宣之が採決に惑ひ、老中小笠原長重を以て、寛永寺公辨法親王に就て信篤、君美の二案を呈（シメ）し、何れか正式なるかを伺はせしに、君美の案尤も然るべしとあり、依て之を採用ありて、石槨に銘したり。是より君美彌々信任せられ、凡そ幕府從來の禮式に於て、本朝の古典に悖れる所は、漸次革め

らるべきを以て、萬づの式を具さに參觀すべしとの內意ありて、五月朔日家宣將軍宣下の大禮は、幕府に於ける最重大の儀式なるを以て、特に側衆の列に加はり、親しく之を參觀せしめらる。こは從來未曾有の特旨にして、林家には未だあらざることなれば、先きに槨銘に就て恥辱を取りし信篤、今君美が此特旨あるを見ては、いかに思ひしかは、推知するに餘りあり。されば墓府代々の例として、將軍の代始めに武家諸法度を頒布するは、家康の條に遡べたる如くにて、其草案は、寛永以來林家の所掌にてあれば、やがて信篤より其草案を上りしが、こは綱吉の代始めに、命に依て特に草せし所にて、其概略は、第一條に「文武忠孝を勵し可レ正二禮義一事」とある如き文章なるをもて、家宣は、斯くの如き文を用ふるは、世人學問を疎かになす基なり、元和の法度の文章は、金地院崇傳が草する所なるも、猶之には優れりとありて、更に君美に命じて之を草せしむ。依て君美は貞永式（ヂャウエイ）目等を參照し、字句の如きも、專ら本邦古昔の例を用ひ、且つ之を解し得ざらん者のため、別に新令句解を撰じて上りたり。其略は、第一條に「文武之道を修め、人倫を明かにし、風俗を正しくすべき事、」又新令句解に此條を「士君子の道、文武の事に非るはなし、能其道を得れば、文以て治を致し、武以て亂を定むべし、凡學を講じ藝を習ふの類、これを修するといふ、」の類なり。此事を折たく柴の記に、

四月十五日（寶永七年）には、新令を頒ち下さる、（中略）又前代の御例なりとて、大學頭信篤も此事を仰蒙れり、今年二月十八日に至りて、某が草をもめされしに、同じき二十四日に召し問はせ給ふ御

事ありて、別の仰によりて、同じき二十六日、新令句解を草して奉る、四月十五日に某が草せし所の新令を頒ち下され、（中略）新令解し難からんものには、寫しあたふべき由にて、新令句解を大學頭にも下し賜る、（中略）此令頒ち下されし後に、政直朝臣（土屋相摸守、老中なり）の家につかふる醫師吉田といふもの丶、某が許に來りて、（中略）此程大學頭の、我主にて候ものに、新令に見えし上裁の字こそ心得られね、上とは天子の御事を申す也、其餘、新令に見えし事ども、すべて心得ぬ事共なりと申されしと承りぬといふ、上の字、天子の御事に用ひ侍るよし勿論なり、されど武家の御事を上樣といひしことは、鎌倉の代よりも聞えし侍り、（中略）そこの主にておはします人々の奉書にも、上聽、上聞などいふ事も見え侍るものをといひて笑ひたりき。

とあり。斯く事々に付て信篤は君美の爲めに恥辱を取りしかば、是の年六月、信篤致仕を請ひしに、家宣慰諭して之を許さず。此事を折たく柴の記に、

大學頭信篤、致仕の事を申す、某に其由を仰下されしかば、此人前代の御師範なりとて、世の人うやまひつかへし所なり、年未だ七十にもみたす候べし、今其願ふ所をゆるされんには、世の人いかに申すべきと申したりければ、前代に美濃守に甲斐國賜ひし時に、御判なされしもの、大學頭が草せし所と聞えしかば、いかなる故によりてか、世にためしなき事共しるしてまゐらせたりけんと問ひしに、其時に當りて、いかんぞ彼の朝臣が望みに任せざる事の候べきと答へ申しき、是等の事によりても、其心術の程はしりぬべし、かゝる人して人を教へみちびく職にあらしめん事、尤然るべからず、されど今の世の人思ひなん所も、申す事の如くにこそあらめと仰下され、とあれば、家宣が信篤に於ける感情の程も察せらる。是より後は信篤も、漸く口を鉗する有樣となれり。

家宣の學問、近衞太閤の東下と家宣の朝廷尊崇竝に禮服改正

治亂興亡と故實典故——太閤基熙の東下——文治改修——閑院宮——君美の京師見學

〔治亂興亡と故實典故〕　家宣は綱吉好學の最盛時代に長ぜしをもて、尤も學問に心を傾けしかど、其學風は、綱吉の如く經學一點張りにあらず、廣く經史に渉り、古今の治亂成敗の因果を講究するにありしは、折たく柴の記、閑散錄等の書に見え、殊に漢籍のみならず、國史の講究にも熱心にて、既に繼統以前、君美に命じて、藩翰譜を著はさしめたるにても知るべし、されば君美の侍講は、多く和漢史類の講義にて、史蹟の如きは、其興廢存亡の上に就ての概括に着眼して、之を諮問するを常とせり。依て君美も尤も力をこゝに致して、古史通、讀史餘論等を撰じて上り、又周禮、儀禮、詩、

書等の中に於て、其器其物の詳かならざるは、特に考證して、其摸圖を徴して參考に資したり。其聽講の一斑は折たく柴の記に、

毎年正月の初に、講筵を開かるゝの儀あり、兼てより講章を奉らしめ給ひ、其日講訖りぬれば、時服二領を賜はる事、つひにかはらず、（此儀は年の初の御事なれば、大雅の中、めでたき詩を選びて、進講すべき事例とはなりき）初め藩邸におはしませしより、御代をしらせ給ふ後に至りて、歳初に講筵を開かれし後に、月の十五日を過ぎて日講始り、十二月の末に至るまで、大故おはしますの外は、朔望はいふに及ばず、四時佳節の日と雖も、日講を止められし御事はあらず、（中略）暑甚しき時には、日沒りて後に參るべしと仰下されて、進講は夜に及ぶ、天寒き時には、進講は晝の間にして、御座と某との間に、大火爐を一つ設置かる、寒猶甚しきに至りては、特に大爐一つをめされて、某が座の後ろに置かしめらる、（中略）すべて講筵に臨ませ給ひし儀、春秋冬は、裏打ちたる御上下を召され、夏は、すきたる御肩衣に、ひとへの御袴を召されて、常におはします御座をば下り給ひ、御座をさる事九尺許りを隔てゝ、某が座を設けらる、夏熱けれども、御扇をとらせ給はず、夜ふけ蚊多けれ共、遂はせられし御事もあらず、（中略）講に侍る事の、やゝもすれば一時には餘りぬれど、其間御前の物靜かなりし事共思やるべし、

又新安手簡には、

詩の鳥獸草木の名は申に及ばず、器物の如きも、事に望み申て繪圖を作り立、講日の前に段々に差上、とくと御内見の上にて、講日には字面計荒々と申候て、專ら詩意を講じ候樣に仕、是れに依て藩邸にての書師狩野春湖を、老拙へ御附候て、鳥獸草木の類、本邦に有レ之分は、先師、又稻（稻生）若水へ相談申候て、草木の根葉を其の儘に求め出し、生寫にうつし立、鳥獸も同樣、又た本邦に無レ之物は、長崎へ申遣し、唐山より取よせ、器物は、博古圖より始めて周禮圖など、其料にたて、凡圖出來候分三百七八十、云々、

とあり、以て其謹嚴と研學の緻密なるとを知るに足る。されば上の好む所とて、是より世上一般に考證考古の學問流行し、享保に至りて、本草家の輩出せるは、蓋し家宣の學風に依りしなり。

〔**太閤基熙の東下**〕　右の如く漢土の事物は、稍詳かにするを得たりと雖も、國史に就ての事物、典禮等は、君美博識なりと雖も、田舍の一儒生のみ、こは有職家に依らざれば、之を明らむるを得ず、時に御臺所の父近衛太閤基熙は、元來皇統の御身なるに、後水尾上皇の皇女に配せられ、彼れ是れの御姻を以て、常に上皇に候して親しく御示教を蒙り、紀、記を始め、源氏、伊勢等の物語類より、式、令、格等に通曉して、有職第一の名あるを以て、之を江戸に招請したり。

これについて、表面、幕府より朝廷への奏請には、太閤御事、追ひ〳〵老年に及ばれ候に付、御臺所に於て、唯今の内御對顏ありたきに付、東下これある樣との事にて、元より隱居の事なれば、朝廷に於ても速かに御許しありしかば、幕府より所司代松平紀伊守信庸に命じて、太閤京都出立の用途を辨せしめ、猶信庸に、參府の序で、太閤旅中の取扱ひ致すべしとありしかば、其鄭重なる事前代未曾有なりといふ。乃ち寶永七年四月十五日江戸着ありしかば、幕府は兼て龍の口なる傳奏邸を以て其旅館に充て、側用人間部詮房を以て其馳走掛りとなし、高家二人に新井君美を副へて接伴役として、日々其旅館に候せしむ。是より太閤隔日に登城あるに、初めての登城には正式の御對顏なりしが、其後は、平川口（ヒラカハグチ）より直ちに大奥に入り、且つ老體（時に六十二歳）なるを以て殿中杖を用ひしめ、出入には必ず將軍自身に送迎し、大奥に於て太閤休息所を設け、女人數人を附置きて給仕せしむる等、偏へに賓師の禮を以て待遇せり。儲登城の折々は、日本紀は本邦典故の起原、源氏物語は有職の階梯なるを以て、此二書を講じ、傍ら故實典故の諮問に答へたり。中に就て家宣幄く會得し難き所は、明日君美を旅館に遣はして之を聽かしめ、君美より將軍に傳ふる事とせり。されば林家は代々將軍の師範なれば、斯る事は其任なるべきに、之を新進の君美に命せられしより、信篤と君美との間一層不協となれり。

〔文治改修〕　儲太閤も、初めは故實典故の講義のみなりしが、故實典故は卽ち政刑の典章なれば、古を以て今に比し、事に依て說く所ありしより、遂には當代の政務にも可否する所あるに至り、之が爲に幕府に於ても、往々匡正する所あり。其一二をいへば、從來近畿に於る禁裡、仙洞の御料地には、禁裡御料又は仙洞御料と書きたる傍示杭（ソヒクヒ）を建てしを、太閤より家宣へ、斯る事は異邦の者が見たらんには、禁裡、仙洞も大名、諸士と同じく、土地を分領して將軍の分賦を受くるものと思はゞ、實に國體に於て恐れ多き事ならずやと忠告せしかば、家宣急に命じて之を改めさせ、禁裡、仙洞の字を削り、單に山科御料地、又は嵯峨御料地などと書かしめたり。又太閤より武家とて古は諸事朝廷の禮典を則とせしが、戰國打續きて以來、自然と古實を取失ひて、今時の有樣とこそはなりしなれ、先づ第一に申せば、武家とても、夫々の人柄に應じて朝廷より官位の任叙あり、官位には夫相當の服制あるなり、是れ實に國家の大典にて、之に依て上下貴賤の品等、整然として差別す、是を以て禮節自ら正しく、進退從て度あり、風俗依て以て濫れず、凡て故實典故を極むるは、畢竟禮節を正すにあり、然るに大樹は內大臣右近衞大將正二位なるに猶下々の着する上下（カミシモ）といふものを用ひらる、是れ甚だ禮に悖れり、但し之を便服なりと申さば、大臣大將たる人の便服は他に品々ありと必ずしも下々の如き上下に限るべからず、此故に上下の品等混雜して、進退の節度も失ふなりと申

されしかば、家宣大に感じて、先づ自身より服制を改むべしとて、太閤の教へを乞ひ、羽織を道服に改め、上下を直衣、小直衣に換ふるなど、堂上家と同一の服制を用ひたり。又從來幕府の制度には、狩衣は四位以上ならでは用ふるを許さゞりしを、太閤より、元來狩衣とは狩場の裝束にて、五位以下にても用ふるものにて、斯く重んずべきに非ずと笑はれたれば、俄かに其制度を廢して、「狩衣の儀は、是まで四品以上に無レ之ては、着用不二相成一御定に候得共、以來諸大夫以上の輩は、着用不レ苦候、尤相用可レ申節は、前以て相達にて可レ有レ之候、」と觸れたり。斯かる勢ひなれば、城中殿舍構造の上にも及び、城内は凡べて戰時を本としての事なれば、可否をいふに及ばずと雖も、先づ大臣大將たる人の住居には、必ず中門といふものある筈なり、これ大臣の規模とする所、依て一には槐門といふ、然るに折々登城の序でに見れば、中門の在るべき所に唯廊といふものを建てゝ、中門のなきは如何にと、太閤よりの問ひに、さらば中門を取建つべしとて、太閤の教へを請け、京都より、禁裏御大工の棟梁中井大和を召下して、程なく成就しければ、「今般御玄關前へ新規御取立相成候御門之儀は、御中門と唱可レ申、只今迄の御中門は、向後御中門廊と相唱可レ申候、」と達したり。此中門廊は寶永六年、家宣西の丸より本丸へ移るに當り、本丸殿舍修造の折、新井君美の建議にて、鎌倉幕府の制なりとて取立て、中門と唱へしめしに、玆に至り其非なる事明白せしより、世人手を拍ちて、君美の僞故實とて嘲笑したりと。されば之に依て兼て林家信仰の輩が、窃かに君美を罵倒し、彼の藩翰譜も、實は林道春が本朝武林傳を剽竊したるなりなど、言ひ觸らせしといふ。然るに八月上丁の日を以て、家宣大聖殿に謁すべしとありしかば、信篤畏りて、こゝぞといはん計りに、前代大聖殿參拜の次第を錄進せしに、家宣は之を近衛太閤に示し、太閤之に可否する所ありしより、更に君美を太閤の許に遣はして其示教を乞ひしに、第一着服の事に付て、家宣は束帶を用ふべきかとの意なりしに、太閤より、本朝の烏帽子は周秦時代の制に近く、又先王の禮服は悉く方領にて、今の袍の盤領は胡服の制なれば、烏帽子直垂を用ひらるべし、又神拜の式は、壯者と耆老と、堂上と堂下との差別あり、そも器服禮容、悉く先王の制に從はん事は、頓みになし得べからざるをもて、せめては神拜の式だにも、古制卽ち本朝の禮に從ひ然るべからんかとありて、其式を悉く示教あり、君美之を家宣に傳へしより、總べて林家錄上の次第は不用となりて、再び信篤面目を失ひたり。又此次第の中に布衣とあるを、太閤不審ありしが、從來幕府に於て、衣冠は五位以上に非ざれば用ひざる制度なりと申しゝに、太閤、そも衣冠は、上一位より下初位に至るまで、各々其制ありて、之を服するは、朝廷に對するの禮なり、彼の布衣は、下﨟が扈從の服なるを、六位の人之を以て衣冠に代ふるは非禮の甚敷ものとありしより、家宣尤もと感心して「向後布衣の輩、六位の衣冠着用可レ

致、但し調製方等は、追て可レ被二成下一に付、先心得の爲め内々相達置候、」と令したり。斯く表面に顯はれたる事實のみにても、言へば聽かるといふ有樣なれば、隱れたる事實に於ても數多なりしは察せらる。されば當時江戸に於て、太閤の威勢は實に赫々として、將軍に亞ぐ程なるより、其旅館には、大名、旗本士、緣を求めて日々伺候するもの、門前市をなしたりといふ。是より諸大名にも漸く古實典故の老究行はれ、往々其家臣に犬家を出すに至れり。

〔閑院宮〕　儲家宣右の如く、資師として太閤を請じたる事なれば、先づ今年も御滯留ありたしと申して、遂に三箇年江戸に留置きたり、德川幕府に於て、堂上家を資師として江戸に請じ、そを又三箇年の間、鄭重に待遇して江戸に置きたるは、此時に限れり。蓋し太閤の、斯くまで幕府の爲めに力を致したるは故ある事にて、是より先き後水尾上皇、靈元上皇等、數多の皇子おはしませしかど、中古以來の習ひにて、御出家となしまゐらせ、又は攝家の御養子などになしまゐらせて、親王宣下ありて、皇族に列し給ひしは、僅かに御二方に過ぎざりき、さればこの事を兩上皇とも、折々歎き思召しけるを、基熙常に宮中へ伺候し、眼前に伺ひ奉りし事なれば、酷く心魂に徹しけるが、やがて家宣將軍宣下ありしより、基熙は、姻戚のちなみを以て、密に此事を家宣に申して、何卒當今（東山天皇）の皇子御一方を以て、親王家御取立てある樣にと申越し、又大准后の御方（靈元上皇后）は、御所生もまし〳〵て、諸事御入り多かれば、關東より助勢もあれかしと申越したる等、朝廷の御爲めに、家宣の申す所ありしをもて、之に報いんとの意に外ならざるべし。儲こそ寶永六年には、直ちに大准后へ年々米千俵を增進し、翌年八月には、東山天皇の第二皇子秀宮へ親王宣下ありて、一家御取立てあるべく、依て御料千石を進ずべき由、幕府より奏聞しければ、特に叡感あり、やがて秀宮親王宣下あり、御名を直仁と更め給ひ、閑院ノ宮と號し給ふ。其他太閤東下の後は、折にふれて禁裡、院中の御事など申す所ありしかば、幕府は、恒例の外に、種々の金帛等を獻上せり。且つ寶永七年には、中御門天皇御卽位の大禮を擧げ給ふに就て、御費用の外に、公卿裝束料として白銀三千枚を獻ずるなど、皆太閤の申す旨に依りしなり。斯く大閤が朝廷の爲めに盡せると、幕府の爲めに致したる勞とを以て、此年幕府より家領千石を增進あり、明年、二其次子五十君（イミ）の爲めにとて、更に五百石を進じたり。

〔君美の京師見學〕　右の如く太閤は、官位相當の服制を以て上下の品等を正し、風俗を釐正せんの理想なるも、武人元來衣冠に耐へざるを以て、往々沐猴冠の歎あり、茲に於て是の年中御門天皇御卽位の大禮あるを幸ひ、君美を上洛せしめ、以て禮を制するの資たらしめんと、家宣に勸めしを以て、直ちに君美を上洛せしめしに、此時攝政は近衞家熙にて、基熙の子なれば、

君美近衞家に就て事由を申せしより、假りに君美を攝政の家禮に加へて、親しく其御式を拜觀せしめ、明年正月、天皇御元服の御式には、攝政加冠の役たるを以て、君美を召具して、又親しく御式を拜觀せしめたり、折たく柴の記に「辛卯年正月元日、天皇御元服の儀を觀たり、此日まぢかく龍顏を拜しけるこそ、ありがたき事なれ、」とあれば、特別の拜觀を許されしと見えたり。是に於て君美日々近衞家に伺候し、又は御卽位、御元服諸役奉仕の公卿方を歷問して、衣冠の着樣、兵仗弓箭の佩樣より、進退の些末に至るまで、質問習得したり。此時攝政と阿野大納言實顯とは、當時有職の達者と稱せられたれば、阿野實顯には尤も師事せしと見えて、其後も君美本邦の典故等に就て疑議ある毎に、書翰を以て實顯に質問せし條々を、新野問答と題して世に流布せり。（但し基熙公記、槐記、新野問答、實顯卿記等を看れば、折たく柴の記には、君美自負に失せる條々も見ゆ）是により、當時君美は關東にありて有職第一、しかも將軍家の師範ともいふべき勢ひなれば、彼の京都樣の禮節を以て諸大名を見下せる高家の輩も、殆んど面目なきが如し。されば正德二年五月八日、嚴有院三十三回忌の法會には、家宣束帶にて寬永寺へ參拜あり、此時、さきに將軍宣下と同時に兵仗の宣下もありしを以て、左右近衞番長二人は目付、使番を以て之に充て、近衞六人は小性を以て之に充て、各々卷纓（クワンエイ）の冠、闕腋（ケツテキ）の袍、太刀、弓箭を帶して供奉せしめ、六位の輩には、悉く衣冠を着用せしめたり。從來關東に於ては、近衞兵仗を召具すといふ事なく、從て此兵仗宣下は單に儀式的の空文なりしを茲に至り之を實行せしにて、是より將軍宣下の後、紅葉山東照社參拜には、之を召具すを例となせり。

朝鮮信使の待遇改定と國書の王號復行

受聘の禮節改定——王號復行

〔受聘の禮節改定〕　前條に述べたる如く、近衞太閤東下以來、頻々として幕府の禮式に改正を加へしは、前代に既に武將的資格を離れて、監國の位に擬せしより見れば、亦當然の事にて、既に內に於て改むる所あれば、外に向ひて多少改正する所あるは、蓋し至當の事なり。されば將軍代替りの例とて、朝鮮信使來聘の事あるを以て、先づ其次第を林家より錄上せり、折たく柴の記に、

大學頭信篤、御代あらたまりにし後には、萬づ昔の如くにもあらざりしかば、いかにもして再び世にも逢はゞやと思ひて、朝鮮の事は、昔より我家の承りし所なりといひしを（中略）さらば其事しるして參らせよと仰下されて、二冊子を作りて奉りたりけり、其中の事共問はせ給ひしに、元より其事の初をしるべき事にもあらねば、答申す所詳かならぬ事共なりしかば、某に問試みさせ給

ふ御事ありて、遂に此事をば某に仰蒙りたり、
とあるは、いかにも皮肉の記載なれど、林家の次第書を斥けて、新たに禮式を定められしは、此時太閤在江戸なれば、林家の次第書を批判ありて、改正を忠告ありしに依りしならん。そは基熙公記に、朝鮮聘禮の事に付て、將軍家と問答の事散見せるを以てなり。中にも朝鮮信使通行の道筋は家々の軒先きまでも一定せしめんため、不同の所は用捨なく切毀ち、或は饗宴の日には、三家の輩相伴の事などは、我が天使に對してもなき所なりなど批判したるに、其如く改め、又朝鮮國王へ返禮の贈物に付ても、屏風に源平船軍（フナイクサ）の圖あるを、是れ國辱を外邦に傳ふるなりとて改めさせ、又朝鮮は左程大國にあらず、又我が對馬より一日にして往復する程なりと申しゝに、大樹驚かれたりなど、基熙公記に見えたるにても知らる。偖君美が作進せし所は教領客使一通、賜饗辭見儀一通、受書儀一通、書翰及使者位一通、賓位一通、獻主一通、同宴服一通、其他殊號事略、江漢筆談、國書復號記事、方策合編等にて、皆是の時の事を載せたり。是の時の信使は、正使通政大夫吏曹參議趙泰億、副使通訓大夫任守幹、從事通訓大夫李邦彥にて、正德元年七月五日對馬に着す。八月九日同所を發し、十七日筑前藍島に到り、九月十四日攝津兵庫着、十六日大阪、二十八日京都、十月十八日江戸着、旅館淺草本願寺。十一月朔日幕府へ入謁、同三日賜宴、十一日辭見、十九日江戸を發したり。偖

其改正の概略は折たく柴の記に、

近例、彼の國の禮曹、我國の執政に書幣を附し贈る儀あり、むかし京の代には、九州の探題と雖も、猶彼の議政府よりこそ書をば通じたれ、今其例によらん事は、彼の國にも願ふべからず、近例の如きは、我國も亦願ふ所にあらず、此事も止むべしと、對馬國に仰下さる、（中略）又近例は、彼の使の來り過ぐる所々にて、朝夕の膳七五三、晝の膳は五々三を供す、斯る事は、我朝の天使を待たせ給ふ所と雖も其例なし、（中略）今よりしては、彼の國にして我國の使を待する例の如く、路宴賜はむ事、四所（大阪、京都、駿府、品川）の外は、唯其食料を與へらるべしと、對馬國に仰下さる、（中略）又近例には、彼の使人等、輿に乘り乍ら客館に入り、御使、客館に至れども、迎送の儀もなし、是等の事尤も古禮に合はず、（中略）今よりして後は、其使、客館に入らん時に、輿より下り、御使、客館に至らん時、階下に送迎するの儀等（中略）對馬の國に仰下さる、此二つに至りて、彼の使ら、近例によりて其禮を爭ひ、既に大阪に至りぬれど、此事のために賜宴の事行はれずと聞えて、世の人悉くいひのゝしりしかどこれも遂に仰下されし事の如くにぞ行はれける、云々、

又此事の樣子を殊號事略に、

先づ信使、客館に入る時、門前に於て輿を下り、我國の使、客館に至る時、階下に送迎すべき禮節

を以て、對馬守に仰下され、義方其事を以て諭しけるに、信使其禮を爭ひて事決せず、大阪に至る日に及びて、客館に入る禮に於ては、我國の約束に從へり、我國の使を階下に迎送の事に於ては、相爭ふ事日を重ねて、對馬守、客館使岡部美濃守長泰、館伴兩長老と共に、信使と討議するに夜半に至れども事決せず、對馬守が家人平田直右衞門直賢進み出で、我島主、先祖以來隣好の事を掌る事既に百餘年、今義方が時に當り、諸君の爲に誤られて兩國の和を失ふべきは、我國のためのみに非ず、朝鮮國のためにも然るべからず、所詮諸君自ら階を下りて官使を迎送せらるべき事叶ふまじくば、某等諸君を助けて階を下り、其の禮を終ふべしといひしに辭屈して、副使病して此所に在らず、彼と相議して答申すべしとて其夜も過ぎぬ、對馬守の家人ら、密に相議りて、信使等階を下りざらんには、我々取りて引下すべし、相隨ふ軍官共、信使を助けんとする者をば、一々からめよとて、其組手共を定めし事共聞えしにや、又終に我國の約束に從ひたり、

とあり。折たく柴の記に、

近例、彼の使こゝに至りし日、執政の人々して御使となされ、客館に就て其勞を慰せらる、我國の執政と申すは、猶是れ彼の國議政府の議政の如し、然るに我國の使かしこに至る時、彼議政府の議政をして、我國の客所に使せし例はあらず、(中略)之に依りて此度は、高家の人々して其御使となされたり、(中略)近例、彼の使進見の時、其國書をば、上々官といふものして參らせたりき、此儀然るべからず、正使之を捧げて參らるべし、又近例、彼の使の拜位、我國三家の座に同じ、然るべからざるをもて、其位を改め定めらる、又近例、彼の使に饗を賜はる時、三家御相伴の儀あり、我朝の天使を饗せられしと雖も、此等の儀あらず、又古の禮にも合はず、(中略)之に依りて其儀を改め定めらる、云々、

又殊號事略に、

都下に至るに及んで、改定せらるゝ所の禮制を以て示されしに、信使等驚き顧みて、明主なる哉と歎じ、さらば己等も公服を以て見え奉らん事然るべからず、朝服を具へて見え奉るべしとて、金冠、玉佩等の服を具ふ、此儀は此度を以て始めとす、信使進見の儀、悉く改め定められし禮の如くに從ふ、唯賜宴の日に及びて、三家御相伴の事を以て對馬守に申す旨ありて、各位に就きて後、某出向ひしに、又其事を以て申す旨ありて、對問時をうつせども事決せず、最後に某、いかにも事叶ふまじき由申切りしに、其詞屈して此日も又改定められし禮の如くに事訖れり、辭見の日も、又改定められし所の如くにして禮畢りぬ、云々、

とあり。又折たく柴の記に、

我國よりなさるゝ御書函は、白銀をもて打造り、黄金の環に紅の緒を用ひられし例なり。(中略)此事いかにあるべきと仰下されしによりて、京にて見及びし衣函表案等の式をまねらせしかば、此度は其式を用ひられけり、(中略)又川崎の驛にゆきて、信使をむかふべしと仰下されしかば、其時に着つべきものゝ事を思ひ廻らすに、是れ古に所謂草野の會なり、(中略)凡そ武事には水干を用ふる事、武家の舊儀なり、此物を用ゆべし(中略)彼所にゆきしに、信使等、對馬守が許に使して、今宵の客は、いかなる冠服を用ひ給ふらん、其儀によりて、此方にも亦其心得あるべしといひしかば、(中略)今日の事は逆旅の事なり、某は唯武の常服をもて入るべし、客使も亦常服をや用ひらるべきと答ふ、某が今宵の儀は、緣塗の烏帽子に、木蘭地の水干、褶に括して、銀作の野太刀をはく、(世に流布する君美の像は此時の服裝なるべし)

〔王號復行〕　而して殊號事略に、

日を隔てゝ後に、國書を改め賜はるべき由の事起りたり、某その使に答へて、彼の國の書に我が國諱を犯したり、若し必ず我國の書を改めらるべき事を請ひ申さんには、先づ其國の書を改めらるべきかと申す事により(中略)此事終に御聽に達し、仰下さるゝ御旨ありて、彼是の國書改りて、使等其國に還るを得たり、

とあるは、我が返翰に彼れの國王七世の祖諱を書せりとの申し條にて、我よりは、彼れの國書に光の字あるは、祖考家光の諱を犯したりとの事なり。又此時我が返翰に日本國王源家宣と書したるは、正しく君美が主張に出でたるにて、其大意は、國書復號紀事に詳かに見えたり。今折たく柴の記を錄して大意を示すべし。

兩國の好修められし初よりして、彼の國の書には、日本國王としるしまゐらす、是は鎌倉、京の代々より、外國の人は、我國天子の御事をば日本天皇と申し、武家の御事をば日本國王と申せし例によれるなり、然るを寛永の頃に至りて、日本國大君としるし參らすべき由を仰遣はされしより、此事其後の例とはなりたり、(中略)されど大君といふは、彼の國にして、其臣子に授くる所の職號にこそあれ、其號を以て稱し申すべき由を仰遣はされしは、彼の國の官職を受け給ふの嫌ありて、又大君は、天王の異稱なる由、異朝の書には見えたり、さらば又我朝天子の御事にも疑あれば、唯元の如くに、日本國王としるし參らすべき事を申すべき由、對馬守に仰下されぬ、(中略)對馬國にありつるなま學匠等が、知るにも及ばで、とありかくありといふ、云々、

其對馬のなま學匠等とは、彼の藩の儒雨森東五郎、(芳洲)松浦儀などを指したるにて、此時件の二人は大に君美の議に反對し、屢々論爭せしと雖も、時の勢ひ、終に君美に從ひたり。松浦の論は殊

號事略考正に、雨森の論、卽ち其君美に贈りし書は橘窓文集に見えて、正々堂々として、しかも餘蘊なし。君美の聘禮改定は悉く其當を得て間然する所なしと雖も、唯國王の一事に於て、今に至るまで議せらるゝは惜むべし。蓋し君美の意は、綱吉の既に盬國の印を外邦に示しゝからは、猶一步を進めて、其實權を文字上に顯はしたるに過ぎざるならん、決して非義の念より出でたるにあらざるは論ずるまでもなし。既に文學上に於ては、林家を始め、啻かに兄視し、其學士と稱する輩と、詩文の唱和贈答するを以て畢生の榮譽と思居たる朝鮮信使にだにも右の如くなれば、況んや其他をや、彼の和蘭甲比丹の入謁の如きは、酷く其禮式を省略し、將軍は立ながら甲比丹の禮を受けたり。されども朝鮮信使にも、和蘭甲比丹にも、禮式を改定ありしは此一代にて、爾後又舊式に復したり。畢竟するに此事たる、近衞基凞の國典講義卽ち國體皷吹が主動となり、家宣之に感化せられ、遂に君美が有爲の才を知りて、其術に當らしめたるのみ。されど家宣も、君美も、偏固なる國粹家なりやといふに、決して然らず。そは寶永五年八月二十八日に、西洋イタリヤの產にて、ヨワン、パッテイスタシローテといふ者、月代（サカヤキ）を剃り、我邦の衣服刀劒を着佩して、大隅屋久島（ヤク）に來りしが、言語不通なるより、捕へて長崎に送りしを、翌年江戸に召寄せ、切支丹奉行横田備中守等に命じて、其來意を糺問せしめしに、耶蘇敎布敎のためなる由を申しゝかば、やがて小石川切支丹屋敷に禁獄し、十一月廿二日、特に君美を遣はし、彼れに其國の政刑文物百般の事を推問せしめ、天文、地理、醫術、製圖の如き、君美をして其一班を傳習せしめんとなしたるなど、久しく鎖國として、外人を斥けたるに反して、斯る企望ありしは、以て其の識見の程推知せらる。後ち吉宗の代に至り、學術、醫療等に關する洋書の舶載を許るせしは、實に是に原因せり。但し君美が此事の顚末を著して、西洋紀聞と題せる書世に行はる。

財政整理と勘定吟味役再置

府庫空乏の眞相——家宣晩年の施設——間部詮房と新井君美

〔府庫空乏の眞相〕　家宣繼統の初めに當り、諸般の費用に供すべき府庫の貯蓄を勘定奉行に尋ねしに、僅々の額に過ぎずといふ、其大略は、折たく柴の記寶永六年二月の條に、

> 國財既に盡き果てゝ、總べて今より後の事共に取用ふべきものなしといふ、前代に國家の財用（中略）眞實は近江守重秀（荻原）一人に任せられしかば、重秀、美濃守吉保、對馬守重富（稻垣）等と相計らひし所なり、（中略）今重秀が議り申す所は、御料總べて四百萬石、歲々に納めらるゝ所の金は凡七十六七萬兩餘、（此內長崎の運上といふもの四萬兩、酒運上といふもの六千兩、是等近江守申行ひし所なり）此內夏冬御給金の料三十萬兩餘を除く外、

餘る所は四十六七萬兩餘なり、然るに去歳の國用、凡金百四十萬兩に及べり、此外に内裏を造りまゐらせらるゝ所の料凡金七八十萬兩を用ひらるべし、されば今國財の足らざる所、凡百七八十萬兩に餘れり、（中略）然るに只今御藏にある所の金、僅に三十七萬兩に過ぎず、此内二十四萬兩は、去年の春武、相、駿三州の灰砂を除くべき役を、諸國に課せて、凡百石の地より金三兩を徴され し所、凡四十萬兩の内、十六萬兩をもて其用に充てられ、其餘分をば、城北の御所造らるべき料に殘し置かれし所なり、これより外に、國用に充てらるべきものあらず、（中略）前代の御時、歳ごとに其出づる所、入るに倍增して、國財既につまづきしを以て、元祿八年の九月より、金銀の制を改造らる、是より此方、歳々に收められし所の公利、總計金凡五百萬兩、之を以て常に其足らざる所を補ひしに、（中略）今に至りて此急を救はるべき事、金銀の制を改造らるゝの外、其他あるべからずと申す、（中略）近江守が申す所心得られず、其故は、彼申す所による時は、今歳の國用に充つべきもの、僅に三十七萬兩のあるのみ也、是れ然るにはあらず、彼申す所の去年用ひられし所の國財は、即是去々年の課稅なり、されば今年の國用となさるべき所は、たとひ彼申す所の如くたりとも、去年納められし所の七十六七萬兩と、今ある所の金三十六七萬兩とを合せて、總計一百十餘萬兩もあるべし、又當時の急に用ひらるべき物も、各色まづ其價を給はらざれば、其事辨ぜずといふにもあらず、其事の緩急に隨ひ、一百十餘萬兩の金を分ちて、或は其全價をも給はり、或は其半價をも給りて來年に及びて、其價を悉く償はれんに、其事辨じ得ずといふ事なかるべし、（中略）某又願ふ所は、今日の御事を忘れさせ給ふ時なくして、天下のために財用を惜ませ給はゞ、實に大に四海に實せさせ給ふ所なるべしと申したりき、此封事御覽の後、悦ばせ給ふ事大かたならず、（中略）又金銀の制改むべき由の事、重ねて議し申すべからざる由を仰下されたりしと承る、（中略）去年の御物成を以て、今年の御用に充つる事、近江守知らざるべきやは、然るに此事を申さで、今年の用ふべきもの、僅に三十七萬兩に過ぎずと申せしは、御聽を驚かして、其思ふ所（金銀を改鑄し私利を營むをいふ）を遂ぐべきためなり、（中略）其後又去年の御物成、思ひの外にまゐり集ひぬと申して、（中略）又本城の御座所をも造らるべしと勸め申して、やがて造り出して、（中略）此造營の料も、七十餘萬兩を傾け盡し、又御靈屋造り出されし所も、二十萬兩に至りしなど聞えき、前代の餘習未だあらたまらざりし程なれば、凡興造の事あれば、其事を承る輩、たかきも賤しきも、各々自家の事をのみ營みして、工商の類と心を合せて、國財を分ち取りしによれるなり、

其鑄寶永七年の春金貨改造の議起り、銀貨にも及び、則ち乾字金、二寶字銀、三寶字銀等を造出でし事は、前に綱吉代の惡幣濫造の條下に、序でを以て引きたる折たく柴の記に詳なり。

〔家宣晩年の施設〕　以上の如く當時財政を掌る輩が姦計明白に露顯せしより、荻原重秀始め罪蒙りて、更に勘定吟味役を置きたり。此職は寛永に置かれしも、柳澤吉保執政の時、冗職なりとて之を廢せしなり。其事の大略は折たく柴の記に、

昔の御代の如く、其吟味の役といふ職、置かれずしては然るべからず、（中略）一つには御料の貢弁に御代官の能否、二つには貢米の漕運、三つには河堤等を始めて總べて土功の事ども、四つには道中驛傳の事、五つには諸國金銀銅山の事、是らの事を考へしめらるべき者ありと申す、七月朔日（正徳二年）に至りて復其職を置かれ（中略）前代の御時に至りて、諸國御料の貢年々に減じて、僅に二つ八分九厘と云事に至りぬ、（二つ八分九厘とは十分の二八九なり、幕府の制度は四公六民とて十分の四を收む）御料の百姓進する所、昔にかはれりとも聞えねど、御代官の手代などいふものの、私せし所あるが故なるべし、又河堤等修築の費用も、年々に增加へたり、是もかの手代などいふ者共の、各其私を營みし故と相聞ゆ、吟味の役を置かれし明年、御料の貢米凡四十三萬三千四百俵をまして、百姓共相悦ぶ事大かたならず、河堤等修築の料も、又金三萬八千兩を減じて、水旱の憂もなく、漕運の事も、今迄は年毎に海に沈みし米數萬俵、此後より覆沒の患ある事を聞かず、と見えたり。　長崎に於ける外商との貿易は、前代の時奢侈を專らとせしより、奢侈品の輸入多くして、我れは銅を以て之を仕拂ひし例なりしも、銅の不足は金銀貨を以て仕拂ひしより、其額年々に巨多となり、新井白石の寶貨通用事略には、長崎一所より外國に出せし大數は、金六百十九萬二千八百兩餘、銀百十二萬二千六百八十七貫目餘、銅二億二萬二千八百九十九萬七千五百斤餘、此數を以て推す時は、外國へ入りし金は、只今我國に在る所の金の數三分が一に當り、銀は只今我國に在る所の數よりは二倍ほど多しとあり、されば嚴に長崎奉行に令して、來船の數を限り、假令ひ來舶すとも、我が制限以外に當るものは通商を許さゝる事として、專ら銅の產出に比例して其制を立て、以て貨幣の輸出を止めたり。又全國驛傳人馬の夫役も、前代の時、種々の苛政の行ひしため、吏員及び書信等の來往頻繁なる上に、荷物貫目の檢査といふ事もなく、又荷物携帶の制限も殆んど廢止の有樣となりしより、助鄕課役等年々に增行きて、沿道の人民酷く難儀せしより正德二年其制を定め、馬荷は十六貫目を程度とし、近江の草津、駿府、武藏の品川、千住、板橋、下野の宇都宮等に荷物、駕籠等の貫目檢查所を置き、又津々浦々に於て難破船あるに當り、之が救護の制を寬永に定めたるが、年を經るに從ひ、漸く之を犯すものあるを以て、更に其制を申ね、且つ諸種の制令に於て、永久に遵奉すべきものは、之を板札に記して諸所に揭示せしむ。（委しくは正德令條といふ書にあり）又普請奉行は、前代の時より殆んど勘定奉行の下僚の如くなりて、漸く其弊を生せしを以て、

更に其格式を上せ、遠國奉行の上座となして、勘定奉行と對等に進めたり。又佐渡奉行は、家康の時大久保長安の姦惡ありしより、奉行を置かず、代官を遣はし、諸事は勘定奉行の進退する事となしゝに、荻原重秀に至り、其處置往々疑ふべきものあるを以て、更に佐渡奉行二人を置き、勘定奉行の手を離れて、一人づゝ交替して在任する事となりたり。又評定所の聽訟は、寛永に其制條を定め、側衆を遣はして臨監せしめしに、前代に至り之を廢せしより、往々其弊を生ぜしを以て、更に制規を申ねて戒飭し、且つ式日には側衆を臨監せしむる事となせる等、これら皆後例となれり。されど元祿弊政の餘炎猶殘りて、匡正の効見えざりしは、室直清の兼山麗澤秘策に、

評定所への御申付に、何れも早々仕廻(シマヒ)申儀は、諸事に功參り候て、早く吟味埒(ラチ)明申候や、若其理を不レ盡して早々仕廻候はゞ、不レ可レ然儀に有レ之由を被二仰出一候、是は何れも迷惑なる儀、痛入申筈之處、一圓左樣に無レ之、とくに其事を仕廻候て、八つ時分より暮までは、唯評定所に空く詰居被レ申候て、是は筑後殿(君美)の御恩故、暮迄罷在候など惡口申候由、沙汰の限と存候、

と見えたり、以て其一斑を知るに足る。

〔間部詮房と新井君美〕　偖此代の政局には、いかなる人が尤も專權なりしやといふに、一人もなく、皆家宣親しく處理したるにて、井伊直該を大老職となしゝも、元より柳澤吉保の如きに非ず、唯顧問として新井君美が畫策し、側用人間部詮房が、將軍と君美との間に立ちて上申下令を掌りしのみ。兼山麗澤秘策に、

新井氏、間部殿と兩人にて、上の御相手に被レ成候樣子に相聞え申候、御威光を以て押て被二仰出一候へば、諸役人に申渡事濟候儀、御前代は左樣にて候、それを少しも無理を押て、被二仰出一候事殊の外御嫌ひにて、何もかも理を盡され候樣に、御自身(將軍)御勤被レ成候、上にてさへ左樣に候へば、私共隨分御用捨被レ遊候へ共、此方より少も休息仕心得は無レ之旨被レ申候、(君美)私申候は(中略)先以君臣御勤政之段、天下之大幸と奉レ存候、私共外間にて奉レ伺候には、穩々として何之儀無二御座一、御穩便に相聞え申候へ共(中略)唯今承り候て、偖こそと奉レ存由申候へば、新井氏被レ申候は御代替以後、一人も刑罰に被レ行候も無レ之、そろ〳〵と御政を被レ擧候事、中々御遠慮有レ之儀と被レ存候、

又同書に家宣、君美の二人を評して「此君も絶出の君、此人(君美)も絶出の身にて、言聽れ謀用ひられ候儀は、古今に有レ之間敷(中略)新井氏の才學(中略)詩文を好み、道學の志は無レ之樣に存候處、左樣には無レ之、唯惜らくは、至公無レ我、舍レ己從レ人の心は如何可レ有レ之哉と存候」とあるは、蓋し適評ならん。

家宣の薨去と遺戒

後事の諮問——遺戒——増上寺に葬る

〔後事の諮問〕　正徳二年夏の頃より、家宣不例と披露ありしに、十月十四日遂に薨じぬ、時に年五十一。病中の情況大略は折たく柴の記に、

此年の春過ぎ夏になりぬる頃より、何となく御心地例ならずと聞えし程に、暑さ忘れて稍凉しき空になりぬれど、御薬の事ども其驗(シルシ)みえさせ給はず、(中略)二十七日(九月)に召されて、詮房朝臣して窃かに問はせ給ひしは、凡そ始めあるものゝ其終なきはあらず、さればよのつねも、なからん跡の事まで思ひ計るべき也、ましてや身の病あらんに、其思計りなかるべきやは、されば女子の輩の忌み嫌ふ事の如くして、身死しなん時にのぞみて、其事ども思計れども、あやまちある事を免るべからず、我病のひまある折々、身の後の事を思ふに、其事二つに出でず、汝の定め申さん所に依りて、我心をも定むべしと思へば召したる也、我思はずも、神祖の大統をうけつぎて、我後とすべき子なきにしもあらねど、天下の事は、我私にすべき所にあらず、古より此かた、幼主の時、世の動なき事多からず、神祖三家を立置かせ給ひしは、かゝる時の御爲めなり、我後の事をば尾張殿に譲りて、幼きもの(子家繼)も幸ありて、成人にも及びなん時の事をば、我後たらん人の心に任すべき事也、但しは又我多かりし子の中、我後ともなしぬべき唯ひとりのみ、世に殘りぬれば、其幸ありて、成人にも及びなん程は、尾張殿西城におはして、天下の事を攝行ひ給ひ、我後たるものゝ不幸の事あらんには、尾張殿神祖の大統を受けつぎ給ふべきにや、此二つの間をもて、計らひ申すべしと仰下さる、某此事を承りて、匹夫匹婦の類といへども、誰かは我子の幸あらん事を思はぬ者の候べき、然るに斯る事ども思召しよられし、誠に有難き御事なり、されど仰下さる所は二つながら、國のため世のため然るべき事とも覺えず、遠く其ためしを求むる迄もあらず、神祖の御時、結城殿(秀康)いまだ世を早くし給はざるほど、天下の人の心定まらぬ事ども候ひき、其次の御代にも、駿河殿(忠長)世におはしませし程にも、又天下の人其心定らず、まさしき御父子兄弟の間、何の御事あるべきなれど、賤しき諺に、禍は下より起りぬといふ如く、世の人各々其私を營みし事のために、あらぬ事ども申觸らして、隔てなき御なからひも御快からず、果てには御母を同じくせさせ給ひし御弟をも、失ひ給ふ程の御事に至りぬ、今よりは世も上りし時だに、猶かくの如し、ましてや下れる今の世の如きをや、仰下さるゝ事の如くにも候はんには、必ず天下の人、其黨相分れて、終には世の亂れになりなん事、應仁の頃ほひの如くにこそ

候べけれ、祖宗の御時、御幼稚の間に世を繼がせ給ひし御事多かる中に、神祖の御時の事は、いかにや候ひき、三家を始め參らせ、御一門の方々、譜代相傳の御家人等の、斯くて候はん程、若君御代を繼がれんに、何事か候べきと答申したりければ、(中略)此のちやがて、御あとの事ども深く遠く計らせ給ひて、唯何となく御臺所の御方に仰せられし事どもありて云々、

と見えて、御臺所に仰せられしとは、紀伊吉宗の事なるべし、そは次條を看て知るべし。又兼山麗澤秘策に「十月九日夜より十日晝迄、御病氣危急の内、少々御くつろぎ被レ成候へば、其儘御用之事被二仰出一、一事も御自分の上の事には無レ之、天下人民の事と、東照宮百年御法會の儀に御座候、十日晝過迄にすきと相濟、御正命を被レ絶候を御待被レ遊候由、」とあり。

〔遺戒〕　儲諸有司への遺誡は、

我思はざるに、此度の病追日輕からず、今日も危しく、依レ之三家を始め、諸大名及び諸役等まで、不例快然のため、山王、根津(根津權現は家宣の產土神なるを以て、特に崇敬あり)に於て令二祈願一の由、甚以感心少からず、併我祈る事久し、王公といふとも命に限あれば、其期をまぬかれがたし、我治世四年僅にして、政事心の及ぶ所精ならず、倩(つらく)おもんみるに、東照宮百回御忌の法會社參を遂げざる事、天下の主と崇敬せられし其詮、曾以なくして、今更いふにたらず、鍋松(家繼)我に代りて聊東照宮の神恩忘れ奉るべからず、尤以百回御忌法會厚く執行、台德院殿忌日、末々迄輕じ奉るまじ、年月程久しければ、心ならず等閑に成ものなれば、能々心付べし、大猷院殿、嚴有院殿、是亦祖に准ずべし、常憲院殿御忌日、是は年月遠からざれば、いふに及ばず、我世を去らば增上寺に葬すべし、近代の祖各上野に葬し、增上寺は追日詣する人も多からず、然る時は百年に及ては、台德院殿御忌日をも、忘るゝ人も多かるべし、台德院殿を輕じ奉る基なり、爰を思て我今度命終らば、增上寺に葬せよと言葉を殘す、我心底をおもんばかり、鍋松益祖を輕ぜざる事、古より、主重からざれば威あらざる事、人の知る所なり、況や主幼時は威重からず、故に却て臣威とこしなへにして、輕からざるものなり、臣たるもの、幼き主に、祖を厚く崇敬する事を專一に敎へ、三家の家々及び連枝類葉にしたしみを薄くすべからず、重く仁心增長する事を敎へよ、政事に及んでは、極重惡の者たりといふとも、十に一ツも宥免すべき道理を穿鑿し、重罪を輕罪になす事を、眞の政事と心得よ、凡て下々は全愚成(ナル)ものなれば、上智を求るには遠し、老中及び奉行役人一人の了簡を以て、法式を相極る事好ざる事故、九月上旬掟を出す所也、(評定所の制規を申令せしをいふ)末々まで混亂すべからず、各宜く申合すべし、且は役替等の事、役儀の年久敷者を差越へ、近役の者を進まする事は、古役の輩、物毎に差控心出來る者也、然時は近役進むる事

を、臣のしたしきより、疑ふまじきにあらず、而して政道を以て、各相談を遂げ、筋目あるは、舊役の輩を段々に進ますべし、其の外諸願等、滯る事あるべからず、尤以非の願を用べからず、假令正道の願たりとも、同時節に願事を、臣の身として親疎を忘れて遲速無レ之、同樣に申渡すべし、何事によらずかたよる事勿れ、老中及び役人心を一つにして、鍋松に正道を豫じめ敎べし、然時はおのづから主輕からずして、威も亦然り、宜しく之を味ふべきなり、我年久しく見るに、國主及び大身小身の者共、種々の珍寶或は金銀の作り物を進むるは、敬ふに似て諂ふに近し、依レ之治世の初めに、不時の捧げ物の事堅く戒しむ、今鍋松幼稚なれば、臣たる者心を付て、捧げ物を增す事を許さず、減ずる事を願ふ、主は勿論、臣たる者、貧しき事有時は亂に近し、臣たる者、贈り物になどか心を傾けん、增益の品に心をよするは賤敷者のなす所也、今更いふに及ばざる事なれど、百年過て世の風俗も違ふまじきにもあらねば、爰に戒しむ、年久敷間に、大身小身の旗本の者迄も困窮する事、是皆無益の贈物に心を惱ましめ、(前代よりの弊風改らざるを知るべし)人に劣るを悔、分限不相應の贈物をして、却て困窮する事を知らず、是亦其者の誤にあらず、受る者の誤なきにしもあらず、臣たる者、東照宮及び當家の源神の恩を思はゞ、殘置遺戒を忘るべからず、諸國及び江戸民屋末々迄、困窮せざる事を心に掛け、難儀に不レ及樣に政事執行ふべし、

是鍋松が爲にあらず、天下四民やすかるべき事を思ふのみなり、掃部頭、(大老井伊直該)老中及び諸役人奉行、自分の樂みを求る勿れ、天下萬民末々迄安心する事を求めよ、末代たりといふとも、東照宮の神恩及び台德院殿以來御治世記錄おろそかにすべからず、恐るべし、愼むべし、我命終るとも、我跡に心を殘すべからず、鍋松を天下の四民、一人として父母の如く思ひつかん事、宜しく執行すべき也、正德二年十月十九日、墨印

又一般に示せる遺書は、

不肖の身、東照宮の神統を承しよりこのかた、天下の政道常に神德に嗣ん事を以て心とす、然るに在世の日短くして、其の志を遂げざる事、今に及んでいふべき所をしらず、古より主幼く國危き代々を見るに、其世の人、權を爭ひ黨をたて、其心和がずして相疑ふによらざるはなし、胡越の人も舟を同くして水を渡るに、其心を一つにして力を共にする時は、風波の難をも渡るべし、況や今の世の人、當家創業の後、治平百年の間に相生れ長となる事、誰かは東照宮の神恩によらざるものゝあるべき、人々其神恩に報ひ奉り、世のため人のためを存ぜば、其古の主幼く國危ふき代々の事共を以て深き戒とすべし、若志なからんに於ては、厄難といふのみにはあらず、尤天下人民の不幸たるべし、凡天下の貴賤大小、宜しく可二相心得一事に思召者也、正德二年辰十月九日、

墨印

〔**増上寺に葬る**〕　乃ち遺命に依て増上寺に葬る、其時の事を折たく柴の記に、

二十日には、増上寺に送り出し參らす、(中略)此程日毎に天花のふりぬとて、器をもてうくるに、あざみの花の如くなる、金色の光あるものゝ、風にしたがひて下るなり、日を經ぬれば、粉の如くにくだけうせぬ、十一月の二日の夕、御はうぶりの儀あり、(中略)其程に大星あらはれて、月を繞りしを、皆人見たりしなどいひしかど、我は其事をば見ず、寺より御墓所に渡り給ふ程、雹のはら〳〵とふりきぬと覺えたりし、其物の、御喪屋の上には殊に多くたまりしを、とりて進らす、悉く皆照り輝ける白き玉にぞありける、二三日が程は、其玉拾ふとて、こゝかしこにみち〳〵し人、道もさりあへず、(中略)中陰の程、幼き子どもの類も、聲高く物いふ事もなかりし、考妣に喪するが如くなどいふ事を、聞し事はあれど、其事をまさしく目に見しぞ、有難き事なるべき、

と見えたり、此時増上寺へ葬送に當り、彼の寺より、今般御喪事に付、大僧正祐天登城の節は、御玄關まで乘付けに仕りたし、右は是迄上野ノ宮御登城には、御駕は御玄關に乘付けに成され、増上寺大僧正には一格を下げられ候儀、全く宮方と大僧正との格式にも依られ候べきも、此度は御導師の事なれば、上野ノ宮同樣にありたしと、寺社奉行へ申出でしかば、寺社奉行再三之を諭して斥けたれど、猶強ひて申出でけるまゝ、其旨老中へ申出でしに、側用人間部詮房、假令ひ御導師たりとて、身分を顧みず、親王家同樣に振舞はんと申す條、沙汰の限りなり、そも近代は總べて上野へ入らせられ候を、先上樣(センジヤウサマ)には、増上寺は台德院殿御一方にて、後世の爲めを思召され、増上寺へと仰出され候儀は其寺に取りては至極の御恩惠なれば、何事も相愼み、御法會執行あるべき筈なるに、噇訴がましき事を申す條、出家にあるまじき所業、殊更ら御當代は御幼少の事なれば、諸事控へ目に致すべきに、言語道斷といふべし、若し御玄關乘付け相叶ざるに於ては、御導師相勤め難しとならば、御葬送は上野に相改められ、増上寺事は、御愁傷の中をも憚からず、噇訴がましき事を申出で、御法會を妨げ候仕方、急度御咎めあるべしと申しゝかば、老中も尤もと同じて、増上寺へ申達せしに、寺僧ら驚愕して、こは全く大僧正の所存には御座なく、役者(役僧)共の存寄りを申上げ候なればと、謝罪して事濟みたり。偖十一月十四日には勅使、院使以下東下ありて、文昭院と謚を賜ひ、太政大臣正一位を贈らるゝ等、總べて先例の如し。

因みに云、御臺所は前關白近衞基熙の女熙子、御母は後水尾天皇皇女常子内新王、延寶七年六月御緣組、十二月甲府邸に東下、寶永元年西の丸に移り、寶永六年六月從三位宣下あり、是に至りて落飾あり、天英院殿と稱す、尋で從一位宣下あり、寬保元年二月二十八日薨ず、年八十、増上

寺に葬る。

諸書に家宣を以て、家康の行爲に似たりと見ゆるも如何あるべき、予は秀忠の行爲に似たりと思ふは、是れ亦僻案なるか。

家繼

幕府の堂上化——君美信篤軋轢の再演——貨幣改革——外國貿易の檢束——分知家祿の改正、評定所の設置——家繼の薨去と紀伊吉宗

〔幕府の堂上化〕　家繼は家宣の三男、母は勝田備後守由愛の養妹、實は町醫師勝田壽廸が女、(家宣薨去の後落髮して月光院と稱す、正德三年十一月從三位宣下あり、寶曆二年九月十九日逝く、增上寺に葬る)寶永六年七月三日誕生、幼名世良田鍋松と稱す、折たく柴の記に據れば、俗諺に、亞年の生れは、他姓を稱せざれば成生せずといふに依りしと見えたり、二兄は皆夭せるを以て嗣となる、家宣薨ずるの年十二月二十三日、權大納言正二位に叙任す、時に四歲。抑も武門政權を執りてより、斯る幼主の立ちしは前後に此代のみ。されば慶安四年に家綱十一歲にて立ちてすら、三家には紀伊賴宣、水戶光圀、一門には保科正之、元勳老臣には井伊直孝、酒井忠勝、板倉重宗、阿部忠秋、松平信綱等ありて、殆んど寢食を安んぜずして之を輔佐して庶政を處理し、其他譜代大名、旗本士の中には、數回の戰場を經たる老武者もありて、三河武士の本色を顯はすは此時なれ、あはれ何物にても、東照宮の御恩を忘れ、御當家に弓引く者あらば、いで御武威の程を示さんと意氣込みたるなどにて、辛うじて其の太平を持續するに至れる程なるに、今は三家とても貴公子のみ、其の外一門老臣と雖も、何れも所謂大名育ちの人物なるに、譜代大名、殊には肝腎の手足と賴む旗本士は、昔の三河武士とは全く正反對なる元祿武士と成下りなれば、此際に於て東照宮御恩德とか、御當家の御武威とかは、口にこそいへ、實際には何等の功用なし、又諸大名も、家綱の時には、或は些少の破綻もあらば俄然起ちて、我れ取つて代はらんと、內々手に唾して形勢を瞰ふ輩もありて、實に物騷千萬といはゞいへ、武士としては頗る興味ある時勢なりしかど、此時は之と正反對にて、東照宮御恩德とは、時候の寒暖を序すると同じく、御當家の御武威とは、葵の金紋と見做し、假令ひ些少の破綻あればとて、命掛けの望みを企つる輩もなき代りに、眞に將軍に服從するの念もなく、折に觸れては賄賂もて、不時の手傳ひ課役、一步進みては參勤交替の繁劇を免れんと望む輩のみなれば、從て幕府が朝に令する所も、暮には之れを用ひず、遂には三日法度の俗諺さへ出でたる事なれば、其威嚴殆んど地に墮ちたるに近し。斯る情況なれば、此幼主を奉じて全國に號令するには、必

す倚る所なかるべからず、折たく柴の記に、

御中陰の事終りし後、十二月十一日にぞ、御代始の儀行はれたりける、(中略)當時は殊に御幼稚の程に御代繼がれしかば、まづ御官途の事申給ひて後、將軍宣下の御儀も有るべきにて、其事を申給ふべき草案をば、有りし御代の如くに某奉るべき由、(中略)又御名の字の事をも、さきぐの御世には御父の付けさせ給ひしかど、當時は仙洞より御筆をも染參らせらるべき事を申給ふ(中略)此度は正二位の大納言になされ給ふよし、十二月十二日に消息の宣旨あり、(中略)仙洞の御筆を染められし御名の字も、かの宣旨と共に、同じき二十二日爰に來りつきしを、吉日を撰れて二十三日に奉りたり云々、

と見え、又正德五年の春奏請して、靈元上皇第十七皇女八十ノ宮（吉子內親王）を以て御臺所降嫁の事となしたるなど、明かに朝廷の靈威を藉りて自家の威嚴を保たん爲にて、卽ち表面には歷代に超越して朝恩の優渥なる、換言すれば朝廷と密接せるを示したるも、裏面は所謂衰龍の袖下に餘威を保てるにて、井伊直弼が大老職として和宮東下を奏請したると同一事情なり。殊に家繼の元服に當りて、仙洞より御冠袍を賜はりしは、前後に此人のみ、こは全く攝關家元服の例に倣ひたるなり、されば幕府に於ても、其式は悉く前代の例を措きて、一に殿上元服の例を用ひたり。（此事を後に至り、東宮御元服の御例に擬し、僭越を極めたり、是れ新井君美の所爲なりとて攻擊せしは、全く堂上家殿上元服の式を知らざる說なり）尋で將軍宣下に當りては、例は攝關家の中一人若くは二人東下ある事なれば、今度は攝政近衞家熙東下ありたり、こは家繼には、表向き外戚伯父の姻なると、靈元上皇の姬宮は從兄弟の御姻みあるとを以てなり。茲に至り幼主とはいへ、幕府の威勢は、表面のみにては毫も前代に劣らず。されど耿眼の輩には疾くも看破せられ、諸大名の中にも漸く堂上家と緣を結びて、少しにても京都卽ち朝廷に接近せんと謀るより、或一部には既に勤王論を主張するに至れり。然るに幕府譜代の大名及び旗本士らは、武將たる幕府が、堂上化して餘威を保たん政略を覺らず、彼の元祿の遊惰に昏睡せる事とて、各々御治世萬々歲を謳歌し、日一日と奢侈に赴き、行列の足竝みや供廻り服裝の花美を競ふまでに成下り、既に消防を命ぜらるゝ輩が、昔は皮羽織、皮頭巾にて、いかにも質素に且つ堅固の服裝なりしを、羅紗の羽織に純子の裏、金絲總縫ひの鎭頭巾といふ出立ちなれば、消防は第二の事にて、唯服裝の花美を世間に示さん野卑心なり、されば其平素の行狀等も推知するに足る。偖こそ正德四年二月、幕府の法會に、御臺所以下の代參とて增上寺へ行向ひたる大奧の老女繪島、宮路等、歸途狂言座に入るのみならず、歌舞伎者と淫行の事ありて、遂に罪せらるゝ如き、前代未曾有の醜體を演出するに至れり。

〔君美信篤軋轢の再演〕　幕府内部の情勢右の如くなるに、代替りといふを以てか、信篤、君美の軋轢再演せらるあり、そは將軍に官位宣下ありしを以て、日光及び伊勢へ名代の奉幣使を立つるは代々の例なるが、此時將軍は喪中なるを以て、如何あるべきかと、老中より林信篤へ尋ねられたり、こは貞享元祿兩度の改正服忌令は、信篤の草せし所なればなり。信篤之に答へて、凡そ七歳未滿の人は相互に服忌なし、依て名代を遣はされ然るべしと申しゝを、猶安んぜざるを以て、君美にも此事如何と尋ねしかば、君美は、甚だ然るべからず、凡そ幼者に服なしとは、尊長より申さば然るべきも、子孫たるものゝ、尊長に對して申すべきに非ずと、和漢の例を巨細に書立てゝ上りしかば、信篤猶も抗辯せしかど、其說君美の論を破るに足らざれば、君美は、苟くも此事たる、世の風敎に係る大問題にて、諸法度にも人倫を明にすべしとあるに、無服とありては、幕府自身より法度を破るなりと論せしより、室直清も、國喪正議(寫本にて世に傳ふ)を著はして之に贊同せしより、遂に信篤の議は斥けられたり。又信篤建議して、古來年號に正の字を用ひしは、悉く不祥なりきとて、蜀都雜抄、秘笈、千百年眼等を引證して、速かに改元あるべしと申しゝに、君美は之を駁して、こは大人君子の口にすべきに非ず、凡そ人間の吉凶禍福壽夭の如き、誠に天命の然らしむるに因れり、今信篤が論ずる所の魏の齊王芳、高貴卿公、梁の武陵王、金の煬王、哀帝、元の順帝の如き、悉く不德の君にして、是等は年號に正の字を用ひずとも、其國を亡すべきなれば、此輩を例として改元の議を上りしは、事體を顧みざるなりと駁し、果ては上に對する禮を失せりとまで論難したるなど、中々の論戰なりき。又增上寺に文昭院の靈廟造營ありて、此所に釣る鐘の銘は、代々林家の所職なるをもて、信篤より其草を上りしに、前代の例とて、奉縣何山何某院殿廟前と認めたりしを、老中より君美に示されしに、君美、こは市井の徒が社前へ掛くる繪馬の文なりと嘲笑して、綠山文昭廟寶鍾といふ題號にて銘文を記されたる類なり。斯る勢ひなれば、林門の憤り鬱勃たるもの、遂に吉宗の代に至り、君美排斥に勉めたるなり。

〔貨幣改革〕　偖政務の上に就ての重なるものは、先づ貨幣の改良なり。こは家宣の夙に苦慮せる所にて、彼れは終生之を以て急務の施設となしゝなれば、其薨去にも係はらず之を斷行したり。其令文の大意は、正德二年十月に「元祿年中、金銀の位を改造られ(中略)又其數を倍し候、然共其金銀の品は、東照宮の被二定置一(慶長の制)候所には大に不レ及候により、工商の類、新に造り出され候金銀の價を賤しみ、各々其利を不レ可レ失事を謀り、諸物の價は年中に貴く成來り、終には公私貴賤の難儀に至りぬ、(中略)御代の始より、常に御心に被レ懸候所は、金銀の品古の如く、諸物の價も元の如くなして、天下の煩を可レ被レ除御本意に候、中にも金銀の品、元の如く被二成返一候事は(中略)天下に通用

し來り候金銀は、其半を減じ、天下の人各々其家財の半を失ひ、又工商の類の利を謀り候心は、今迄の如くに候ば(中略)公私貴賤の難儀只今より猶甚きに至り候べき(中略)只何れの道にも、金銀の事は、我國萬代迄の爲に東照宮被二定置一候法の如くに可レ被二成返一御本意に候、天下の貴賤宜敷此旨を承知すべし、」とあるにても知るべし。こは家宣薨去間際の令にて、此時既に金銀改良の計畫ありしにて、其詳細は、君美が寶貨通用事略、改貨議及び折たく柴の記に見えたり。今當時の世態及び貨幣改良に付ての概略を述べんに、元來粗惡なる貨幣の濫造より、物價次第に騰貴したるに、やがて良貨幣と引換への擧ありと聞くや、利に敏き商人ら、俄かに貨幣の價格を下げ、先に金一兩を以て購ひし物、今は金二兩を出すに至れり。されば武家の困難非常なるより、正德三年三月、幕府は左の令を出せり、「近年以來、世間の風俗日を逐て萬事之樣子結構に罷成、其上諸物之價も次第に高直(カウヂキ)と相成候に付て、御旗本の面々、大身小身に不レ依、平日の御役御番等も相勤り難く、在番又は遠所御使之節は、一入(ヒトシホ)被レ及二難儀一候事、前御代御聽に達し、御代始御條目之中にも、其旨を被レ載と雖も、多年之風俗、今に至ては、當時之格式の如く成來(中略)勝手不如意の事により、御奉公も難二相勤一に於ては(略)御番方は、御番限に番頭、組頭中僉議有り、諸御役人中は、御役限に同役中僉議可レ有レ之」云々、又兼山麗澤秘策に當時の情況を「物價追日踊貴、旗本中困窮以の外の儀、宿番之衆、夜着の物所

持不レ仕者多く有レ之候、(中略)然るに執政衆憂慮の御樣子承り不レ申候(中略)文昭院樣御代鹿政御僉議之內、物價踊貴の儀別て御苦勞に被レ遊」云々とあり。然るに此頃銀座年寄深江庄右衞門、中村四郎右衞門ら、先きに柳澤吉保執權の時、荻原重秀に一任したる證狀を種として、盛んに粗惡の銀貨を造出したるより、益々銀貨の價格下りたり。こは やがて良貨幣を以て交換の際巨利を博せん奸計なるが、正德四年五月其事顯はれ、幕府嚴に令して、金銀座共に其鑄造を停止し、深江らを或は流刑或は追放等に處して其家財を沒收せしに、彼等が數年の奸惡悉く明白せしかば、今は捨置き難く、貨幣改良を斷行するに至り、左の令を出せり、「慶長中被二定置一候金銀の法、元祿年中に至て、始て其品を改められ、寶永の始、再度銀の品を被レ改候より以來、諸物の價は年々高直に成來、世の難儀に及び候によりて、前御代御治世の始より、金銀の品、慶長の法の如くに可レ被二成返一御本意に候へども、近世以來、諸國山々より出來金銀の數、古來の如くに無レ之候を以て、たやすく其御沙汰に不レ被レ及候處、元祿の金は損じ候に付て、其通用難儀之由を被二聞召一、先御沙汰有レ之、其後に至て寶永の銀も其通用難澁候事御聽に達し、其故を尋ねきはめられ候に及び、世に通用し候所の銀、次第に其銀宜しからざるものども出來候事相知れ、早速銀吹出し候を停止せられ、其事の由來を御糺明之上、可レ有二其御沙汰一御旨に候處、既に御不例日々に重らせられ候に付、去々年辰の十月十一日、御書付を

以て思召の程を被二仰出一候。依レ之當御代に至り候以來、人の申沙汰し候事共を被二尋究一、各詮議之上を以て、金銀の品、慶長の法の如くに可レ被二成返一事に議定せられ候、其通用の法引替の事は、別紙に相見え候如くに候、此度此御沙汰に於ては、前御代の御旨によられ、天下後代迄の爲めを以ての御事に候上は、貴賤貧富を撰ばず、皆々御定の旨を相守、其功の積るべき所を宜敷覺悟あるべき事に候、若一身の利潤を謀り候ため、何事によらず其通用相滯り候事共、仕り出し候に於ては、前御代の御旨、當御代の御沙汰を違犯候のみならず、天下後代迄の罪人たるべきものに候得者、急度其罪を糺され、嚴科に行はるべき事に候、是又其旨を相心得べき者也、正德四年甲午五月十五日、（別紙）慶長金幷新金百兩・乾字金百兩・元祿金百兩・乾字金百兩・元祿銀一貫目・二寶二百兩、元祿銀一貫目・二寶三寶四寶銀一貫二百目、寶字銀一貫目・二寶三寶四寶銀一貫三百目、慶長新銀一貫目・元祿銀一貫二百五十目」と、此令文を見て、當時幕府苦心の程を推知すべし。されば其改良鑄造に至りても、元より地金（デガネ）の在るにあらず、依て其議も區々にて、其大略をいへば、第一は、元祿以來發行したる銀貨を慶長の法に復せんには、灰吹（ハヒフキ）銀凡そ百十八萬貫目を要す、然るに現時諸鑛山より產出の銀は、一年僅々四千貫目に過ぎざるを以て、悉皆慶長法に復せんには約三百年餘の後を期せざるべからず、到底不可能の事なり、第二は、新銀に含有する所の銀銅を分析するには、鉛凡そ二百七十六萬二千貫目を要す、然るに年々產出の鉛は凡そ三千七百三十六七貫に過ぎず、されば其竣功は約七百三十九年の後なり、且つ分析の際鉛毒に感じて死する者、年々其數計るべからず、第三は、銀貨を古制に復せん事の難き、前の二條の如し、假令ひ古制に復し得とするも、今行はるゝ新金貨を改めざれば、金銀の價ひ權衡を失して、物價平かならず、故に先づ新金貨と均一なる銀貨を鑄造する事、第四は、改鑄の至難なる、以上の如くなれば、暫く之を延期し、年々十萬兩を出して新銀を買收すべし、然らば世上に其數減少して、金銀貨の價格も平衡すべし、第五は、新銀貨の流通多額に失せるを以て、先づ其半額を買收すべし、其方は、銅大錢を鑄造して之に充つべし、第六は、先づ紙幣を發行して、新銀悉皆と交換し、暫く金、錢、紙の三貨幣を以て通用せしめ、別に錢貨を鑄造して不足を補ひ、年々產出の金銀を以て、約十年を期して貨幣を改鑄し、之を以て一時に紙幣と交換すべしといふ類なり。（其他大阪の人谷長右衞門安敏の建議あり、君美の議に大同なるをもて略す）然るに君美は以上の說を駁して、第一、第二の議は、銀貨を改鑄せんも、地金に乏しといふにあるも、徒らに虛數（實價なきもの）を多くせしとて、實數は增加せず、故に虛數は減ずるも、（二兩は一兩となる）實數減ぜざれば、物價自ら下落すべし、次に銀を分析するに、鉛毒の爲め死者計ふべからずといふも、古來銅を賣買する徒が、銅中に金分あれば、鉛を以て分析

すといふに、死者あるを聞かず、現今の銀貨は實に銅の銀分を含めるなれば、宜しく大阪の銅商に命じて分析せしむべしと申して、遂に其如く斷行せられ、先づ府庫の貯藏より改鑄に着手し、從て入れば從て改鑄せしかば、正德五年に及び、金貨（俗に武藏判といふ）二十一萬三千五百兩、翌享保元年に八百二十八萬兩、總計八百四十九萬三千五百兩、銀貨は、此年より享保元年に至り、三億三千百四十二萬貫目（俗に享保銀といふ）に及び、貨幣は悉く慶長の古制に復せり。然るに吉宗の代の元文年間に再び貨幣を改造せるは、其時代に於て逃ぶべし。

〔**外國貿易の撿束**〕　右の如く貨幣を改良せし上は、外國貿易を撿束して、之が濫出を防ぐは自然の情勢なり、茲に於て正德五年正月、大目付仙石丹波守久尙、目付石川三右衞門政鄕を長崎に遣はし、新令數十條を下して戒飭せり。其大略は、「長崎奉行所法令、一、長崎地下人（ヂゲニン）諸願事訴訟等、自今已後町年寄に不二任置一、奉行所に於て可レ致二沙汰一事、一、長崎表法令可二改定一事於レ有レ之は、在府の同役に申通じ、相伺候て可レ受二差圖一事、（中略）一、奉行所に召連候家來之員數、其分限に可レ應事に候と雖も、御役所に於て事足るべき程を相計、無用之人數多く不レ可二召連一事、（中略）諸商人等長崎に至り、商賣方之事に付て內緣を求め秘計を廻らし、奉行迄申入候事有レ之由相聞え候、如レ斯類に於ては、假令申所有レ謂（いへる）、又は何方より賴來と雖も、一切不レ可レ及二沙汰一事、」「長崎廻銅定例、長崎廻銅、凡一年を、定數四百萬斤より四百五十萬斤迄の間を以て限り、（中略）諸銅山より出高、年により其多少有レ之、依レ之一定之數を定難し、（中略）其年により、廻銅の數四百五十萬斤より越候事有レ之時は、此例に准じ船數に隨て可レ有二沙汰一、」「唐人方商賣之法、凡一年之船數、口船奥船共合て三十艘、凡銀高六千貫目に限り、和蘭陀商賣之法、一年船二艘、凡銀高三千貫目、」（中略下）「唐船幷船數商賣銀子割合定例、南京船七、寧波五艘、普陀山一艘、以上十三艘、凡一船別各銀高二百貫目宛、但普陀山は產物無レ之、（中略）然ば普陀山出之船をば停止し、他所之船を增し候共、宜議定あるべし、若他所より渡來の船之內、其荷物に要用之物有レ之には、其所之船を定數之內に加へ候て可レ然、厦門（アモイ）二艘、臺灣四艘、以上六艘、凡一艘商賣銀高三十貫目宛、廣東船二艘、凡銀高二百五十貫目宛、溫州船一艘、福州船一艘、漳州船一艘、東京船一艘、東埔寨（カンボヂヤ）船一艘、凡一艘銀高二百貫宛、廣南船一艘、暹羅（シヤムロ）船一艘、哦囉吧（ガラツパ）船一艘、凡一艘銀高三百貫目宛、右唐船之賣買銀高總六千貫目之定に依て、其地方の船數を定め、其船割の銀高を割合（中略）唐船に積來候荷物之事は、其年之物價に依て多少可レ有レ之は勿論に候得共、長崎に於て商賣を被レ許候銀高之定有レ之上は、唐人共其積りを相考、餘分に多く積不レ來樣可レ被二申付一、」云々。其前年四月には、長崎往來の唐船私商賣に關して諭達を下して、「執政府奉レ旨下二長崎奉行所一、題爲下捕二勦海寇一嚴中邊禁上事、凡海

舶通二於我國一貿易者、我使三有司厚加二存撫一、使下毋レ累二其貨賣一各遂二其利一、事無二大小一歷有二制度一、毋中
敢濫冒上、各處客商輻湊定有二其路一、卽遇二狂風被レ打、飄到二定路之外一、各沿海州郡
等、發レ役收保、轉レ危爲レ安、資二給米糧薪水等一、護二送長崎一、驗二覈各商一、遵二我禁令一、恪守毋レ犯、得レ遂二生
意一、已及二百年一矣、惟近年以來、奸商蠹害、爲レ蔽不レ淺、射レ利影冒、肆レ意妄走、不レ由二定路一、出二沒風浪一、
誘二我商船一、竊發私販、上レ岸登レ山、戕二伐竹木一、至レ如レ網二捕魚蝦一、亦被二刼奪一、或揮二兵杖一擊二傷居民一、或
發二火砲一震二驚邊境一、原沿海州郡等、體二我懷柔之意一、不二敢抗禦一、故縱而去レ之、遂使二枝黨滋蔓倍甚一(中略)
卽此題請レ旨下二各道沿海等處一要二守備一、見レ有二賊船影響奸商私販等狀一、該各州郡發二哨船一捕勦、傳二首
都下一、毋レ容二少緩一、(中略)要須下各處客商人民通船弟兄等遵二依國禁一毋レ有二背違一、諭到明告知悉、」云々、尋
で九州、中國の諸大名に令して、(令文は略す)封内の海上を嚴に視察して、苟くも異樣の帆形ある船
を見るに於ては、速かに捕ふべく、又我が商船の是等の船に近付くを見るに於ては、急に捕へて長
崎奉行に通告せしむ。此等の事情を折たく柴の記に、

むかし唐船の數も、交易の銀額も定らざりしに、貞享二年乙丑より、唐船交易の歲額銀六千貫目、
阿蘭陀船の金額五萬兩に定められ、元祿元年戊辰に至りて、唐船の歲額七十隻に定められる、(此時、
清の乾隆帝、海禁の令を解きしを以て、來舶二百隻に及べり、古今未曾有の事なり)然るに元祿

八年乙亥伏見屋四郎兵衞といふ者、額外に銀千貫目の交易を許されて、價銀千貫目に當る程の物
ども、銅をもて買ひとらむ事を望み申す、(中略)是を世に代物替(シロモノカヘ)といふ事の始とす、明年丙子には、
運上の金一萬兩を進らすべければ、五千貫目の代物替を許されん事を請ふ、(中略)是れ運上といふ事
の始め也、其明年丁丑に、長崎の商人高木彥右衞門といふ者、船額七十隻の外に十隻を增され、
銀額六千貫目の外に二千貫目の代物替をゆるされて、運上の金二萬餘兩を進らすべき由を望みけ
れば是に於て伏見屋が代物替をば停められ、高木が請ふ所をゆるさる、(中略)元祿十二己卯、荻原近
江守、林藤五郎等長崎に下りて、長崎の會所にて、外國の船貨をもて、我國の商人に賣得し價銀
を、金子に換へし所七萬兩、此外唐人、阿蘭陀人の置銀、つかひ銀、落銀、間金、役料抔といふ
もの共に、總計金一萬兩餘の外は、悉く皆公に收めらるべき法を定む、是れ地下配分金七萬兩と
いふ事の始め也、(中略)年々に銅の數足らずして、交易行はれず、(中略)長崎の地下人、交易の行はれざ
るがために肌餓の者多く、弱き者は、かしこに留まる唐人と通じて、館中に於て私販(出買、仲
買、ぬけ荷、ぬけ買)の事あり、强き者はかしこを去りて、唐船を待ちて、海上にして私販の事
あり、外國の人も、近年に及びては、定まれる海路をも往來せず、近海に出沒し、我國の奸商を
待ちて私販し、剩へ此程は陸に上りて、水を取り木を伐り、漁船の網せし魚蝦、女童の拾ひし海

藻等を奪取り、居民是を制すれば、戎器を執りて防ぎ、番船是に近づけば、火砲を發して劫す、(中略)唐人等かくの如くに成り來りし事は、貞享元祿の際より遠人を柔(ヤス)んじ給ふ（こは傷言なり、實は怯臆柔弱より出でたり）御事にてぞあるらめ、我國の人の外國の人に敵せん事を戒められ、奉行所の下部の、唐人のために凌轢せられんとするを、刀をぬきて少し傷けたるとて、其下部をばたち所に追却せられし程の事なりしに依りて、次第に外國の人ほしきまゝになりし流弊、つひにかくの如くなりし也、我此事を聞きて、我國は萬國に勝れて、武を尚ぶ國と申す事、古より申傳へたれ、然るに今かゝる商船等がために侮を受けん事、國體に於て尤も然るべからずと申して、奉行所より、唐人どもに下すべきもの、草をも、西國、中國の大名にも下知せらるべきものゝ草をも進らせたり(中略)凡そ毎歳我國に產する金銀銅の、外國に入らん所の大數を計りくらべて、長崎にして海舶互市のために用ふべき所の歳額を定められ、次に外國の船共に載來る所の多少を計りて、其船數をも其載來らん物どもの數をも定めて、載來らむ程の物共、悉く皆買取らんには、今迄の如くに私販の事のために、我國の寶を失ふ事もなく、外國の者どもの、我國の法を侮るといふ事もなくして、我國の威は萬里の外迄に行はれ、我國の財は萬世の後迄に足りぬべし、(中略)明くれば正德五年未の春正月の中頃、海舶互市新例を長崎奉行所に仰下さるべき御使の人々、こゝをたつ、(中略)二月の末つ方かしこに至り着きて、三月の初にまづ新例の事共地下人等に仰下されて、次に唐人等に其事を告げしらす、(中略)我國の法を奉ぜんと申す者共には、信牌を分ち給りて、此後來り商(アキナヒ)せむ事を許され、云々、

と見えて、此制は長く文政年間まで行はれたり。又信牌卽ち割符(ワリフ)の事に付ては、長崎志に、

正德五年二月、上使御發向あり、信牌御法始まり、一ヶ年船數三十隻に限り、信牌一枚づゝ受持歸る所、於二唐國一讒訴之者有レ之、官所に被二召上一候由にて、南京、寧波の船一艘も不二渡來一、享保元年丙申、此砌着船之船主共申合、去年信牌を受し者共は、日本之年號を用ひ、叛逆同前之由、訴書を官府に出せし故、容易に議定難レ成、卽大官より彼朝廷へ奏聞せし故、口船一艘も入津無レ之、當表在館之船主共、唐國の取沙汰を聞き、此後信牌を領する事如何可レ有レ之やと、疑念區々なりし處、郭亭統と云船主一人、當御役所へ直に訴書を出し、諸船主信牌を難澁に於ては、我等一人に何十枚なりとも與へ賜るべし、我等手前より何艘にても船を仕立、可レ令二渡海一、萬一唐國に於て此事の咎を受け、一命を終る共、時の運と存、毛頭存念無レ之旨、一心を定め訴出しかば、諸船主皆此義氣に被レ勵、信牌を受る事になれり、

と見えたるは、蓋し清商ら、數年私販の利に味を占めたるより、故らに信牌の撿束を逃れんとの奸

策なるべし。

〔分知家祿の改正、評定所の戒飭〕　次は本家分知の家祿に付て、從來譜代大名にて次三男に分知せし者、其身死後嗣子なきか、若くは本家相續等の時は、其分知は幕府へ收められ、特別の沙汰にあらざれば本家へ還さゞりしに、正德六年之を改めて「總領家所領之內を分知し、別御朱印は頂戴無レ之面々、總領家を可二相續一者無レ之、其續近きにより、一子を以て、本家の養子と可レ仕由望申、於二御恩許一は、自分之家は、養子を以て相續に不レ可レ及、其身一代之後、其分知は本家へ返し可レ被レ遣事、付息男多くして、一人を以て本家の養子とし、一人を以て自分之家を令二相續一之儀は、其願に可レ彼レ任事、前條の如く一子を以て本家を令二相續一、或は老年に及び、或は病身に至ると雖も、其家を可レ讓者なき故によりて、隱居之願も難レ申輩は、其旨可二言上一、別儀を以て公儀の勤は可レ有二御免一事、付分知の所領は、其身一代之後、本家へ返し入れ候上は、常々召使候家人等流浪無レ之樣に、於二本家一扶助勿論たるべし、總領家所領之內を以て分知、別御朱印を頂戴し、其家相立候面々、總領家を可二相續一者依レ無レ之、御恩許を蒙り、其一子を以て本家之養子に雖レ遣、已に本家之外に其家を被二立下一候上は、自分も亦親類の中を撰み、其家可レ令二相續一に於ては、其旨を言上し、可レ伺二上裁一事、付假令別に其家相立候共、其身本家を續候に於ては、不レ可レ任二此例一事、」と定めたり。又柳澤全權

の時は、彼の生類沙汰にて尤も罪人多かりしが、評定所を始め、其裁斷いつも遷延し、之が爲め賄賂公行の惡弊生じ、家宣に及び、之を嚴戒せしに、今又幼主の事とて弊風再び生ぜしをもて、之を戒飭せしは、「評定所一座へ、公訴人、遠國より罷越候者は不レ及レ申、當地之者と雖も、裁判及二遲滯一候ては、本人共之外、其所之者迄も、內外之物入等、日を追候ては多く相成、之に付ては內緣秘計を廻らし、其事を取持候者抔も出來、種々不レ宜取沙汰も有レ之候、（以て弊風を察すべし）又は是等物入を厭ひ候者共は、自ら公訴も難レ成、道理有レ之者も非道之事に押掠められ、迷惑候者可レ有レ之候、總而如レ此事は、御仕置之爲めに甚不レ可レ然候、然共其事に依て理非疑敷、又は一座之評議區々にして事難レ決、裁斷延引之事も可レ有レ之候、自今已後は、公訴等百日を過候て難レ決二是非一事は、其始末分明に書記し、何れも存寄所をば、二筋も三筋も附札に記し可二差出一事、一、評定所へ召出し候借入出入、年々に其數多く候故に、此外之公事訴訟可レ被二僉議一爲めに事之妨に相成候、自今以後、式日三日之內にて一日、立合三日之內にて一日、凡一ヶ月二日づゝ、借金公事人許召出し候日を相定、其餘は此外之公事訴訟人等召出し、其理非分明に僉議之上、裁斷に可レ及事、一、諸奉行所より牢に入置候者之事、唯今迄は差て事不二六ッ敷一候事に、五年も十年も事を不レ決候、故に牢內にて死候者も年々に多く、又は火事等之節逃失候者も有レ之、本罪は輕くとも、大犯之罪に入候者も出

來、又は相手も有レ之、同類等死失候て、或は僉議之手掛りも無レ之し
て事難レ決、或は存生之者許、相當之刑罪に被レ行候ては、片落成事に似寄候事も出來り、總て是等
之類は、御仕置之爲めに甚不レ可レ然事に候、自今已後、牢に入置、百日を過候ても難レ決事は、是又
其事之始末明細に書記し、何れも存寄之所は、二筋にも三筋にも附札に致し可レ被二差出一事、付古來
より牢舍又は過怠など丶申、其罪科を決斷し牢へ入れ候事は、御仕置之一筋に成來候處に、近來は
其罪科も未レ決、令二僉議一之間、先牢へ入れ置候者共多く成來候が、是又不レ可レ然事に候、人をも殺害、
盜賊等之罪科有レ之者、又は其身を可二預置一所無レ之者之類は、僉議之間牢へ入れ置候事も可レ有レ之、此等之外に、可二預置一所も有レ之者を、其罪科未レ決
候内、先牢へ入れ置候事は、宜敷可レ有二思慮一事、右條々、評定所等之事は天下之理非を相定候所に
て、其上又世の人の安堵し候も、迷惑し候も、公訴之裁斷に相懸り、假令一旦は其時之奉行之沙汰
に候故に、理を以て非とせられ、非を以て理とせられ候共、違背には不レ及候と雖も、年月を經候後
に至て、其事破れ候ては、最初裁斷之時、一座之衆中之爲めに不レ可レ然事に候、凡て是等之道理は
不レ及レ申候得共、御仕置之ため大切之事に候を以て、相達候間、可レ被レ存二其旨一」と令したり。
以上の事は總べて長く典例となれり。そも斯る事は、有爲の君に在りては當然の事なれども、幼主

時代に於ては實に盛事といふべし。蓋し此時老中にも其人なきにあらざれど、主として是等を斷行
せしめたるは、側用人間部詮房、本多忠良の二人が、能く前代の旨を體し、事毎に君美に謀り、其
議を採用したるに依れり。中には、事に依て、老中に不同意の人もありしかど、斯る場合に、詮房、
忠良より天英院に申して、旨を執れりといふ、されば流石に近衞基熙の姬君なりと、諸人推服せり
といふ。されど或る一部には、君美を妬むの餘り、間部詮房をも專擅なりと誹譏するもあり、彼の
徂徠が、吉宗の代に及びて、間部詮房に切腹せしむべしなど私議せしは、家宣、家繼の二代に渉り
て、事毎に柳澤全權時代の弊風を指摘して、之を匡正せし程に、世人は彌々柳澤を嘲罵したる復讐
的の論ならん。

〔家繼の薨去と紀伊吉宗〕　正德六年の春の末より、家繼違例の由披露ありしに、四月晦日申の剋
遂に薨ず、茲に於て諸人茫然として、する所を知らざる有樣なるに、天英院の旨として、急に紀伊
中納言吉宗を召して政務の後見を命じ、二の丸に居らしめ、やがて家繼の喪を發す、年八。尋で五
月七日增上寺に葬り、同二十五日勅使東下ありて有章院と謚を賜ひ、贈官位等、總べて例の如し。
因みに云、御臺所八十ノ宮は、未だ御東下あらせられざるに、家繼薨ぜしを以て、其儘京都に御座
あり、是の年七月、山城の葛野、紀伊、宇治三郡の內にて五百石の御料を進らせ、享保十一年十

一月に内親王宣下あり、御諱を吉子と申し奉り、寶暦八年九月二十二日薨去、御年四十五、知恩院に葬り、淨林院殿と號す、幕府より、御供料二百俵を進らす。

家宣は、前代弊政の後を承け、大に之が匡正に勉め、夙に文武を奬勵し、財政を整理し、人材を擧用して庶政を振興せる等、天晴明主たりしも、不幸にして事業半ばに至らずして世に卽くも、寄託せる有司、亦能く遺旨を體せるは以上の如し。特に紀伊吉宗を以て、萬一の後繼にと遺命せし如きは、聰明といふも寔美にあらざるべし。

第六章　革新の修正時代

吉宗の繼統と其初政

吉宗襲職、權現樣被成置候通り——言路の洞開

〔**吉宗襲職、權現樣被成置候通り**〕　家繼の薨ずるに當りて秀忠の統は絶えたり、（家繼の葬送は五月七日、卽ち大阪落城の日に當り、且つ秀忠の統斷絶せるより、世人は豐臣氏の祟りなりといひたりと）茲に於て紀伊吉宗は、三家中に於て最近親といふを以て、嘗て家宣遺命して、萬一の繼嗣に擬したるを以て、召されて八代の主に備はれり。吉宗は紀伊光貞の三男にて、賴宣の孫、家康の曾孫たり、貞享元年、紀伊和歌山に生る、幼名源六郎、又新之丞。元祿十年四月、綱吉、紀伊邸に臨める日、特に吉宗に越前丹生三萬石を賜ひ、松平主稅頭賴方と稱して、三家庶流の大名に列せり。寶永二年、兄紀伊賴職大病に臨み、養子となり宗家を繼ぎ、綱吉の偏諱を賜はり吉宗と更め、尋で權中納言從三位に任叙す。嘗て紀伊家の庶子として、久しく小祿に衣食せるより、世態人情に通曉せる事、當時の老中らの遠く及ばざる所。さて吉宗自身に於ても、三家庶流として尾張、水戸の下座に列し、既に前年其姪女が佐竹修理大夫義林（ヨシシゲ）の許に入輿の日、支宗たる資格を以て、其駕の後乘（アトノリ）

を勤めし程の者が、一足飛びに將軍となれりとて、諸人服從するや否やは、最も懸念せし所なるべし。されば家繼病ひ大漸に及び、天英院の召しに依て登城せしに、親しく後見たるべしと面命あり し時、暫く平伏のまゝ一言も申さゞりしに、猶も天英院より我等への御遺言なるを もて申すなり、今我等申す所は、取りも直さず文昭院殿の上意なりと有りし時、始て尾張、水戸とも申談じたき間、御請けの儀は暫時御猶豫を願ふとて、退きて尾水兩人に斯〻と申しゝ時、水戸綱條は座を立ちて、吉宗を上段へ請ぜしも、吉宗辭して、先づ今日の所は是にてと下段に在りて尾水兩人に、今後も諸事只今の如く御指南に預りたしと懇ろに申したりとは、蓋し形式一片の辭讓にあらざるを思ふべし。其後とても、我等は將軍宣下を蒙りしと雖も、諸事は御名代の心なりと申したりといふ。但し此御名代なる詞は、實際謙遜なるか、否々、表面には謙遜と聞かして、內心は權現樣御名代との意なるべし、そは諸事に付て權現樣被二成置一候通りとか、東照宮御定めの如くといふに付て察知すべし。さるからに施政の第一着手に、前代の側用人間部詮房、本多忠良と新井君美の侍讀顧問とを罷め、紀伊より從ひ來れる小笠原主膳胤次、有馬次郎左衞門氏倫、加納角兵衞久通の三人を側衆兼用取次となし、さて前々代に建てたる中門（俗に四足門といふ）を毀ち、五位の狩衣、六位の衣冠を止めて、五位は大紋、六位は布衣の舊制に復し、老中を召して先づ諸國の收納高を問ふ、

老中ら答ふる能はず、現今府庫米金の有高を問ふ、老中ら答ふる能はず、城中櫓の數を問ふ、老中唯士は士らしくあるべく、公家堂上の眞似は無益と思ひ、凡べて權現樣成置かれたる通りこそ然るべけれと申したりと。されば代替りには、三家を始め誓紙を上る例なるに、吉宗は、三家は將軍の片腕なれば、何ぞ誓紙などゝありて之を廢し、之に反して從來大奧女中には、誓紙といふ事なかりしに、女とて臣下なればとて誓紙を上らせたり、此二事長く例となれり。又代替りの諸法度に、君美の草案せる正德新令を斥けて、天和の例を用ひ、且つ之を頒つに當り、諸大名を召して、當家世代々々の例なれば法度を申渡すなり、何れも第一に儉約を守り、領內のくつろぎ候樣に心掛けらるべしと面命ありしなどは、前後此人に限れるも、是れ實に家康風のやり方なり。又從來幕府に御庭方といふ職は、彼の園藝家の所職なりしに、吉宗繼統の初め、紀伊より從ひ來れる藪田助八を庭番とす、時々閑所に召して、彼れが日々市井の間に於て目睹耳聽の事柄を聞き、以て施政に資せり、是れ庭番の始めなり、後世俗に是等を隱密と稱せり。又綱吉の代天和二年に鷹の飼養を廢してより、其掛りは悉く小普請組となり居たるを、各々其役に復せしめ、且つ鷹狩を再興し、先づ江戶五里四

方を拳場（コブシバ）とし、之を俗に御留場（トメバ）といふ、さて左の町觸（マチブレ）を出せり、「御鷹野御成之節、掃除之儀一切相止め、平生之通可レ仕事、横町之板仕切（イタジキリ）相止め、木戸有レ之所は木戸を立て、町與力、同心相固め可レ申事、御成に付、屋根損じ候所有レ之候共、普請（コシラヘ）等當て繕（カコヒ）候に不レ及、左樣之所へは、町同心差出可レ置事、御道筋之材木、伏（セ）候に不レ及、其内道狹く御駕籠近く有レ之所は見合せ置可レ申事、小屋又は當分之番所等、片付候に不レ及、其儘可レ差置事、但番所の戸は外（ハヅ）させ可レ申事、御拳場、犬猫等爲レ繫（ツナギ）置可レ申、手に及ぶ所は其儘に致し置、遠所に遣し候に不レ及候、左樣之所犬猫紛れ出候分、其通に候事、但御留場の町は、犬猫繫候に不レ及事、」と。これより時々放鷹として郊外に出遊し、爲めに鷹野（タカノ）公方（クバウ）と綽名せらるゝに至れり、こは嗜好の慰みには相違なきも、一は之を以て旗本士の遊惰を矯めん爲めにて、そは折々鷹場に於て、供奉の輩に命じて、弓又は鐵砲にて鳥を獲させたるにても知るべく、一は卽ち之を以て民間の情況を視察せん爲めなるは、前の町觸に、總べて現實の儘取扱はざるを令せしにても知らる。尋で享保三年三月十三日、武州戸田に於て追鳥狩（オヒトリガリ）を擧行せり、此追鳥狩は、其進退、駈引等は軍隊に倣へるにて、實に練武の一端なり、是にて彌々士風の匡正に出でしを知るべし。且つ切りに質素節儉を令し、自身は木綿の服に、夏は麻の羽織を用ひし程なれば、さしも元祿以來花美に流れ來れる風俗は、一朝にして儉素となれり。又

享保四年七月二十六日、中川海手砂村新田の海に於て徒士（カチヂ）の水泳（オヨギ）を試む、こは家綱の時寛文十二年に、下乘橋の堀にて此事ありしより絶えたる事にて、是より毎年此事ありて、優等の輩へは賞賜ありしかば、各々其術を習練せしより、徒士の水練として幕末までも傳はれり。

〔言路の洞開〕　斯く一方に士風の匡正を厲行すると同時に、民情の上達を企圖し、享保六年八月評定所腰掛に訴狀箱を出して、廣く民間の上言を求めたり、是を俗に目安箱（メヤスバコ）といふ、實に空前の盛事たり。然るに山下幸内といふ者、數十條の時弊を開陳せる一書を此箱に入れたるに、吉宗之を賞して白銀三枚を賜へり、此事を兼山麗澤秘策に、

麻布邊に居申候、山下幸内と申諫信流の軍學者、諫冊の諫書を目安箱へ入候て上申候、近來不レ承二直言一の由申候、勿論申所は、諫信を聖人の樣に申、畢竟軍學へ落し申主意と聞得（中略）信用に不レ足候へ共、いかにしても申度事、少も無二遠慮一申上候、然る處御黒書院溜之間へ、御老中御列座にて、寺社、御勘定、町奉行、其外諸役人共被レ爲レ召、被二仰渡一候は、幸内事輕き者に候處、奇特に被二思召一候、箇樣之儀御聞被レ遊、御機嫌に被二思召一候、各事は其役人に候處、終に箇樣之儀不二申上一候に付、幸内諫書御見せ被レ遊候由、（中略）偖々上之御度量廣き事、乍レ恐奉レ感候、皆承る者さへ、推參の申樣などゝ、不快に見え申、云々、

とあれば、其内容は推知すべし。（山下幸内上書と題せる書あり、卽ち此諫書なり）されど此後は、斯る篤志（言の可否に關せず）の者もなく、中には人の讒言さへ書きたるもの少なからざりしと。但し此目安箱は、現今の郵便請取り箱の如き製作にて、其口の鍵は將軍の手に在るをもて。毎朝之を差出して、將軍自身に之を開く例なれば、中なる書は、他人の知る事を得ざりしなり。既に庭番を置きて、日々の出來事を將軍親しく聞取るの上に、時々鷹野として郊外所々視察せるに、此目安箱をもて民間の上書を自身に披閲せるに於ては、下情上達の方、實に盡せりといふべし。故に其令する所、着々として時弊に當り、諸人も亦、いかなる事か將軍の上聽に達せるならんと思へば、只管謹愼に其職務に勵みしをもて、享保中興の政治と世に稱せられしなり。

されば右の目安箱の建議に依て、善政を布かれし一二をいはんに、享保八年に町醫師十河舟川（ソガウ）といふもの、府下貧民のために施藥所を設立し、且つ藥種の本邦に栽培せらるべきものは、藥園を開きて之を播種せん事を建議せしに、綱吉の時、大塚の藥園は廢して護國寺を造立し、小石川の藥園も半ば廢して、別殿を造立ありしをもて、是の年此別殿を毀ち、四萬九千六百坪の地を以て藥園となして、弘く藥品を栽培せしに、果して享保十八年に疫癘府下に流行して、病勢尤も猖獗を極め、死者多かりしより、市人ら藁にて人形を作り、疫神（ヤクガミ）と名付け、鉦（カネ）太皷を鳴らして之を品川沖へ抛棄せるなど、非常の混雜慘況なるをもて、幕府は小石川藥園内に施藥所を設け、小石川養生所と號し、孤獨無告の貧民に施療せり、是れ幕府に於て施療の初なり。又浪人伊賀八郎次といふ者は、府下火災の頻りなるに、延燒の數町に渉れるは、畢竟民家の屋根の藁葺（ワラブキ）又は板葺なると、家屋の密接に過ぐるに依り、之を瓦葺に改めて飛火の災を防ぎ、且つ所々に空地を設けて、其延燒を防ぐべしと建議せしを採用して、府下に令して藁屋根又は貝殼（カヒガラ）家根を禁じ、成るべく瓦となし、且つ土屋造り塗屋も勝手に作らせ、所々に廣小路又は火除（ヒヨケ）地として空地を設けたり。或は此事は、小性天野丹波守昌宗が、其父彌五右衞門長重が著はせる忠恩集と題せる書の春秋傳に、大屋轍レ之、小屋塗レ之とあるを、吉宗の一覽に供せしより出でたりともいふ。又浪人某、（名は傳はらず）兩總の間に不墾の地數十町あり、之を墾拓せば如何と建議せしをもて、代官池田喜八郎季隆、萩原源八郎幸秀を遣はして之を按檢せしめ、卽ち開墾せしかば、東金（トウガネ）の地五萬石を得たり。又府下横山町の升屋作兵衞、神田の儀兵衞の二人は、下總行德の海岸地先（デサキ）字三千町といふ遠淺（トホアサ）に、鹽濱を起さんと建議せしを採用して、遂に加藤新田、儀兵衞新田と字せる鹽濱となれる等は其重なるものなり。又小梅村の農庄藏といふ者、民間の利弊と代官の良否とに付て建議せる二冊の書を、勘定奉行に示して其參考に資せしめて敢て指名の代官を咎めざりしかば、彼等は、罪蒙れるよりも恐懼せりといふ。されど此目安箱の投

書の市井田間の輩に限れるを以て、既に儒官深見新右衞門玄岱が子某、此箱によりて時事數條を建議せしかば、御扶持人に在りては、頭、支配又は目付へにても申すべきに、百姓町人同樣の致し方不埒なりとありて、祿を奪はれたり。時に留守居島田彈正忠政辰（ダンジヤウノジヨウ）が配下山本庄右衞門、旗本士困窮の情況より救恤すべき旨意を、政辰まで上書せしを、乃ち目付を以て糺さしめしに、旗本士の中にも、小給の家人らの情況は相違なきを以て其篤志を褒賞したる等、所謂信賞必罰といふべきか。

諸役人新舊二派の軋轢、御定百箇條

享保の修正政治——刑律の修定

〔享保の修正政治〕　吉宗繼統の初め、第一に問部詮房、新井君美を斥け、萬事は堂上家樣を斥けて、武家風を執り、以て家康の遺制を固守せんとの方寸を示せるより、林信篤は、其祖道春が家康の嘉言を輯錄せるを、玉音抄と題して進呈せしは、學者として素早き仕方といふべし。さればにや武家諸法度も、天和に信篤が草せし所を採用して、正德の新井案を斥け、殊に朝鮮聘禮も、正德の新制は彼の國にも不馴れにて、萬一失禮より彼の使面目を失ふ事もありて、夫が爲め兩國の和を破るにも至らば、東照宮百戰の辛苦も水泡に屬する如きは、我に於て不利なるは勿論、外に對しての禮にあらず、（當時朝鮮を怖れし事斯くの如し）依て朝鮮に於て天和の舊制に復さん事を願はゞ、我に於て異議なし、實に兩國の慶なれば、此意を朝鮮國に通ずべしと、宗義誠（ソウヨシモト）に命じたり。こは表面の辭令にて、內實は、我より天和の舊制に復するの同意を朝鮮國に求めたるにて、彼れ元より禮制に於て、益する所あるも損する所なきを以て、直ちに承諾せるをもて、總べて林信篤の與かる所となりて、爾後例となりしは惜むべし。次は柳澤甲斐守吉里に命じて、其父吉保が編みたる常憲院實錄を上らしめ、又前代の時には常に不首尾なりし大久保忠增（老中）に懇志を加へ、尋で其弟長門守敎寬を若年寄となし、享保二年には、綱吉の時世に時めきたる松平輝貞を、再び老中格側用人となし、伊勢山田奉行大岡忠右衞門（叙爵して越前守）忠相（タヾスケ）を江戶町奉行となせる等は、實に意外の上の意外なるより、偖は當將軍家は、前代の事は總べて採用せず、反りて元祿の制度に依らるゝならんと誤解して、諸有司何れも元祿の昔を賞揚して、正德の制度を誹れりといふ。されど吉宗の常憲院を敬崇せるは、其嘗て紀州家の庶腹の子なるを、新規三萬石を賜はりて、大名に取立てられし特恩に感じたるにて、決して元祿の昔を慕ふに非ず。又大久保忠增兄弟に懇志を加へしは、元祿の初、綱吉の紀伊邸に臨まれし時、吉宗未だ五歲なれば、御前の進退如何を氣遣ひ、其席へ出さゞりしを、御供の老中大久保忠朝（忠增の父）が綱吉に、紀伊殿はめでたき人にて、此外に五歲の男子も御座候

と言上せしかば、綱吉、然らば其子も召せとありて、初て拝謁せしに、其時能き生れ付きに相見え候と忠朝執成せしに、綱吉も然りとありて、成長の上は取立て遣はすべしと懇命ありし舊誼を感じたるなり。又松平輝貞は、吉宗元祿十年に越前丹生の三萬石を賜はりしに、其地は嶮角にて、實數五六千石を出でずといふを聞き、追つては村替への儀を執成し申すべしと、切々懇志を通じ、且つ登城拝謁の際には、輝貞側用人なるを以て、特に吉宗を執成せしに依れり。又大岡忠相は、嘗て山田奉行たる時、紀伊家の百姓と、前年より村境ひの訴論ありしが、當時紀伊家は將軍家の聟なる上に、既に養君にもならん勢ひなるより、當時の山田奉行は、後難を恐れて之を裁斷せず、ために紀伊家の百姓ら專横を働き居りしを、忠相に至り之を裁斷し、紀伊家の百姓が數年非義を働きしを咎めたるは、いかにも良吏なりと認めたるが故に外ならず。中にも此忠相は、吉宗に拔擢せられし程ありて、町奉行となりては、別して理非明白に裁斷流るゝが如くにて、朝野擧げて名奉行と賞賛せし程に、初め五百石なりしを漸次加恩ありて、元文元年に一萬石となして、寺社奉行に登せたり。

因みに云、從來寺社奉行は奏者番より兼ぬる例なるが、其以外にて寺社奉行となりしは、忠相に始れり。又寺社奉行が、城中に於ては奏者番兼勤なるより、別に其詰所といふ所なかりしを、忠相奏者番ならざるより、始めて寺社奉行の詰所出來たりといふ。

右の如く、吉宗の綱吉を敬崇し、其親臣たりし人々の中に懲志を加へしは、誠に故ある事なるを、之を覺らずして、徒らに前代の處置を非難し、遂に長崎貿易に係る彼の正德の新令をさへ破らんとするに至れり、以て新舊二派の軋轢を察知するに足る。そは享保八年に、長崎の清商等、新令に違背の事ありしをもて、奉行大岡備前守清相より老中へ稟議せしに、數十日を過ぐるも何等の沙汰なきより、清相已むを得ず、側用取次小笠原伊勢守胤次に就きて、御老中まで申上げたるも、今日まで一度の御尋ねもなきは、右の書類は公の御手許にありて、未だ御老中へ御沙汰もなきにやと聞尋ねしに、胤次、さ樣の事は未だ上聞に達せずと覺ゆれど、先づ追つて否やを申すべしとて、やがて胤次より老中阿部豐後守正喬に、斯る事を聞込みたりと申したるに、正喬驚きて、急に清相を招きて、御前代の時は、間部下總守が何事に付ても早く埒明け候樣にと催促されたれば、夫が爲め自然事もはか取りしなれど、唯今は第一鬼が居ぬ故に、同列何れも落付きたる體にて、事體の大小をも辨ぜず、一日々々と延ばす事なりと辨解して、委細に清相の意見を問ひたり、鬼とは新井君美を綽名せるなり、依て清相は意見書を差出したり、然るに阿部正喬と井上河内守正岑とは、畢竟正德新令の如き、窮屈なる掟あればこそ、種々の罪人も出づるなれば、自今新令を破毀して、以前の樣に

諸事大まかに致す方然るべしと主張したり、此時の事件は、長崎商人金右衞門といふ者、窃かに船に乘り、沖合に待居て、清商の來航を見るや、直ちに漕寄せて密貿易をなす、此者殊に航海に巧みにて、いかなる風浪にも怖れず、斯る事をなせるより、清商等は先生と推崇し、從て其手下も數人ありしに、事露はれて逮捕せられしなり、時に老中久世大和守重之は、大に阿部、井上の議を不可とし、正德新令に據りて彼我商人の罪を決せんと主張し、且つ新令を布かれ、外商に各々割符を渡し、自今此制を遵奉すべしと堅く誓はせたるに、幾年も經ざるに此制を廢しなば、忽ち外商等の侮りを受け、國の威信にも關する大問題なりとて、毫も屈する所なし、老中戸田山城守忠眞一人は、可否の議を申さゞりしかば、議決せずして、將軍の旨を伺ひしに、吉宗、大岡清相に、長崎貿易に關しての意見を尋ぬべしと命せしかば、先達(サキダツ)て七冊として老中へ差出したりと申しゝかば、側用取次加納久通を以て、老中に、大岡清相の意見書を差出すべしとて、之を詳細に閲覽ありて、實に正德新令は至れり盡せりといふべきか、さりながら若し事情に不適の事あらば、申すべしと老中へ命ありしに、阿部、井上の二人、元來別に成算あるにあらず、唯時の勢ひに阿りて之を非としたるのみなれば、一言の申す旨もなかりしかば、遂に長く厲行すべしと命じ、且つ大岡清相が議の如く、彼の金右衞門の罪を免(ユル)し、清商の目明(メアカ)しとなしたるに、彼れ、彼の船は何の沖に徘徊して、誰れの密賣船を待つものなりなど、巨細に密告し、長崎奉行は、猶豫なく清商を違法の罪に處したるより、年を追ひて全く密賣買の蹟を絶つに至れり、以て當時諸有司等の、吉宗の深意の在る所を覺らざるを知るべし。元來吉宗繼統の初め、側衆を始め奥勤めの輩は、前代の任用したる旗本士を斥けて、紀州より隨從の輩を用ひしに、諸有司何れも、昨日までは陪臣と見下したる輩なるに、今日は此輩に追從する等、全く元祿時代の奥向扱ひをなしゝより、此輩も自然と虎威を藉る行爲もありしかば、享保四年に「先頃も被二仰出一候通、御小性、御小納戸之輩、憤無レ之樣被二思召一候、御側廻り之儀は大切之事に候條、萬端相愼、急度心を附可レ申候、御旗本へ被二召連一候儀は、何れも人柄能候に付被二召連一候にても無レ之、勿論筋目之者被二召連一候にても無レ之、其節に差當り候に付被二召連一候、然處御選みを以て被二召連一候と覺悟仕候ては、各御奉公之障りにも可二相成一候、上には、只今天下之御政務被レ爲レ取候に付、猶以愼深き樣にと被二思召一候」と戒飭したり、但し此文に「先頃も」とあれば、此以前既に戒飭せられし事ありたるならんも、其令文は傳はらず。斯く令したれど、猶元祿の夢は覺めやらで、頻りに側向きの輩へ取入るより、小笠原、有馬、加納などは、其身側用取次なるに、殆んど側用人同樣の權勢なりしかば、享保九年に「御勘衆を以て御尋之儀は格別、奉行中より致二發起一申上候事は、先御老中へ可二申上一候、只今迄は御側衆迄申達、以後御老中へ申達儀も有レ之、又は御側衆限りにて相

濟、上には御存無之儀も有之、間違候間、向後は右之通堅く可二相心得一旨被二仰出一候」と令したり、以て當時側衆の權勢を察知すべし。されど此令も全く行はれずして、漸く側衆政治より側用人政治の端を發きて、次代の田沼を出しゝなり。又これのみならず、吉宗繼統の後程もなく、紀州より其生母巨勢氏（淨德院と稱せり）を江戸に迎へしより、諸有司、旗本士等、此人を以て綱吉の桂昌院に擬し、各々手寄りを求めて取入りしに、例の僧侶輩、爭ひて其信仰を得んと競望し、爲めに諸寺諸山の守札、卷數續々として供呈せられしかば、享保六年に「諸寺諸社之守札、卷數等、從來差上來り候筋目之外は、一切差上申間敷」と令したるに、猶種々の手立てを廻らして差出せりといふ。又淨德院始て淺草寺へ參詣ありしに、上野宮より特に觀世音を開帳して拜せさせしに、是より諸寺、諸社に、日頃秘佛と稱せるものは勿論、さもなき所にても開帳を行ひて、神社、佛寺の開帳は一時の流行となれり。（武江年表を參考すべし）こはいふまでもなく、斯くして淨德院の參詣を得ん手段なり。されば其初めは各々殊勝に法要を執行ひしかど、遂には一の勸財手段と成下れるをもて、幕府は享保七年に「出家は質直にして媚諂ふ事なく、柔和にして物事爭はず、（中略）學業を勵み放逸に無く之、晝夜佛道を行ずる事、出家の法規也、（中略）堂社建立修造のため、千部幷說法之輿行有り之節は、致二勸化一候に付、參詣之者に輿行之趣旨申聞候儀は尤に候へども、善事修行之法席にて勸化之札を出し、或は供養と號して袋を配り、（中略）見苦敷致方聞及候付ては（中略）鄙陋なる致方相止め、禪門、俗人之法席へ出候樣なる儀仕間敷」と令したり。されど此惡風は所謂三日法度にて、遂に匡正するを得ざりき。

〔**刑律の修定**〕　右の如く諸有司等、元祿の昔にと誤解せるより、種々の弊を生じ、中にも評定所の聽訟斷獄は天下の重事なれば、前代屢々戒飭する所ありしも、是に至り事多く、私謁賄賂を以て裁制するの惡風となりしを以て、吉宗意を最も是に注ぎ、いかなる小細の訴訟と雖も、親しく其理非を判定するに勉めたり。元來幕府の政綱中、刑獄の如きは不成文律にて、こは民は、由らしむべく、知らしむべからずといふを以て唯一の主意となせるより、未だ曾て律例なるものなく、寬永年間に家光は諸元老と議して定めし所あるも、未だ細密を盡さず、吉宗、幕府政刑の弊害は、全く此に在るを覺り、夙に綱例を定むるの意あり、儒臣室直清及び高瀨喜朴に命じて、明律及び唐律等を訓解せしめ、以て參考に資せしに、偶ま京都に於て前攝政准三后近衞家熙、唐刊の六典を翻刻して一部を幕府に贈りたり、此書は、漢土にも佚して傳らざる珍書なるを、堂上家すら猶此事あり、況んや將軍としてはと、遂に意を決し、勵精して刑政の綱領を定め、之を御仕置御條目と題して、評定所一座に下したり。此制定は老中松平左近將監乘邑（ノリムラ）總奉行として、評定所一座の輩と評議し、其材料は元和以來の下知狀、法令等にして、一條毎に決議の旨を申して將軍の裁可を請ひ、若し將軍

意見ある時は、其趣を示して再議研究せしめ、一條成る毎に、小性頭取磯野丹波守政武に淨寫せしめ、三四年を經て成就せりといふ。其條目は、公事目安裏書初判より御仕置仕方に至るまで、總べて九十六條、追加十八條、之を俗に百箇條といふ。末に「右定書之條々、元文五庚申年五月、松平左近將監を以被二仰出一趣、幷先例其外評議之上、追々相伺之、今般相定者也、寛保二壬戌年三月二十七日、右之趣達二上聞一相極候、奉行中之外不レ可レ有二他見一者也」とあり。是れ卽ち幕府刑政の大綱にして、永く、遵奉せり。但し是より先き享保五年に、評定所一座に令して、同所留役を以て、爭訟の審問に充つるを禁じ、必ず三奉行の內にて審問せしめ、茲に至り大綱立ちしを以て、聽訟裁斷、所謂竹を割るが如くなりしに、（世に大岡裁判と云傳ふるは此時の事なり）幾程もなく公事方下調の名義を以て、再び評定所下司等審問に與かれるより、私謁賄賂の惡風は、遂に幕末まで行はれたり。

吉宗の文武奬勵と對朝廷

旗本士の取締——經學茲に實學の奬勵——武技の奬勵——朝廷尊崇

〔旗本士の取締〕　前述の如く、諸有司等元祿の昔にと誤解し、正德の制令を用ひず、且つ吉宗は、前代の如く儀容を修めず、俗に鷹野將軍と綽名せる程なれば、或る一部の輩は心窃かに之を侮り、漸々に風俗頽れ、再び元祿時代に復れるもあり、中にも彼の元祿文學たる俳句は、普く世上に傳播せるより、遂に點取りと稱する僞宗匠輩出すると同時に、初學の輩に便せんとて、前句又は笠付（カサヅケ）といふ事を案出して、廣く社中加入を求めしもの、更に變じて博奕類似の所爲となりしをもて、前代之を嚴禁せしに、茲に至り再燃して、日一日と流行し、遂には之がため家業を勤めず、果ては產を失ふ者さへ出で來れり。依て之を嚴禁すると同時に、享保三年十二月、先手頭安部式部信旨に盜賊改役、同山川安左衞門忠義に博奕改役を命じ、各々與力同心若干人を附し、日々市中を巡行して、兩役混同して犯人を逮捕せしめしに、三笠（カサヅケ）付等の犯者の中には、旗本士も少なからず、此輩は多く小普請組にて、元より勤務もなく逸居せるまゝ種々不品行を働くも、留守居支配にて、取締りも不行届きなるより、斯る輩も出でしなりとありて、此年（或は四年とも）小普請支配八人を置き、二百石以上の輩を支配せしめたり。是れ此役の初めにて、席は新番頭の上席となし、尋で二百石下拜謁以下の輕輩まで、悉く此配下となして取締りしに、享保九年に柳澤吉里を大和郡山に移し、其跡甲府城を以て幕府持となして、小普請組中に、十七歲以上六十歲以下の者にて、尤も不品行なるを百數人選出し、甲府に移し、彼の地に永住せしめ、之を甲府勤番と稱し、有馬內膳純珍、奧津能登守忠闇を其支配としたり、之を甲府勤番の初めとす。後旗本士の罪ある者に、甲府勝手小普請入（イリ）を命ずる

事住々ありて、所謂寛大の配流の如くなれり。蓋し此事たる、從來風俗匡正は、多く市民に專らにして士人に寛なるの傾きあるより、令して行はれざるも少なからざるより、之を逆施したるにて、以て吉宗の卓見を知るべし。

〔經學竝に實學の奬勵〕　又世上風俗の頽敗は、全く學問の行はれざるに因れるは勿論なるも、當時學問の流行は漸く文藝の末技に馳せ、さなくば典故講究の、或る一部に僅々行はるゝのみにて、學問の本色と貴べる修身齊家は、誰も心を寄せざるをもて、吉宗、風俗匡正は學問の奬勵にあり、其學問は經學を專らにするに如かずとありて、享保三年、儒官林信如、人見行光、木下寅亮、（順庵の子）荻生觀（徂徠の弟）等に命じて、日々昌平阪學問所に於て經書を講ぜしめ、武家、町家一般に令して、日々餘暇ある者は聽講に可ニ罷出一と令し、又翌年更に木下寅亮、室直清、服部保廣、荻生觀に命じ、龍の口高倉邸を以て假りの學校に充て、日々此所に出でゝ經書を講ぜしむ、こは專ら市民の爲めにしたるなり。又室直清に命じて、六論衍義を和文に譯せしめて、市中手習師匠等に頒つなど、切りに修身齊家の學問を奬勵したり。されど世の風潮は之に副はざるは、「兩所共に聽講は、旗本士絕てなく、僅に大名の家來又は醫者、町人少々罷出候のみ、何とぞ今少し人々參り候樣の被レ成方も可レ有レ之」云々と、兼山麗澤秘策に見えたり。又荻生觀の如きは、聽講者の少きは、一は幕府が儒官の待遇輕きに失せると、聖堂、高倉邸の二所に限れる不便なるに因れば、宜しく所々に學校を起し、何れの方にても、諸人の便宜次第に參らるゝ樣ありたしと、其書に見えたり。斯る有樣なれば、此事の功果は見るべきもの少くして、唯儒官各自の學說主張所となりし如き觀あり。蓋し荻生は古學を主義として、林門と相容れず、依て聖堂は林門の專有となりて、市中に設けらるゝ學校は、荻生の手に占めんとの野心ありしか、吉宗、荻生觀の學校設立の議を以て室直清に問ひしに、直清は、先づ衣食足りて後にこそと答へ、又兼山麗澤秘策に「荻生總右衞門、此人至極の高慢者にて、專ら名を賣體に候」云々、又「浮辭怪論を以て遊說を事とし」など見えたれば、觀の議を採用あらんには、其林門に對抗せんとする野心の術中に陷るとも解せしより、衣食云々と、吉宗の意に合ふ答へをなせしなるべし。されど直清も亦學問不振を以て「當上樣、眞實學問御好みと見え不レ申（中略）何卒今少し學問御心に入れ候樣有度」云々、又「在々町々の百姓、町人共へ教訓として、六論衍義和解差上候處、猶手短に仕候樣被ニ仰出一、愚見に合不レ申所共有レ之候（中略）何卒御學文被レ遊候樣致度」云々、「又上に御學文被レ爲レ好候へば、不レ令して下々廉き可レ申候得共」など、兼山麗澤秘策に見えたり。是等に據れば、當時儒官各々競うて自家の學說を主張し、依て以て衆望を博せんとせしも、聽講人の少きより、其望みを果さゞるまゝに、一に將軍の行爲、幕府の仕方を云々せしは明かなり。されどこは所謂偏見

にて、吉宗は自ら學ぶ人に非ずして、人に學ばすする人なるを覺らざるなり。そは光被錄に「世の中の事は、本よみ共の申通にもならぬものなり、（中略）なまじひに學文せし者には、政事を委ね難き事ある者也、わきて長崎奉行など、惡敷心得なば、唐のみ尊く思ひ誤る事あり」云々、とあるは、實に當時の儒者輩の弊を看破せりといふべく、唯此輩を以て倫理鼓吹の道具に使用せるのみ、時々室直清を召して貞觀政要を講ぜしめしも、文章字句などの儀は聞くに及ばず、只意味を一通り手短かに申すべしと、毎度申されたりと、鎌山麗澤秘策に見えたれば、學派などは勿論吉宗の頓着せざる所、只倫理を一通り手短かに申すを、兩所講釋の主意としたるにて、儒官の不平は蓋し此點にあるなり。されど其有爲の才は、時々政務の顧問とせしこと、經濟錄を見ても知るべく、又白石手簡に「鳩巢（中略）當時遭遇の事にて、重て誓紙など差上られ、機密の事にも參與候」と見え、又新井君美を擧用せん意ありて、吉宗、直清に君美の事を尋ねしに、和漢古今の博識と答へしかば、吉宗、今にても尊ぬる事あらば、筑後は包まず云ふべきかと尋ねしに、直清、彼の者近年酷く老衰仕候と答へしより、其事熄みたりしと。蓋し此時君美を召すとも、長く君臣の協和覺束なきを慮りて、故らに斯くは申したるならん、そは君美は前代には特別の優遇ありし人なるに、今普通儒官の待遇にては、君美の決して甘んぜざる所なるべし、元來吉宗の儒者待遇は鎌山麗澤秘策に「當時（中略）其敎を受る所を臣とするの弊は、古より明主にも有レ之候得共、大有爲の君には無レ之」と、直清の如き溫厚の質にてすら斯く不平を泄らせるにても知るべし。又君美が直清の擧用せられしを評して「此人（直清）の行方、明君家訓（一名楠諸士敎とも題す）にて察せらるべく（中略）土器（カハラケ）につき候味噌にて（北條時賴の故事）大臣大饗をも濟（スマ）し候はん樣にとの心得（暗に吉宗を指す）にて、時に相應せられ候」と白石手簡に見えたるにても、大概は察知せらる。されば吉宗は甚しく儒官を輕視せる如きも、是れ卽ち家康風なる所にて、何にても一長所ある者は、甲乙なく平等に待遇する方寸にて、特に儒者のみ優待するを、蓋し偏頗と思はれしなるべし。さるからに繼統の初め、奧右筆下田師古が國學に勉むるを聞き、和學御用掛りとなして、廣く本朝の古書、記錄類の採訪、校正等を命じ、大坂の醫師古林見宜が藥物研究に熱心なるを聞き、享保六年江戸に召して神田に宅地を與へ、醫書の講義を開かしめ、尋で普救類方を刊行して世に頒布し、市人青木文藏（敦書（アツノリ））が學問熱心なるを以て召出し、關東諸國へ派して、古書舊記を搜求せしめ、殊に天文、曆術には意を用ひ、寄合建部彥次郎の其學に精しきを聞き、享保四年天文方となし、長崎の醫師西川如見が西洋推步の術に精しきを聞き、是の年召して天文方となし、且つ紀伊の工匠加藤喜を召して渾天儀を製作せしめ、吉宗、天文方有司と共に、吹上苑中に於て其器を試み、尋で神田佐久間町に天文臺を設けて、測量推步に資す、幕府に天文臺の設置は之

を初めとす、後年之を淺草に移せり。又書籍の採集を勗め、長崎の和蘭商人に命じて、宗教以外の書籍舶載を許し、清商舶載の書には通志堂經解、康熙字典、元享療馬集、馬經大全、曆算全書、圖書集成、冊府元龜、文獻通考、圖書編、說文長箋、百川學海、府縣志等の類、皆此時代に採集せられたり。最も勸農に意を用ひ、物產の播殖を奬勵せるため、享保四年、先に加賀家にて編纂せる庶物類纂を徵し、尋で儒醫に命じて之を續補せしめ、中に就て藥物にして、其種子外邦に求むべきは、命じて之を舶載せしめ、人參の栽培、甘蔗製糖、及び彼の青木敦書が奬勵したる甘藷（サツマイモ）栽培等は、皆此時代の事なり。されば當時醫藥といへば、人參を以て最第一となしゝも、其品舶來珍奇の爲めに諸人に用ひ難かりしが、享保二十年に至り、本邦產の人參出來しをもて、江戶に人參座を設け、町醫岩永玄浩、杉山養元は和人參を、木下得佛は日光人參を販賣せるより、貴重なる獨參湯（ドクジンタウ）も容易に用ふるを得るに至れり。且つ所々荒蕪地の少からざるを聞き、享保七年に「惣而自今新田可レ有二開發（カイホツ）一所は、吟味次第障り無レ之に於ては、開發可レ被二仰付一候（中略）山野又は芝地等、或は海邊出洲內川之類、新田畑可二出來一地所は、公儀より開發可レ被二仰付一候、乍レ併私領一圓之內、可レ令二開發一地は、公儀より御構無レ之候」と、開發を奬勵したるより、數年を出でざるに所々に田畑開け、今に至るまで何新田の字（アザ）ある地は、多く此結果なり。右の如く吉宗は總べて實際的の學問なるを以て、之に化してか、

享保七年十月、吉宗戶田放鷹の時左の事あり。卽ち兼山麓澤秘策に、

島根村へ被レ爲レ成候處（中略）百姓之家へ御入被レ遊二御覽一の處、座敷に机多く相見え申候、家主御尋被レ成候處、百姓ながら醫者を仕、吉田順庵と申者の由、手本の卷物御覽之處、御代々の御法度（日記には御鷹場所法度とあり）書集申候、（中略）御尋之處、順庵申上候は、近所の子供罷越手習仕候に付、今川など敎可レ申よりは、御條目を敎候へば（中略）可レ宜と存、子供に敎申候旨申上候、翌日御勘定頭被レ爲レ召、右順庵奇特成仕樣に付、御褒美白銀十枚被レ下レ之、且六諭衍義大意一帙拜領被二仰付一候、殊之外結構に仕立出來、是は所之者打寄拜見可レ仕、子孫へも取傳可レ申ものと思召候、此村に不レ限、六諭衍義、子供の手習にも持はやし候樣、心懸可レ申との御事の由、云々、

〔武技の奬勵〕　又武事の奬勵に付ては、吉宗夙に弓馬劒の三術に熱心なるより、常に側向きの輩を相手に稽古ありしかば、將軍自身試業の如くなれば、各々其修業に勵精せるより、表方の諸士も之に倣ひ、各々武藝を勵精して、天晴れ將軍の御見出しに預からんと願ふを以て、學問より武藝の方一般に行はれ、殊に小普請甲府勤番の事ありしより、一層之を勉め、從て風儀も漸く質素に傾きて、六十歲以上の老人にて、寒中頭巾も被らず、高股立（タカモヽダチ）、馬上にて登城せるも少なかざりしと。元來吉宗は武士一點張りの主義なれども、猶前代の故實研究とはさま變りたる、弓馬卽ち武家の故實

研究には心を用ひ、享保四年に、小笠原の家傳の秘抄なる、武家の故實と稱ふる三儀一統百問答の書を徴し、伊勢貞益が家傳の弓馬の秘書二十七巻を徴し、享保二十年には、蜷川親豐家傳の室町家弓馬故實の傳書五十六冊を徴して、本邦武家の故實沿革を溫ねて、一の典章を制定せんとしたる程にて、（此事遂に果さず）總べては武骨一片の事にあらざるをも知るべし。仰高録に「紀州に入らせられ候節、吉田權左衞門、弓道の儀、小笠原丹齋直傳有レ之を被二聞召一、式の儀權左衞門奉り、（中略）大的被二仰付一、其後大城へ被レ爲レ入、弓道之事、彼是御尋有レ之候處、諸家より追々舊記差上候、中にも小笠原縫殿助所持の書物、尤慥成書と被二思召一（中略）其業に至りては、一體より手足の意味迄、聊も古實に不レ違、首尾彼是に御工夫、數日の御丹精、終に其式を被レ調」とあるは卽ち是なり。されば享保十四年に、始て吹上苑中に於て弓馬始の式を行ひ、以後永く恒例となり、俗に吹上大的と稱するは是なり。其他草鹿、圓物、笠掛、流鏑矢等の式、或は傳はらざりしが、若くは誤傳し來れるは、此時代に再興又は修正あり。時々放鷹の途に於て、供奉の弓、鐵砲の輩には、不時に鳥に向つて射擊を命ぜられしかば、此輩各々競うて其技を修練せるより、當時旗本士に武藝練達の人多かりしは、蓋し前後此時代に過ぐるはなかるべし。されば此時代に於て、小普請にて一生を送るが如きは、眞に愚物なるべし。然れども吉宗の方寸は、武に偏せざるはいふまでもなき事にて、享保十七年四月に、

苑中に於て曲水の宴を催し、侍臣に詩歌を上らしめ、十九年には、是より先き綱吉の代に犬小屋ありし中野に桃樹を栽ゑしめしに、滿開の報を聞き、此地に放鷹の序で、供奉の輩に桃花に對せる詩歌を上らしめたる類、往々あり。又馬術に於ては、先づ馬の飼養、療治等より研究せんため、清商に馬經の類を徴し、是れ亦侍臣と共に種々工夫ありて、遂に一般に之を訓誨せるより、大に飼養の方に益する所ありしといふ。是のみならず、從來騎馬にて川を渡るは尤も至難の事として、偶ま之を仕遂げたるを世に喧傳する程なりしに、吉宗其方を考究し、丙々馬役等に訓示し、享保二十年七月、大川筋に於て初て兩番士の水馬を、自身出馬して試みられしより、遂に例として、乘馬に堪ふる者は必ず川渡しを試むる事となり、之を俗に水馬といひ、今に傳れり。蓋し吉宗繼統の初、中川筋放鷹の途次、供奉の輩に水泳を命ぜしに、書院番士大草善左衞門、梶與九郎二人の外之に應ずる者なかりしより、大に不興して、後ち旗本士に水泳を奬勵し、小納戸頭取一人を遣はして之を臨檢せしめ、漸くにして諸士水泳に熟せるに及び、更に一歩を進めて水馬を奬勵せしなり。又幕府の船藏に貯藏せる將軍の乘船は、綱吉以來之を用ひざりしが、吉宗繼統の初め、小納戸頭取松下伊賀守尙恒に命じ、風浪の日を以て浦賀に航せしめしに、幕府船手の輩も、久しく將軍乘船の事なきより、其技を疎略せる上に、風浪の日なれば、實に千辛萬苦して浦賀に達せりといふ。然るに此松下尙恒

は、紀伊邸より隨ひ來れる人なれば、毫も怖れず、大に船手の者を勵したり。さて尚恒歸りての復命に、風浪と雖も、紀伊の海上に比すれば、殆んど平地を行くが如し、但し船の造り方甚だ惡しく、決して將軍の乘用すべきものにあらず、速かに改造して、紀伊の鯨船の如くなすべしと言上せしかば、吉宗尤もと嘉納し、やがて紀伊より船工數人を召して、三十艘造られしに、諸有司等竊かに之を非難せしが、後ち享保十三年九月の關東大洪水に、下總猿が股の堤切れて、府下大川筋の橋々流失せし時、此船を以て救難に充てしに、其輕捷なるを見て、始て將軍の用意の深遠なるを感せしといふ。以上の諸點に付て、當時諸有司の識量伎能は、遙かに將軍に及ばざりしを知るに足る。尋で享保十一年三月、吉宗大に下總小金が原に狩獵し、老中、若年寄以下輕輩に至るまで、從ふ所凡そ七萬人といふ。蓋し是より先き吉宗屢々追鳥狩を催して、軍陣の駈引を訓練すと雖も、以て足れりとせず、卽ち名を狩獵に託して、實は軍隊操練を擧行したるなり。故に近臣より諸番士、徒士、弓、鐵砲、鎗等の諸組に至るまで、各々軍陣の如く隊伍を整へ、其進退駈引きは、吉宗自身に之を指揮して、親しく其剛臆を試み、且つ上下共に草野に食を傳へ、幕營に露宿する等、元和以來の盛事にて、卽ち武士は武士らしくあれとの主意に出でたるなり。

〔朝廷尊崇〕　さるからに朝廷に對し奉りても此主義にて、謙退を專らとし、從來幕府歷代の法會は勅會にて、萬部讀誦の例なるを、儀至尊と同一なるを避けて千部となし、親王、攝關家の、將軍代替りには必ず東下ありしを、特別の事情あるにあらざれば、東下に及び申さずと辭退せる等、其重なるものなり。されど其內實は敬而遠焉の方針なりしなり。蓋し綱吉以來漸く京都に密接し來り、遂に前代には、幼少の故を以て偏へに朝威を藉りて幕勢を維持せんとしたる如きは、吉宗の快とせざる所なるべし。そも古來朝廷こそ武家に御依賴ありしも、武家として朝廷に賴りて威勢を保たんは、實力なき故に虛位を賴むものなれば、實に腑甲斐なしとやいふべき、吉宗の武士は武士らしき主義の本意玆にあり。されば本朝の故實典禮の穿鑿は堂上家の仕事にて、武士の業に非ず、武士は弓馬の道を鍛鍊し、國家の干城たるべきのみとの行き方なるは、上述の弓馬故實の事に照して察知すべし。一年上皇より、武藏隅田川なる都鳥はいかなるものか、叡覽あらせられたしと仰下されしに、吉宗其翌日隅田川鷹野に出でゝ、自身弓にて都鳥を射留め、其矢の中りたるまゝを箱に入れ、番士は晝夜兼行にて京都へ上りしに、御所にては、關東より急使を以て都鳥を上せたりと所司代よりの披露に、偖はいかなる籠に入れたるらんなど、內々噂せられしを、やがて彼の箱を上りしに、矢の立ちたる儘の死鳥なりしかば、案に相違しけるが、御沙汰を承りし翌日、將軍自身隅田川に於て射留めたるまゝを奉るとの老中より傳奏衆への奉書を見て、畏くも其射術を叡感ありきといふ。然る

に元文五年三月、例年の年頭勅使として、武家傳奏冷泉大納言爲久、葉室大納言賴胤東下ありしに、吉宗は、特に隅田川の都鳥を見て、歸京の土產話にせらるべしとて、麒麟丸以下將軍乘用の船に兩卿を乘せ、接待役に高家二人、目付二人、其他同朋格成島道筑（道筑は後に蓄髮を命ぜられ忠八郎和卿と改名す）等を陪乘せしめ川中に於て網打等の餘興などを催し、終日遊覽せしめたり。（委しくは成島が春の御船に見えたり）又幕府の文庫中に、藤原定家筆の長歌短歌古今相違之事と題せる一帖は、歌道に於て最も秘藏の說なる上に、古筆中の逸品なるを、吉宗は、斯る貴重の書を、其道に非ざる武家の筐底に埋藏するは然るべからずとありて、享保十一年、定家の裔孫かる冷泉爲久へ贈りしかば、朝廷に於ても其德量を叙感ありて、特に女房奉書（ニョウバウ）を賜はりたり。又享保七年に、新渡の通志堂經解及び康熙字典を朝廷に獻じて、堂上家の勤學に資せり。蓋し此事たる、先きに綱吉好學の餘波、京師にも及び、堂上家競うて學問を勉めしに、初め經學を專にせしが、遂に史學に移り、中にも山崎闇齋が門人淺見絅齋（靖獻遺言の著者）の學說大に行はれしより、吉宗故らに之を問はず、新奇なる經解を上りて、學風を經學に挽回せんとの意に出でたりといふ、是の說或は眞ならん。されど是の時京師に學問の盛んなりしは、江戸の比にあらず、堂上には近衞基凞、家熙父子、阿野實顯、正親町公通等切りに堂上家の勉學を奬勵し、別けて近衞家凞の如きは、薩州の手を經て、長崎の淸商に託して種々の珍籍を購

入せるより、水戸の儒員安積覺すらも、時々書を呈して教を請ふ所あり、（槐記を參看すべし）地下には春原信直、伊藤仁齋父子、荷田東滿（アヅママロ）、稻生若水、松岡玄達、玉木葦齋、三宅尙齋、久米順利等の數人、前後に各々得意の學を以て門戸を張りたるにて、其盛んなるを知るべし。しかし是の時、學風は一時經學に傾きしと雖も、幕府より見る時は、其所說見解の悲憤的なる點に於て、毫も減殺の功を見ず。（後段竹內式部の條參看）又大嘗會は、綱吉の時再興し奉りしに、後ち中御門天皇に至り、御卽位の後間もなく、家宣續きて家繼の凶事ありしを以て、其事を行はせられずと雖も、櫻町天皇御卽位の元文三年には、宇佐八幡宮の奉幣を再興し奉り、享保元年には、之を擧行し奉り、延享元年には、宇佐八幡宮の奉幣を再興し奉り、享保十年には、久しく中絕したる法皇修學寺（但し是の時修學寺は荒れしをもて、林丘寺御幸と申しも、同一所なり）御幸を擧行し奉り、享保十四年に、交趾國の商人大象を上りしを、先づ京師に送りて天覽に供せしなど、其重なる事柄にて、一面に武威を張ると同時に、一面には朝廷尊崇の厚かりしを以て、畏くも朝廷に於て、元寶當時の幕府の如く御會釋ありき。されど武威の振興は漸く自尊の惡風を生じ、文盲なる僞（エセ）忠臣等の折には凌上がましき事あるより、敬而遠焉主義は往々に暴露し、或一部（有志の公卿）の感情を害しつゝあるに、吉宗、庶子宗尹（ムネタヾ）を一橋家となして刑部卿に任せしは、四親王家の任官に擬したりなど、誹譏を招きたるは惜むべし。

財政緊縮、墾田及び通船の奬勵

八木差上、足高、節儉――墾田及び通船

〔八木差上、足高、節儉〕　前章より述來れる如く、幕府の財政蹙迫なるにより、種々の方案を廻らしたる末、貨幣を改良せざるべからざるの一點に歸著し、前代に辛うじて之を斷行し、稍く事緒に就くに及び、將軍の凶事に續きて、享保三年八月には關東諸國大風雨にて、作毛皆無の悲境に陷り、別して江戸は、城中を始め所々の破損夥しく、且つ將軍代替りを以て琉球、朝鮮二國の來聘あり、殊に五年六年引續きて府下に火災あり、上野其他の罹災等にて、何れも巨額の費用を要する事のみなれば、財政殆んど支ふべからざるに至り、享保七年左の如く命じたり、「御旗本に被二召出一候御家人、御代々段々相增候、尤御藏入等も先々よりは多くは候へ共、御切米御扶持方其外表立(チ)候御用筋渡方に引合せ候ては、畢竟年々不足之事に候、然共只今迄は所々御城米を被廻、御城金を以て急を辨じ、彼是にて漸く御取續き之事に候へ共、至二今年一御切米等も難二相渡一、御仕置之御用も御手支(テツカ)之事に候、就レ夫御代々御沙汰無レ之事に候へ共、萬石以上之面々より、八木米差上候樣に可レ被二仰付一と思召候、左候はねば、御家人之內、數百人御扶持可レ被二召放一より外は無レ之候故、御耻辱を不レ被レ顧被二仰出一候、高一萬石に付八木百石之積可(ツモリニ)レ被二差上一候、(中略)依レ之在江戸半年づゝ御免被レ成候間、緩々致二休足一候樣被二仰出一候、但何れも在府之儀に付ては、江戸表人數多にも候間、此已後在府之間も少き儀に候條、可レ成程は人數可レ被二相減一候、一、今度萬石以上より八木差上候儀、(中略)假令在役之輩たり共、一同に被二仰出一候樣に、年寄共相願候に付て、難二默止一被二思召一(中略)一萬石に付百石の割合、三分一之積りを以て可二差上一候、一、參勤御暇之儀、是迄外樣は四月、御譜代は六月交替被二仰付一候得共、向後は一同に三月中九月中交替被二仰付一べく」云々、蓋し諸大名の江戸に在るや、內外の交際、不時の贈遺等にても非常の費用にて、從て其家臣等も亦費用多く、卽ち國元にて折角貯蓄したる所を、一朝江戸參府とあれば、之を携へ來りて、空しく府下の諸商に吸取られ、夫がため各自國元にては、常に上下共に辛苦を嘗盡しつゝあるは、同一軌の情況にてありしなり、但し之がため府下の繁榮を增殖しつゝあるには相違なきも、繁榮の餘り、放蕩坐食の遊民多く成行き、風敎を害する事少なからざると、一は大名の在府長ければ、人も亦多くなり、費す所も從て多きを以て、物價の騰貴を來せる等は、此命令の主眼にて、大名の一年在府を半年に縮むる時は、其費す所、自他共に其半ばを減ずべし、依て百石の上米(アゲマイ)を命ずるも、嘗て費しゝ所に比すれば、猶幾分の餘裕あるべし、是れ幕府大名兩益の方案なり。或は云ふ、吉宗初め大名參勤の期を、三年一回若くは五年一回と改め、

上米も從て其額を益すの意なりしに、室直清が刻下の情況に見る所ありて、斯くては大名は遂に幕府を疎んじ、中には自立の野心を起さんも計るべからずと諫めたるを以て、此令に改めしともいふ。何れにもせよ吉宗の意は、幕府大名共に休息せん良案として斷行したるに相違なきも、之が爲め諸大名も亦此命令を假用して、各々家計の急を補ふには、家臣の俸祿幾分を借用し、(借用は名義のみ實は引上げなり)其代りに勤務の幾分を緩うする事、漸次一般に行はれたり。後ち享保十六年に至り、幕府の財政整理緒に就くを以て、此上げ米を廢止して、參勤交替を舊制に復せしかど、諸大名中には、往々之を繼續せる家もありしといふ、以て幕府に限らず、諸大名(卽ち武家)困弊の一斑を察すべし。又從來幕府の諸有司の任用に、其役に依て役高なるものありて、譬へば三千石役高の所へ、千石の人を任用する時は、其不足額二千石を加增として賜はり、卽ち此加增は世祿となれるをもて、年々に出づる所多くなり、中には之が爲め折角恰適の人材あるも、加增に支へられて任用せざる事などありしかば、享保八年六月、此加增を廢して一般に一代切りの增俸と改め、之を足し高と稱せり、こは譬へば五百石の人を千石高の役へ任用する時は、不足額五百石を廩米にて賜はり、合せて千石となるも、其役を辭免するか若くは死する時は、元の五百石となる制にて、永く例となれり。こは此時小納戸頭取大鳥近江守以典が父伴六守正(紀伊より隨從の士)の建議に出で、紀伊の制を用ひたるなりといふ。又享保五年に、上野大猷院の廟堂延燒せしかば、「御靈屋之儀、御代も次第に重り候處、御銘々御靈屋可レ被レ爲レ建事は有レ之間敷と、兼々思召候、此已後(中略)御靈屋之數を可レ被レ減(中略)今度東叡山大猷院樣御靈屋御燒失に付、御再興被レ成間敷、嚴有院樣御靈屋へ御移可レ被レ成」とありて、永く例となれり。蓋し家宣の時、漢土の天子七廟、諸候五廟の制に據り、上野、芝を合せて五廟となすべき議ありしを襲用したるなり。又城內諸所の塀も、指して要害に非ざるは、破損に從て取崩し、其跡へ松樹を植ゑしめたるもの、今に現存せる所少なからず。又從來勅使東下の際、賄ひ方に定額なかりしを以て、享保五年、公家衆御賄ひ方の制を定め、大略、上一人に付一日白米二升、食料燈燭共合せて金四兩、下一人に付平均一日米一升、金二分となせり、是れ亦後例となれり。以上は重なる事の大概にて、嚴に質素儉約を厲行して、京都にまで及ぼせり。

〔墾田及び通船〕　右の如く諸事の儉約を行ふと同時に、大に郡代、代官等を督勵して、勸農に力を盡さしめ、傍ら國々の運輸の便を起す、卽ち東海廻りの通船を奬勵して、出羽、奥州の米穀を江戸に運送せしめたり。蓋し東廻りと稱する海運開け、奥羽の米穀、諸產物の江戸に陸續として輸送せらるゝは此時に始れり。さるからに年々に東國荒蕪の地は開け、穀物の產出增加し、從て江戸の人民其澤を被り、假令ひ大凶歉と雖も、飢餓を免るゝに至れるは、此時代の恩惠なり。されば享保

十七年に、西國、中國、四國まで、蝗蟲の爲め稻苗枯死して、田租の收納皆無となり、翌十八年に至り、夫が爲め餓死する者十六萬九千餘に上りしかば、幕府は其地方の諸大名に關東米を貸與して、賑救に充てしめ、又代官所へも關東米を送りて、救恤に充てしめたり、蓋し關東米を以て西方面の救急に充てしは、是の時を始めとす、以て關東産額の多かりしを察知するに足る。之に依て是等の地方の有志輩、競うて米金を出して窮民の救助に充てたる者、數百人に及びしかば、吉宗特に儒官に命じて其情狀を輯錄せしめ、成るに及び、仁風一覽と題して刊行し、先づ朝廷に一部を上り、餘は廣く世人に購讀せしめたり。其主意、蓋し全國に此美風を奬勵するにありしは言ふを待たざるなり。

米價維持と貨幣改鑄

米價の調節——文字金銀

〔米價の調節〕　前述の如く吉宗勸農に勵精せし結果として、諸國に新田の開發盛んに行はれ、年々に穀類の産額增加し、爲めに年一年と其價格低落し、つひに農夫終歲の辛苦も其收獲に依て慰するを得ず、空しく米麥を抱きて貧困に泣くに至れり、其影響は延いて武家（幕府を始め）の家計に及び、年を追うて困難の悲境に陷れり。其概略を述べんに、正德に貨幣改良の緖を啓き、享保に涉りて年々之を繼續せしが、其引替へは、新良貨は舊惡貨の二倍の價格と定めしかも其質は慶長貨幣にも同じきを以て、人々爭うて引替へを望み祕藏せしより、鑄造に限りある事とて、元祿以來濫造の惡貨を悉く引換ふるを得ず、爲めに新貨の價格は次第に騰り、新貨一兩の價ひの物品を購ふには、舊惡貨二倍以上を出すに至り、卽ち貨幣の騰貴は物價の下落となり、換言すれば昔日金二兩以上の物品を、今日は一兩若くは其以內にて購ふを得るなり、されば米價の如きも年々に低落し、一石金二分（卽ち舊惡幣の一兩以上）にて、猶買ふ者之を貴しといへりと、されば假りに三人扶持の者ありとして、其歲入五石四斗、此內三石を食用とし、二石四斗を賣るに、得る所僅かに金一兩强に過ぎず、若し四石を食用に供すれば、餘米を賣りて得る所一兩に滿たず、此些少の金を以て、鹽味噌、薪炭、衣服の料のみに充てんとするも亦能はざるなり、是れ則ち米穀を以て俸祿とする武家に在りては、其困難、察するに餘りあり。茲に於て幕府は米價の低落を支へんが爲め、百方考案を盡したる末、享保十年に、米相場所を大阪に設立するを許可して、左の令を出せり、「今度本材木町紀國屋源兵衞大阪屋新右衞門、北新堀野村屋甚兵衞、買米之儀相願候に付、吟味之上、左之通申付候、一、於江戶並大坂、米何程にても右三人之者共、自分金銀を以て買取筈に候、尤脇々（ワキ〳〵）米商賣人共へ、一切相障り不

レ申様申付候事、一、淺草御藏拜借申付、右買米詰置、尤賣拂之儀も、勝手次第申付候事、一、大坂御城米江戸表へ御廻米之内、十萬俵爲替之儀申付上納之儀は、淺草御藏へ相納候筈に候事、一、今度於二大坂一、米相場相立候場所差免候條、右場所へ仲買共寄合、賣買可レ仕候、此外脇々へ寄集、相場相立候儀、堅無用に可レ仕事、但し諸國より入津の賣米、問屋共方にて、其時之相場を以て賣買仕候儀は、是迄之通可レ仕候、一、西國中國其外諸大名、大坂着米入札之節、拂米看版出候分は、其落札之買人より、一石に付銀二分づゝ口錢として、右三人之者方へ受取之、內半分は、仲買人共へ令二割符一候筈に申付候間、落札之買人共、其段相心得、無レ滯可二差出一候」是れぞ大阪堂島米相場の始めなる。卽ち之に依て一時米價の低落を支へしに、十七年に、西國、中國作毛皆無のため關東米を送りしより、俄然府下の米價騰貴して、武家にては漸く數年困迫の眉を披きしかど、小民の難儀は甚しく、十八年に至り、高間傳兵衞といふ者、府內の米を買占めたるに因れりとて、小民群をなして、白晝傳兵衞の居宅を襲ふなどの亂暴ありしより、幕府は是等小民のため、城の堀浚ひ工事を起し、且つ米五萬俵を出して窮民の病幼等を賑救し、且つ米問屋共へは、仲買賣りのみに止まらず、一般にも賣渡すべき令をして物情を鎭めしが、是より府下の米商は怖氣付きて、米穀買占めをなす者なかりしより、再び價格の低落を來せしかば、享保二十年に幕府は、江戸は金一兩に付米一石四斗以下に、大阪は一石に付銀四十二文目(モンメ)以上に買請くべし、若し此以下の直段にて買請くる者は、米一石に付銀十文目の運上金を納むべしと令して、低落を支へたり、當時之を俗に御定め相場と稱へて、表面は此令に遵ひしも、內々は此以下にて賣買せりといふ。

〔文字金銀〕　是等に依て幕府は、貨幣の改良は其數の減少となり、貨幣の減少は其價格の騰貴となれるを看破し、更に貨弊を增鑄して其數を增し、依て其價格を低落せしめ、米價(物價)と均衡を保たしめんと、元文元年再び劣惡の貨幣を鑄造發行したり。蓋し先きには貨幣の粗惡に流れて、其價格の低落(卽ち物價の騰貴)せるを憂へ、之を慶長の古制に復したるに、二十年を出でずして又劣惡の貨幣を發行せしは、前後鉢楯の事爲にて、怪しむべきに似たれど、全く前述の事情に依りしにて、實に已むを得ざるなり。卽ち元文元年五月令して、正德・享保の良貨幣を此新鑄貨幣と引換へたり、之を文字金銀といふ。其價格は「慶長金及び正德享保新金百兩・文字金百六十五兩、慶長銀及び正德享保新銀一貫目・文字銀一貫五百目、乾字金百兩・文字金百兩」と、以て其質を知るべし。或は曰ふ、當時荻生茂卿が、幕府は地金を有せざるに、辛苦して貨幣を改良するは、策の得たるものに非ず、善良の貨幣少數なるよりは、粗惡なりとも多數流通するに如かずと論ぜしを、採用されしとの說眞なるべし。右の如く貨幣を多額にせん爲め、此前後に於て錢貨を新鑄したり、銘文は總べて

寛永通寶を用ひしと雖も、やゝ小形にて、背に元、小、川の字あるもの、三種共に此の時の鑄造なり。

吉宗の祖宗尊崇と大名懇遇

日光參拜及び法華八講——對諸侯策

〔**日光參拜及び法華八講**〕　綱吉、家宣二代共に日光東照宮參拜の意ありしも、種々の支障ありて其事果さゞりしに、吉宗は、前陳の如く種々の新政を斷行せる上に、財政の困難なりしにも係はらず、享保十三年に日光社參ありしが、其行裝等、諸事質素を專らとして、特に沿道人民の煩ひを避け、事々簡易にせしは、將軍の御成としては、後世其比を見ず。殊に平生政務に役々たる中に、親しく法華經一部を手寫して、紅葉山東照宮に於て、延享二年三月十三日より十七日迄、法華八講を修せしめたり、光被錄に此事を「去年松平右近將監（乘邑）へ被二仰出一候は、御代に被レ爲レ成、是迄御代々之御法會は、御修行被レ遊候へ共、東照宮の御法會のみ不レ被レ遊、依レ之來年紅葉山に於て、法華八講可レ被レ行、依て法華經御書寫可レ被レ遊との御事にて、丗正月八日より御書寫（中略）依レ之御染筆法華經八講と可レ唱との御事也、（中略）去年頃より諸書御見合、禁裡八講、日光山八講記、扶桑拾葉集（中略）猶諸書書拔御見合、御思慮有て被二仰出一」とあれば、其儀の莊嚴なりしを察知せらる。是れ前後になき所、以て祖宗尊崇の厚きを知るに足る。又享保二十年乙卯は、元和元年と干支相當したるを以て、天下一統干支相當の賀筵を張り、譜代大名、旗本士等に宴を賜ひしは、是れ亦祖宗の恩惠を追想せしめんとの意に出でたるは、其時大名、諸士に申渡したる、長く東照宮の御恩德云々の詞にても知られたり。

〔**對諸侯策**〕　右の如く祖宗尊崇と共に、諸大名を懇遇ありしは、蓋し此輩の祖先は何れも祖宗の業に與りて力ありしを追想せしにて、夫が爲め吉宗の代に及びては、取潰されし大名なく、且つ從來、幼少にて死するか若くは死して嗣なき輩は、其封を除く制度なりしが、此時より其制を緩め、養子を以て封を嗣がしむるに至れり、こは蓋し前代家繼に嗣なく、吉宗をして相續せしめたるより出でたるにて、幼者死して嗣なき時は、親戚連署して領知返上を申出づるに當り、數年御奉公とか、又は數代忠勤とか、若くは家柄の儀を思召されとかの辭を以て、養子又は相續の者相定め、御奉公若くは相續願上ぐべしとの內意にて、右の願書を下げらるゝ例は此代に始れり。但し是より先き五代綱吉に至るまで幕府の威光といふは、大名取潰しを以て其重なるものとし、以て自家の收入を增益せしにて、假りに概算すれば、秀忠の代に取潰し若くは減祿せられし者三十二家、此高凡そ五百

萬石強、家光の代には四十餘家、五百萬石弱、家綱の代には二十二家、百二十餘萬石、綱吉の代には四十家、二百四十萬石餘、總計百三十餘家、其沒收高千四百萬石弱、而して右五代を通じて取立てたる大名は百十三家、加增高四百卅七萬石餘なり、こは元より概算なれど、亦甚だしき過誤にあらず、以て其政略の在る所を察知すべし。吉宗に及び、減祿する所凡そ二十七八萬石に過ぎず、加增する所亦十萬石を出でず、他は彼の足高を以て增祿に代へたり、乃ち知るべし、吉宗の意は、大名をして幕府に對して、常に疑懼の念を抱かしめて、之を壓伏せんよりは、信服の感を起さしめて、之を制御せんとするにあるを、猶簡單に之を評せば、幕府と諸大名と、共に休息するにあり。是より後ち享保の制度なるものは、東照宮御掟の如く代々遵奉し、從て幕府も大名も保守の世態となれり。

右の如く吉宗は大名懇遇に勉めたるも、法を犯す者は毫も寬假せず。其一二を述べんに、尾張中納言宗春は、嘗て吉宗と共に大廣間大名の列なりしが、兄繼友薨ずるに及び、其跡を受け、吉宗の偏諱を賜はり、官位も尾張家の先蹤を襲ぎしも、元文四年、常々不身持といふを以て國許に蟄居せしめ、支封但馬守義淳（宗春の從父兄弟）を以て尾張家を相續せしめ、且つ宗春に於て養父子の姻みあるべからずと命せしは、當時諸人喫驚したりといふ。此宗春は種々の說を立てられし人なれど、斯く罪蒙るに至りしは、吉宗增上寺參詣の時、宗春も三家の事とて、豫參として先立ちて增上寺へ相詰め、法會畢りて宿坊へ引取り、將軍還御の時刻を待居たるが、程なく將軍還御にて、尾張家宿坊の前を通駕の時、塀の內より、髏斗目（シノメ）のまゝ頭を出して將軍の行裝を見物せる士ありしより、從駕の側衆の內より、きつと白眼みたれば、周章（アワ）てゝ頭を引込ませり、依て急に徒士目付を以て、尾張家宿坊へ右の趣申入れ、其者を吟味せしめしに、尾張家の供頭より、さ樣の者曾てなき由を申張りしより、（實は此不敬を知らざるなり）事むづかしくなりて、側衆よりは、其者の容貌、衣服の樣子まで申入れしに、宗春なる事始て分明せしかば、尾張家にても今は陳謝の辭もなきより、近侍の若侍の昨今國元より出府せる江戶不案內の者の所爲なる由申立て、士一人切腹し、當日の供頭、目付等夫々咎めを申付け、表向き幕府への謝罪の廉は立ちしが、此事世上の流評となれるより、宗春も隱居して其咎めを引くべしと、或る向きより忠告せしも、頑として聞入れざるより、此沙汰ありしなり。次は播磨姬路城主榊原政岑を隱居せしめ、且つ越後高田へ轉封せしめたり。有德院實紀附錄に、

榊原式部大輔政岑は、常に奢りを好み、花やぎたる事多かり（中略）いつの頃にか、放鷹に成らせ給ふ時、大手門の番にあたり、例の如く拜謁に出たりしが、もえいづるばかりなる萠黃色琥珀織の上下に、白絲にて源氏車の紋縫ひたるを着し、白つかの刀脇指を橫たへて出しさま、美しく裝ひたる雛人形の如くなりしとぞ、常には諸門の番に出る人には必ず御詞を掛らるゝ事なるが、此日に

限り御往還共に政岑には其事なし、是兼々彼れが奢りを好める事を聞召れし故（中略）はたして寛保の初め（元年十月）御勘氣蒙りて、蟄居の身とはなりけり。とあり。又近代公實嚴秘錄といふ、俗書ながらも當時見聞の事實を錄せる書には、「此政岑、性放蕩にて、折々吉原にも立入り、其頃江戸太鼓持第一と呼れたる大傳馬町桑名屋彌吉、中村吉兵衞など召連れ、遊興に耽り、遂に三浦屋が抱の女郎高尾を千八百兩に請出し」云々と見え續談海には『寛保元年夏の頃、榊原式部大輔、新吉原より太夫高尾を千八百兩にて請出し、在所へ召連られ候由取沙汰あり、十月十三日、榊原殿不行跡に付、隱居被仰付、（中略）播州姫路より越後の高田へ所替なり、「うけだすもほんきではなし、酒氣腹、高を隱居とくゝりてぞ居る」とあれば、此說眞なるべし。（高尾考には、十一代高尾（中略）享保十九年十月九日太夫となり、寛保元年六月四日出廓すとあり）是等は吉宗の代には、所謂晴天の霹靂ともいふべし。

三卿の取立及び吉宗の退老

御三卿——吉宗退老

〔御三卿〕　吉宗一代施治の方針の第一は、本根を肥大にするにあり、こは前數代の如く、氣に入りの老中、近臣らありとて、之を大に取立てざるにても知るべし。されば次子宗武、三子宗尹をも表立ちたる大名に取立てず、各々賄ひ料として十萬石を給し、城中の一部を畫して、宗武を田安殿、宗尹を一橋殿と稱せしめ、其待遇は將軍の連枝として、内々にては三家の上に置けり。蓋し先に綱吉館林より入り、家宣甲府より入り、吉宗紀伊より入る、共に系統の上よりいふ時は至當の事にて、何人も異議あるべきに非ざれど、事實は之に反して、一二權臣らの爲めに誤られんとせしは、前に述べたる如し、こは畢竟大名として、所謂臣列に在りしを以て、權臣等口實を設けて之を左右せんとし、又左右し易かりし故なり。されば今後は、將軍の連枝を大名則ち臣列となさず、永く連枝の格を以て待遇する時は、萬一將軍に嗣なくば、連枝の順を以て繼がしむるに、假令ひ權臣等之を左右せんと欲するも、能はずとの意に出でたるにて、後ち延享二年、家重の次子重好出生ありしも、猶右の如く連枝の儘に、賄ひ料等總べて右と同じくし、清水殿と稱す、何れも官位は三位中納言を先途とす、世に之を御三卿と稱せり。蓋し繼嗣の萬一に備ふるには、最良の所置といふべし。さるを田安は初官三位右衞門督、一橋は同じく刑部卿、清水は同じく宮内卿たりしをもて、幕府は僭上にも自家の庶子を以て四親王家に擬せしとの非難ありたり、そは四親王家は、三品より彈正尹、式部卿、中務卿、兵部卿に任叙ある事、偶々幕府三卿の官途に似たるより、臆測したる說なるべし。前

述の如く吉宗、大名と共に休息するの意は、換言すれば太平を永續せしめんとの事なれば、故らに僭上して物議を招くの意あるべからず。されば府下の飛鳥山（アスカヤマ）、若くは上水端小金井堤等に櫻樹を植ゑて、四民の遊覽を許せるなどは、亦以て民と共に樂むの意に出でたるなり。又從來府下に消防夫なるものあるも、其人數及び方法等も不完全にて、常に大名火消を專ら賴みとせしを、軍役外に大名を勞するなれば、市中は町火消にて專ら其事に當るべく、武家方は從來の如く、大名火消を以てし、其他上野、增上寺及び郭內は重き場所なれば、大名を役すべしと、火災消防にも武家、町方の二方面として、其擔當を區分し、享保十三年、其組を「いろは」順に定め、內「へ」「ら」「ひ」の三字を省き、各方面に備へしめしは、永く例となれり。

〔吉宗退老〕　既にして嗣子家重、年三十五に及びしを以て、延享二年八月、吉宗は隱居して職を家重に讓り、西の丸に移る。是より大御所と稱して、猶政務を與り聞くこと家康、秀忠の故事の如く、尋で寬延四年六月二十日薨ず、年六十八、閏六月十日東叡山に葬る。七月三日勅使東下ありて、謚を有德院と賜ひ、其他の儀、總べて前例の如し。

因みに云、御臺所は伏見眞致親王御女、諱は理子、眞宮と稱す、寶永三年東下、同七年六月四日薨ず、寬德院と謚す、池上本門寺に葬る。

世に天一坊とて、吉宗の時一大疑獄たりし如くいひ、之を書立てし俗書も多々なれど多くは妄誕なり。今其實を略述せんに、享保十四年三月五日、劍術指南の浪人本多儀左衞門、關東郡代伊奈半左衞門方へ、御支配內之儀に付承り屆度儀有レ之由にて罷出、用人遠山郡太夫出會之所、儀左衞門申樣、下品川宿秋葉山修驗常樂院事、赤川大膳方に罷在候、源氏天一坊と申は、當上樣御落胤にて（中略）內々日光御門主迄、右の子細申上、既に御內々上聞に達し、先づ一萬俵の御合米被レ下候筈、（中略）浪人共召抱候に付、私儀も抱入（カヽヘイレ）望みに於ては、執持可レ申と被レ申候、右源氏坊は左樣之御方に可レ有レ之や、承り度との儀に付、郡太夫、當支配內に左樣の疑敷者有レ之儀、唯今其元話にて始て承り候、右は難二捨置一儀に付、早速吟味の手配に及ぶべく、依ては其元迷惑に可レ有レ之候共、掛り合の儀、其筋へ名前書出べく、左樣御心得有べし、（中略）卽刻品川宿名主、年寄共を呼出し、吟味に及び候所、去年以來、右常樂院方に、富貴なる山伏（ヤマブシ）罷在候は存知候へ共、其外之儀は一向存知不レ申旨申レ之、依て右山伏取逃し候ては不二相成一者に付、其段心得可レ申旨申渡、郡太夫組下の者召連、右常樂院方へ罷越、源氏坊と申山伏止宿有レ之や、相尋候所、手前屋敷內に住居有レ之由申候に付、卽ち常樂院を案內として、源氏坊宅へ相越見候所、住居向中々結構に取繕へ、諸道具の中に蒔繪花葵の紋も相見得（中略）座敷の上手に、一段高く上げ疊致し候所有レ之、無レ程源氏

坊罷出候、衣服は白紗綾の小袖に白無垢着用致し、何様由緒も有レ之體に相見え候間、郡太夫慇懃に、御尋申度子細有レ之候間、主人半左衛門役所迄御同道可レ申と申候所、相心得候由に付、傍に有レ之候大小刀共受取、駕に乗せ、常樂院共々召捕來り、尤最初は由緒も有レ之やと存候に付、座敷に於て半左衛門對面致し、一通り相尋候上、一應吟味に及び候所、全く取拵候形跡分明致し候に付、其儘一同揚り屋へ入置候上、委細申達候て、評定御吟味と相成（中略）右源氏坊母は紀州田邊の者、生國は若狭の由、名はよしと申、紀州家中何某方に奉公中、主人の寵を受け、姙娠致し候に付、若干の手當金貰ひ請け、鄉里へ歸り、無レ程男子出生、半之助と名付、四歳の時、母諸共出府致し、叔父德隱と申者、江戸橋場總泉寺塔中に罷在候を手寄、其世話にて母子共淺草藏前町人半兵衛と申者へ緣付（中略）半之助十一歳の時、母死去致し、無レ程半兵衛儀身上取續き兼候に付、半之助を德隱方へ引取、弟子に致し改行と相改め（中略）母存生中、常々其方は由緒の方の胤なれば、何卒武家に取立度と申、由緒書も有レ之候所、享保六年の火災に燒失致し（中略）享保十二年德隱死去致し候に付、改行儀寺を出て、修驗堯仙院の弟子と相成、右由緒書に源氏と有レ之候に付、源氏坊天一と改め（中略）其後堯仙院孫弟子に相當る品川常樂院方に罷在（中略）右常樂院と申合、至て恐れ多き御由緒を申僞り、常樂院は赤川大膳と名乘り、家老役と申僞り、南部權太夫、本多源左衛門と申浪人を語合、用人役と申僞り、所々より金銀を借入、猶諸浪人を可二相抱一旨申觸れ（中略）右の者共四月二十一日御仕置申渡、源氏坊天一事改行酉三十一、僞之儀共申觸れ、浪人共を集め候段、公儀を不レ憚不届至極に付死罪、於二品川一獄門、赤川大膳事、修驗常樂院、改行申旨に任せ、諸浪人を集め候儀其分に仕、其上改行宿を仕候儀、所之役人へも不二申届一、旁不届に付遠島、本多源左衛門、南部權太夫、矢島主計、改行事慥成儀も不二相糺一、其上無レ筋儀も申觸し、浪人大勢可二引付一と仕候段、公儀を不レ憚不届に付遠島、又品川宿名主茂兵衛は、右樣之者宿内に罷在候を不二心付一段、不念に付役儀取上げ、常樂院家主次郎左衛門は、同樣不埒に付江戸拂、改行へ奉公望み候浪人共、同樣不埒に付江戸拂、又本田儀左衛門は、訴出候には無之候へ共、此者申出に依て改行惡事露顯致すに付、白銀五枚被レ下レ之と、これ天一坊の實說なり。

吉宗は文武を奬勵せしが、遂に聖堂へは一回も參拜せざるを以て、往々儒者の間に、竊かに偏武と非難する輩あり、又儉約を嚴行せりと雖も、所謂民と休息するの主意なるを以て、事に害あらざる限りは、民間の遊樂等は隨意となしゝより、市内に淨瑠理、小唄流行し、其重なるは江戸半太夫の江戸節、其門人の河東節など出で、享保の末に宮古路豐後といふもの、上方より下りて豐後節を唄出し、且つ此者文金風とて、一種の髪の結ひ方なると、羽織は殆んど衣服と同尺の如く、胸

紐殊に長くして、其端を僅かに結び、下駄に届く程なりしを、人々眞似て、遂に寶暦の頃盛んに行はれたり。又俳優中村吉兵衛といふ者、拳相撲といふ事を工夫して、彼等の仲間に行はれしが、遂に一班に流行せりと。されど事の淫奔に渉り風俗に害あるは、大に匡正に勉めたり。其一端は彼の男女の情死は、昔し上方にありて心中と稱して、之を小唄、淨瑠理などに作り、世人もてはやしゝより、遂に江戸に傳播し、爲めに元祿の頃より府下にも情死の者出で來りしを、享保の初め幕府之を嚴禁し、且つ心中の詞を相對死（アヒタイジニ）と改め、若し相對死の仕損じたるものは、男女共に日本橋の傍らに三ヶ日晒したる上に、非人の手に下げ遣はし、終生人外視せらるゝ境涯となしゝより此惡風漸く熄みたり。

家重の初政、財政の紊亂と料所農民の嗷訴

松平乘邑の礪職——大岡忠光、風紀の廢弛——財政の紊亂と農民の嗷訴

〔松平乘邑の礪職〕　家重は吉宗の嫡子、母は大久保八郎五郎忠舊の女、（名は須磨）正德元年生る、幼名長福、享保元年父公に從て本城に入り、尋で世子となり、享保十年四月首服を加へ、從二位權大納言に叙任し、寬保元年近衞大將を兼ね、延享二年父公の讓りを受けて、九代將軍となり、十一月將軍宣下、任官等、總べて代々の例の如し。是より先き吉宗の時に、老中松平乘邑最も其信任を受け、大小の事一に乘邑に依て取捨せられ、爲めに内外諸人の矚目する所たりしが、吉宗其有爲の材なるを以て、猶家重に附して補佐の臣となせるは、蓋し家康が、秀忠の爲めに木多正信を附し、秀忠が、家光の爲めに土井利勝を附したる如し。然るに君臣不協にして、遂に翌年乘邑の職を褫ひて隱居せしめたり。こは元より種々の事情ありしは勿論なれど、其重なるものは、家重資性惰弱にして、若年より内を好み、品行甚だ濫蕩なるより、遂には一種の病ひを得べしと、侍醫等内々申す所ありしかば、乘邑大に之を憂へ、父公に勸めて、小菅、品川等の鷹場に別殿を營み、偖家重に勸めて、時々泊鷹（トマリ）野として彼所に赴き、數日淹留せしめたり。こは婦人を遠ざけ、以て攝生に資せんとの用意なりしを、家重惰弱の質なるを以て、鷹野の如きを好まず、唯室内に遊樂するをのみ好み、從て侍臣等も野外の別殿に宿直して、不自由を感ずるを厭ふの餘り、遂に此事たる、全く父公の意にあらず、乘邑の意に出でたるにて、其實は公と父公の間を疎隔せんとの野心なりと申す者ありしより、家重常に此野遊を厭ふの餘り、父公より泊鷹野の命ある毎に乘邑に不快の念を懷かれしに、其弟田安宗武は、父公に酷肖して、且つ謹嚴の品行なりしかば、或る一部には、追付け御代は此君に渡り、右大將（家重）は隱退あらんなど申合ひたりしを、家重の侍臣等之を聞くより、是れ乘邑の私

議なりと、内々家重に申しゝより、彌々不快の念を重ねたり。又一説には、乗邑、家重の暗主たるを見て、吉宗に、公の晝夜御苦勞あらせらるゝ諸向きの御掟も、御跡の君之を守らざれば、實に天下の大不幸なり、田安殿ならば、益々之をよく成さるゝとも、決して悪しくは成されざるべしと、暗に廢立を諷せしに、吉宗、予もさは思ふものゝ、予に於て嫡庶の順を替へなば、諸大名も之に倣ひ、私愛を以て嫡庶を替ふる者出で來るべし、然らば天下大亂の基ゐなれば、是非に及ばぬ事なりと長大息せられたり、是を後日右大將樣へ申す者ありて、其時より左近將監を殊の外御憎みありしといふとの語傳もあれど、こは信じ難し。又落合鄉八（吉宗の庭番）覺書に據れば、

延享二年、吉宗辭職家重襲職願ひの奏聞書上呈の御使として、高家長澤壹岐守資親を京都へ遣はしゝ時、乗邑は特に資親に、此度の奉書には、（世に吉宗公御奉讓書といふ者あり、こは何者かの僞作にて決して實錄に非ず）只御辭職との事のみを認めしは、表向きの式に依りしなれば、内々にて傳奏衆まで、御辭職勅許の御沙汰仰下され候節は、御政務の事は、總べて御隱居後と雖も、御心添あるべき樣との叡慮の趣仰下され候樣、御取計らひある樣申入るべしと申含め遣はしゝに、資親京著するや、關東より實母死去の報告達せしかば、大切の内命を申含められしとも、喪中の事なれば、奉書は所司代牧野河内守英成に相渡し、其儘歸東して、乗邑よりの内意は申續がざりしかば、英成より、表向きの奉書のみを傳奏衆へ差出したれば、朝廷に於て、奏請の趣、聞召届けられたりと、表向き一通りの御沙汰なるより、乗邑、資親に事由を尋ねしに、喪中怱忙として歸京の際なれば、傳奏衆へは謁見せず、依て内命の趣は申述ぶるに途なく、又所司代へは、内意を泄し候ては然るべからずと存じ、其儘東歸せる由申しければ、乗邑も是非なく、自分一名の書を傳奏衆へ遣はして、右の内請を申しゝに、傳奏衆は、例は、老中よりの奉書は所司代の手を經て到達するに、此度は傳奏衆へ直に達し、殊に老中連署にあらず、乗邑一名の書なれば、何事ならんと憂慮の餘り、所司代の許に至り、其面前にて披封ありしに、御讓職の上も、猶御政務は、是迄之通御心得有之樣、被仰下度との趣なるより、既に讓職勅許の御沙汰ありし上は、此儀奏聞する事は事體に於て叶ふべからず、依て此方よりは別に返答に及ばず、委細は、將軍宣下勅使として東下の際、申述ぶべき間、其元まで此段申入れ候趣、關東へ申下し賜はるべしとありしを以て、英成、仰せ御尤もの由返答して、偖繼飛脚を以て、右傳奏衆より内意の趣、内狀を以て老中へ申送りしに、月番の老中本多忠良披封ありしに、右の趣にて、且つ乗邑の名を除きてありしかば、何樣樣子の有る事ならんと、之を秘密にせしに、やがて將軍宣下勅使として傳奏衆東下あり、老中其旅館を候問せしに、乃ち右の事を申出されしより、乗邑一己の取計らひなる事露はれ、大

御所様(吉宗)にも、出過ぎたる仕方と、殊の外御不興ありし由にて、御加増一萬石を召上げられ、隠居仰付けられしは、御代改りて僅か二十日餘りの事なり、其後下總佐倉より羽州山形へ所替(トコロガヘ)あり、

と見えて、吉宗の怒りにも觸れたるを以て考ふれば、後説或は眞ならんか。蓋し乘邑廢立の意ありしとの説は、乘邑の所罰に續きて、田安宗武も屏居せしめられ、寛延二年に至りて免されたるより出でし説ならん。但し此宗武の事を續三王外記(俗書)には、此時兄家重へ數條の諫書を呈せしに、其書は自筆に非ずして、侍醫何某に代書せしめたるを、吉宗聞きて、諫書を呈せしは可なるも、之を秘密にせず、他人に代書せしめたるは不謹との怒りに出でしとあるは疑はし。何となれば、宗武は資性父公に酷肖し、且つ學問に志厚く、夙に荷田在滿(アリマロ)を聘用して、國典を研究ありし程にて、此時既に三十餘歳(正徳五年十一月誕生)なれば、政務の秘密に付すべきは熟知せるのみならず、他人に代書せしむるなどはあるべからず、殊に此人は父公の愛子ながら、父公は、嫡子家重の不肖を知るも、嫡孫家治既に在るを以て、暫く之に代を譲り、自身西ノ丸にて後見し、程なく家治に代を譲らしめんとの事は、當時既に公然の秘密として老中等にも知れりといふ、されば此譴めは、父公の信任ありし老臣を、代替り早々斥けたるを諫めて、兄の怒りに觸れしなるべし。

因みに云、田安宗武は尤も國典に厚く志し、荷田在滿、加茂眞淵等を賓師として招聘し、其著に古事記詳説、玉函秘抄、玉函叢説、服飾管見、三條家裝束抄注、采雅軍器摘要、樂曲考、得所餘稿等數種あり、以て其人格を推知するに足る。又荷田在滿は京師の人、春海の姪にて其養子となり、通稱を羽倉東之進と稱す、田安家に聘せられて後、元文三年大嘗會御再興の時、命を受けて京師に上り、其御式を拜觀し、東歸後大嘗會便蒙を著はし、板行せしに、事皇朝の大典なるを、有職家の許可を得ず、漫りに私考を加へしは不都合なりと、堂上家の抗議ありしを以て、幕府其板行を禁じて、閉門に處したり、依て自ら咎を引きて京師に退歸し、其門人加茂眞淵を薦めて、己れに代はらしむ。眞淵、通稱は岡部衞士、遠江伊場村の産、師に代りて田安家に仕ふるや、其俸の半を割きて、師の一子蒼生子(タミコ)に一生の間贈れりといふ。

偖乘邑職を褫はれ、役邸を召上げられしに、中下邸とも住居すべき家屋なかりしより、其族石川左近の邸に移りしを、人々、左近將監は一生御役を勤めおほせん心と見えて、外に住居邸を普請せずと嘲りしを、吉宗聞きて、夫は笑ふ者の心得違ひなり、誰にても往居邸の普請に美を盡す中に、獨り其事なきは、左近ならでは斯る儉德を守る者あるべからず、十餘年の忠勤、此一事にても知るべしと申され、又奥醫師の中に、乘邑と親しかりし者の、御前に出づる毎に吉宗は、左近は無事なし

りや、今程は何してあるかと尋ねられしかば、其度毎に、上意を乗邑に傳へたりと、有德院實紀附錄にも見え、又或時御側御用御取次の何某、御用部屋へ罷出で、乗邑に申す事ありしに、乗邑は頻りに書見して、答へもせざりし程に、彼の人、御用に候といへば、邑乗振向きて、我等も御用の認め物なり、暫く待たれ候へと申されしと、又或時御側衆より申上げ候事を、有德院樣上意に、それは左近が承引致すまじと仰せられしを、先づ申して見候はんとて、御用部屋に至り、斯く〳〵の思召しなりと傳へしを乗邑承り、先づ暫く御無用に遊ばされ然るべしと申しければ、罷り退き、御前に出でゝ、右の通り申上げしに、それ見た事かと御笑ひありしと。又御臺所にて輕き輩へ下さるゝ御賄ひは、相當の御入用を請取りながら各々私欲して、御料理は殊の外不味なる由を聞きて乗邑、或時各々御料理下され候時刻を考へ、御臺所に至りしに、何れも箸を置き平伏せしに、乗邑は、各々夫れに及ばず、御料理能く參り候へと申して、我等もと申したりしかば、御賄ひ方役人驚き騒ぎ、とかくして膳を出しゝが、元より別仕立ての事なれば、不味にあらず、程經て又前の如く御臺所へ參りし、此度は何とも申さず、輕き輩の、今下されんとする膳を、其まゝ引寄せてたべ何とも申さず奥へ入りしかば、御賄ひ方の役人、偖は必定御咎めあるべしと肝を冷しけるが、其事なかりき、されど此後何時左近將監殿の參らるゝも計り難しと、一同の料理も念入れて仕立てけりと。されば大岡越前守忠相は、當時名智の譽れありし人なるが、或時人に語りて、「我等が迚も梯するも屆き難きは左近將監殿なり、其譯は、公事の内に、いか樣に考へても、理非何れと分ち難きものある毎に、日毎に思案に思案を盡して、漸く理非の分ちを付け、さて左近殿へ、先づ右公事の最初を申出し候に、早左近殿には其先きを考得られて、夫はか樣〳〵に成り申すべし、さりながら斯る所は道理にて、斯る事は非分なりと裁許を付けられ候が、いつも某が日夜心勞して、漸く考當てたる所を卽座に埒明け申さるゝは、決して餘人には無き所なりと感心ありし」と、校合雜記、世說漫錄など題せる、當時の筆記に見えたり。

因みに云、此乗邑は政事のみにあらず、從來駕籠の腰高くして、乗るに不便なりしを、乗邑は一段低くして用ひしより、一般に行はれ、大小刀の鞘は、玉子形と俗にいふ形なりしを、此人鞘をしのき形に削らせて用ひしに、帶留りのよきとて、是も一般に行はれたり。殊に茶事に堪能なるより、八寸の高さを半ば低く切下げて茶席に用ひ又硯蓋に足を付けて、遠州透しを彫らせ、朱塗にして有明盆と名付け、襖の下通り一枚を、別の紙にて張る事などは、皆乗邑の考案に出でたりといふ。

〔大岡忠光、風紀の慶弛〕　既に前代の時信任厚かりし乗邑すら、右の如く譴められしかば、其他の

輩の恐懼いか計りなりけんは察せらる。殊に家重は生れ付き疳性にて、口吃し、言語不明なり、或時放鷹にとて城を出でしに、中の門を過ぐるや、家重駕の中より何事か申されけるに、側衆誰も之を聞取り得ざりしかば、家重彌々いらつて高聲に申されし程に、一人急ぎ城中に馳戻り、側用人大岡出雲守忠光を呼出して斯くと申しゝに、忠光之を聞くや、下に下り立ち、空を仰ぎ見て、天氣折々曇りて風の寒きに、御羽織を今一つ參らせよとの上意なるべしとて、奥に入り羽織を持出でゝ渡しけるまゝ、急ぎ持歸りて上げゝるに、此後は何の上意もなかりし由、實紀附錄に見えたり。斯る體なれば、老中、將軍の御前に出づる毎に、忠光側らに在りて上意を傳宣、卽ち通辭する例なれば、何れも月番を勤め畢る時は、必ず忠光の許に交肴一折を贈りて、月番中の介副（カイソヘ）を謝せしといふ。されば將軍の面前に於てすら、上意の何たるを聞分け難きに、常に忠光の通辭に依て事を決すとすれば、其上意の通辭にも、時に依て過誤なきを保せず、況んや將軍の面前ならぬ時に於てをや、以て其賞罰の如何を推せらる。茲に於て前代とは全く正反對にて、右の有樣なるより、老中等も將軍の面前に出づるは稀れにて、多くは忠光の傳達にて濟せるより、再び側用人政治となりて、下情擁蔽の弊を生ぜり。殊に老中等が、月番介副の謝禮として側用人に物を贈るなどは、前代未曾有の事なり。是等よりして享保以來の政治は漸くに頽廢し、賄賂私謁盛んになり。寬延二年に「大阪御目付代と

して被レ遣候面々、近來は別而手重に相成、御番衆より音物（インモツ）等有レ之、幷寄合之節、丁寧之料理差出し、致二饗應一、於二彼地一も右に准じ、手重に取計、年々過分之物入等相增候段、粗相聞得、如何之事に候、以來申合寄合可レ致二無用一候、總而遠國へ被レ遣候者も、前段之趣堅可二相守一候」と令せるにても知るべし。されど老中、側用人の間に、既に之に類似の事の行はれつゝあれば、此令は唯表面形式的にて實際に行はれず、漸々申合寄合の賄賂饗應等は奢侈を極め、延いて幕末まで行はれて、一の弊風に算へられたり。されば寶曆八年に美濃郡上城主金森頼錦が封を褫はるゝに當り、幕府の有司數人之に坐して罪せらる。こは金森頻年家政濫れ、別して用途窮迫せるより、封内の年貢は年々檢見（ケンミ）を以て取立てたり、こは凶年に在りては農民救助の方なれど、平年に於ては恰も貯蓄を奪はるゝに同じ、故に幕府の租稅法に於ても其濫用を禁制せり、依て農民等屢々此解除を請願すと雖も聽かれざりしに、偶ま封内越前大野郡白山權現下祠、石徹田社人上村豐前といふ者、己れ社務を專らにせんと企て、京都吉田家に取入りて石徹田の大神主に補せられ、且つ社中觸頭（フレガシラ）となり、依て社務を獨占せんとするに當り、自餘の社人之に服せず、遂に金森家へ訴へて裁斷を請ひしに、豐前は兼て役人中へ賄賂を以て取入りしかば、豐前の申し條立ちて、自餘の社人等は、家族を合せて四百餘人を、追放とて封内を追拂へり、是に於て兼て收稅の苛酷に苦しめる農民等、此裁斷の不當なる

より、忽ち蜂起して嗷訴を企て、封内騒擾を極めしかば、金森家にても幕府の聞えを畏れ、密に勘定奉行大橋近江守、大目附曲淵豐後守等へ賄賂を以て取入り、農民處置の内談を遂げしに、二人より美濃郡代青木次郎九郎に内旨を下しけるより、青木は、公事の如く自身出張して、金森家の役人に差圖して夫々處分せしめしに、石徹田の社人及び農民等之に服せず、遂に江戸に出でゝ、幕府の重職に直訴せしより事露はれ、金森兵部少輔頼錦は封を褫はれて南部へ、若年寄本多長門守忠央は職を褫はれて美作へ、勘定奉行大橋近江守は同じく相馬へ預けられ、老中本多伯耆守正珍は職を褫はれて逼塞、大目付曲淵豐後守は同じく閉門、美濃郡代青木次郎九郎は同じく逼塞を命ぜられ、金森の家臣二人と上村豐前とは斬罪、其他金森の家臣に遠島、追放等に處せられしもの數人ありたり。吉宗の薨去を去る未だ十年ならざるに、既に斯る珍事あり、以て世風の敗頽を知るべし。

〔財政の紊亂と農民の嗷訴〕　世態既に右の如くなれば、幕府財政の紊亂も亦之に伴ひしは、蓋し當然の勢ひなるべし。寶暦五年に「御勝手向、御先代御定式も相立候處、何(イツ)となく相ゆるみ、此一兩年は別て御入用相增、(これにて吉宗の遺制の頽れたるを知るべし)御取箇(トリカ)は相減じ候、畢竟御勘定奉行共取計ゆるく吟味行屆不レ申故、諸役所も相ゆるみ候故之儀と被二思召一、依レ之御勘定所、其外御代官勘定方等、萬事之儀、神尾若狹守相勤候節之通、相心得可レ申候、年來有德院樣被レ遊二御世話一候儀共相破、甚如何に被二思召一候、」云々と令せしにても知られたり。此令文中にある神尾若狹守は、春央とて、吉宗の時勘定奉行に登庸せられしに、春央亦堀江荒四郎を勘定吟味役に推薦し、二人協力して財政整理に勉めたり。元來此堀江は農民より出でたる者なれば、尤も地方の事情に通曉せるをもて、從來幕府料所田圃の不整理にして、所に依て農民の休戚に大異同あり、別して上方は隱田などもあるを知り、之が整理に着手し、數年にして成就せしが、初め代官等も、其管内田圃の調査には頗る難澁の色ありしも、堀江毫も之に斟酌せず、着手せし程に、後には駕にて通行の際に打見たる計りにても、彼所に隱田あるべしなどいひて調査せしむるに、果して其言の如くなりしかば、百姓等其耻眼に恐怖して、問はざるに自ら訴出づるに至れりといふ。されば彼れ熱心の餘り、一條家の領地とも知らず、ふと調査に掛りしより、一條家にては、假令ひ幕府の吏員にもせよ、當家の領地へ、一言の案内もなく檢地致すは不當なりと、京都所司代へ申入れしより、所司代大に驚き、急に堀江に其事を中止せしめ、一條家へは、全く心付かず、粗忽の至りと詫言して、内々にて事濟みたり、時に京童に「東から雁の(神尾)若狹が飛んで來て野をも山をも堀江荒四郎」とうたはれたり、以て其所置のいかに嚴しかりしかは察せらる。されど之に依て從來代官所内部の痼疾たる弊は一掃して、漸く府庫の充實を見しは、蓋し偉功といふべし。然るに幾ばくもなく、根本たる勘定所すら、

所謂有德院樣御世話なるもの、漸々破れたれば、枝葉の代官所は察するに餘りあり。特に良法は頽れつゝあるに、嚴格の所置といふを以て表面を飾り、其弊遂に苛酷に流るゝは古今の通例なれば、此時幕府料所の中に、往々苛政に苦しむ人民のありしは、寬延三年正月に「國々百姓共、御取箇竝夫食、種貸（タネガシ）、其外願筋之儀に付、强訴、徒黨、又は逃散候儀は堅停止に候處、近來は御料所之內にも、右體之願筋に付、御代官陣屋許へ大勢相集り、訴訟致し候儀も有レ之、不屆至極に候、自今已後右樣之者於レ有レ之は、嚴敷吟味之上、可レ被レ行二罪科一」云々と令せしにても知らる。偖こそ寶曆九年に、代官楫斐十太夫が管下、日向國兒湯郡の農民等、代官の苛政に苦しみ、多數相談合して、同國高鍋城主秋月佐渡守種美の封內へ駈込んで救護を求めしより、他の農民等も一時に雷同して蜂起せしかば、代官の手に餘り、遂に延岡城主內藤能登守政陽、佐土原城主島津淡路守久柄の兩家へ徹し、士卒を發して之を鎭定せしめたり。こは其尤なるものにて、其他愁訴歎願の類は、所々に絕えざりき。

王政復古論の勃興、山縣大貳一件と國學者の韜晦、家重の隱居

竹內式部——山形大貳の獄——國學者の韜晦——家重隱居

〔竹內式部〕　元和偃武以來、幕府の勢威は日に高上に進むに從ひ、京師堂上の情況は漸次屈下に傾くに當り、幕府勸學の結果は、人々大義名分の覺得となりて、熊澤蕃山、山崎闇齋等の國體論となり、卽ち衰廢堂上家の興奮劑として、內々精神を喚起しつゝありしかど、綱吉、家宣二代に於て、敬上の誠は事實上に顯はれ、從て公武最も親睦なりしより、和氣洋々の觀ありしは、蓋し先きに興奮せし精神は消磨したるにはあらで、徐ろに修養しつゝありしなり、事理に暗き俗夫輩が、俄かに御威勢一點張りとなりしより、久しく修養したる所、いかで發せざるべき、況んや幕府の政綱漸く弛び、直轄の民として、往々苛政に泣く者あるに於てをや、是に於て先きの大義名分論は密々に甲唱乙和せられつゝありしに、恰も好し、竹內式部といふ偉人の在るありて、しかも山崎派の學問を敎授し、其精義を鼓吹するに逢ひ、遂に一躍して大政歸一（王政復古）の唱道となりたり。式部は生國越後、（一に丹波又は肥前などゝあるは悉く非なり、幕府の罪狀申渡書に從ふ）名は敬持、羞齋と號す、晩に正庵と更む、世々醫を業とす。式部若冠にして京師に上り、（年月詳かならず、蓋し初めは醫學修業の爲めなるも、大に考ふる所ありて初志を變せしならん）山崎派の大家玉木葦齋に從て神儒の學を究め、傍ら軍學を研究し、尋で德大寺大納言實憲父子に仕へ、近侍するに及び、名聲堂上家の間に喧傳し、遂に弟子の禮を執る輩、正親町三

條公積、烏丸光胤、今出川公言、坊城俊逸、東久世通積、岩倉恒具、綾小路有美、町尻說久、伏原宣條、中院通維、久我通兄父子、三條季晴を始め、凡そ四十餘人。是よりして地下の輩まで、爭うて其門に出入し、門弟と稱するもの百を以て算するに至る。中に就て其高足ともいふべきは、竹內式部糺問次第に「其方名代に講書も可レ致程之御人は誰々ぞと被レ尋候故、德大寺樣、烏丸樣、西洞院樣、高野樣、三條樣、勘解由小路樣、坊城樣と申上」と見えたり。偖其敎授の大要は、廣橋兼胤卿記寶曆八年七月十五日の條に、

式部敎方之儀、神書儒書共、天子を至て尊敬之儀强に申講、右之通、於二日本一天子程貴き御身柄無レ之候に、(尊王の皷吹)將軍を貴と申儀は人々も存知、天子の貴を不レ存候子細は、如何之儀にて可レ有レ之哉、是は天子御代々不レ足二御學問一、御不德、臣下關白以下、何れも非器無才故之儀に候、(維新の皷吹)天子より諸臣一等に學問を勵み、五常之道備候へば、天下之萬民皆服二其德一而天子に心を寄せ、自然と將軍も天下之政統を被二返上一候樣に相成候儀は必定、(大政返上卽ち王政復古の皷吹)云々、

と見え、又式部が堂上家の門人に與へたる奉公心得書と題せる一卷に、

夫れ大君(オホキミ)は(中略)天照大神の御末なれば、直に神樣と拜し奉り、御位に卽かせ給ふも、天の日を繼ぐといふ事にて、天津日繼(ヒツギ)といひ(中略)凡そ萬物、天日の御蔭を蒙らざるものなければ、其の子孫の大君は、君なり父なり天なり地なれば、此國に生(イキ)としいけるもの、人間は勿論、鳥獸草木に至るまで、皆此の君をうやまひ尊び、各品物の才能を盡して御用に立て、二心なく奉公し奉ることなり、故に此君に背くものあれば、親兄弟たりといへども、則之を誅して君に歸すること、吾國の大義なり、(討幕の皷吹)云々、

とあるなど、皆至大至正の道義たり、そを幕府御威勢一點張りの時に當り、京師に於て正々堂々と之を口にし之を筆にせるは、眞に傑出の士といふべきのみ。殊に前に述べたる高足の七卿、及び中院通維、高倉永秀、町尻說久、西大路隆共等は當時御近臣の事なれば、遂に此人々よりして式部の學說、畏くも天聽に達し、叡感の餘り、深く大御心を寄せ給へり。然るに此事、時の武家傳奏の知る所となり、遂に關白一條道香、左大臣近衞內前(ウチサキ)等に協議し、若し幕府に聞えなば、いかなる反動の所置に出でんも測られずと、遂に寶曆六年十二月、式部の事を、傳奏より所司代松平右京大夫輝高の許へ內示し、且つ堂上家門人の式部と會談するを禁じたり。蓋し事の玆に至りしは、野史德大寺實通傳に「式部主二張朱學一、專說二淺見安正所レ著靖獻遺言一、搢紳學風殆一變、」と見え、兼胤卿記寶曆六年六月二十五日の條に「關白被レ仰(中略)近習衆近頃武術を頻に稽古、小番之節も、御庭の閑所にて

は立合等も有レ之候樣に相聞え候に付、內々近習之中之人へ御吟味も被レ成候所、無二相違一相聞え候、如レ此儀頻々相成候ては、武邊（幕府）へ之聞えも甚如何敷候事、不二增長一中、停止候樣に取計可レ然之段被レ命、」とあれば、當時少壯血氣の人々、靖獻遺言の講究に神氣勃々たる餘波は、遂に腕力の修練とまでになりしにて、實に危險千萬なれば、止むを得ざるの處置なり。されば所司代も、早速式部を召喚して糺問せしかど、神儒の學を敎授せるの外、毫も怪しき所業なく、且つ其學說は一に忠君愛國にて、（山崎闇齋、一日門人に示して、若し唐土より、孔子を大將に孟子を副將にして、本邦に來襲せさすと假定せよ、吾々は眞先きに陣頭に進み、二子の首を討ちて國威を輝かすべし、是れ亦孔子の敎ふる所也といひしにても知るべし）假令ひ其中に幕府に取りて聞苦しき語句ありとも、之を以て至大の道義を非議すべきにもあらざればにや、何の咎めもなく、翌七年正月二十三日に「式部事、於二町奉行所一尋候品も有レ之候間、諸家立入之儀差留置候處、最早相濟候間、立入可レ爲二勝手一旨申渡候、」と、所司代より兩傳奏へ申出でたり。是より一層式部の名は揚り、遂に畏くも主上（桃園天皇）日本紀講義の御催しには、式部の門人德大寺等の人々を召して、神代レ卷に垂加流の解說を宸聽あらせられたり。然るに從來神代卷は、中臣、（白川）卜部（吉田）兩家に秘訣なるものありて、之を進講する例なるに、新規なる垂加流の說を宸聽とありては、神祇管領長上と稱する吉田家に取りては由々しき大事にて、彼の垂加流にては、卜部の十八神道など稱するは杜撰にして、往々佛說を剽竊せりと非難せる事なれば、いかで默止すべき、忽ち新規異說といふを名として、神代卷講義中止を傳奏へ申出でたりしが、之と同時に輩語百出浮說紛々として、或は徒黨反逆など言罵るに至る。蓋し式部が學說中に關白以下も非器無才云々とあるを以て、年少の輩時々之を口にするより、是れ上官を誹譏して天聽を誤るものとか、或は其年長者有爲の人々の口より出づる時は、猥りに上官の短を擧げて、己れ權を執らんの野心と見做し、遂に式部門弟の人々と相軋轢せるより、斯る浮說も出でしなるべし。茲に於て關白近衞內前を始め傳奏會議の上、一方は主上の新規異說の神書御覽を止め奉り、且つ德大寺、正親町三條等の御近侍を罷め、一方は所司代に令して、式部を京都より追出して其學風を斷絕せしめんとせり。依て竹內式部事に付近來種々風說もあれば、篤と糺問に及ぶべしと申達し、之と同時に、式部事は、武家に於て再應不審を掛くる程の者なれば、之と平生親交ある輩は、悉く懷み居るべしとの意を堂上家へ演達せり。されど所司代に於ては、先きに傳奏衆の內示に依て式部を糺問せしに、毫も罪蹟なく、放免したるに、僅に一年を隔て、猶所罰を求むるは、明白の證左なくては致し難しと、傳奏衆まで返答せしに證左はなくも、某卿の求めに依て甲冑を造れりとか、又は某家へ弓矢を數多持込みたりなどの說は、捨置き難く思ふはいかにになどの再答なり

しかば、所司代も、先づともかくもとて寶暦八年六月、式部を京都町奉行所へ召喚して糺問したり、兼胤卿記同年七月十日の條に「竹内式部事、幷堂上之門弟武器被二買求一候沙汰之事、先根本故、式部奉行所へ召寄、段々遂二吟味一候得共、何も疑敷事無レ之、武器等之事も不レ存候に付、何ぞ疑敷書物にても可レ有レ之やと、式部家内書物等遂二吟味一候へ共、神書儒書之外無レ之、是以多くは無レ之、右之通故、具足師、弓師、道具商賣之者召寄、樣々尋問候へ共、賣上候儀無レ之由申候、勿論目付之者、堂上方家内へも入込せ、知行所抔へも人を遣し相糺候へ共、何等之事も不二相聞一、」云々とありて、かく傳奏衆へ申告せしかば、更に傳奏衆より、式部學問敎へ方（前に述べたり）宜しからず、堂上家の風儀を亂し、（第四章熊澤蕃山京師追放の條參看）云々を以て追放を求め、同時に七月廿四日、德大寺、正親町三條を始め十數人を、「式部敎方不レ宜に付、近月每度風說流行、朝廷及二騷動一候、依レ之門弟堂上結レ黨、謀反之志有レ之候風說、盛に相聞え候も無二餘儀一候、謀反と申儀は事重き儀、中々二三十人計之徒黨、一兩年計之申合にては、一向難二事調一儀に候、畢竟只各主上へ御馴添申候て、朝廷之權を取候趣意にて、輕二關白一、以下一列、且對二傳奏一等、法外失禮之儀共、難二勝計一候、」との罪狀にて、重きは解官永蟄居（エーチツキヨ）、輕きは遠慮等に處せしかば、所司代に於ても、朝廷に於て門弟の堂上衆數多罪蒙りしかば、之に對して捨置き難く、此日式部を揚屋入りとなし、翌九年五月六日に「德大寺家々來、

麩屋町丸太町下ル町植地六之助借家に罷在候竹内式部、其方儀、堂上方へ神書相傳候、堂上方には、神道其家々も有レ之事に候へ者、被二相望一候共、相斷り可レ申候處、無二其儀一、殊に經學計り致二指南一候由申候へ共、靖獻遺言等、堂上方へ致二講談一、其上三本木へ堂上方被レ參候節罷越酒宴致し、都而敎方不レ宜に付、堂上方弟子之分御咎（トガ）被二仰付一候、殊に色々軍書武器等之風聞も有レ之候に付、追放申付、」とありて、畿内近國、江戸近國、生國越後等を構はれ、子の主計（カズヘ）も、父の科に依て京都住居を構はれ、是にて復古論は全く跡を絶ちしと雖も、冥々の中に行れつゝありたり。

〔山縣大貳の獄〕　偖式部は伊勢宇治に幽居せしが、八年を經て明和四年江戸に召喚せられ、父子とも罪せられ、式部は八丈島へ配流せられ、彼の地にて沒せりといふ。そは何故といふに、是より先き、江戸に山縣大貳と稱する兵學者あり、元來幕府の甲府與力なりしに、其弟、人を殺したるを、隱して遁したる事露はれて俸を褫はれしより、江戸に出で、其頃側用人たりし大岡忠光に仕へたり忠光は當時威勢老中の上に在りしを以て、常に賄賂する者夥しきより、大貳亦頗る富を致せりといふ、寶暦十年忠光卒するに及び、大貳仕へを辭して永澤町に住む、元來天文、地理、算數の學にも通曉せるより、兵學を以て子弟に敎授す、（天文地理算數は兵學上の必要學課なり）然るに其頃幕府は、側用人田沼意次（オキツグ）漸次登庸せられて、獨り權を專らにし、有司皆其威に阿り、滔々として淫靡

に流れ、政綱大に濫れし際なれば、大貳之を慨き、鎌倉以來朝廷は衰微を極め、槐門の貴きも、武家の輕輩に等しき窮厄に陷り、畏くも天皇をして幽閉の如くなし奉れりなど、大に時弊を痛論して柳子新論を著はし、且つ常に人に語るにも時事慷慨を專らとせしかば、人其卓識と膽略とに服し、來り學ぶ者日に多し、中にも上野小幡城主織田美濃守信邦の老臣吉田玄蕃、最も大貳を尊信し、其主に勸め、賓師の禮を以て大貳を待遇し、以て藩政の顧問に充てしむ、是よりして文武を勵し、農工を勸め、課役を輕減する等、漸次政績大に擧る、時に用人に相原郡太夫といふ者、玄蕃の行爲を以て專權となし、常に不快の念を懷きしに、一日大貳、相摸箱根山の圖に就て攻守の方略を說き、其得失を論ずるに、言々掌を指すが如くなるより、玄蕃は其識見に推服の餘り、門生數人を託して教へを受けしむ、郡太夫之を探聞し、そも箱根山は江戸に取りては西方第一の要害なるに、之を圖して攻守の方略を說くは其心疑ふべく、殊に玄蕃之を傾聽して、門生を託する等は、想ふに彼れ反逆を企畫するなるべしと、急に主君信邦及び其生父對馬守信榮に、玄蕃、大貳と共に叛を謀ると讒誣し、依て信榮は信邦を勸めて玄蕃を罪し、大貳を斥けしむるに當り、是より先き京師の人藤井右門といふ者、もと正親町三條家の臣なりと稱して江戸に來り、大貳の許に寓居す、彼れ別に所長あるにあらざれど、京都の產なるを以て、禁中及び堂上家の事に委しく、且つ少しく和歌を解するを以て、同好の輩に重んぜられしが、常に大貳の識見に服する餘り、朋友相會する席に、大貳時弊慨歎の談ある毎に、右門之に附和し、口を極めて幕府の專橫を罵り、遂に大貳の門に出入する町醫宮澤準曹、浪人桃井久馬等と不快の中となりしに、準曹等は、今大貳が織田家の老臣吉田玄蕃と、謀叛の嫌疑ありと聞くより、兼て大貳の門に出入せるの連座を免れん爲め、大貳、右門等平生談論の次第と、之と交際せる人々の名とを記して、幕府町奉行へ密告せしより、忽ち大獄を惹起し、大貳、右門其他之と交際せる人々悉く逮捕せられしは明和四年十二月にて、夫より大貳等を糾訊せるに、反逆などは元より無根の事なれど、平生尊王斥幕の談論は事實なれば、翌年八月二十一日に「永澤町安兵衞店（タナ）浪人山縣大貳四十三、其方儀、常々弟子共へ、渡世又は藝術の勵にも候之間、門弟其外入魂致し候へば、兵亂或は變事有レ之節、何れ之用にも相立、事に寄り立身等可レ致旨申聞候處、兵亂好み候道理に相當り、且又甲府御城附御武器員數之儀、覺候に任せ申散し、熒惑（ケイコク）星天之心宿へ掛り候、右は兵亂之萠に候由、古書に有レ之候處、其後上州邊百姓共騷立候間、少は其驗有レ之事之由相唱、當時は禁裏行幸も無レ之、とらはれ同前之雜談致し、堂上方之古實に背き候趣を草紙に認、或は兵學之講釋に付、地利へ不二引當一候て難二相分（ワカリ）一品は、甲州其外及見聞候國々之地利地名城々へ引當、要害之場所を譬に取用、講釋致し候儀共、旁恐多不敬之至、不屆至極に付死罪」、又「永澤町安兵衞店

浪人山縣大貳方へ罷在候、京都正親町三條中將家來之由申立候藤井右門、四十八、其方儀、浪人山縣大貳多能之儀を、本町三丁目町醫師宮澤準曹、神田小柳町三丁目浪人桃井久馬へ致二吹聽一候へ共、申消候趣に付、大貳儀甲府之御城御要害等へ引當、兵學致二論談一、道理相分り候由之儀物語仕、且又四年以前、熒惑星天之心宿へ掛り候由、右は古書之通、兵亂之崩に候處、其後上州邊百姓騷立、少は其驗有レ之旨大貳申候處、尙又慥に取拵申候上、何方兵亂之崩可レ有レ之候哉難レ計由、甲府は要害宜敷候得共、武田勝頼被二攻破一候節之通に致し攻候はゞ、甲府之御城落可レ申由都て火矢之儀は風上より射掛候に付、南風にて候へば、品川邊より射掛宜敷候由、或は甲府之繪圖に引當、軍立論じ候はゞ、可二相分一旨之儀共、當時之地利地名へ引當雜談仕、江戸之御城西之方御手薄之由に付、譬ば其方儀攻候はゞ、東之方要害堅固成場所より攻可レ申事之由申レ之、勿論其方儀反逆等之儀は無レ之事に候へ共、一體大貳を信仰致し、兵學論談又は合戰之致方を申募り候より、致二合戰一候者之所存に相成、自然と前書之通、上も無レ之、恐多儀を致二雜談一候段、不敬之儀不届至極に付獄門、」と。是れ世にいふ山縣大貳一件の概略にて、之がため織田信邦は隱居蟄居を命ぜられ、且つ小幡城より出羽の高畠に移され、剩へ上邸を召上げられ、且つ家格數等を貶し、柳の間平大名の列となしたり。そも織田家は信雄の裔なるも、嫡統秀信の家斷絶せしより、幕府に於て信長の子孫と稱して、特別の優待あり、封祿僅かに四萬石なるも、代々官位は四位の侍從をかけ、大廣間に出で、其參勤御暇の時には老中を上使として慰勞賜物ある等、國持大名中にても加賀、薩摩、仙臺に亞ぐ程なりしに、茲に至り僅に二萬石を以て、信長の祀を存せりといふに過ぎざる待遇となり、其家臣吉田以下、嚴科に處せられしもの數人。（山縣大貳御仕置始末及び續談海等を參看すべし）此時竹內式部も「勢州宇治川今在家町御師鵜飼又太夫方に居候式部事竹內正庵五十六、其方儀、永澤町浪人山縣大貳、竝同人方に居候京都正親町三條中將家來之由申立候藤井右門と反逆一味之者之由、訴人有レ之候處、大貳、右門も反逆にては無レ之、其方儀右兩人知人にも無レ之、旁疑敷筋も無レ之候得共、先年於二京都一重き追放に相成、京都は御構場所に有レ之候處、住居不レ致候へば苦しかる間敷と存、御構場所へ立入候段、不届に付遠島」と罪せられて八丈島に配せられ、船中より疾に罹り、三宅島に寄港の際、十二月五日歿せりといふ、又同時に一件訴人の者も「本町三丁目源兵衞店町醫宮澤準曹四十七、神田小柳町三丁目與兵衞店浪人桃井久馬四十九、神田富永町二丁目代地兵右衞門店浪人佐藤源太夫五十一、南鍛冶町二丁目忠右衞門店禪僧靈宗五十一、其方共儀、永澤町浪人山縣大貳物語之由にて、同人方に居候堂上方家來と僞り候藤井右門、不二取留一不敬之儀を申出候に付難二心得一存、出會候度々可二承糺一と尋問候處公儀へ對し、恐多事共致二雜談一候に付、大貳、右門不届之致レ企候儀と存、推量を以て不慥成儀

を治定之趣に相認、大貳弟子共之内、親敷隨身と承候へば、何れ之儀をも不二相糺一、徒黨之事と相察右名前荒增承候儀を取集認置、其内には大貳、右門一向知人にても無レ之者之儀、其外家人並堂上方にも一味之者有レ之由、重き事共を相認、其方儀は陰に相成、手寄を以可レ訴と彼是取扱候段、一途に御爲を存可二訴出一候はゞ、疑敷心付候趣、虚實に不レ拘及二見聞一候通、有體可二訴出一處、上もなき恐多儀を、厚く相聞え候樣取拵へ申立候儀は、都而(スベテ)不レ憚二公儀一致方不届之至、殊に其方共訴により、大勢無罪之者まで致二入牢一、御詮議に相成、其上無名之捨(ステ)訴狀捨文等有レ之、右認方全其方共之仕業相聞え、重々不届之至、重科之者に候處、大貳右門企等之儀は、毛頭無レ之候へ共、兵書雜談、或は堂上方等之儀、其外恐入候不敬之雜談申散し候段は、其方共申立候により相知れ、大貳は死罪右門儀は獄門罷成、御仕置相立候、乍二不届一訴人之事故、此所を以、其方共儀助命申付、於二日本橋一三日晒(サラシ)之上遠島申付、」と遠流に處せられたり。蓋し此者共は、大貳反逆と申立つるに於ては、彼の慶安の由比丸橋一件の訴人の如くか、さもなくとも當時幕府は惰弱の役人のみなれば、反逆の二字に聞怖(キヽオヂ)して糺彈もそこ〳〵にし、依て何とか褒美の品もあるべしと、慾心より斯る事に成りしならんも、いかに幕府惰弱の役人なりとて町人の家に借宅せる浪人が僅かに小祿の大名を語らひたりとて何ぞ仰山に反逆などゝいはるべき、假令ひ實に其談合したりとも何程の事も仕出し得ざるは、當時幕府すらも既に武將としての實力なき事なれば、從て諸大名も疲弊に疲弊を重ねたるにても明白なり、但し此時老中阿部正允は、先きに京都所司代たりし人なれば、寶曆の竹内式部一件は熟知する所、且つ僞りにもせよ、正親町三條家々來藤井右門といふ名さへあれば、謀叛云々は先きの京師堂上方の軋轢と同一視し、殊に式部も其指名中にあれば、必ず學說上の事にて、由比丸橋等が如き、竹槍蓆旗的の草賊に非ざるは初めより了知せしなるべければ、訴人の意思とは格段の懸隔なり。されど學問上とは申せ、尊王斥幕說の大名にまで流傳するは最も警戒すべき事なるを以て、斯る處斷に出でしなるべし。加ふるに大貳が著の柳子新論に「皇室の衰ふるや、龍、水を失して制を魚に受く、其富、小國の君にだも如かず(中略)今や國、其君を二つにす(中略)仁何に由りてか施さん、忠何に由りてか致さん」などあるは、式部が堂上方に、天子、三公は勿論、一般に學問行はれて、各々其德行を勵むに於ては、武家も自然に政權を返上すべしと敎へたるに比すれば、數層の激論なれば、極刑を用ひしも幕府の治世を萬歲と願ふをもて、忠義と心得る人々に在りては、亦當然の事といふべし。唯式部の再び構地たる京都に足を入れしは頗る疑問にて、宙齋記と題せる書などには、式部は大貳と謀り、討幕の綸旨內請の爲めの如く書きなしあれど、式部の關白以下の方々に憎まれたるは前述の如く、又式部が門人、卽ち熟懇なる堂上家の罪蒙りしも前述の如くなれば、假令ひ其爲めの

上洛とするとも、九重は雲深く、輒く望みを達すべからざるをや、殊に關東征討の綸旨は、承久以來累代の熟知する所なれば、斯る事は、式部は勿論、大貳と雖も決して爲さゞる所なるべければ、こは例の稗史者流の揑造なるべし。但し式部の入洛とは實に寸劉同樣の事にて、嘗て奉仕せる德大寺は蟄居なりしを以て、密に其後の安否を候せし位の事ならん、又當時の制度に於ては構場所と雖も、旅服草鞋かけにて徘徊するは通り拔けと見て、幕吏も大目に見遁せる事なれば、斯る體にてありしならん。

〔國學者の韜晦〕　右の如く先きの竹內式部といひ、後ちの山縣大貳といひ、何れも國典に通ぜる者なれば、表面には顯はれざるも內々にては、國學者は幕府の忌む所となりしは、慶安後の兵學者に於ける如くなれば、斯道の大家たる人々、疾くも其意を忖度して、從來古道卽ち國體論を主張せる方針を支路に轉じたり。されば田安家に仕へし加茂眞淵も、寶曆九年、(式部京都追放の翌年)病ひと稱して仕へを辭したるにても知るべし。是れより眞淵は表面子弟に敎へて世を避けたる如くなるも、其精神は往々著述の上に露はれたり。眞淵明和五年(大貳一件の翌年)に沒して、其門人秀才多く世に聞えたるも、悉く韜晦の方針を固守せるは、村田春海、加藤千蔭、在滿の子荷田御風等の專ら歌文家となりしにても知るべし。唯屋代弘賢の史傳家となりしあれど、こは元來幕府直參の士なれば危激の言論とてはなく、獨り本居宣長に至りて侃々の言論あるも、多く道の爲め儒佛二道を攻擊せるなれば、(勿論細かに翫味する時は時勢を攻擊せり)往時の兵學者の如く幕府に忌まれずして難關を切拔けたり。

〔家重の隱居〕　寶曆十年二月四日、家重右大臣に轉任し、子の家治、右近衞大將を兼ぬ。然るに此日府下未曾有の火災あり、南方の市街大半延燒せしに、同六日勅使饗應の能樂あるに、又神田より出火して、北方大半を燒拂ひ、大名、旗本士、社寺等罹災多く、之が爲め、例は御轉任、御兼任の御祝儀とて、諸家にても能樂若くは囃子などの催しある事なるに、其事なかりければ、忌はしき事などと人々申合ひしとぞ。其頃側用人大岡忠光病ひに罹り、出仕怠り勝にて、老中さへ、夫がため將軍家の御前に出づる事ならざるより、尋で三月に至り、代々の例に任せ、めでたく五十の賀儀を取行ひ、四月朔日遂に職を辭し、政務を家治に讓る。されば例は、隱居後は西の丸に移るを以て、豫め同所奧向きの修繕をなし、工竣るに及びて職を世子に讓る事なるが、こたびは俄かの隱居なれば、西の丸修繕中假りに二の丸に移りしが、翌十一年六月十二日同所にて薨ず、年五十一、七月十日增上寺に葬る。尋で勅使東下ありて惇信院と謚を賜ひ、其他の儀、總べて先例の如し。

因みに云、御臺所は伏見邦永親王の御女比宮（トセノ）、享保十六年五月東下、同十八年十月西の丸にて薨ず東叡山に葬り、證明院殿と謚す、後ち從二位を贈らる。

家重暗弱なるをもて、常に左右の輩にまで輕侮せらる。一日能役者を召し亂舞の稽古ありしが、其技は石橋（シヤクケウ）なりしかば、彼の能役者、手を以て家重の頭を左右に烈しく振動せし爲め、眩暈して倒れたり、斯くなるまでも痛苦を言はぬ程の人なりと。されど常に碁將棊を好みしが、別けて將棊は巧者にて、其道の者も感心せりと。自ら詰手（ツメテ）數番を案出して一書となし、侍講成島忠八郎和鼎（前名道筑）に示して題名せしめ、將棊考格といふ。又常は口吃して、侍臣も其言語を聞取りかぬる事まゝあるも、能樂を演ずる時には言語明瞭に、しかも美聲なりしといふ。

第七章　無爲時代

家治の初政

政務の釐正——武技の奬勵

〔政務の釐正〕　家治は家重の嫡子、母は梅溪中納言通條の女、（幸子）元文二年五月誕生、寬保元年八月首服を加へ、從二位權大納言に叙任す、時に七歳、寶曆十年九月將軍宣下、其儀總べて先例の如し。家治は幼より祖父吉宗の愛兒にて、常に家治の左右に在りて、近侍の少年等を會して、昔話とて、古名將勇士の事蹟を常の談話に和げて說き聞かしめ、其效ありて古賢の事蹟は悉く諳記し、又弓馬の道は小笠原縫殿助持易に、鐵砲は中島内匠頭に受け、中にも射は百發百中の極に達せりと云。嘗て世子たりしより政務の釐正に意あり、繼統に及びて銳意之を厲行せんと勉めたるは、翌年四月に「近來公事吟味もの殊外手間取、其内には長々入牢申付置候もの有レ之趣、尤右は何れとも決兼候儀に可レ有レ之候へ共、其中には一體之吟味は相濟、僅の引合等にて落着不レ致者も可レ有レ之候、依て以來公事吟味事、及三六ヶ月一候はゞ、例之通被二相屆一其後彌不二相決一又々六ヶ月に

及候はゞ、何々之吟味にて、何程まで吟味相詰候へ共何之譯にて吟味落着不レ致との儀、以二書付一可レ被二差出一候、尤右之通被二仰出一候とて、吟味不レ詰者を差急ぎ落着仕候樣にとの儀には無レ之候條、篤と無二間違一樣に可二相心得一」云々、又「御仕置被二相伺一候節、御定に相當り候御仕置にても、其内少之品有レ之候へば、御定より御仕置作略有レ之候類例を以て被二相伺一候も有レ之候、御定書之内に有レ之分は、御定に引當被二相伺一候儀に候處、御定に相當候者を、少之品有レ之候とて、御定より御仕置作略有レ之例を以て被二相伺一候ては、何となく御定を消し候儀に相成候間、右之品を心附、不レ紛樣可二相心得一」と評定所一座に令したるは、前代既に評定所のゆるみしを矯正し、併せて享保の制を厲行せんとの意なる事明かなり。

〔武技の奬勵〕　殊に武を勵し、常に弓馬を奬勵せしは、吉宗の時の如し。されば前代の時は、常に碁、將棊、繪師、能役者の輩昵近せしを、家治自身に能を演ずる事もなきまゝ能役者など御前に出づる事もなく、閑ある毎に近臣等と弓馬若くは古賢の物語のみなりしは、士風匡正の意なるに相違なし、既に明和二年、東照宮百五十回忌辰の法會畢りて、九月朔日に東叡山に於て神事流鏑馬（ヤブサメ）を行ひしは、吉宗以後久しく中絶したる射式を興せるなり。殊に東照宮の神事なるを以て其式嚴重にして其概略をいへば、上野ノ宮を始め奉り、老中以下諸有司まで參觀せしめ、各々所々に棧敷を設け日記所には、側衆、將軍家の目代として着席あり、射手は、近臣及び兩番士の中より、其技に堪ふる輩十六人を選み、帶佩、圓物（マルモノ）、草鹿（クサジシ）等の祕術を演ぜしが、其奉行は小笠原持易之を奉りたり。元來吉宗射禮を定めし時、持易は步射の家となせしにより、今騎射の事を奉れるは、蓋し將軍家師範たるをもて、特旨に出でしならん。然るに此時此事に與れる役々射手の輩等、衣服より食器の類に至るまで、今日を晴（ハレ）と競ひて花美を用ひしかば、後日に家治之を聞きて、酷く不興ありしと、以て其意の在る所を推知せらる。或は云、此年四月百五十回忌法會を日光山にて執行あり、元より勅會の事なれば、京都より禁裡の伶人下向ありて、法會の庭に於て舞樂を奏せり、後ち其伶人の江戸に來り、幕府に謁するに及び、家治命じて、舞樂を白書院の庭上に演ぜしめ、之を見て大に其優美閑雅を激賞せしより、諸有司皆將軍花美を好むの意を察し、是より續々衣服器類等花美を專らとせりとの說あり。されど是のみに非ず、世上一般に奢侈に耽り、花美の風俗となりしは十餘年以來の浸染なれど、別して人目に觸れたるは此時なるをもて、斯る說もありしなるべし。

田沼意次の專權

田沼意次——藝者寄合

〔田沼意次〕　家治は右の如く大に爲す所あらんとせるも、此人亦一の癖癖にて、常に親信の人に非ざれば、久しく對話するを欲せず、老中を召して事を命ずるも、其復命は側衆を以て言上せしめたり、さなきだに前代側用人政治なる餘風の存せるに、將軍亦右の如くなりしかば、續きて側用人政治となりて、此一代亦萬事擁蔽にて畢れり。其尤も親臣たりしは大岡兵庫頭忠善、(忠光の子)田沼主殿頭意次の二人なりしが、忠善職を退きしより後は、意次一人にて、猶前代の大岡忠光の如く、上達下令一として與らざるなきに至る。意次は專左衞門意行の子、初め吉宗の小性を勤め、享保二十年家督を繼ぎ、采知六百石なりしが、後ち家治に附けられて側衆となり、大岡忠善と二人勤めなりしが、(是れ忠光に阿諛の結果)後ち一人となりしより、漸々に俸を加へられ、寶曆八年に至り一萬石となり、始て大名に列し、若年寄奥詰となる、明和四年側用人となり、二萬石を加へられ、遠江相良に新城を築き、安永元年老中に進み、漸次加封ありて五萬七千石となる、加ふるに子の山城守意知は若年寄、弟能登守意誠は一橋附家老、其他一門悉く顯要の地を占めたり。初め意次西の丸側衆たりし時、既に君寵を笠に被て、上司を凌ぐ事屢々なり、中にも諸有司の殿中にて老中に逢ふ時、其通り掛りにも必ず手をつき會釋する例なるに、意次一人は其事なかりしも、或時老中秋元但馬守涼朝、殿中廊下にて意次に逢ひしに、手をつきて會釋せざるより、涼朝其無禮を咎めて、以來例の通り會釋すべしと命ぜしに、或人涼朝に、田沼は大納言樣(家治)御出頭人(寵臣)なれば、必ず後患あらんと注意せしに、涼朝は、予も然思ふなり、さりながら予は一代、御役は末代なり、我等勤役の時より古例を破りて、御側衆に限り、老中に對して敬禮に及ばずとありては、後日の批判に答ふる所なきまゝ、古例を重んじて右の如く致したりと答へたり、然るに家治繼統に及び、田沼は、奥掛りとは名のみにて實は奥詰にて、將軍の左右に親侍せるを見て、前日の返報にいかなる讒言せんも計られず、我より職を退くに如ずと、病と稱し、請うて職を去れり、蓋し此等を以ても、當時老中は碌々たる輩のみにて、忠直の硬骨男子なかりしなり。是よりして政局は田沼の一人舞臺にて、假令ひ表面は立派なる法度制令を出すとも、內實は一時形式的にて、上下共に之を遵守せず、殊に財政は究迫し、天災等は年々なるも、(次に述ぶ)唯天下泰平四海安穩を以て上聽を蔽ひ、偖あらゆる弊政を案出して世上を攪亂せしは、彼れも中々凡才には非ざるなり、天明夜話集と題せる當時の隨筆に「田沼主殿頭の申されしは、凡そ金銀は命にも替難き寶なり、其寶を贈りて御役勤め御奉公を賴むは實に其志上に忠なるの致す所、但し其志の厚薄は贈り物の多少にあり、予は終日登城して國家の爲め心を勞すと雖も、歸宅して廊下に諸家よりの音物數々並びあるを見れば、忽ちに其苦勞も忘れて聊か慰む、」云々とあり、こは元より實說として信ずべきに非ざれど、以て賄賂公行の盛んなるを思ふ

べし。既に老中として權内外を傾くる人斯の如くなれは、其餘の輩も之に倣へるは、明和三年の令に「諸大名御手傳被二仰付一候方へ御普請に掛り候輕き役々の者の内には、右大名の家來より何か相尋られ候節、又は左も無レ之にも内々にて種々の贐を付け、又は前例など申聞候て、ねだりヶ間敷儀申掛候者も有レ之趣、或は上役の向に於ては、右普請等に付、町人の請負等を取持賴入候者も有レ之趣、組相聞、」云々とあり、ねだり又は町人の請負取持などゝ、明かに制令の面に書顯はすに於ては、當時の情況想ふべし。又明和五年に「公儀御祝儀事に付、又は其家々に家督其外之祝儀に付、老中招請可レ有レ之面々之内、年數多く相立候も有レ之、如何之次第に候、大體五ヶ年程之内には、招請も可レ有レ之事に候、」云々と國持大名に令したり、此公儀御祝儀事とは、將軍の官位昇進の重き祝儀より、男女子出生の輕き事までを指せるにて、其家々の祝儀とは、家督又は世子乘出し、或は官位昇進等の慶事をいへるにて、其度々に老中を招請して饗應する例なりしも、家宣以來其事に制限を置き、吉宗に至りては所謂借米一件より其事なかりしを、是に至り「五ヶ年程之内には招請」と、明かに令文を以て饗應を催促せるは、實に空前の事なり。

〔藝者寄合〕　かくて賄賂と饗應とは此時代の流行にて、遂に其風も野卑に成下り、夫がため所謂町藝者と稱する者流行して、是等饗應の席へは必ず取持ちとして招かるゝ例となりしより、初めは同役寄合（コリアヒ）とか、類役會合など稱せしも、後ちには公然と藝者寄合と稱するに至れり。されば其藝者なるもの次第に增長して、全盛と稱する者さへ出で來、其全盛を數十金を投じて取持ちに招くを通例とすといへば、以て其鄙猥の體を想像せらる。中に最も甚しきは、天明七年二月に、西ノ丸書院番頭水上美濃守が、前月其役に就きしをもて、例の通り同僚小堀河内守、大久保大和守、酒井紀伊守、能勢筑前守、三枝土佐守、小笠原播磨守、内藤安藝守を三番町の自宅に招き饗應せしに、彼の藝者寄合の事なれば、府下の名妓數名を呼びて取持ちとなす、酒酣なる頃三枝は主人水上に之を食へと菓子を箸にはさみて出したり、（或書には馬糞なりとあり）水上、只今は酒宴中なれば後刻にと申しゝに、三枝、是は栗饅頭（其頃淺草馬道に住居して、生花の指南せる何某といふ者を、其友に潮田某といふ者怨を含み、栗饅頭に毒を仕込みて何某が許に送りし事露はれて、罪せられたるより、世間にて栗饅頭を忌嫌ひしなり）ではないぞといふより傍なる藝者に投付けるを合圖に、客は總立ちとなりて、膳椀皿鉢はいふに及ばず、床の間の掛物置物、唐紙障子に至るまで悉く毀損し、果ては具足箱に手を掛けしを見て、主人水上、其中には知行の御墨印ありといひしかば、是ば其儘にし、中には座席に大小便をせる者さへありしが、後ち彼等歸りに臨み、主人に町駕（マチカゴ）を七丁用意すべしと申し、是より吉原に赴き、面白く遊ぶべし、同道あれと强ひしが水上は、明朝若年寄衆へ對客に罷出でたし

とて辭せしかば、さては此の上にも立身を望むと見えたり、身の程知らぬ男かなゝど惡口雜言して、各々歸りしが、此日水上方に呼ばれたる仕出し料理の桃川といふ者、及び町藝者などは、斯る亂暴の寄合は未だ曾て見聞せずとあきれ果てたりしを、水上は後難を恐れて堅く口留めせしかど、いつしか其事泄れ聞えて、遂に小堀、大久保は職を奪はれて逼塞に、其他も職を奪はれて、或は閉門等に處せられたり。そも書院番頭とは將軍家親衞の隊長にて役高四千石を賜はり、旗本士（番衆といふ）を支配し外に與力十騎、同心二十人を附屬せられ、從五位下に叙し、何の守と稱する身の、市井無賴の徒に同じき振舞ひをなすとは言語道斷、以て士風墮落の一斑を察知すべし。此事若し享保年間に在りしならば、輕くも追放に處せられしならんを、單に職を奪ひしまでにて事濟みしは、思ふに當時藝者寄合なるものゝ中に、必ず一二醉狂の者あるをもて、世間有勝ちの事となし、深く咎むるに及ばずとの意に出でたるなるべし。蓋し士風の斯くまでに墮落せしは、明和に山縣大貳の獄あり、し以來學者何れも幕府の嫌疑を怖れて各自韜晦せるより、遂に風敎地を掃ふに至りしなり。

新貨鑄造と儉約沙汰

通貨の增鑄——儉約の令

〔通貨の增鑄〕　元文年間再び惡貨を鑄造して、武家の救急に充てしが、其結果入れば散ずるの理勢となり、知らず識らず驕奢の風を助長せしに、元來此惡貨は米價騰貴の誘因とせし事なれば、一旦凶歉ありて米價非常の騰貴に遭遇せば、之に伴ひ諸品の價の騰貴するも自然の情勢なり、此時に當り武家は、既に凶歉に依て收入を減じたれば、價の騰貴に投じて賣らんとするも其米なく、假令ひ多少の米あるにせよ、一家を支ふる高を除けば何程もあるなく、反りて騰貴の諸物品を購ふべき資に苦しむ、然るに驕奢の世態は苦中に苦を重ねつゝあるも、滔々たる風潮又如何ともなし難く、有らん限りの方便を盡し、所謂痩我慢を張りて偏へに外見を飾りしも、其內部の窮狀は、左の令にても知らる、明和二年九月「盲人共、官金を高利にて世上へ貸出し、返濟相滯り候節は、座頭共大勢武家方玄關へ相詰罷在、高聲にて雜言申、或は晝夜詰切罷在（中略）貸金催促之儀は、其時宜に寄り、何共勝手次第之事に候へ共、右之致方は、借主へ恥辱を與へ候て、返金爲レ致候樣との事にて、催促之筋には無レ之、」云々と、檢按、勾當等へ町奉行より達したるは、正しく旗本士が盲人の金（俗に座頭金（ザトウガネ）といふ）を借用し、其催促に辭易せる狀況を暴露せしなり。加ふるに元文年間錢貨を增鑄してより、其價漸次下落し、從て市場は金銀次第に影を隱したるは、寶曆十一年七月の令に「江戶、京、大阪、其外諸國共に、當時通用之文字金銀（元文金銀）を、其向々へ質物に入候者有レ之由相聞え候、右體之

儀は金銀通用之差障りに相成候に付、自今堅令二停止一」云々とあるにても知るべし。高價の金銀は市場に稀にして、安價の錢貨獨り勢力を振ふは、卽ち物價騰貴の原因なれば、是が救治として、貨幣增額の議起る。其案者は勘定奉行川合越前守久敬にて、明和二年、五文目銀を鑄造發行したり、其議、從來一兩若しくは一分の貨幣のみにて、小民の手に入る事も容易ならず、故に其以下に價ひする貨幣を發行せば、小民の手に入ること容易に、從て物價も均衡を保たんとの趣旨なり、品質は銀銅相半せり。然るに豫期に反して人民之を悅ばざりしかば、同九年更に南鐐二朱銀を鑄造發行し、八枚を以て一兩に換へたり、卽ち二枚を以て一分に換へ、頗る携帶に便なるより、人民大に之を珍重せり。（品質は上に同じ）尋で明和五年に眞鍮錢を鑄造發行し、一枚を以て四文に換ふ、（今の二厘錢なり）是れ亦人民携帶に便なりとて、盛んに市場に行はれたり。此二事に依り、辛うじて財政を支へしが、是より先き、川合久敬此事を案出せしも、其原料なきを以て大に諸國の鑛山發堀を企圖し、佐竹家封內院內の鑛山を始め、何れも幕府の直轄となし、大和の金峯山さへ發堀して、金を得んとせしも、元其確定の目途あるに非ず、所謂山師なる者の請託を採用せしに過ぎざれば、得る所なかりしは蓋し當然といふべし。

〔儉約の令〕　右の如く幕府に於ても、去る寬延二年以降は料所の收入年々に減じ、府庫從て空耗に傾けるより、寶曆五年儉約の令を發して有司を戒飭せしも、一方に儉約を令しながら、一方に賄賂に耽る田沼政治の事とて、實際は何の功用なし。依て明和元年正月に「御勝手向三年之內、諸向別而取締之儀、去亥年（寶曆五）被二仰出一、同丑年彌御減じ方相ゆるみ不レ申、可レ成丈御入用相減候樣、可二心得一旨相達候處、其趣も相ゆるみ、近年別而御入用相嵩み候、（是にて政綱の立たざるを知るべし）然共格別之譯も有レ之、御入用相嵩候と申儀も無レ之、全く諸向心掛薄き故と相聞得」云々と令せしかば、諸役人何れも其向き〳〵に付て、入費節減に勉め、遂に畏くも朝廷に對し奉りても節減を行ふに當り、大嘗を起したり。そは安永三年六月の事にて、元來禁裏御料は三萬石とは申せ、實收は四つ物成に足らず、依て御賄向きに夫々定額あり、幕府に於ける諸向きの費用は、物價の高低等に付、年々增減否增しつゝあるは、前の令文に明かなるに、禁裏御賄ひに於ては其事なきより、御賄向きの有司より、山城代官小堀數馬に申して、月々の御入用高を受取り、數馬よりは之を所司代に申し、其承諾を得て出す事にて、其總計に於て不足の分は、明年御料地の收納を當てとして、伏見の藏より補充しつゝありしが、其の高も年々に增加して、引當にせる御料地一箇年の收入は、全く年々の補充として前渡しの高に相當し、今後の御費用は何に依て辨ずべきとの議起れり。依て幕府は所司代に令して、前年までの補充は之を棄損とし、今後は成るべく御料收入を以て御賄ひに充

て、補充を要せざる方針を執らしむ。依て所司代より禁裏附に命じ、傳奏衆に就て其方を議せしむるに當り、先づ御賄方の調査に取掛りしに、諸帳簿の亂雜は申すに及ばず、總べての出納悉く虛僞にて、例せば市價百文の物は百疋といふ如き法外なることにて、其剩餘は總べて御賄方有司等の私欲する所なり。特に甚しきは、圭土御十三にて踐祚あらせたまひしに、常に雀を愛せさせられ、伏見燒土製の雀數十を御學問所の御庭に置かせられしに、其價ひ一個錢十文なるを、金百疋と申掠めたり。是に於て傳奏衆より京都所司代に命じて、御賄方の輩を糺彈せしめしに、種々不正の事ども露顯して、御賄頭田村肥後、津田能登、服部左門は死罪に、同西池主鈴は牢死せるにより死骸取捨て、仙洞御所取次高屋近江及び禁裡御勘使藤井修理等五人を追放に處したり。是よりして御賄方の有司は、所謂箸の轉びたるにも、御附武家に檢査を請ふといふ有樣となり、爲めに彼等の私欲を遏止し、反りて御賄向き儉かになりしといふ。又幕府にての儉約に付て重なる點は、不用の場所取疊み、又は不用の普請見合せといふ事を以て第一としたるより、各競うて其箇所を考へ出すを以て忠勤と心得たりと。されど其取疊み等に付て人夫を要するに、こは皆賄賂請託に依て請負はすることなれば、表面は御入費減じ方にあれど、內實は各自賄賂取りの競爭なり。既に安永元年二月、府下非常の大火にて、幕府の費を以て再造すべき箇所多かりしが、例の儉約といふを以て、先づ當分再造見合せと決せしに、其中に聖堂もありしを、林大學頭信徵之を不可とし、抗議する所ありしを以て、田沼を始め老中打揃ひて其可否を議しけるに、田沼は衆に向ひ、聖堂に祭る所は神か佛かと問ひしに、衆答ふる者なし、折節勘定奉行松本伊豆守其座に在りて、あれは唐人で、論語とかいふ書物を拵へた人と申すと答へしかば、田沼は、夫にて分りたり、林大學が唐へ聞えても日本の御恥辱と申すは夫故なりと申されしと、平戶藩主松浦壹岐守淸（隱居後靜山と號す、其時の人なり）の甲子夜話に見えたり、以て當時諸有司文盲の一斑を知るに足る。

聚斂と暴動

凶荒と百姓一揆——運上取消の强訴、夷人の蜂起——淺間山噴火、融通金の令

〔凶荒と百姓一揆〕　前述の如く年々凶變打續き、初めは畿內、中國の凶歉なりしも、延いて關東に及ぼし、遂に天明二年より七箇年、奥羽に凶歉打續き、中にも三年は尤も甚しく、兩國の人民大半餓死せり、當時廻國せし某氏の手記に「天明四年に、南部より秋田に向ふ、其途上、野となく町となく、唯一面に白き物の見ゆるを、何ぞと見れば人の白骨なり、去年よりの飢僅に、此邊米は勿論、何一つ食用となるべき物出來申さゝるに付、初は病死の者あれば、形の如く埋葬もせしが、後

には死者あれば、互に寄合ひ、其肉を取食用に充て、一時の飢を凌ぎしが、流石に白晝は恥ぢて、夜に入り密かに切取りしに、後は白晝に顔を包み、人に忍びて取りしも、果は白晝顔を包むに及ばす、一の死骸に我先きと取付きて切食ひしと、斯る形勢なれば、人の死絶えたる村々算へ盡し難く今は唯此白骨を見て、昔の有樣を知るのみ、」云々とあり、實に酸鼻の極といふべし。されど畿内、中國等は、か程にはあらざるより、幕府の代官等、府庫の缺乏を充さんため、收斂を勉めしより、所々に百姓一揆年々に起れり。今一々に述べざるも、明和六年正月の令に「上方筋百姓共致二強訴一、相集り候趣相聞え候節、可レ成丈取鎭、其上にも難レ鎭樣子に候はゞ、召捕可レ申(中略)難二行屆一儀可レ有レ之候間、御料私領共申合、他領之者にても、最寄(モヨリ)次第人數差出召捕、其上にて御代官又は領主へ引渡可レ申、」云々、又二月の令に「近來百姓共願意を含、所々にて寄合(中略)廻狀など出し、大勢相集、又は兼々遺恨を存候者の家作住居等を打毀(ウチコハシ)(中略)吟味に相成候上にて、數條之願を申立候類も有レ之候へ藉二(中略)以來御料所之百姓騷立候はゞ、其最寄の諸家より人數を出し、手强く打散し、手に當り候者共、公儀を憚り、領主にて申宥め、穩便に取鎭め候儀を專要と致し候故、百姓共がさつに相成及二狼藉一(中略)以來御料所之百姓騷立候はゞ、其最寄の諸家より人數を出し、手强く打散し、手に當り候者は搦捕、願之趣は不レ及二理非之沙汰一、取上不レ申(中略)一領限に候はゞ、領主限にて遂二吟味一、萬石以下知行所等騷立候節も、同樣可二相心得一、」云々とあるにても、いかに頻繁に、いかに烈しかりしやは察知せらる。殊に是より先き明和元年十二月、武藏秩父郡の農民俄かに願ひ事ありとて、神流川の邊に屯し、諸方に廻狀を發しけるに、上下野州の農民之に應じ、所在富豪の家を毀ち、金米を奪ひ、之を拒む者は直に殺害し、死傷數百人に及ぶ、依て幕府の郡代は、近鄰大名の人數を催促して、之を鎭壓し、捕縛せる者を江戸へ送りしに、傳馬町の牢獄に餘り、淺草、品川兩所の溜めへ入れしに、此所にも充滿して、果ては彼等互に壓合ひつゝ死に至る者數十人ありしと。

〔運上取消の强訴、夷人の蜂起〕　右の如くなれば、幕府の代官等は收斂を緩めしが、其影響は府庫に及び、他に收斂の方を求むるに當り、運上(ウンジヤウ)といふ事起れり。こは所謂山師と稱する徒が自己の慾情より案出せる事なれば、遠くは長崎、松前の手入れ、近くは信濃、上野等まで、其所の重なる物產に付て取立つる事にて、其一二をいへば、上野の商人五左衞門、源右衞門の二人、勘定奉行松本伊豆守秀持に取入りて、其運上取立て方を建議したり。其大略は、上野より年々產出の絹及び絲等の賣買に付て、官より改所を置き、其產出を檢せしめ、然る後市場に持出し賣却せしむるに當り、絹一疋に付銀二分五厘、絲百目に付銀五分を、買主より運上として出さしむ、此改めを經ざる物は、則ち何村何某製造と、官の檢證なき物故、拔(ヌケ)荷として官に沒收す、尤も改め料卽ち運上は、前に同じく前納せしむべしとの方案にて、此內より

改所の諸費を差引き、餘は幕府へ收納するにあり。秀持大に此議に同じ、直ちに田沼に勸め、依て高崎城主松平右京大夫輝高（老中）に謀り、武藏上野二國四十七箇所の市場に、改所を十箇所設け、上野五十餘村より產出の絹絹絲は、悉く其最寄改所に持出して檢査を受け、帳に登記して價格を附し、然る後市場に持出す事となせり。然るに例年の如く天明元年、武藏の絹商人ども上野へ買出しに赴きしに、右改所の準備等成らざるため、未だ市場は開かれず、依て地方の者に次第を尋ねしに前の趣なれば、折角買取りたる物を、更に程隔りたる改所へ持出し、運上さへ納めて持歸るといふは、これ骨を折りて金まで出さゞれば、買取るも我が自由にならざるにて、かゝる究屈至極の仕方は、商人として堪ふべからず、先づ〳〵差扣ふべしと申しゝが、此言買ひ方一般に行渡りてか、一人の買手も來らざるより、四十七箇所の市場、人の影もなく、空しく改所の手數損となりしより、上野五十三箇村の者一同に蜂起し、此運上取消を强訴し、眞先きに其改所小幡の吉十郎といへる者の居宅を毀ち、各々必死を盟ひて高崎へ押出したり、依て松平輝高の家臣ら、手を盡して之を鎭めしも、事幕府に係るを以て、急ぎ幕府へ申告しけり。幕府に於ては、斯るべしとは毫も思はざれば先づ郡代伊奈半左衞門に命じて其巨魁數人を捕へて糺彈せしめしに、全く絹絲の買手のなきため、非常の困難に陷りしは明白の事なれば、流石の田沼も是には致し樣もなしとて、其事遂に熄みぬ。又

其頃長崎に於ける、淸商貿易品中に、松前產の干鮑、干海鼠等は尤も彼れの望む所なるより、之を幕府の手にて取扱ひ、松前家の關係を絕ちなば、莫大の利益なるべしと、或者の內建議を採用せしも、うかと手を下し難きを以て、田沼は兼て出入する飛驒の山師某といふ者を密に松前家に諭して夷地へ遣はし、先づ其事を試みさすに、彼れ元來山師なれば、海產の事に暗き上に、種々の惡計を以て夷人を虐せしより、天明四年、夷人の蜂起となり、遂に松前家より士卒を發して鎭定せる程の大騷ぎとなりて、其事も熄みたり。其頃の落首數多あれど、其中に「世に逢ふは放蕩者に奢り者轉び藝者に山師運上」とあるは、當時の世態の參考に資するに足る。

〔淺間山噴火、融通金の令〕　斯る中に天明三年信州淺間山の災變は、實に前代未聞と稱へらる。そは七月三日頃より、其附近晝夜震雷の響きあり、五日六日と追々に其度其響き强くなり、七日には白晝も暗夜の如し、信州、上州一體に右の如くなるや、忽ち大雷の如き響きにつれ、空中に火を飛ばし、岩石土砂と熱湯と一時に降來り、山麓の土地は忽ち大河となりて利根川筋へ押出す、爲めに柳井、中の原を始め、村數凡そ三十五箇村押流され、或は燒土砂に埋もれ、家數凡そ四千餘、死傷合せて三萬五千餘人、牛馬の類は數知れず、利根川へ流れ出でたる泥土、人馬、家藏、樹木等にて川の中、山の如くなりしといふ。これに依て甲駿信上等の田畑の被害は夥しく其地の諸大名は歲入

皆無となり、上下の困難筆舌に盡し難し。飢饉の上に此災厄なれば、幕府に於ても普く賑救の届きかねたるより、天明六年に貸附法を案出して、之を令せり、「近年金銀融通不レ宜、諸家差支有レ之趣相聞え候間、此度金銀爲二融通一左之通出金被二仰出一候、諸國寺社、山伏、但し宮門跡方、尼御所(アマゴショ)は相除き、其餘之分、本寺本山より、重立候社家にて取調、其末々之趣に隨、上之分一ヶ所にて、金十五兩と定め、其以下相應之出金高、本寺本山竝重立候社家にて相極め、末寺觸下支配等へ可二申渡一候、一、持高百石に付銀二十五文目宛、但し大阪表此度御用金差出候者は相除き候積(ツモリ)、諸國御料私領百姓、一間口一間に付銀三文目宛、但し前同斷、諸國御料私領町人、右は當午年より來る戌年迄五ヶ年之間、年々前書之通出金銀被二仰付一、從二公儀一も御金被二差加一、一同大阪表會所に於て、利足七朱之積を以て、諸家へ致二御貸付一、返濟引當之儀は、大阪表通用米切手、竝領分之内相應之村高、證文に書入、萬一相滯り候節は、米切手は彼地定法之通取計、切手米爲二相渡一、村高は最寄御代官へ預り、其物成を以て返濟之積、勿論右出金銀之分、御用相濟次第、致二出金銀一候者へ御戻被レ下、利足は、七朱之内、會所諸入用差二引之一、其餘之利足は、右元金銀御戻被レ下候節、是亦出金銀之者へ可レ被レ下、」云々。又此令文に大阪表御用金とあるは、去年大阪の富商に令して、各其貯蓄の金銀を出さしめ、之を幕府より諸大名に貸付け、其所得の利子七分の一を官に收むる事にて、諸大名の之を借るは、官金に同じきを以て、必ず其約を守りて償はざるを得ず、されば一時諸大名を益し、官亦其利を得、民も亦其貨を殖する、所謂三德法とて、之を行ふべしと大阪町奉行に令して、强ひて之を厲行せしめしも、富商等之に從はず、其云ふ所は、富家の貯蓄は則ち商業者の資本なり、然るに之を官に上るは商業資本の幾分を減ずるなり、其上諸大名より返濟なき時は、代りて其利足を官に收めざるべからず、是れ名は三德なるも、實は民間の貯蓄を奪ふに同じと、紛々として未だ決せざるを以て、今又此法を案出したるにて、當時頻々として災變あり、官民共に困難に陷りつゝあるの際、救急手段として、或一部の貯蓄を以て、一時を凌がんとの意にて、敢て非難すべき事にあらざるも例の何事も賄賂を先きとする風習なれば、容易に行はれざりしに、會ま此年七月、兩野武總非常の大洪水(タマタ)にて、熊谷、關宿(セキヤド)、栗橋、古河等の諸堤潰裂して、沿岸の諸町村恰も大海の如く、(委しくは龜岡宗山の後見草にあり)江戸府内も、之が爲め川々溝堀氾濫し、被害甚し、依て此貸附法も實行するに至らざりき。

江戸の繁昌及び上方の文運隆盛

學者と僧侶——江戸の繁昌——關西の文運

〔學者と僧侶〕　明和に山縣大貳の獄ありしより、關東の學者は概ね屏息すると同時に、田沼の興利政略に依り、學者なる者は、單に唐の物知り、固き字讀みと目せられ、彼の吉宗が「世の中の事は本讀共の申す通にもならぬもの」の一語は明白に實行せられ、遂に學者といふ者程用に立たざるはなしと、田沼の口より出づるに至りて、誰か之に心を寄すべき、されば用に立つべき方に心を傾けし結果として、殖産興業の學說大に世上に歡迎せられしより、蘭學漸く光輝を放ち、前野良澤、杉田玄伯等の西洋究理の學說は、當時興利の熱望に適せるより、忽ち一時を驚動せしに、似而非者の平賀源内の如き者顯はれ、彼の火浣布なる物を製作して世人を欺くに至る。中に就て出羽の佐藤信淵の農學の如きは、自踐自得に成れりと稱せるも、其功用に於て前古無比の大家にて、今に至るまで多方の農家其德に浴せるは、蓋し此時代の賜といふべし。右の如く學者は無用物視せられしより、憤慨の餘り筆舌を以て、猶其以上に僧侶なる者あり、是れこそ無用の最大とか、甚しきは國の蠹なりとまで痛罵絕叫せしは、本居宣長一派の皇學家にて、此輩は玆に其一旦火焰を吐きし尊王說を鉗噤せる餘怒をも泄らせしに相違なし。然るに無智なる奸僧等、之に抗せんとてか、愚夫愚婦を欺き、迷信を增益する手段を講じて其信徒の團體所謂講中と稱するものを作らしめ、競うて宗門興隆（實は取財）に勉めたり。中にも御藏門徒と稱するもの出で來て、信者を暗室に導き、種々の影を鏡に寫し出して、未來の現象なりといふなど、頗る奇怪の所爲のみなるが、府下上槇町に住せる幕府鍛冶方用達小細工次郎兵衞といふ者、其巨魁にて、下總行德村農民善兵衞等と、本所原庭に集會所を設けて、日々盛んに赴けるより、明和三年、幕府其徒を捕へて、遠島、追放等に處し、併せて之に類似の事を嚴禁するに至れり。されば此宗門興隆の風は、上野寬永寺にも及ぼし、御門主と執當等との確執となりたり。そは其頃の御門主公啓法親王は、上野は元來大乘戒のみを執行ありしを、改めて小乘戒とせられしに、此法親王薨去ありて、後嗣は閑院ノ宮第二の御子方ノ宮とて、未だ八歲なるより、御隱居公遵法親王、當分御後見あるべしとあるを、執當凌雲院大僧正義順、覺王院權僧正慈秀、解脫院守玄等之に反對し、方ノ宮を奉じて己れ等後見として寺務を專らにせんとの野心より、御隱居御後見とありては、舊の大乘戒となるべければ、我々は公啓法親王の遺志を繼續し、小乘戒を固持すべしとの紛議を起し、遂に幕府の裁斷となりて、彼の奸僧等は悉く追放せられたるは、安永元年十月なり。又此頃京師兩本願寺と、江戸增上寺と、淨土眞宗といふ其眞の字を爭ひ、淨土宗は我が宗は元來淨土眞宗なるを、略して三字とせるにて、本願寺の之を用ふるは不當なりといひ、本願寺は、淨土宗は開祖以來三字なり、我が宗之に眞字を加ふるは、開祖以來の事なりと互に爭論し遂に幕府寺社奉行の裁定を仰ぎしかど、此事たる、知恩院ノ宮對本願寺事件なれば、何れとも決せず、

所謂握り潰しとなりしも、一時は中々の爭論たりき。

〔**江戸の繁昌**〕　右の如く學者の憤懣は、僧侶の進取競爭となり、僧侶の競爭は講中取立てとなり講中取立ては江戸の繁昌を促し、今日は何所の何講と、日々に兒女までも綺羅を飾りて狂奔し、又は奉納物に新奇を競ふなどより、年々の凶變も、一時の颶風のごとく、江戸には其反應なく、所謂寶越しの錢（貯蓄）を持つは江戸人の恥辱といふ諺さへも生ずるに及べり。斯る狀況なれば、明和五年に江戸新吉原全燒せしに、幕府は彼等の救恤の爲めと稱して、百日の間、淺草並木（ナミキ）、今戸、橋場、山谷、新鳥越の地に、假宅（カリタク）商賣を許可せしより、新奇を好む人情の上に、民家の中に雜はれるを以て、出入も容易なるより、諸大名の中にも、家臣の若侍と連立ちて遊樂するに至れり。加ふるに明和の末より、江戸大川の中洲埋立てを願ふ者ありしに、幕府は運上政治の事なれば、之を許可し、安永に至りて其工全く就り、三股富永町と名付け、茶屋酒樓軒を並べて造り出され、忽ち一大遊境となれるより、此地の繁昌は府下第一と稱せり、彼の寺門靜軒が江戸繁昌記に天明の繁榮を形容して、辻駕空を飛び、牙船波を蹴るとあるにても、其一斑を推知せらる。されば今猶或る一部に喧傳せらるゝ、彼の十八大通と當時稱へられし遊治郎や、又は綺語を吐きて一時を愚弄したる、志道軒と稱せし乞丐坊主などは、此時代の事なり。

〔**關西の文運**〕　右の如く、江戸は興利一方となり、其反應は紅燈綠酒に沈湎せるより、誰か治國平天下修身齊家に耳を傾くべき、學者の無用物視せらるゝは自然の情勢なり。されど學者豈無用物ならんや、唯江戸に用なかりしのみ。そも從來諸藩の子弟、江戸に遊學せしに、江戸は右の如き花柳の巷と變じたれば、是に田舍育ちの青年を放たんか、危險此上なし、又學者に於ても、其無用視せらるゝ江戸に彷徨せんよりは、邊土と雖も安心立命の地を求むるに如かず、果して學問は一時に上方に遷れり。中にも古來算盤取りて厘毛を爭ふ商業地たる大阪に、中井竹山起れり。其他皆川淇園、賴春水等の鴻儒、各々門戸を張りて子弟に教授し、是に於て西國、中國等の諸大名は、遠く江戸に藩士を出すよりは、近く京阪に出すの至便なるは言を待たず、唯往時江戸を主とせるは、幕府へ對しての事なるに、今や江戸は右の如くなれば又憚るに及ばず、是より續々京阪に遊學せしむるに至れり。されば京阪の文運日に隆昌に赴くより、四方の志士亦笈を負うて是に集る、所謂類は友を呼ぶの俗諺の如し、彼の高山仲繩（彦九郎）、蒲生秀實（君平）等は、皆此時を以て京畿に遊べり。其反應として文運獨り京畿に留らず、延いて中國、西國に波及し、頻々として藩々の學校隆盛を極め、從て有爲の人才續出せり。中にも長門の瀧鶴臺、肥後の藪孤山、秋山玉山、肥前の古賀穀堂、

筑前の龜井道載等の如き是なり、此諸人の學業は、江戸に成らずして、京畿の間に成れるを以て見ても、其藩學の神髓は、疾く既に尊王斥幕にありしを知るべし。明治中興の大業は其西國中國人の手に就れるもの、誠に其故なきにあらざるなり。

家治の薨去と田沼の嚴譴

田沼意知斫らる——家治薨じ意次斥けらる

〔**田沼意知斫らる**〕　右の如く、田沼意次は老中に、其子意知は若年寄に在りて、父子權勢を振ひしに、意知は、天明四年三月二十四日、殿中に於て新番頭蛯川相摸守組番士佐野善左衞門政言（マサトキ）の爲めに殺害せられたり。其狀況の大略は、此日夕八つ時、（今の午後二時）老中退出に引續きて若年寄退出あり、例の如く諸番士、各々定めの席に在りたるに、新番士の中より佐野善左衞門政言、つと起ちて田沼山城守の後ろより、申上げます〳〵と大音に聲を掛け、中の間と桔梗の間との間の廊下にて山城守の振り向く所を、政言は脇差を以て右の肩先へ切付け、返す刀に左の腰の邊を拂切りにせしかば、（此疵は脇差の鞘に切込しため淺手なりしと、又此鞘の疵を以て、田沼方にては、脇差の鞘のまゝにて受留めたり、こは殿中を憚り、態と斯くしたりと申立てたり）山城守其所へ倒れけるを、猶も後ろ腰の邊を二刀切付けたり、此有樣を見たる面々は、誰一人押留めんともせず、右往左往に逃げ隱れけるが、大目付松平對馬守忠鄕遙かに之を見付け、駈來りて政言の後ろよりむづと組付きたるに、目付柳生主膳久通も駈付けて、忠鄕に力を合せ、政言の脇差を奪取りしかば、先きに逃げ隱れたる面々も追ひ〳〵に駈付けて、政言を徒士目付に引渡して警固せしめたり。此事を實見せる某氏の話とて、甲子夜話等には、初め佐野が切付けしを、遙かに見たる對馬守は、袴のそばを挾みながら、徐々と佐野の後ろへ來りて、是は善左、亂心かと聲を掛けしに、佐野は焦（イラ）つて切込む刀に、山城守息絶えたる樣子を見て、對馬守急に善左衞門に組付きたり、佐野は血氣の壯年、對馬守は六十三歲の老人なるに、佐野を押へて少しも働かせざりしは、流石享保仕込みの士なりと、諸人今更の如く感心せりと、又山城守の息絶ゆるまで組付かざりしは、何れにしても深手にて、山城守の存命覺束なければ、やがて死を賜はる善左衞門の事なり、十分に爲果（シヲホ）せたるを見濟したるは武士の情けにて、彼の淺野、吉良の時の梶川が仕方とは格別なり、是も享保仕込みの爲めなるべしと、人々申合ひたりと見えたり。脩夫より政言を揚り屋へ入れ、尋で二十四日に、同所にて切腹せ

しめ、介錯は囚獄石出帯刀組の同心なり。例は、旗本士なれば大名へ預けとなし、切腹も其邸にて勿論介錯も士分以上の人なるに、之に反して囚人の如く獄舎に於て且つ獄卒の手に掛けしは、父意次が復仇的の處置に出でたるなり。又松平忠郷は、政言を組留めたる功に依て二百石加増せられ、當日其所に居合せながら逃げ隠れ、若くは早速に駈け付けざりし面々は、悉く罰せられたり。又政言の死骸は、親戚よりの願ひにて引渡されしに、淺草門跡の寺中に葬りしが、誰いふとなく世直し大明神なりとて、參詣群集せし程に、寺社奉行より内意ありて、之を停めしめたり。又山城守の死骸を駒込勝林寺へ葬送せしに、途上所々にて石瓦などを投げ付くる者ありて、負傷もありしと。偖佐野は何の故に斯る擧に及びしかといふに、彼れは僅か二百俵高の新番士なれど、佐野氏の總領筋にて、古は田沼も其家來筋なりしなり、然るに田沼は今斯く時めけるより、佐野の總領筋と稱せん爲めにや、人を以て政言が家の系圖を借覽せしが、一兩年を過ぐるも返戻なきより、政言は屢々田沼へ返戻を申入れしかど、取合はざるのみならず、果ては新番頭蜷川相摸守へ山城守より、其元支配の佐野善左衛門、取留めざる儀を拙者へ申掛け、不都合至極なり、以後拙者方へ參らざる樣に申付けらるべしと内意を傳へて、系圖を欺き取りたる故なりとの說は、蓋し眞なるべし。（田野一件遠相實

錄などに、此事委しく見えたり）

〔家治薨じ意次斥けらる〕　其頃世人は、田沼も子を人手に掛けては、最早御役は勤まるまじと内々噂せしに、十七日を過ぎて、例の如く出仕せるには驚きたりと。されど此事よりして漸く田沼を議する人多くなりしが、意次は、是より先き天明元年、一橋治濟の嫡子豐千代（家齊）を家治の養子としに、弟能登守意誠は一橋家の附家老として、兄弟此事に與かりしを以て、擁立の功を賴みて猶も權勢を張らんと、毫も自ら省みる所なかりしに、天明六年夏の頃より家治病に罹り、追ひ〳〵重態となれるより、意次は兼々自分の出入の醫師日向闇菴、若林敬順二人を、急に幕府へ召出し、二百俵を賜ひ、奥醫師として治療せしめしに、曾て其効驗なく、遂に八月二十日大漸（實は薨去なりといふ）となり、三家、溜間を始め諸大名急登城ありて、病を候せしかば、三家へ、世子若冠（時に十四歲）なれば、諸事後見あるべしとの命にて、遂に薨去あり。依て尾張邸へ三家集合相談の上、松平隱岐守定國（伊豫松山城主）は田安宗武の二男にて、世子と最近親の間なり、且つは溜間席なれば此人を内々は三家の代表者として、大老職に擧げんと一決し、定國を招き、三家より其意を示しゝに定國は多病の故を以て之を固辭し、（定國は嘗て田沼に取入り、葵の紋を免され、且つ代々溜間席の

家格となりしを以て、今三家の内意に應じて政局に立つに於ては、第一に田沼を罰せざるを得ず、是れ定國に於て爲し能はざるを以て、固辭せりといふ）且つ其弟松平越中守定信は、若冠より文武に志し、父祖も厚く稱讃せる程なれば、已むなくば、彼れを以て代へられん事を建議せしかば、三家に於ても定信の賢は疾くに熟知する所なれば、之に同意し、依て先づ田沼を處罰し、定信を以て之に代ふるに一決したるに、田沼は之を知らず、二十六日登城して、例の如く將軍の御前（卽ち靈前）へ出でんとせしに、側衆より、早々歸宅の上、御役御免願ひあれと内意ありしかば、大に驚き、其如くせしに、翌二十七日、願ひの如く職を免ぜられ、之と同時に同臭味なる側衆稻葉越前守正明、勘定奉行赤井越前守正品、松本伊豆守秀持、一橋家老田沼意誠等悉く職を褫はれ、且つ俸祿を削られたるもあり。（委しくは次章に述ぶ）偖九月八日將軍の喪を發し、尋で寬永寺に葬る。（年五十）十月勅使東下ありて、謚を浚明院と賜ふ、其他贈官等、例の如し。

因みに云、家治の御臺所は、閑院宮直仁親王の姫君五十宮、御諱は倫子、寬延三年御東下、寶曆十年從三位、明和八年八月二十日薨去、寬永寺に葬る、心觀院と謚す、天明三年從一位を贈らる。世子家基は先き立ちて薨ず、こは寶曆十二年十月誕生、母は津田宇右衞門信成の女、明和二年四月首服を加へ、從二位權大納言に叙位し、家基と更む、安永八年二月二十四日薨ず、年十八、寬永寺に葬り、孝恭院と謚す。此人天資英邁にして、曾祖父吉宗の風あり、諸人其就職の日を樂みしに、安永八年二月二十三日、品川へ放鷹し、晝食の後俄然腹痛を起し、從駕の醫師とてあらざりしかば、近侍等家基用意の藥を供し、急に歸城を促し、西丸玄關に馳せ付き駕の戸を開きしに既に身體冷却してこときれ居たりと。偖其喪を發するに及び、武家も町家も酷く哀悼し、商人等令せざるに門を鎖し業を休み、高聲を發する者とてはなく、且つは其の薨去の餘りに火急なりしより、内實は田沼が此君の賢を忌み、密に腹心の者をして毒を進めたりと私語き合へりと、又後年田沼嚴譴を蒙りし時、こは全く其爲めなりと評し合へりといふ。

第八章　全盛時代

家齊の初政と松平定信

意次等の處罰——風教の振興

〔意次等の處罰〕　家齊は一橋大納言治濟の嫡子、母は岩本内膳正正利女、安永二年十月誕生、幼名豐千代、天明元年五月、家治子なきを以て養子となし、明年四月首服を加へ、從二位權大納言に叙任し、家齊と更め、茲に至り第十代將軍となる。其幼年なるを以て、三家の輩諸事を内々後見し、其薦めに依て天明七年六月、（將軍宣下の年）白川城主松平越中守定信を老中上座となし、尋で將軍輔佐となす、こは家綱の時、保科正之叔父の親を以て大老職の上に坐し、諸事を輔佐したる先蹤に據りしといふ。茲に於て諸人、三家の方々内後見といふ上に、將軍の從叔父たる松平定信が輔佐とあ りては、いかなる政令の出づるやらんと、別けて昨日まで田沼に阿り時めける者は、戰々兢々たりしと諸書に見ゆ、さもあるべし。果して田沼は、（是より先き三家の計ひとして、天明六年閏十月に思召有レ之といふを以て、五萬七千石の内、二萬石召上げられ、差控を命ぜられ、且つ上屋敷及び大阪藏屋敷等を召上げられ、殊に上屋敷は、二日の内に引拂ふべしと命ぜられたり）十月に「勤役中不正の取計多く、御先代御病中台命に不レ應旨御遺命も有レ之、依レ之二萬七千石被二召上一、遠州相良城破却、下屋敷に於て蟄居可二罷在一」と命ぜられ、嫡孫龍助、家督として一萬石（陸奥伊達郡）下され、同時に田沼の股肱といはれたる松本は百石、（去年、本高五百石の内半知召上げられたり）赤井は半知召上られ、共に小普請入蟄居を命ぜられたり。翌八年七月、田沼は病沒せり、時に年七十。此時幕府より何の沙汰もなかりしかど、後難を恐れて、田沼と親姻の面々は、悉く子女を離別して、田沼と絶交の届出でをなせり。其重なるは、水野出羽守忠友は彼の水野隼人忠恒の後なるが、（忠恒は、享保十年七月殿中にて毛利主水正師就を切付けたるため、信州松本城七萬石を缺はれ、弟總兵衛忠穀へ七千石を賜はれり、忠友は忠穀の子）再び大名にならんと、頻りに田沼に取入り、其次男を養子となせるなどより、願望成就して大名となりし上に、老中職に擧げられ、太田備中守資直は、其女を田沼の嫡子山城守に嫁せし姻みにて、寺社奉行に擧げられたりなど衆口に喋々せられし程なるに、茲に至り、各々離別絶交をなしたり。そのかみ田沼の全盛當時の一斑を述べんに、公用人井上伊織といふ者、最も田沼の權臣にて、何事にても先づ此者に取入らざれば成就せざるより、大名、旗本士の、彼れが許に出入するもの群をなしたり。一日或る大名、使者を以て音物を贈りしに、伊織は使者に對面すべしとて居間へ通せしに、折節脚の三里へ灸を据ゑ居けるが、其體、床几に腰を

かけ、奉書紙を敷きて其上に兩足をのせ、側らに二三人の士居並びしを見れば、奥醫師山田法眼が艾（モグサ）を摘みて三里へ押すに、幕府の目付柳生主膳が線香にて火を付け、燒殼を羽箒にて拂ふは同じく勘定奉行松本伊豆守なりしと。又松浦壹岐守清が田沼の對客日に參りしに、其座敷は疊數凡そ三十枚程なるが、他家には一側（ヒトカハ）に居並び、夫も至つてまばらなるに、田沼家は兩側に居並び、夫にても居餘る故、中に又一側居並ばせ、夫にても居餘りて、庫敷の外に居並ばせしに、此輩は、主人出づるも、顔の見えぬ程なりしと。其頃松浦家にては、田沼の公用人三浦某といふを用頼みとせしかば、其折一寸面會したしと取次ぎを以て申入れしに、三浦は、拙者夫へ罷出で候ては、皆樣取卷きなされ候間、後刻徐かに御意得べしとて應せざりしと、陪臣として城主たる大名に對し、斯る挨拶をなすは、實に僭上至極とやいはん。されば田沼職を辭して後、屋敷を二日の中に引拂ふ事となりしに幾多の財寶、晝夜の運搬なり、其時此車の宰領せるもの、中に、ふと惡心を起して、斯く夥しき財寶は元來諸家よりの賄賂にて、主人の購ひ得たるものならず、されば此車を我等盜取りたりとて、主人の損にあらず、又我等に於ては、此一車の財寶あれば、一生を安樂に過して餘りありとて、途中より己が知人の許に運ばせて、己れもやがて耻落ちしたりと、されど田沼家にては、之を訴ふる事も憚りあれば、遂に沙汰なしとなれり。以上の說は、見聞雜記、甲子夜話等の當時の記載に見えたり。又遠江相良城破却として、幕府は井上河内守正之、本多伯耆守正矩、西尾隱岐守忠尙を遣はせしに、流石に田沼が普請なれば、善美を盡したるを見て、井上、本多の兩人は、大工などを以て、いと丁寧に取崩させしが、西尾は二の丸を破却の役なれば、海邊の漁師より網綱を買上げ、櫓（ヤグラ）に卷付け、轆轤にて引崩したれば、百雷の落つる如き響きして、手もなく崩れ、又堀の橋などは、斧などにて削り、是も右の通りに引崩したれば、僅に二日程にて事濟み、井上、本多は三十日程を費せしが、松平定信は西尾に、手際なる取計らひ、殊に破却の趣意も相立ち、一段の事なりと賞し、他の二家は不行屆きの致し方と咎めたり。

〔風敎の振興〕　右の如く田沼を處罰すると同時に、大に風敎を振興せんと、先づ左の令を出せり、

「文武之道は、誰々も相嗜候儀は勿論之事に候得共、別而當時其道出精幷師範等も致し候者共、其名前頭支配より書出し候樣、可レ被レ致候、學問致二指南一候程之者、又は講釋致し候者、幷軍學天文之類も右に准じ候事、武藝弓馬鎗劍柔術火術之類、當時別而出精致し候者、幷免許目錄を得、指南等致し候者之事、右學文武藝共、其師の名前、流義の稱、且其者の年齡まで書出し候樣可レ被レ致事、」

と。されば此時旗本士の情況を、森山源五郎孝盛（定信に擧げられて目付となる）が海士の燒藻に、

「其頃（田沼全盛）世の有樣は、下方として、歌舞伎役者芝居にて打はやす拍子を、戸々家々に眞似て、

夜に入ると、若き輩寄合々々囃しけり、歌舞伎狂言をも、歴々の人々集り、自身に眞似て興行したり（中略）元來博奕はいふに及ばず、又女藝者といふ者殊の外流行して、下町、山の手何地とも差別なく少もみめよき娘は、皆藝者に仕立たり、是等元より三味線とて少々の事（中略）唯婬樂の友とするのみ（中略）定信朝臣嚴敷口達ありし後は、世の中俄に改りて、昨日迄惰弱遊樂にのみ流れて、武家町人の別ちもなく見えし遊蕩少年の、今日は無ㇾ據粗服短衣に樣をかへ、心にも起らぬ學問武藝に往來する有樣、腹をかゝへたる事にて苦々し、」と、又其頃の狂句に「金借に行くにも弓矢かつがせて」とあるにて、其一斑は察せらる。偖定信が右の令に依て書出したる人々の學問を、若年寄本多彈正少弼忠籌の邸に於て、大目付、目付等立會にて試業したるは、書經、小性組宮部齋宮（二十七）、左傳、同大場十藏（五十五）、書經、書院番鈴木庄之助（三十四）、禮記、同中根五左衞門（三十九）、詩經、奥右筆組頭深澤伊兵衞（四十）書經、腰物方青木百之助（五十八）、詩經、進物取次番友野榮次郎（四十六）、孝經、徒士太田直次郎（三十四）（蜀山人）、書經、天文方出役井出寛次（三十四）、蒙求、作事方松本藤藏（四十）、小學、深尾權次郎（三十三）、大學、醫師桂川甫春（三十五）、春秋、細川越中守内森川傳八（三十六）、孟子、松平隱岐守内岡野四郎左衞門（三十一）、の十四人に過ぎず、しかも此内二人は陪臣なり、以て當時文學の衰廢を察せらる。されば寶曆の頃、奥儒者深野深造明遠が出仕するや、近侍の若輩等が、孔子の妻女は美女なりしや、孟子の妻は何といひしやなど申して嘲弄せしと、見聞隨筆に見えたり。又天明九年二月、定信が醫師を戒儆せし令に「總而醫業を以て、世祿結構に被ㇾ成下ㇾ候に付、家業之儀は格別に出精可ㇾ致儀に有ㇾ之、殊に御選擇を以て奥醫師被ㇾ仰付、祿位も被ㇾ相加ㇾ候上は、別而出精、心懸も格別に無ㇾ之候ては不ㇾ叶事、奥醫師之調藥を、諸家にて相願候は、畢竟醫學醫業格別之儀に付、取用來候處、近來右之儀は、唯仕來同樣と相成候やに相聞（中略）客來之取持同樣に相成（中略）調藥之儀も、名目のみに成行、内々他醫之療治を受候樣に有ㇾ之（中略）一己之身上不束のみには無ㇾ之、御外聞も不ㇾ宜（中略）殊更勤向は無ㇾ此上ㇾ御大切之儀に候條、能々相心得出精可ㇾ致、平常御側近へも罷出、大奥へも相通り候身分之儀に候へば、不身持等之儀別而相愼」云々、此令文中に「客來之取持同樣」とは卽ち酒席の幇間、殊に「不身持等」云々とあるにて、當時醫師仲間の情況は察せらる、斯る輩が司命の職の、尚藥のとは、實に危險千萬といふべし。維新前まで醫師は、茶道坊主と同樣に一種の幇間視せられしは、蓋し此餘弊の全く脫せざりしなり。右の有樣なれば、定信は醫師養成の必要を感じ、寛政元年醫學館を設立したり。こは初め明和二年、奥醫師多紀安元法眼元孝、神田佐久間町の躋壽館に於て、同業子弟の養成をなしも、幾程なく火災に罹り、其事中絶せしかば、茲に至り、再び多紀に其教育を命じ、若年寄堀田正敦を以て其總管となし、幕府醫師の子弟を生徒となし、病者の施療を以て其術の研究に充てしめ、

後ち諸藩醫師の子弟も入學するを許せり。又田沼全盛の頃は、諸事賄賂を以て成就せる事とて、殊に亂雜を極めしは公事訴訟なり、假令ひ何程の理ありとも、有司に賄賂せざれば、早速に其裁決を與へず、言を左右に枉げて年月を空過せしむるより、遠國より出府せる者などは、其滯在の費用に疲れ、困難に陷るより、彼の公事宿（クジヤド）と稱する、是等訴訟人の旅店にては、手代と稱する者、詞巧みに訴訟人を說伏せて、多く內濟に致させ、己れ其中間に立ちて利を貪り、又は非理なる者にても、金錢を惜まざれば、有司等へ密に賄賂して勝訴となさしめ、己れ亦謝儀として金錢を貪るなど、數多の惡風ありしかば、寬政元年之を戒飭して、「公事出入內濟（中略）事不レ立して宜敷儀も有レ之候得共、事品によりて一樣に可レ申には無レ之（中略）內濟調可レ申ため、可レ勝方を叱り、可レ負方を引立候へば（中略）不正之者に負け候を恐れ、可レ勝方より內濟を求め（中略）邪正之取糺不行屆故、內濟に及び候に相當り、甚以不レ可レ然事に候、（中略）今後は邪正急度相糺し、假令內濟申出候者と雖も、篤と吟味を遂げ可レ申。」云々と令したり、卽ち「可レ勝方を叱り可レ負方を引立」は賄賂の爲めにて、「邪正之取糺不行屆」は當時訟庭の常套たりしなり。されど此時は一時此惡風を一掃せしも、數年を出でずして又此惡風行はれ延いて幕末に及ぼせり。

儉約の厲行、札差の舊債棄捐、地主積立金

儉約の厲行、運上の廢止、舊債の棄捐、人足寄場

〔**儉約の厲行、運上の廢止、舊債の棄捐**〕　前節に述べし如く、奢侈淫佚に流れたる事とて、上下共に困弊を極めたるを以て、定信は老中就職の一着手として質素節儉を厲行し、天明七年八月、「近年質素儉約之儀取失ひ、專ら外見のみ心懸（中略）右之風儀候へば、自然勝手向も不如意に相成、隨而勤向幷武備等之心懸、家中領內之手當迄も不レ任二心底一候樣可二相成一（中略）享保年中被二仰出一候通、衣食は勿論、嫁娶之儀式、又は饗應幷普請其外道具類供廻等之儀迄も、堅相守、專ら儉素に致し候て、下々風儀の手本に相成候樣」云々と令し、同時に今年より三箇年非常の儉約相用ふと令し、尋で寬政元年に至り、年限に及ぶと雖も、猶引續き五箇年儉約と令し、後六年に至り、又引續き十箇年儉約を厲行せり。之と同時に田沼が計畫に係る運上、卽ち鐵座、眞鍮座、及び利根川、鬼怒（キヌ）川等通航薪荷船百步一、兩替屋天秤一に金十四兩、質屋一箇月銀二文目、駒込の千川上水々銀等の諸運上を廢止し、且つ質素儉約の爲め、大川中洲の埋立地及び府下寺社門前町の茶店、飮食店等を始め、田沼の時、諸所の火除地を貸下げ、茶店、楊弓店等の類を營業せしめしを、悉く取拂ひを命じたり。寬

政元年に、旗本士、家人等が、府前札差商人より、年々に借財嵩めるを以て、此輩の家計救助の爲め、六箇年以前の分は悉く棄捐せしめ、其手當として是等商人共へ、金八萬兩を年五朱の利にて、二十五箇年賦を以て貸下げ、又五箇年以後の借財は、高百俵に付一箇年金三兩、利子は、金五十兩に付一箇月金一分の割を以て、濟し方致すべきを命じ、同時に「近年御旗本、御家人共は、一同勝手向及ニ困窮ニ(中略)右は數十年來いつとなく花奢の風に馴れ、衣食住は勿論、萬事結構を盡し、無益之雜費有レ之故、勝手向不如意に至り(中略)畢竟其身分之限を不レ顧故の儀、當時文武之藝可レ致ニ修業ニにも、勝手向不如意故、自然と行屆兼、幷子孫之敎育も不束に有レ之に付、其子孫に至り候ても、不レ宜事のみ及ニ見聞ニ、往々心得違を生じ、終には(中略)家名を汚し候(中略)借金濟方利下げ等之儀、被ニ仰付ニ候上は、別而質素儉約を第一に致し(中略)此上心得違有レ之向は、別而嚴重之御沙汰に可レ及、」云々と令したり。

〔**七分積金、人足寄場**〕　又寛政三年には、府下地主に、七分積金(つみ)といふ新法を命じぬ、其令文「江戸名主地主等、此地諸國より事物集り來ると雖も、既に去未年(天明七年)米價格外高直に及ぶに付、(天明七年、諸國數年凶歉の影響にて、江戸は米價次第に騰貴し、五月に至り、小賣相場、錢百文に付米三合に昇り、細民の難儀非常なるも、幕府の米廩にも蓄穀少く、如何ともなし難く、僅かに金二萬兩、米六萬俵を出して賑救に充てしに、二十日ひて劫掠せしを機として、麹町、深川、本所にも同樣の事あり、忽ち府下に及ぼし、獨り米商のみならず、苟くも大家と見れば暴行をなすより、中には其難を免れんと、酒飯を備へて彼等を待つ者さへありしかば、彼等彌々勢ひを得しより、町奉行限りにて制止屆かず、先手頭十組に亂民捕り方を命じ、諸大名にも、人數を出し、近隣の町家を救護すべし、勿論手に餘るは討捨てたるべしと命じ、數日にして平定せり、依て關東郡代伊奈半左衞門忠高に、諸國より急に米穀を府下へ輸送すべきを命じ、金二十萬兩を出して其料に充て、且つ伊奈の格式を上せて、小性組番頭格となし、攝津守と更めたり、こは郡代にては格式輕きため、諸城主と交涉するに不便なるを以てなり、忠高卽ち諸代官を督促し、急に米穀を府下に送らしめ、又芝、麹町、深川、淺草の四箇所に假屋を建て、貧民に施救し、傍ら米價の低廉を計りしかば、六月に金一兩に付一斗八升なりしが、七月には二斗七升、八月には四斗、九月には六斗八升となりて、其反應は又武家の財政に及ぼして、彼の札差商人よりの借財嵩むに至れり)金二十萬兩を出し、米穀買上げ、相渡せしと雖も、猶末々まで行屆ずして飢餓に及ぶ者有レ之、右は畢竟此地圍穀(かこひもく)の設け無レ之爲にて、國々には、諸大名夫々に圍穀の設け有レ之、既に京都、大阪にも右の備も有レ之に付、此地に於ても、唯今より凶年の手當として圍穀致す

べし、」云々、其方法は、従來より府下に行はるゝ町入費といふを節減して之に充つるにて、即ち天明五年より寛政元年迄、五箇年間の町費を書上げしめ、其平均一年分を以て今後の町費一年分とし、之を十分して、一分を臨時費に、二分を地主の手元に收め、七分を以て積立金となす、譬へば金一萬兩の内、千兩は臨時費とし、二千兩は地主の手元に置き、(元來町費は地主に課するを以て、之を手元に置き、要用等に出さしむ)七千兩を積立金とするなり、猶之が補足の爲め、地主にて金子要用の際は、地所を抵當に取り、此金を貸付け、之を年賦成し崩しとなし、其利子も積立金に加算する事にて、即ち其會所を神田柳原に設立し、月々府下二十一組の名主、日割を以て同所に出頭して、上納方を取扱ひ、爲替用達(今の銀行の如し)より、順番にて同所の收支計算及び書類を管理し、町年寄を以て監督(今の監査役)せしめ、凡そ一箇年の積立額、金二萬二千兩の見積りにて、此内より會所の入費を支出し、及び無告の貧民を救助すべき定めなり。こは唐土の常平倉に擬せしにて、頗る良法なれば、三十四年を經て文政十一年に至り、現金四十六萬二千四百兩餘、貸付金二十八萬二千兩に及び、其後此金を以て糠を買入れ、凶年の備へとなせしに、安政二年に及び、糠のみにても四十六萬七千石に及べり。(此金今も東京市役所にて管理せり)斯る良法なれば、新奇を厭ふ人情として、其初めは内々不平を鳴す者もあり、中には、かゝる樣に世の中の隅々までを世話なされては、下々は行立ち申さず、相良樣(田沼)は、流石に小身より大名まで立身せられし程ありて、か樣にはあらざりしと、喋々する者もありしと、見聞雜錄等に見えたり。そは何故といふに、田沼は諸運上取立てなど種々の新法を立てしも、賄賂公行の事とて、賄賂だに用ふれば、いかなる手段も行はるゝよう、運上取立てとて、實際はさのみ名程の事はなく、殊に諺にいふ惡錢身に就かずにて、賄賂を能く取りて、能く散するといふ有樣なれば、世の中は日に驕奢淫佚に赴き、いかなる場末にても、晝夜三味線の音、密賣婬、飮食店のなき所とてはなく、所謂錢廻りよく、江戸は繁昌を極め、即ち右の年々の町費の如きも、實際の要用は三分一にて、其餘は時々寄合會合の費用に充てられ、此寄合會合は例の藝者寄合なれば、市中の潤ひといふ詞も出來たるなり。然るに定信の執權となるや、有司の惡風匡正を第一着手に厲行せしより、賄賂は勿論、昨日迄遊冶郎たりし者も、今日は謹直を守る事となり、又市中には、大川中洲を始め、寺社門前町、所々火除地に在りし遊樂の諸商店は取拂はれて、其跡は大弓射場、馬場等を設けて、諸士が稽古に充て、一方は貸金棄捐及び利足制限等ありしより、所謂錢廻り俄かに止り、浮利を貪れる輩に大打擊を加へたるに、今又地主積立金の擧ありて、從來は、其收支共に仲間同士にて事濟みしを、今後は、私金にして官の監督あり、ために一厘も私しの乘除の成らざるより、斯る泣言をいひしなり。蓋し從來質素節儉を奬勵する事、幾回な

るを知らずと雖も、其利害共に著しく斯く民間に及ぼさゞりしは、其奢侈の結果として、諸遊樂所の增加となり、其增加したる諸遊樂所は、更に一層奢侈を誘導する機關なるを覺るも、之をして一朝廢止せば、徒らに無告の民を生せん事に留意して、其廢止に躊躇せるより、所謂三日法度となりて、一の空文に過ぎざりしを以てなり、定信是に見る所ありて、斷然其機關廢止を厲行したるは、是れぞ賢宰相の名ある所なるべし。果して之がために業を失へる遊民等、破落戸（ナラズモノ）となりて世上を徘徊し、諸種の惡事をなせるより、人足寄場を設立せり。こは現今の懲役場にて、寬政二年、船手頭石川大隅守屋敷の裏手葭沼の地一萬六千坪餘を埋立て、寄場となし、（俗に石川島といふ地）嚴に火付盜賊改加役の向きへ令して、是等惡漢を、見當り次第に捕縛せしめ、又從來三奉行の手より入牢せしめたる輕罪の者の、入墨敲放（タヽキハナシ）の時に引取り人なく、之を放つに於ては再び惡事を働く樣なる者を、悉く此人足寄場に入れ、夫々の職業を營ませ、無職なりし者には、米搗、油絞、掃除等の雜役に服せしめ、其工錢を積立て置き、他日放免の時衣食の資となさしむ。此事は幕末までも行はれて、當時最も良法と稱せり。或はいふ、此事は先手頭長谷川平藏宣雄の建議に出でたりと。

學者の輩出と異學排斥

聖堂の三助、異學の禁——林子平——心學——小野蘭山、伊能忠敬、塙保己一——編修及び武事

〔**聖堂の三助、異學の禁**〕　田沼の全盛に、學者を無用物視したる結果は、定信就職の初め、諸士の學問を試業せしに十數人に過ぎず、然るに天明八年、京都大火の後、御所々々造營のため、定信入京せしに、京畿の間學問盛んに行はれ、中にも中國、四國、西國諸大名の家臣等に、俊秀の聞ある輩多きを見聞しては、いかで其儘に措くべき、依て柴野彥助（栗山）を徵して官儒となし、先づ之に時務を諮問するに、頗る定信の意に適合するより、遂に之を內々顧問とせり。（世に栗山上疏と題せる書あり、是れ定信に呈せる議なり）柴野は讃岐の人なり。尋で伊豫の尾藤良助（二洲）、肥前の古賀彌助（穀堂、精里）を徵して、同じく官儒となし、依て聖堂の日講を再興し、旗本士を促して聽講せしむ、時に何者か右の三儒を目して聖堂の三助と呼ぶ、遂に三助の名海內に轟く。勸學令出づるや、京畿に潛める學者輩が、京畿は元青雲の地に非ず、豈長く是に彷徨すべけんや、平素研鑽の技能を以て江戶に來る事、恰も奔流の如く、門戶を張りて子弟に敎授す。しかも其據る所は、古學あり、折衷あり、皇學派あるなど、元より一樣ならず。中にも皇學派に於ては、久しく京畿の間に潛勢力を得、且つ其所說は尊王斥幕の精神なれば、幕府に於ては、此種の學風は尤も危險物なるも、其論の至當なるは、誰ありて之を難ずるものなきより、漸く勢力を得ん情況なるを以て、定信

左の令を出して之を戒飭せり、「林大學頭へ、朱子學之儀は、慶長以來、御代々御信用之御事にて、現に其方家は、代々右學風維持之事被二仰付一候儀に候へば、無二油斷一正學相勵み、門人共可二取立一筈に候、然處近來世上に於て種々新規之說をなし、異學流行致し、風俗を破り候類有レ之、全く聖堂衰微之故に候や、甚以不二相濟一事に候、殊に其方門弟共之内にても、右躰學術純正ならざる者も有レ之樣に相聞え、如何之事に候、此度聖堂御取締嚴重に被二仰付一、柴野彦助、岡田淸助儀も、右御用被二仰付一事に候得ば、能々此旨申渡し、彌門人共異學相禁じ、猶又自門他門に不レ限申合せ、正學講究致し、人才取立候樣」云々。然るに聖堂中に於ても、朱子學をのみ正學として、他を異學となすは、元是れ同じく聖賢の書を講ずるなれば、此言允當ならずとの紛議ありしも、之を抗爭するに及ばざりき。是より聖堂の日講、漸く振はざるに至れり。蓋し此時、林大學頭信敬、實は家業に堪へず、徒らに國子祭酒の虛名を負ふのみにて、實際は門下生の敎授に當らず。時に成島忠八郎（和鼎）あり、初め奧坊主なりしが、學識あるを以て吉宗に擧げられ、後ち還俗せしめ、二百俵高となして、奧儒者並みに命ぜらる、此人學和漢を兼ね、傍ら詞賦に巧みなるより、家治に愛せられ、自ら窃かに昔の林道春に擬し、常に信敬の右に出づ、又其門に出入して敎を受くる者少なからず、定信文武を奬勵し、聖堂再び振ふに及び、殊に新進の學者等、各自競うて研究の學說を主張せるより、學界頓みに一段の活氣を呈せしに、更に進んで從來行はれつゝある成島派を壓倒せん意氣込みより、往々衝突の形勢ありしは、栗山上疏に「當時世上に學者大勢御座候へ共、本筋（ホンスヂ）の道筋を能々呑込候者は、多くは無レ之者にて、乍レ憚道筑體の者には、（道筑は成島の前名）篤と合點も參り間敷」云々と、勸學の意見を定信に述べたる一節にても知られたり。されば定信の此令あるは、徒らに聖堂に學者を大勢集めて、遂に黨同伐異の修羅場となさんよりは、朱子學一點張りに、所謂「愼二其獨一」の簡潔なるに如かずとの意に外ならざるべし。既にして林信敬病ひに罹る、業を嗣ぐの子なし、定信命じて、美濃岩村城主松平能登守乘蘊の次子熊藏を以て其嗣子となし、大學頭となす。（名は衡、述齋と號す）且つ聖堂は、從來林家々學の如くなりしを、其組織を改正し、純然たる官學として、諸士の敎育場とし、苟くも聖堂學問の試業（俗に御吟味といふ）に出でざる者は、番入（バンイリ）を免されず、之に依て聖堂の規律確定すると同時に、異學排斥も彌々嚴しく、殊に此衡は學問のみならず、資性英邁にして頗る時務に通ず、故を以て學者輩に畏敬せられたり。幕府既に官學を振興す、諸藩靡然として之に倣ひ、各々藩學を起して士の敎育を擴め、しかも其學風規律悉く之を聖堂に採る、依て朱子學は海內に傳播し、爲めに他の學派は殆んど顏色なく、其中には俊秀の學匠も少なからざるも、多くは仕途を得ずして終れり。（此異學排斥は、一の官學に止らず、延いて諸大名の侍臣にまで及ぼせり、其一

斑は、寛政の頃江戸に瀧澤清右衛門解、後ち號を馬琴と稱して稗史作者となれる者あり、初め松前志摩守道廣に知られ、侍臣の列に加へられ、其蔭に依て彼れが學益々進む、故を以て漸く人に知らるゝに至る、時に道廣の師林衡之を聞き、一日道廣に、瀧澤某の學に志あるは、予疾く之を聞く、然るに彼れ其宗とする所を誤る、想ふに古の奇技淫巧を作爲して君心を蕩すとは、彼れが如きをいふか、寧ろ無學なれば其害なからんも、彼れが如く生半學は、人に主たる者の近づくべきにあらずと諫む、道廣答へて、予の瀧澤を左右せしむるは、其學問あるにあらず、彼れが子宗伯は小兒醫師たり、予兒女多きを以て宗伯を抱へたるが、其緣に依て時々予に候するに過ぎずと辨解して、舊の如くするを得たり、之にて其一斑を知るべし）

〔林子平〕　右の如く田沼の時に屏息せし學者輩が、此時一時に勃興し、學說に著書に、各々學界に花を唉かせたる中に、定信の爲め嚴譴を蒙れるは林友直とす。友直は通稱子平、仙臺藩士林嘉膳の弟、夙に經世の志を抱きて四方に歷致し、其蘭學を修め、海外の事情を知るに及び、大に國防に付て謀る所あり、當時下野の蒲生秀實（君平）、上野の高山仲繩（彦九郎）と共に三奇士の稱あり。一年京師に上り、中山前大納言愛親に謁す、愛親、高山仲繩が皇室の式微を慨し、及び古今仁人義士の事を談ずるに、言々肺腑より出で、感極りて涕泣するに至るを感歎す、友直聞きて、涕泣するは彼れが癖のみ、今天下太平なり、何の爲めに涕泣するや、唯憂ふる所は我國海防の不備にあり、是れ一日も忽諸に附すべからず、萬一外患あらば、何を以て神州を守らん、彼の元寇に於ける神風を再び頼むべきか、仲繩の如きは、蓋し泣くより他の能なしと答ふ、愛親啞然として又いはずと、一日秀實、友直の居を訪ふ、旅裝にてしかも粗野を極めたるが、語るに山陵巡拜を以てし、其荒廢を慨く、友直其服裝の粗なるを見て之を輕視し、且つ當今の憂へは海防にあり、山陵の如き內部の事業、敢て急務に非ずと嘲る、秀實は田舍漢、禮を知らず、共に語るに足らずと怒りて去る、後北海に露西亞の來寇せるを聞き、始て友直の先見に服せしといふ、斯く海防に熱心なるより、海國兵談及び三國通覽等を著はす、其兵談には、我國の無防を擧げ、之を守るの要務より、大砲製造等までを極論し、通覽に至りては、江戶日本橋下の水は、英國龍動テームス河に至るを說く等、專ら世人警醒の爲め著はしゝを、定信は之を以て猥りに國勢を私議し、奇語を弄して世人を惑亂するものとなし、之を江戶に召す、時に寛政三年十二月三十日なり、友直、鄉を出づるに臨み「此首が飛ぶか飛ばぬか明けの春」の俳句を殘せり、蓋し其死罪を期せるを知るべし。偖江戶に至り糺彈せられしも、元來毫も惡意あるにあらず、眞に憂國に出でしと雖も、之を寬假せず、著書及び版木を沒收し、其身を永押込（ナガオシコメ）に處せらる、茲に於て「父母もなく妻なく子なく版木なし錢もなけれど死たくもなし」

（一に「錢もなければ面白くなし」）と詠じ、六無菴主人と號し、「天の下の武士（モノヽフ）なれど白川（定信）の淺瀬の水にたゞよふぞうき」と不平を洩せり、蓋し定信の褊狹を嘲罵せるなり、是れ翌年五月の事なり。されば著書の檢束と異學の排斥とは、大に學界を警戒し、各々「愼其獨」といふ風潮となりて、學者續出せるに比しては、驚世の論少きは右の故にて、中井竹山の草茅危言の如きは稍時務を議するにあるも、主として家康以來の政績を稱揚し、其著、逸史の如き、德川氏頌德の觀あり、殊に澁井太室著の國史の如きは、將軍のために本紀を立つるは猶可なるも、至尊を指して西都皇となすに至る、賴襄（久太郎、山陽）、日本政記、通議を著はし、尋で日本外史を著はすに至るも、德川氏に於ては何の書する所なし、唯其結末に「蓋武門平二治天下一、至レ是極二其盛一云、」と、僅かに無限の感を寓するに過ぎず、其「外史氏曰」の論も、概ね新井白石の讀史餘論を敷衍せるのみなるなど、いかに當時學者輩の苦心せしかは察せらる。蓋し田沼は學問を衰廢せしめ、其機に乘じて自家の所欲を斷行し、定信は學問を振興し、夫がため自家の所見遂行を蹂躙するの止むを得ざるに至れり、學問の勢力亦大なりといふべし、茲に於て學界に向ひ、異學、正學の二語を以て搔廻し、延いて學者をして十分に言論するを得ざらしめたり。

〔心學〕　此時に當り卑近なる道德學の起るあり、しかも駸々として隆盛を極め、聖堂の諸儒も殆んど顏色なきが如くならしめしを、中澤道二の心學となす。こは、初め享保の頃、京都瓦町の石田勘平（梅巖と號す）といふ者之を唱へ出せるなり、勘平は丹波桑田郡の產にて、其學員原益軒に私淑し、都鄙問答、齊家論等を著はして、大に市井の間にもて囃され、後公卿の間にも出入せり。其門人松葉屋松翁、尾張屋道順、中澤道二等最も名あり。道二は京都の產、初め日蓮宗の僧なりしが、還俗して生家を嗣ぎ、絲商となり、隱居して江戶に來り、茅場町に僑居して開帳百日心得草を著はす、概ね宋儒性理の說に、佛敎の因果應報を加味す、初め僧侶たりしを以て、其說儒敎にのみ偏せざるより、僧侶の間にも行はれ、殊に「愼其獨」主義を卑近の俗語を以て說き和げ、大に定信の意に副ひしより、市井無學の徒のみならず、後には諸大名の邸へも出入し、婦女子のために講說し、後ち下谷錬塀町に門戶を張りて敎授す、門下の鎌田一學などいふ者、頗る世にもてはやされたり。此道二に付て甲子夜話に、

道二、或時備前の一心齋（池田少將治政隱居後の號）に招かれて、其邸に詣り、案內せしかば、取次の者此方へと案內して一間（ヒトマ）へ通し、茶烟草盆など例の如く出せしが、數刻の間誰一人出來らず稍（ヤヽ）くにして一人の役人出來り、先づ此方へとて、又奧の一間に請じ入れしに、此度もやゝ暫く控居たるが、誰一人出來らず、とかくする內に晩景に及びて、稍く若き士出來り、主人の居間へ御

通りあれと、先に立ち案内して、奥座敷と覺しき所に請じ入れしが、此所は二間にて、上の間に主人一心齋大胡座にて大盃を控へ、其次の間の左右に、近侍と見えて老若の士數人竝居、各々手には大盃を持ちて、今や酒宴酣はに、盃盤狼藉たり、主人、道二を見るより、挨拶もせで、先一盃とて例の大盃をさし、道二、私は酒は不調法なりと固辭するをも聽かず、酌の士なみなみと注入れたるに、左右に居竝びたる士、我も〳〵と道二の前に大盃を持來りて酒を強ふ、果は酌をするとて酒をこぼし、道二の衣服の汚れるをも顧みず、餘りの事に道二は、今日の御招きは、我等の道話御聞のためと存じて參上せしに、か樣の成され方は餘りの次第なれば、もはや御暇申すべしといひ捨て座を立ちけるに、滿座の士、大聲に、ならぬ堪忍するは堪忍と吟じ出せしかば、道二面目なく、悄々として歸れりと、こは道二常々の講話に「世の中になる堪忍は誰もする、ならぬ堪忍するは堪忍」といふ道歌を以て、人心の怒火を鎭むるに資せしに因れり、云々、

とあり、一心齋の戲謔は姑く措き、以て道二が教へ方の一斑を知るべし。

〔**小野蘭山、伊能忠敬、塙保己一**〕　偖定信の儒學に於る方針は右の如くなるも、他の有用の學問は之を採用するに勉め、從て大家と稱せられたる輩は、概ね幕府に擧用せり。其重なるは、寛政十一年に小野職博を召して三十口を賜ひ、本草學を講ぜしめたり。職博は通稱喜內、蘭山と號す、京都に在りて松岡玄達に本草學を研究し、夙に出藍の名あり、後ち海內無比と稱せらる。同十二年には伊能忠敬を擧用して、全國の測量をなさしむ。忠敬は下總佐原の產、通稱勘解由、樂天樓主人、又樂天翁と號す、夙に分檢測量の學に志し、四方に周遊し發明する所あり、後ち高橋作左衞門至時に就て西洋測量の方を習得し、其技益々進む。初め正保年間、幕府全國測量の事ありしも、當時其方未だ精しからざるを以て、粗漏少なからず、弦に於て忠敬をして相互常總を測量せしめしに、訂正增刪する所少なからず、依て遂に全國に及ぼし、十餘年を經て漸く成る、之を俗に伊能實測圖といふ。又寛政五年、塙撿按保己一を擧用し、和學講談所に於て子弟を教授せしむ、和學講談所の始なり。保己一は武藏兒玉郡保己村の產、幼名寅之助、後ち千彌、幼にして明を失し、江戸に出でゝ雨宮撿按須賀一の門に入り、針治等を學ぶ、傍ら萩原宗固の門に入り歌學を學ぶに、資性明敏、一聞すれば遂に忘れず、故を以て學業大に進む、天明三年撿按となり、弦に至り幕府の和學講談所に入り、教授の傍ら古書の蒐集に勉む、會ま定信も其意あるを以て、大に之を賛し、既集の古書を刊行せしめ、北品川の地千六百坪を貸下げて版木置場となさしむ、其書は卽ち群書類從なり、依て林大學頭衡に其事を督せしむ。

〔編修及び武事〕　是より先き聖堂派、成島派と窃かに軋轢の情況あるを見て、定信、成島司直（成島和鼎の孫）に命じて、徳川實紀の編纂を命じ、林衡に之を監せしむ、是に至り、兩派漸く協和せりと云。其編纂成るに及び、徳川氏祖先より家康に至る編年體の傳記を、朝野舊聞裒稿と題す、家康將軍宣下より淩明院に至る同傳記は、即ち徳川御實紀なり。又諸大名、旗本士に令して、各系譜を錄上せしめ、且つ寛永貞享兩度の錄上に於て、誤謬若くは脫漏あるは、之を訂正補足せしむ、依て若年寄堀田正敦を以て總裁に、林衡を監修に、成島和鼎に編輯を命じ、屋代弘賢等をして之に與らしむ、成るに及び、寛政重修諸家譜と題す。尋で地誌編纂の業を起し、武藏、相摸より稿を成さしむ、亦林衡之を監し、成島和鼎に編輯を命ぜり。以上は定信が學事奬勵の結果にて、中には定信辭職後に係るもあれど、皆定信の計畫に出づる所なり。又武事奬勵の結果としては、四方より江戸に來りて門戸を張り、之を指南する者甚だ多く、其重なる一二を擧ぐれば、砲術に赤松、荻野の二流出で、幕府の田付、井上と肩を竝べ、劍術に戸賀崎熊太郎の神道無念流出で、柳生の兵法を凌ぎ、鎗術に早川流、柔術に間影流出づる等、其他計るに遑あらず。何れも往時は形（かた）とて形式の修練を專らにせしを、是に至り一變して、鎗劍は實闘即ち試合ひとなり、柔術は亂取り即ち取組を專らとせる等、其振興の形況を察知すべし。中にも平山行藏（潛字は子龍）の如き、自ら實踐して其實用上の利害を研究して、

一橋治濟松平定信の軋轢、尊號事件

大御所問題——兩殿應規矩四門總崔鬼——尊號の紛議

〔大御所問題〕　家治の病ひ大漸に當り、世子家齊幼年の故を以て、三家へ內々後見あるべしとの命あるに當り、家齊の實父一橋治濟は正しく吉宗の孫にて、世子の實父なれば、必ず此人にも後見の命あるべく、さなくとも諸事心添へあるべし位の命あらんとは、自他共に思ひしに、曾て其事なく、姪の子なる松平定信を擧げて輔佐とせしかば、治濟案に相違しけるが、此上は政務に關係せずとも、正しく將軍の生父なれば、三卿の地位に居るべきにあらず、又置きもすまじ、必ず西の丸へ請じ、大御所として孝養あるべしと思ひしに、是れ亦絕えて其事なきより、遂に自身に將軍に此意を漏らし、所謂孝は百行の基ゐ、殊に將軍に在りては天下萬民の龜鑑たるべきに、子は將軍として主位に在りながら、父を臣位に置くは然るべからず、但し異姓の人ならば、或は不當ならんも、同之を子弟に敎授せるより、諸大名の家臣等多く其門に出入せるより、旗本士に在りても亦之に傚ひ各々文武に勵精せしは、彼の太田覃（ふかし）（蜀山人）が「世の中に蚊程うるさきものはなし文武といふて夜も寐られず」との狂歌は、蓋し當時の情況を寫せるなり。

宗たる上に、吉宗の孫なり、既に吉宗は家康の曾孫なるを以て、三家の順に係はらずして、入りて將軍職を繼ぎし例もありと申しゝかば、將軍より直ちに側用人松平信明を以て、老中へ其取計らひ方を命じたり。老中も尤もの事なれど、さりとて三卿たる人を大御所と仰ぐは如何あるべきと評議決せず、中にも松平定信は之を不可とし、内々奥儒者柴野彦助に命じて、和漢に於ける斯る先例を調べさせ、結局、將軍家に於て斯る事あるに於ては、天下の人をして、己が子他家の養子となりし後に、其養父歿するに於ては、己れ直ちに子の養家に入りて、父と崇めしむるに至るべし、若し然らば倫常を亂し、果ては之に依て種々の紛議を生じて、爭訟するにも至るべければ、實に孝に似て孝にあらず、違亂の極なりとの議に一決して、定信より家齊に、親しく右の理由を申して之を諫止せしに、家齊は父子の情、之を已むるに忍びず、再三定信にいふ所あるも、定信天下の爲と申して堅く執りて應ぜず、遂に家齊怒りに堪へず、座右の刀を取りて切掛らんとせし時、側衆平岡美濃守頼長、中間に在りて、越中守、御腰物下さる、頂戴致せと、大聲に申しゝかば、家齊せん方なく、刀を捨てゝ奥へ入りたり、依て定信は其刀を拜受して退きぬ。之に依て將軍の方は諫止せしかど、治濟に申諭んは至難の事なれば、いかにせんとありしに、老中青山下野守忠裕（タヾヤス）、自ら請ひて一橋邸に至り、治濟に委細を申して、承伏せしめたり。其詞の大意は、文昭院殿御繼統の後、御父甲府宰相綱重卿に大相國を御贈官あらせられしは、甲府の御家を擧げて御繼統あらせられ、尋常の御養君とは、其品（シナ）格別なるを以てなり、さるからに有德院殿御繼統ありしも、御父光貞卿へ御贈官なかりしは、紀伊家は御從父兄弟宗直卿御相續ありし上は、養家の尊を以て實家の父公に加へ難きを以てなりとの事にて、此一言にて事濟みたりと。奥右筆某の日くらし日記に見えたり。蓋し此時有司の過半は治濟に同意を表せるにも係らず、定信堅く之を拒みしは、治濟にして西の丸に入り、大御所の待遇を受くるに及ばゞ、有司等將軍の意を邀へんと、各々西の丸に取入るは必定の事、然らば漸次威勢付きて、遂に政務に容喙するに至るは亦必定の事、斯く成行く時は、定信の輔佐は唯虚名に畢るべし、縦ひ容喙せずとも、定信の施政方針に批判を加ふるに於ては、頗る事に害ありとの意に出でたりと。或説に、旧沼意次は、嘗て家治百歳の後は、治濟を西の丸に請じて政務の後見となし己れ依然と政局に立ち、擁立の功を以て威福を張らんとの野心より、密々治濟に其意を泄しゝを以て、治濟之を遂行せしめんと、家齊に迫りしともいふ。二説共に眞なるべし。されば是よりして定信、治濟は、内々軋轢となりて、定信切りに質素儉約を奬勵すれば、一橋家にては之を用ひず、反りて奢侈風流を事とする等、事々反對を試みしも、定信之を不問に付せしより、世に我儘隱居と綽名せり。そは一橋家濱町の下邸に、治濟時々保養の爲め行くに當り、近隣の屋敷の立樹など剪除し

ければと、幕府に請ひて之を取拂はしめて廣小路を作りしより、俗に我儘小路といひしにても知るべし。時に一橋家へ出入して、同氣相求むるといふ如き大名二人あり、一は島津重豪、隱居して榮翁と號す、こは家齊御臺所の生父、一は池田治政、隱居して一心齋と號す、此二人時々奇拔の行爲をなして世人を驚かせり、依て世に三隱居と綽名せられたり。

因みに云、治濟は寛政三年三月十一日權大納言に陞り、此日隱居して穆翁と號す、蓋し定信の方寸に出でたり。文政元年六月薙髮し、同八年八月從一位に進み、准大臣宣下あり、同十年二月二日薨ず、東叡山に葬る、同十一年正月贈內大臣、翌年二月贈太政大臣宣下。

〔**兩殿應規矩四門總崔嵬**〕　定信就職の後間もなく、天明八年正月二十九日京都大火にて、禁裡、仙洞、女院御所を始め、二條城も炎上し、且つ神社二百二十餘、寺院百二十八、公家、武家、町家を合せて十八萬三千餘、其慘狀、前代未聞といふ。之に依て幕府は御所々々造營あるべきため、定信を以て其總裁となす。五月定信上京し、舊來の御所は古制に悖れる所多きを以て、之を改正せん事を奏す、乃ち醍醐理性院に藏せる上古禁中の圖を、裏松前左大辨光世に勅して考證せしめ、之を參考に資せしめらる。依て紫宸、淸涼の兩殿の規模を擴め、承明、玄輝、朔平等の諸門を新建し、承明門に東西の回廊及び河竹巽竹の二臺を築き、又賢聖障子は、古來土佐家の筆なりしを、近世狩野家に探幽、養朴等の名匠出でしより、其筆する所となれるを、更に住吉內記廣行に之を畫かしめ、柴野彦助に考證せしむる等、其重なる事にて、（屋代弘賢の道の幸に詳かなり）明年工竣り、十一月新內裡へ還幸あらせられしに、深く定信の功を叙感あらせられ、特に幕府へ聖上、上皇の御製を賜へり。聖上の御製は「遙慕三周文囿一、不レ羨二漢武臺一、舊章一是率、新築本非レ催、百工忽告レ竣、整レ冠自レ東回、拭レ目九重裏、九重亦美哉、兩殿應二規矩一、四門總崔嵬、燕雀繞レ簷集、櫻橋挾レ階栽、豈其爲二逸豫一、講レ禮共徘徊、委佩群僚會、將幣九州來、素心旣已足、起臥感二鹽梅一、欣然歌思動、乙夜薄言裁、」上皇は「殿造りみかきたてたるうれしさの心を見する大和言のは、」之を家齊手寫して定信に賜へり。蓋し從來幕府が御所造營に付ては、成るべく舊殿の規模に從ひ、且つ費用の低減を主とせるを以て、僅かに一小部分の修正、若くは取弘げだにも容易に行はれざりしを、斯くまでの心盡しは、流石に田安宗武の族なり、斯る賢宰相出づるからば、公武の御和融はいふまでもなく、めでたき御代哉とは、當時堂上家の日記に散見する所なり。されば彼の高山彦九郎、蒲生君平等の如きも、定信に望みを屬して、必ず前代に數等超えたる朝廷崇敬の事あるべしと、豫期したりといふ。

〔**尊號の紛議**〕　然るに事實は之に反して、定信の計らひより、公武の大衝突となれり。そは閑院ノ宮の太上天皇尊號宣下事件なり。當時主上（光格天皇）は、閑院宮典仁（スケヒト）親王（東山天皇の御孫）の御子

にて、安永九年後桃園天皇の御譲りを受けさせ給ひしに、御生父は一品親王にて、臣列にましますに上に、制度の上に於ては、當官大臣の下に着かせ給ふ事なれば、叡慮安からず、依て太上天皇の尊號を宣下あらせられたく、諸公卿へ御諮詢のため、先づ時の議奏前權大納言中山愛親に仰せて、先蹤を考査せしめ給ひしに、愛親は左の二例を上れり。（此事、尊號廷議、中山愛親卿記、正親町公明卿記等、又幕府方の記錄には、松平定信自記、尊號取扱一件、不時參向御用留、高家宮原手記、奥右筆近藤手記等あり。但し、しらぬ行末、中白問答の如きは眞僞相半ばに、兩頭秘事記、中山記、白河公男山八幡宮願文、素河小說等の類は、採るに足らぬ大僞書なり、今中山愛親卿記に據りて大概を述ぶべし。）

自二親王一院號初例、後高倉院、（二品守貞親王、高倉第二皇子）建暦二年三月二十六日出家、（法名行助）承久三年七月九日後堀川院踐祚、同年八月十六日太上天皇尊號、（依レ爲二皇父一也）後崇光院、（眞成親王）應永三十年七月五日落飾、（法名道欵、五十五歳）正長元年七月二十八日後花園院踐祚、（崇光院曾孫、榮仁親王孫、眞成親王子、爲二後小松院皇子一）文安四年十一月二十七日尊號宣下、

之に依て彌々尊號宣下せらるべしと、其可否を公卿中へ御下問ありしに、何れも異議を申さゞれば、傳奏前權大納言萬里小路政房、權大納言久我信通を以て、所司代太田備中守資愛へ御内意を下されたり。愛親卿記に、

寛政元年（天明九年正月改元）二月、武家傳奏兩卿談二所司代一趣如レ左、案紙依レ仰註レ之、一品ノ宮當今御實父之御儀故、尊號宣下被レ爲レ在度、年來叡慮に候得共、大祀以前（大祀は大嘗會）彼是御猶豫、昨年春之間必被レ爲レ有二御沙汰一度、被二思召定一候所、依二火災一被二默止一候、此節も造内裏以前、就レ中關東御繁務中に候間、被二思召憚一候得共、宮御方漸被レ及二御老年一、（時に五十七歳）旁親王之列に被レ爲レ在候儀叡心不レ安候、不レ被レ爲レ得レ止、此趣其元迄可二申達一御沙汰事、（別に前の例書を添へられたり）

然るに太上天皇宣下とありて、之と同時に年爵年俸を賜はる等、事至重なるを以て、太田資愛は直ちに之を江戸に急報せしに、恰も此時江戸にては、一橋治濟の大御所問題内部に起り、定信は之が拒絶に苦心の最中なれば、今朝廷に於て、御生父の臣列に在るを御不安との御孝心より、尊號宣下とありては、將軍にも、生父を臣列に置くに忍びずと、朝廷幕府同一問題にて、朝命に從ふ時は、幕府の命も拒む能はず、然る時は自己の輔佐職は虚名となる必然の勢ひなればと、事の理非は姑く置き自己の地位維持の爲めに極力大御所問題の拒絶に勉めし際なれば、直ちに此筆法を、畏くも朝廷に及ぼして、先づ所司代より來りたる朝廷の御内意は、暫く握潰して、關白鷹司輔平まで、兼て柴野彦助に命じて考へさせし、大御所問題拒絶の先蹤を送りて、暗に尊號宣下の諫止を諷したり。

愛親卿記に、（以下の條には書名を略す）

寛政二年三月、松平越中守定信（中略）以レ狀内々所レ申二關白輔平公一之一冊、被レ爲二見下一、依二繁多一不二書記一、御父御在世中、尊號不レ協二理由一也、大略註レ左、從二旁支一受二大統一、上二尊號於本生祖考一例、異朝漢宣帝以來至二明世宗一、二十八帝、從二旁支一繼二大統一、内十二帝、無二上二尊號於私親一之事、（中略）上二尊號於私親一、漢哀帝始レ之、後漢安帝、桓帝、靈帝各追レ之、但兩漢追尊、但稱レ皇而已、吳後主孫皓、其父和、追二尊文皇帝一、是一變也、宋英宗父濮安懿王、尊爲二安懿皇一（中略）明世宗父興獻王、追二尊恭睿潤仁寬穆純聖獻皇帝一、我朝從二旁支一繼二大統一、自二仲哀帝一至二後花園帝一、十二代、内七代、無下追二尊私親一之事上、三代、有二追尊之事一、御父御在世有二尊號一、只二代也、光仁帝御父施基皇子、追二尊春日宮天皇一、後堀川帝御父御在世中上二尊號一、和漢無二其例一、

依て輔平、暫く宣下御延引の事を申しゝに、漢土の例はとにかく、本朝既に例あるを以て、宣下あらせられんと思召されしを、定信が、御先例は僅か御兩代に過ぎずといふを以て、之を止め奉るは不當なれど、時の勢ひ爭ひ難く、依て左の内意を幕府へ下されたり。

寛政三年二月二十一日、依レ仰武家傳奏示二談所司代一趣、一品宮尊號宣下之事、重事勿論に候間、今暫可レ有二御猶豫一候、但稱二皇字而已一、於二異朝一度々有二沙汰一、如二濮議一も、先賢以レ稱二皇伯一爲レ是、濮王於二仁宗一爲レ兄之間、於二英宗之朝一、稱二皇伯父一、雖レ有二其謂一、當時一品宮難二比等一候、皇字猶不レ被レ稱レ之、唯親王之列に被レ爲レ在儀、叡心殊不レ安候、於二大統一無二嫌疑之失一、而在二所生一亦極二尊崇之道一之議論、被二採用一度叡慮乍二勿論一、當時如何程に被二宣下一可レ宜哉、小一條院辭二太子一之後、被レ准二太上天皇一、賜二封戸一、於二尊號一無レ之か、元來親王一列御同樣にて御朝參、甚如何に思食候、尊號宣下被レ爲レ在之上は、毎度主上行幸も被レ爲レ在度叡慮に候へ共、宮御方次第に被レ爲レ及二御老年一、彼是御評議のみに被レ移二時日一、空敷打過候よりは、先小一條院程にも、可レ被二宣下一哉と思召候、是以不二容易一御事に候はゞ、當分御參内御儀式、仙洞御同樣に可レ被二仰出一御沙汰に候、其上御領仙洞御同樣に相成候はゞ、大略小一條院御樣子に可二相適一候へば、先可レ被レ安二叡心一候、依レ之尊號之儀今暫く御猶豫、御參内之御式は急々可レ被二相改一御沙汰候事、

幕府は之に對して何等の答へをも申さずして、尊號の儀は御名器不レ輕儀に付、今一應篤と御評議を盡され然るべしと、頗る簡單の言上なりしかば、朝廷より寛政四年九月に、

閑院宮尊號宣下之事、追々御内慮被二仰進一候處、御名器不レ輕之儀故、決而御無用可レ被レ遊可レ被二申上一との御儀に候由、卽及二言上一候處、先以今般御返答有レ之候段、御氣色之御事候、但本邦適當之御例蹤不レ被二遵行一、不レ被レ守二舊典一候ては、實に官家之御差碍に付、群臣之意見も被二尋下一、御内慮被二

仰進ニ候儀に候へば、御名器不レ輕儀とのみ簡易之御返答に被ニ相任一、臣下へ被ニ仰出一候ては、其子細不分明に候間、決而御無用可レ然之義理之分別、逐一被ニ仰進一候上、被レ安ニ叡心一、於ニ臣庶一も、悦服有レ之候様ならでは、是非可レ被ニ宣下一之儀に候、決而不レ協道理、縱令ば社稷之興廢、蒼生之安危にも相拘り、御宇之御障礙にも可ニ相成一程之義理有レ之候はゞ、可レ被レ應ニ其趣一候、且又御孝心相立候御儀は、御領等御相應に被レ進候類、被ニ仰進一候はゞ、幾重にも御厚志を被レ盡、御評議可レ有レ之段、先以御滿悦之御事に候、併太上天皇之御相應に、御領被ニ相增一、御所も御造營被ニ成進一候ても、於ニ親王之御品位一、北面之御禮節は、聊不レ可レ有ニ差違一候、然ば難レ被レ安ニ叡慮一候、加之以ニ御領之等差一被レ定ニ勝劣一儀、御近代、於ニ官家一其沙汰無レ之候、依レ祿定ニ品等一候はゞ、大臣以下群臣之違亂目前に候、賜ニ大祿一之事は、人々願望之事に候へば、一品宮に相限り、太上天皇同樣之御祿にては、御名器之違亂に候、但於レ有ニ適例一は、可レ被ニ擧用一候歟、今般之御進止、可レ爲ニ後代之御規範一候へば、御大切之御儀に候間、聊無ニ御遠慮一、義理分明之御返答被ニ仰進一候樣にとの御沙汰に候、云々、

と頗る強硬に仰出されしかど、幕府亦何等の奉答なかりしかば、重ねて十月二日に、

閑院宮尊號宣下之事、追々御内慮被ニ仰進一候通に付、當月上旬可レ被ニ宣下一の御沙汰に候、云々、

とありしかば、所司代は大いに驚き、ともかくも先般の御返答あるまで御猶豫あるべしとて、此御書付を受取らず、急に此趣を幕府へ報告せしに、やがて幕府より、尊號宣下の儀は御無用に成され、且つ御尋ねの儀あるに付き、傳奏正親町公明、議奏中山愛親、廣橋伊光三人、急々東下あるべしと言上せしかば、朝廷の御驚き一方ならず、遂に尊號宣下は、幕府言上の如く御沙汰あるまじ、さらば三卿東下にも及ぶまじ、殊に不時に朝廷の役々東下の儀は、其例なきを以て然るべからずと御沙汰ありて、先きの强硬とは打變り、最も御讓歩の御旨なり。是れ卽ち幕府が每々朝廷を抑制し奉る手段にて、とても道理を以て爭ひ難く見れば、所謂瓢箪鯰の應答に時日を移し、聽て朝廷の乘り地になるに及び、忽ち事に託して威嚇し奉るなり。故に幕府は此朝旨に對しても決して變らず、十月十五日に所司代を以て、左の如く言上せり。

尊號宣下之儀御返答無レ之内は、十一月上旬に及候得共、被ニ仰出一御無用に可レ被レ成との儀相達候處、專時勢に相拘り、公武御差障筋に候やと思召候間、右宣下之御沙汰御返答有レ之迄は、必御見合可レ被レ遊被ニ仰出一候旨、則急度及ニ言上一候處、尊祖崇宗之御道理も相立、於ニ宗統一嫌疑之失も不レ被レ爲レ在、只々萬乘之御位、天神地祇之御眷を被レ爲レ蒙候御事にて、聖祖神皇之御寶位にて候へば、其位を不レ被レ踐、其統を不レ被レ繼しては、御大切至極之儀と思召候處、先以御返答有レ之迄、必御見合可

レ被レ遊旨被二仰出一、御安心之儀に思召候、(中略)且又三卿下向之儀は、尊號宣下 御見合之御沙汰も有レ之、且か樣之儀にて堂上參向は無二近例一、公武之御差障筋に可二相成一やと、先參向不レ被二仰付一、尙可レ被レ回二叡慮一被二仰出一候旨、是又及二言上一候處、御近例無レ之とて、格別之御用之節は可レ被二召下一儀に有レ之、(中略)下向之儀被二仰出一候事故、公武御差障等に可二相成一御道理にて無レ之候、乍レ然此度御用向之儀、尊號宣下被二仰出一候故 之儀に候處、十一月上旬宣下之儀は被二差止一、重而御返答被二仰出一候迄は、必御見合可レ被レ遊、殊に叡慮を可レ被レ回旨被二仰出一候に付ては、右下向之儀、急々之支度等には不レ及候間、來月中にも下向有レ之候樣にと被二仰出一候、若三卿共下向候ては、御當用御差支等にも候はゝ、正親町前大納言、並議奏衆之儀は、先達而被二仰出一候兩人之內、一人下向有レ之候ても可レ然旨被二仰出一候、云々、

と傳奏、議奏の東下を迫り、尋で所司代を以て、度々の勅問に對し、左の如く奉答せり。

十一月四日、(上文略す)一體最初群議(群臣の答議といふの略語)等被レ添被二仰達一候後、御返答早速に不レ被二仰出一候は、御名器重大無二此上一御事、御孝心之處、是又御尤之至に 付、品々御勘考被レ爲レ在候故にて候、其後必御無用之旨趣、委敷被二仰出一候樣にとの處、右御返答之儀も未レ被二仰出一候は、總而三代之禮にも、大宗、小宗之際嚴重に被二定置一候儀にて、尊レ祖重レ宗不レ貳レ斬、不レ分レ統之旨に

て、先王之禮を制する無二二三一共有レ之、況萬乘之御位は、聖祖神皇之御寶位にて 候へば、其位を不レ被レ踐、其統を不レ被レ繼して、其名を被レ爲レ上候儀は、不レ可レ然御事に候、罔極之御恩を被二思召一候所は、甚以御尤之御事に候へば、いか樣にも深御孝養は可レ爲レ盡御儀に候得共、御位號に於ては、名分之不レ輕御事に候、是又御舊典御先蹤とても、總て御歷代之故事を、皆先蹤とて被二遵行一、舊典とて可レ被レ守御事に無レ之は、勿論之儀にて、(中略)群議等御不審之所不レ少候へば、御尋も有レ之、品により追々群議之衆中下向之議も被二仰出一、御糺問有レ之、誠に御道理を被レ盡、論說無二餘蘊一、精々被二盡極一候思召にて 候、右樣に不レ被レ爲レ在しては、可レ爲二御規範一、重御旨にも御相當被レ爲レ在間敷との御事にて候、何れ御委敷御旨趣は、三卿下向御尋糺共有レ之上、可レ被二仰進一との御旨にて候、(中略)猶尊號必御無用との御趣意は、三卿下向之上可レ被二仰出一候、云々、

とありて、御孝心の厚きより尊號宣下とあるも、尊號は重大の御名器なれば然るべからず、又仙洞御同樣の御待遇のみにて尊號宣下なきも、所謂重器を濫用する事にて然るべからず、先づ御領にても增進して、御心閑に御孝養と申しゝも、仙洞同樣の額にあらずと、委細の意中を玆に始めて吐露し、且つ傳奏、議奏の東下に對しても、或は之に止らず、尊號宣下の御下問に與れる人々の內にも東下せしむるに至らんと威嚇せられて、諸公卿今は定信を買被りしを悟り、只管幕府の意を和げん

ため、「御無用との御趣意は三卿下向之上可レ被二仰出一」とあるにも係らず、十一月十二日、傳奏を以て所司代へ、

閑院一品ノ宮尊號宣下一件、此度御宗統之儀に付、委細被二仰進一、聖祖神皇之御寶位、不レ被レ踐二其位一不レ被レ繼二其統一、被レ上二御位號一事不レ可レ然由、御深厚之御旨、逐一及二言上一候處、被二聞召一、此上者有二徐蘊一間敷叡感之御事に候、因レ茲仙洞（後櫻町天皇）へも被二仰合一、實に被レ易二宸襟一候に付、今度尊號宣下之事被二停止一候旨、以二叡慮仙洞之思召一、被二仰出一候間、此段關東へ宜二申入一事、

と仰出され、是にて幕府卽ち定信が意見貫徹し、從て大御所問題撲滅も其功を奏せり。依て幕府は右の御請けとして、高家前田信濃守長禧を上京せしめ、十二月五日參內、院參し、禁裏へ眞御太刀一振（ヒトフリ）、行成卿筆朗詠集一部、猩々緋二十間、仙洞へ爲家卿筆古今集一部、猩々緋十間を上りて、崇敬の意を表せしが、傳奏、議奏東下の事は猶迫りければ、翌寬政五年正月、傳奏正親町公明、議奏中山愛親を東下せしめらる。一條關白輝良公記に、

正月廿四日、中山大納言入來、今度下向臨時之儀故、宸翰も內々可レ賜、（下官へ）且名劍（有二加持一）等、可レ賜二御沙汰一、重疊畏入旨被レ示、廿五日、參內、召二御前一、明日中山正親町兩卿關東上向に付、萬々一もつれ候時之ため宸翰給下向、仍其宸翰御寫被レ爲レ見、本紙輝良封と可レ書仰、於二御前一書レ之、廿六日、兩亞相今曉下二向關東一、依二御用召一下也、自二慶長一以後無レ之儀、云々、

とあるにても、いかに朝廷を震愕せしめたるかは察するに餘りあり。高家宮原の日記には、

今度御用に付、中山前大納言、正親町前大納言被二召下一候、逗留中、傳奏屋敷之內旅宿に相成、御馳走人は不レ被二仰付一、賄は御代官にて取計有レ之候事、兩卿下向之儀は、傳奏、議奏御役に付ての儀には無レ之、其人に當候御用に付、位次に依て中山、正親町と申順に候事、逗留中、玄關へ御徒勤番有レ之候事、門番所之儀は、評定所同心爲二相詰一候事、（中略）兩卿逗留中、御用之外は他所は勿論、當地親類緣者有レ之候共、一切見舞等は不二相成一、諸事穩便に罷在候樣との事、（中略）同役にても御用掛之外は一切不二罷向一候樣との事、

とあれば、殆んど罪人御預けなどの取扱ひに似たり。偖定信の兩卿との問答は、頗る冗長に渉ると雖も、本條の大骨子ともいふべきなれば、左に愛親卿記を示す。

二月十一日、午刻、因レ招愛親、正親町前大納言等、向二松平越中守役宅一、先愛親一人、依二六角越前守誘引一出席、老中列座、越中守發言、問答注レ左、（問）尊號宣下停止之由、雖レ承レ之、御心殘不レ被レ爲レ在哉、（答）不レ被二踐祚一、猶被レ上二御位號一如何之由、從二關東一被二仰進一後は、一切御感服、被二停止一、御心殘無レ之窺候、（問）都て御內慮、勅問衆にも評議有レ之事か、（答）關東御趣意書、兩傳奏先申二關白殿一之後、

直言上、事輕儀は直御返答、兩傳奏奉レ之、所司代へ申二達之一、如二尊號事一重儀は、兩役(傳奏、議奏)召二
御前一、評議之上、御返答兩傳奏書二注之一伺レ之、若御好も有レ之節は、相改申二達之一、勅問衆無二評議一候
間閑院宮御領等之儀、別に御沙汰無レ之や、答尊號宣下之可否、御一定、至而重事、第一之御心障被レ爲
レ解、御安心之御儀候、御領之事、無二御沙汰一候へ共、此上從二關東一於レ有二御沙汰一は、倍(マシ〳〵)可レ爲二御滿
悦一候、問一旦御見合共御無用共不二仰進一儀に候處、御内慮之御返答も不レ被レ爲レ待、閑院宮へ宣下
之御内意可レ有レ之樣子、甚如何に候、答新嘗御親祭程近相成、於二其頃一は、宣下被二一定一度思召に候
處、所司代未レ被二上京一、甚以御返答御待遠に被二思召一、日次も相迫に付、此條以二所司代心得一、早御返
答有レ之候樣被レ遊度候間、程能可二申達一御沙汰にて、全不レ被レ爲レ待二御返答一、御内意可レ有レ之にて
は、無レ之候、問社稷之興廢にも可二相懸一儀に候はゝ、可レ有二停止一、或深思召など、有レ之段如何、答
深思召之條は、於二京都一も御子細不レ承レ之、仍發足以前、關白殿へ窺申、依レ之宸翰御一封關白殿へ
賜レ之、卽從二關白殿一賜預候、老中拜見以前は、不レ可二開封一、關白殿被レ命、卽持參候、老中云宸翰先拜
見之事、先例も無レ之候、不二存寄一事に候、問宣下停止、一統被二仰渡一有レ之や、答勿論其沙汰候、但未
レ被二仰出一候、此後依二六角越前守誘引一、予退席、正親町前大納言一人、依二越前守誘引一出席、有二問
答一、須臾退席、愛親一人、更依二越前守誘引一出席、老中列座、越中守問、問尊號宣下之儀、元來御孝心
故と承候處、先例之可否御吟味專一、今度御一定にて御感動と申レ之、齟齬之段如何、答右被二宣下一
は、自然御孝心も相立候、勿論御孝心全體之儀に候へ共、可否一定之事は、被レ對二申祖宗一、御大切之
御儀に候へば、御一定叡慮第一之御事に候、於二御孝心一は、一段事輕窺候、但厚思召勿論に候、此後
依二越前守誘引一退席、依レ有二指圖一、此後前大納言相共歸二旅館一、
二月十六日、巳刻登城、前大納言同伴、先愛親一人、依二六角越前守誘引一出席、(不時參向留に帝鑑間
とあり)老中以下諸役人列座、越中守發言、問答注レ左、問今度深思召之儀、於二關東一御尋も可レ有レ之
やと、爲二自己之用心一、出立以前、關白殿へ歎申、宸翰申二出之一、持參之由、被二遊下一候御子細も不二承
得一是迄隨身、麁忽之至如何、答元來宸翰申出にては無レ之候、只深思召之御子細伺得度、再應殿下へ
申入、依レ之殿下御伺被レ成候處、從レ上宸翰殿下へ被二遊下一候、封之儘持參、此一件於二關東一無二御尋
一候ば、不レ及二披露一、可二持歸一旨、殿下被レ命候、問然ば關白殿には、御子細被二承得一候事か、答封は殿
下之封に候、然ば御拜見勿論と存候、於二公武一御差閊之無レ之、御安(ヤスラ)かなる御儀之由は、殿下御噂有
レ之候、問然ば其御子細殿下へは不レ被レ尋申一候や、答不レ可二拜見一由被レ命上は、不レ能二尋申一候、問
深思召之事、於二關東一强而御不審も無レ之事に候處、遮(サヘギツテ)而宸翰持參之由、被二申出一所存如何、答去十
一日御言語に、深思召などゝ申來、如何と被二仰聞一候節、元來此事恐存居候事故、則申出候事に候、

問 宸翰可ニ持參一關白殿雖レ被レ命、不レ承ニ御子細一ば、隨身之段可ニ辭申一事也、勿論御子細は、最初御內慮往反之時、必可ニ承置一事也、假令御子細不レ被ニ仰出一とても、每度可ニ相願一事也、御役不相應之事と、於ニ關東一は思召候、此後越前守誘引之間、退席、正親町前大納言一人、依ニ越前守誘引一出席、有ニ問答一、須臾退席、此後愛親、正親町前大納言兩人、同時依ニ越前守誘引一出席、諸役人列座如レ初、越中守發言、問答注レ左、問 御孝心第一と正親町申レ之、尊號可否御治定第一と中山申レ之、此段齟齬、但中山申條、元來之御內慮之御意味と有ニ相違一之間、難ニ取上一候、御內慮之御返答不レ被レ爲レ待レ之、速に閑院宮へ御內意可レ有レ之段申來、此段は叙慮にては有レ之間敷、於ニ關東一は思召候、元來自ニ關東一理非分明之御返答無レ之中、新嘗御親祭も不レ被レ爲レ在、勿論宣下御見合之御時節に、正親町、中山、廣橋三卿下向被ニ仰出一候處、俄に叙慮御異變、新嘗御親祭、尊號宣下も停止、是全く各下向無レ之ためにと聞え候、然ば御返答不レ被レ爲レ待、御內意之一件は、不レ出ニ于叙慮一證據に候、答 御返答不レ被レ爲レ待、御內意被ニ仰出一候樣、兩役之輩申上候事は、一切無レ之候、折節所司代上京御待兼、於ニ一品宮一も、其頃少々御違例、彼是御心急之節、新嘗程近相成、叙心不レ安、每度御沙汰有レ之に付、不レ得レ止叙慮之通申入候事に候、問 愛親勅答に、漢高祖例載レ之、高祖は創業之主也、以ニ太公一比ニ閑院宮一、甚不レ可レ然、奉レ對ニ先帝一如何心得に候や、答 奉レ對ニ先帝一之段は、一切不ニ心付一候、唯御實父御現存之例にて、申出候事に候、問 恐入由、被レ申外は有レ之間敷也、答 元來愚質、不行屆事共可レ有レ之、其段は恐入候、此後有ニ指圖一、兩人退城、

尋で二月十八日に、高家六角越前守廣孝、大友式部大輔義珍に、定信內命して兩卿の旅館に遣はし、六角等が一己の存念にて、此度の事件に付て兩卿の苦心を慰め、傍ら當時禁中の御樣子などを探らせしかど、更に前條の問答の意味と異なる所なし、依て以て罪を構ふるに由なきより、更に兩人をして兩卿に、其問答を書面にて送るべきを請はしむ。卽ち愛親卿記及び不時參向留に、

昨日御見舞申候節、縷々御物語之趣、私共限り承置に可レ仕旨再應被ニ仰聞一候へ共、此度之御儀は重き御事と奉レ存候に付、委敷は不レ存事に候へ共、聊にても御物語有レ之候を、一向私共限に承置候も如何に付(中略)御咄共も老中衆へ申達候處(中略)御物語有レ之候趣は、聊も御遠慮不レ爲レ在、內々にて私共迄御書付にて御見せ被レ成候樣仕度、尤決而表立候筋には無ニ御座一候間、彼是御懸念に不レ及、御物語之趣、猶又外にも何ぞ御咄等之儀も御座候はゝ、平和に御書付候て、爲ニ御見一被レ成候へとの趣に御座候、云々、

かく申送らせしは、卽ち定信の手段なり。兩卿否み難く、

尊號宣下決而御無用之旨被ニ仰進一候以後、猶又堀田相州迄追々御懸合之儀は、若は叙慮にては不

被レ在間敷やとの御沙汰も候樣に相伺、一向令二恐歎一候、遠境御往復之御事に候へば、御不審之段は御尤に存候へ共、專ら御孝道御純一に被レ爲レ在候に付ては、急速之御沙汰も被レ爲レ在度思召候上、實に新嘗御親祭も近付、旁叡心御不安、誠に御逼迫之餘、御當地御返答も不レ被レ爲レ待、彼是御文言等も廉立(カドダチ)被二仰進一候樣に相成云々、(上中下略)と返答せしかば、二十二日又老中松平和泉守乘完の邸に兩卿を招く、定信を始め老中、若年寄、三奉行、兩目付等列座にて、定信發言すらく、

問　宸翰持參、於二關白殿一は被二拜見一由、於二兩人一は御子細不レ承レ之、持參之段、御役不相應の事に候如何、答出立前日之儀故、其暇も無レ之、猶更不二存付一、恐入候、問御内慮御返答不レ被レ爲レ待由、箇役評定被二相達一候書付分明候、此間中山殿被レ申候趣にては、御返答不レ被レ爲レ待にては無レ之由也、然而此程越前守へ被二差出一候書付にては、(高家兩人よりは、決して表立て候儀にはこれなく、彼是御懸念なくと申遣らせ、茲に於て表立ちたる吟味の席に於て其書を證據とせり)御返答不レ被レ爲レ待由、申達候段有レ之候、口上と書付と齟齬、如何、愛親答頃日申入候通、兩役於二御前一相伺候仰は勿論、御達之通無二相違一候、併於二御氣色一は、更に不レ被レ爲レ待にては無レ之と相伺候、勿論此儀は、從二兩傳一先所司代迄之内談之事と存候、將又越前守以下迄、此間申入候書付には、御返答不レ被レ爲レ待由申達候段有レ之、然ば口上と書付、趣意相違、御不審御尤存候、此度兩人同樣之御用にて被二召下一候へば、兩人所レ意相違之書付は、恐入候、殊更御返答不レ被レ爲レ待御沙汰は、各仰を承候儀、被レ爲レ待と申儀は、御氣色にて窺得候計に候條、同樣連名申入候事に候、正親町前大納言答初より申入候通、御達申候通之外は、何事も不レ承候、相州上京、返上相成候計に候、此後、依二越前守指圖一、兩人退座、須臾又誘引、兩人出席、老中列座如レ初、越中守發言、問答注レ左、問御前評議之節、傳奏議奏は勿論候、於二關白殿一は、必評席に御出座と存候、先日以來之件々、關白殿には何と被二申上一候や、答御内慮通達以前、御返答言上以前、每度兩傳先關白殿へ申入候上、取計候事に候、御評議之節、御參台せに候へば、必被レ召二御前一候、言上之子細、兩役申上候趣意、大略御同樣に候、問中山殿被レ申御氣色にて候、御返答不レ被レ爲レ待にては無レ之由、何を證據に被レ申候や、愛親答其證據は、九月下旬頃か、關東往返路程日數御尋有レ之處、萬里小路前大納言申上候は、大略八日にては御返答可二到來一と申上候、然ば十月上旬末、中旬初之間、御内意可レ有レ之かと仰有レ之候、然ば御返答無レ之内、御治定とは不二相窺一候越中守云中山殿右御氣色も被二伺得一候事に候はゞ、なせに篤と相調べ、不二廉立一樣には不レ被レ致や、正親町殿にも、なせに篤と相調べ不レ被レ申や、兩人答不行屆段は、恐入之外、無レ他候、此後依二指圖一、前大納言同伴、歸二旅館一、

斯く數回兩卿に對し、所謂手を替へ品を換へて尋問せしも、答ふる所始終同樣にて、俗に言ふ揚げ足を取りて罪せんとせしも、反りて深き思召の一事に於ては、定信反問を受くる有樣となり、いつ果つべしとも見えざるより、定信も絶體絶命の如き苦境に陷らん計りなれば、理非を論ずるに及ばず、左の如く所斷したり。愛親卿記に、

三月七日、午刻、愛親、前大納言等、依レ招向二戸田采女正（氏庸、老中）役宅一、依二六角越前守誘引一、先愛親一人出席、老中、三奉行、大目付以下列席、松平越中守申渡趣、尊號御內慮一件、取計不行屆、幷此度下向之上、御尋共有レ之處、不束之御答、幷輕卒成取計、其外失體ノ段候儀共、不埒に思召候間、閉門被レ仰二付之一、愛親承レ之退席、此後正親町大納言出席、申渡趣、尊號御內慮一件、取計不行屆、幷此度下向之上、御尋共有レ之處、失體ノ段候儀、不束之取計、御役柄別而不行屆之儀に思召候、依レ之逼塞被レ仰二付之一、正親町前大納言退席、問云、逼塞被二仰出一候、京都へ相伺候上、可レ申二御請一や、予答云、愛親閉門被二仰出一候、逼留中被二仰出一事に候へば、公武御同意之御事と存候條、先刻承知之由申入事に候、正親町前大納言云、御尤存候、於二公明一も、先刻御請申入候、此後越前守有二指圖一、歸二旅館一之に依て幕府は、兩卿を傳奏屋敷より愛宕下青松寺に移し、翌日、高家六角、大友二人を以て、御咎の儀は御免これなく候へ共、勝手次第歸京あるべし、依て旅中の御手當として金百兩宛遣はさる

且つ途中は徒目付警固に附添へ候間、諸事穩便に心得らるべしと申渡し、尋で十日、兩卿江戸を發せしに、徒目付警固萩原藤十郎、細見權十郎の二人に、小人目付四人を副へて護送せしめ、二十二日京着と同時に、幕府は所司代を以て、左の如く關白一條輝良へ申入れたり。

先達而尊號宣下御內意有レ之、再應迄御深厚に被二仰出一候へ共、名器不レ輕之故を以て、御無用の旨被二仰進一候處、早速御寬納、尊號宣下御停止に相成候事、誠以御滿悅之御事に候、乍レ然至切之御孝心不レ被レ得レ止候程之御事に候へば、停止後叡心實に御安慮之御事に候や、此所御案ジ被レ遊、御樣子御伺、且は宣下御內意等取計御不審之儀も有レ之候處、返答等之趣別紙之通、甚以不束之至に候、依レ之御勘考之處、左の趣に候事、中山前大納言、深き思召との儀、御尋之儀も無レ之處、（深き思召は、第一に定信が中山に尋問の事前に見えたり、然るに斯く云は其心事知るべし）宸筆御書付持參之旨發言候は、關白殿之命にも相違候儀、第一深き思召之處、御趣意不レ被レ伺候はゞ、初に被二仰付一候時可レ奉レ伺處、相伺候ても被二仰出一無レ之とて、其儘に爲二相濟一、關東へ被二仰出一候に 及び、今般被二召下一候に 付き、御尋可レ有レ之やとて、再三相願候て、御書付持參之儀輕卒之事、右御書付も、封印之儘、從二關白殿一請取、御趣意不二相辨一、可レ被二披露一と存候事、第一輕薄之至、殊に右答も前後不束之次第、御不安之儀に 思召候事、尊號宣下之儀、御趣意も不

レ輕儀候處、右御趣意再三令二矛楯一候條、不レ輕不束之事に思召候事、一體御尋之節、申上方失體段候儀共甚敷、如何之次第に思召候事、正親町前大納言、御趣意不二相伺一、宸筆之御書付持參之儀、心得違之事に思召候事、今般御内意等之始末取計不行屆、御尋之節に至候ても失體段候儀、如何敷思召候へ共、是迄相應に被二召仕一候者之儀、萬々一叡慮御不安之御事にては、是亦不レ安思召候、乍レ然右體不心得之仁、其儘に被二差置一候ては、御不爲之儀に付、此所に被レ爲レ置候ては、一旦之御事は聊御厭無レ之、嚴重之御取計有レ之儀、御崇敬之第一と思召候、況關東御職掌は、公事にて其罪に當り候を可レ被レ宥も、御職掌を被レ敬候には當り申間敷、御職掌へ對し、御不敬有レ之候ては、朝廷御崇敬にも相障り候儀、殊に兩卿に相限り、其罪狀を被レ達二叡聞一候後、御所置有レ之候ては、是又御體段に被レ取候ても不レ可レ然思召候、其故は、人何れか王臣に無レ之者可レ有レ之や、既に五位以上は位記口宣を下賜り候儀にて、關東武家とても尤以無レ隔御事に候、萬石以上は、假令官位は不レ重候とても、封内之治、藩翰之任に置候ては不レ輕候者を被レ罪候儀、假令甚敷重科に至候とても、被レ達二叡聞一候儀は無レ之、尤以前は參議以上に候とても、重き御仕置被二仰付一候例證不レ少候へ共、是亦經二叡聞一候には無レ之、況兩卿之罪科不レ輕とは乍レ申、重科は可レ被レ宥ものと被二思召一候上は、王臣無レ隔、其善惡に依て抑揚賞罰有レ之候は、則御職掌を被レ重候所、被レ敬候所、朝廷御崇敬第一之御事に候へば、堂上之人のみ被レ達二叡聞一候樣にては、王臣御隔有レ之、是亦御不敬之至に付、乍レ然此度は思召候御旨も有レ之候間、別紙御仕置書之趣には不レ被二仰付一、閉門、逼塞のみ被二仰付一候、歸京之上、閉門等御免之卽日、萬里小路前大納言、正親町前大納言、中山前大納言、右三卿は、傳奏議奏御役御免被二仰付一候樣にと思召候、夫共於二京都一、閉門等御免卽日右免職之儀被二仰付一出來不レ申候はゞ、最早不レ被レ經二叡聞一、直に一々御仕置可レ被二仰付一との御事に候條、此旨關白殿竝攝家衆へ對面之上可レ被二申達一候、中山（中略前の誉め文）不埒に思召候、依レ之議奏御役御免、閉門被レ仰レ付之一、正親町（中略同上）依レ之傳奏御役御免、閉門被レ仰レ付之一、萬里小路前大納言、尊號宣下御内慮一件、取計共不行屆之儀に思召候、乍レ然既に老衰にて、御役御免をも相願候時宜に至候を以て、傳奏御役御免、差扣被レ仰二付之一、廣橋前大納言、（上文上に同じ）常々御用向專被二取計一候趣に付、猶心得方も可レ有レ之儀、且議狀（宣下御下問の勅答書）之儀、今般一統御尋糺は無レ之儀に候へ共、其内にも議狀之趣意別而不レ宜、（太上天皇に奉崇を勸めたり）不心得之至に思召候、依レ之差扣被二仰付一、以來之儀は、急度相心得候樣被レ仰二出之一、勸修寺大納言、甘露寺大納言、千種（チクサ）中納言、尊號宣下御内慮一件、取計共不行屆之儀に思召候、以來之處、急度相心得候樣にと被二仰出一候事、

之を尊號一件の顚末とす。そも定信は、關東、京都と氣脈を通じ、京都にて御孝心の餘り尊號宣下と

ありては、關東にても之に倣ひて、大御所として西の丸に入るべし、然る時は自己が將軍輔佐として諸事を判斷するに、朝に輔佐の令する所も、暮には大御所の破る所となり、政令二途に出で、從て下々適從する所に迷ふに至らば、國家大亂の基ゐなりといふにあるも、其實は自己の地位危からんを思ひしに相違なし。依て大御所問題を撲滅せん爲には、理非を顧みるに遑あらず、京都の宣下一件を打消さゞるべからず、卽ち朝廷の御內慮と雖も、斯くの如し、況んや關東の群小輩をやと、示威の方寸より、斯る不敬に渉る取計らひをなせるなり。殊に關白への言上に、將軍の職掌に對しても、兩卿等の罪を寤むるは、職掌を重んせざるにて、職掌を重んせざるは、朝廷の崇敬に缺く所ありといひながら、朝廷に於て兩卿等の處置を蹂躙するに於ては、叡聞を經ず、直ちに關東より處置すべしと迫れるは、朝廷の崇敬と矛楯せるなどゝ、所謂鹿を逐ふ獵師山を見ずの俗諺の如く、其心中の苦悶切迫は推察せらる。されば朝廷に於ても、右の言上に御不滿あり、攝關家及び大臣の方々に意見を御諮詢あり、以て幕府に問ふ所あらんとせしを、前關白鷹司輔平切諫して其事熄み、總べて幕府言上の通り御沙汰ありて、定信の所思は全く貫徹せるも、是れぞ寬永の急御讓位に續ぐ凌上事件なるを以て、幕府怨憎の氣勢は常に鬱陶として、遂に幕末に及び、勤王有志勃興の導火線となりたるなり。さるからに京都のみならず、關東に於ても往々此事を批判するに及びしは、高家宮原日記に「近藤吉左衞門（奥右筆組頭）申聞候は、此度公家衆へ被二仰渡一輕重之儀如何存候や、承度旨申聞候間、銘々存寄相話、此度之儀はいか樣に被二仰付一候ても致方無レ之處、輕き被二仰付一に奉レ存旨相答」とあるは、蓋し定信も自ら安んずる能はず、奥右筆組頭を以て諸有司の意中を探らせしなるべし。又當時奥右筆たりし北角某の書留には、「御城にて越中守殿、中山殿と對談の時、中山殿より、たゝみ掛て返答するごとく申され候に、越中守殿には、後ろの方御廉の內を折々振返り見られ候が、後日に或人の話に、あれは、御廉の內には上樣御立聞なされ候體に粧ひて、中山殿の口上を扣へめにすべき越中守殿の手段の由、」又輝良公記には「江戸に於て中山前大納言取沙汰甚宜旨、人々申レ之、」などあるにても、當時可否の私議紛々たりしを察せらる。

定信の海防沙汰と其罷職、外國關涉事件

海防の令、定信の退職—石川忠房等の露使との會見—蝦夷經營、露使レサノツトの來朝、松前家の貶謫—露人の北海亂妨—英船の長崎闖入—受聘地の變更

〔海防の令、定信の退職〕

寬政二三年の交より、九州又は中國の洋中に怪しき帆形の船遙かに見ゆる由、屢々其地方より幕府へ言上ありしをもて、既に外人の我邦を瞰ふものなりとは、或一部の人士窃かに蹙眉せる所にて、彼の林子平の讒めに逢ひしも、全く之に起因せり。然るに寬政四年十月、

魯西亞國の船一艘、我が伊勢の漂民礒吉、幸太夫の二人を送り、北海道根室に來りて、是より日本大政府に至り、此漂民を渡し、且つは自今通商貿易を請願する由を申して滯在せりと、松前章廣（アキヒロ）より幕府へ急報せしかば、幕府は十一月に、目付石川將監忠房、村上大學義禮に下僚數十人を副へて松前に遣はし、十二月に「異國船漂流手當之儀、度々被二仰出一、寛政三年に、（九月）先頃筑前、長門、石見（中略）異國船漂流候はゞ、何れにも致二手當一、先船具は取上置、長崎表へ送遣し候儀、夫々可二相伺一、（中略）以來異國船見懸候はゞ、早々手當人數等差配り（中略）樣子相尋、若拒み候はゞ、船をも人をも打碎無二貪着一筋に候間、船へ乘移り迅速に相働（又不レ拒者は穩便に取扱云々とあるを初めとす）候事故、何も油斷は有レ之間敷候へ共、海邊備向（ソナヘムキ）は成丈手厚可レ被レ致候、公儀にても、以前は下田、三崎、走水等へ奉行等をも被二差置一、御船手組浦々見分も被二仰付一、其上海邊御備向、寛永之頃迄追々御内調有レ之處、中頃より被レ廢候に付、段々御穿鑿之上、右等御趣意を被レ復、海邊御備有レ之上にも、猶又御手厚被二仰付一候御旨趣に候間、何も此段被二相心得一、手當嚴重に可レ被二申付一」云々と令し、且つ伊豆、相摸海岸に要害取建ての議ありしに、彼の尊號宣下一件にて兩卿呼下しとありしより、或一部には、大切の海岸御手當評議を中止して、不急の公家衆吟味は何事ぞと、密に非難するものもありしといふ。然るに兩卿の處置に付て、世評紛々たるも顧みる所なく、二月十三日俄かに豆相海岸見分として、定信は江戸を發し、殊に其行粧の如きは輕裝を主とし、自身を始め草鞋腰兵粮（コシヒヤウラウ）といふ軍旅的なりしかば、世人も、すは必ず大事あらんと喫驚して、各々今にも戰亂あるかの如く騷ぎ立てしといふ。されば此事は兩卿處置に付て紛々たる世評を撲滅する爲め、人心を警備の方に一轉せしめんとの、定信の手段なりと北角覺書に見えたるは、蓋し當時斯る風評もありしなるべし。果して定信江戸を發するや三家を始め一橋等の間に、忽ち定信排斥の密議起り、やがて定信江戸に還るや、七月二十三日輔佐職を免じ、且つ長々の勤勞を賞して左少將に陞せ、溜間席となし、猶大議ある毎に登城あるべしと懇旨を加へ、敬して遠ざけたり。

偖て三家始め定信排斥の議に付ては諸說一ならず、しかも悉く當時耳聽目睹の說なれば、左に其一二を述べんに、第一は、尾張宗睦の息女は近衞基前の簉中、紀伊重倫の息女は一條輝良の政所にて、定信が兩卿呼下しより、尊號一件に付て、頗る强硬の手段をとれるより、京師の震愕甚しく、殊に傳奏、議奏數人を、關東の獨斷にて處罰ありしは、甚だしくも叡慮平かならず、爲めに攝關家も內々憂憤あり、中にも輝良は關白職の事とて、一層甚しく、實に寢食を安んぜざる程なるを、息女の許より父卿の許に、委細に朝廷公卿の樣子等を通告ありしより、兩家に於ても深く恐懼ありて、既に傳、議の役々を御咎めあるからは、假令ひ各々其罪ありとは申せ、關東にて御專恣の品もある上は、其

事を取計らひし越中守を、其儘在職せしむるは頗る憚りありと申し出でたりと。二は、右の三家申出でと同時に、一橋治濟も、定信の專横を將軍に内訴せる廉々ありて、將軍は之を老中松平信明、本多忠籌等に下問せしに、從來定信は何事も自説を主張遂行して、毫も他の言を容れず、爲めに二人は奥掛りとして、將軍と定信との間に立ちて、所謂板挟みの苦境に在るより、之を機として、其退職を諷せりと。三は、定信近來、其宗家の家祖は家康の異父弟なるを以て、其官位を贈進せしめん事を内請せり、こは贈官位のみに止まらず、宗家の家格を家門の列に上せんとの内心なるを、三家の知る所となり、或は其家格三卿の次に列せんと計りしをもて、三家其僭侈を怒りて、將軍に申す旨ありしともいふ。以上の説、何れか眞なるを知らずと雖も、第一、第二の説は信ずべきに似たり。偖定信右の命を受けて用部屋に退き、老中、若年寄に退職の由を披露し、是迄の謝辭を述べしに、何れも其倉卒に驚きたり。夫より諸有司を會して右の由を披露せしに、人々其故を知らざれば、唯茫然たるのみ。中にも定信の推薦せる人々は、餘りの事に涙を流して、別れを惜みたりと、森山孝友の海士の燒藻にも見えたり。此時老中の松平信明、戸田氏教、本多忠籌、若年寄の加納久通、堀田正敦等は定信の擧用せる所にて、其以下にも數多定信の擧用せし人々あれば、さもあるべし。されば將軍より老中に、政務は總べて定信の仕來りに從ひ、猶決し難き事は定信にも諮詢すべしとの命ありしを以て、定信は暫く黒幕宰相たりき。殊に武事修練を奬勵し、寛政七年三月、下總小金が原に狩獵を催し、松平信明其總奉行たりしなどは、專ら定信の方寸に出でたりといふ。

〔石川忠房等の露使との會見〕　偖松前に遣はしゝ村上、石川の兩目付等は、翌年松前に至り、露國船長に應接して我が漂流人を受取り、且つ左の如く諭告して歸帆せしめたり。

此度贈り來る所の書翰、一は横文字にて、我國人の不レ知所なり、一は我國の文字に似たりと雖も、其語は難レ通所多く、文字も間々分り難きに依て、一の失意を生ぜんも亦可レ憚を以て、委敷(コタヘ)對に難レ及、仍皆返し與ふ、此旨能々可二心得一者也、

又通商の諸願は、長崎に至りて申請すべしと諭して、左との書を渡して彼れの國書、方物を却け、又の書を與へたり。

オロシヤの船一艘、長崎に至るため驗(シルシ)の事、爾等、諭す旨を承諾して、長崎に至らんとす、抑切支丹の教は我國の大禁也、其像及び器物、書物等を持來る事なかれ、必害さるゝ事あらん、此旨能々遵して彼地に至らば、猶研究して上陸を免すべき也、夫が爲めに此一張を與る事爾り、政府の指揮を奉じて、村上大學判、石川將監判、寛政五年六月二十六日、

之を信牌といふ。外に白米二百俵、鷄百羽、薪水等を與へたり。蓋し此信牌なるものは、後日露人

が北侵の種子となれり。儲彼の漂民江戸に至るや、家齊之を吹上馬見所の庭に召し見、且つ有司に漂流の始末を尋問せしめ、（漂民御覽記參看）始て彼の國情にも得る所あるを以て、寛政九年に「異國船漂着之節取計方、去る亥年（寛政三）委細相達候趣勿論に候へ共、若心得違候て、此方より事を好み、手荒成働仕出候ては不レ宜候、先方より重々不法之次第相決し、不レ得レ止事節は格別之儀、先可レ成丈計策を以てなりとも繫留（ツナギトメ）、注進可レ有レ之候、總て異國船は、漂着候ても海上へ向候て石火矢打候習はしの趣に相聞得候へば、無二事故一右に乘じ卒爾成取計、從二此方一仕出候儀無レ之樣、可レ被レ入レ念、」云々と令したり。蓋し先きに松前にて信牌を與へたる露國船、長崎に來航すべしとて、守衛等を嚴にして之を待ちしも、來航なきをもて、或は沿岸の諸藩に於て漂流船と誤認し、粗暴の取扱ひもありてはとの憂慮に出でしならん。

〔蝦夷經營、露使レサノツトの來朝、松前家の貶論〕　然るに北海に於ては異船出沒の由、松前、津輕等より度々の注進あるを以て、其情況按檢の爲め、寛政十年五月、目付渡邊久藏胤大、河内善兵衛政壽、勘定吟味役三橋藤右衞門成方に命じ、各屬僚を率ゐて蝦夷地に遣はしゝに、彼等歸來りて、蝦夷の地は山海共に物產饒多なれば、之を開拓なさば一大國益たるべきを內々上言せるより、幕府に於ても當時財政困難の中なれば、老中松平信明最も之に贊同せり、獨り本多忠籌のみは之に反對し、往年の田沼政治を殷鑑として爭ひしも議協はず、遂に本多は病ひに依て職を辭せしかば、彌々幕議は蝦夷開拓に一決し、同十一年、東蝦夷地浦河より宗谷（ソウヤ）まで、七箇年間、公儀に於て御世話あるべしとの辭を以て、松前家より上地せしめ、尋で又函館より東一圓の上地を命じ、代地として松前家へ、上野久喜の地五千石を與へ、依て書院番頭松平信濃守忠明を總奉行に、勘定奉行石川左近將監忠房、目付羽太庄左衞門正養等に命じ、各屬僚を率ゐて蝦夷に遣はし、其地を受取り、且つ魚漁開拓等の事を掌らしめ、南部利敬津輕寧親に命じ、士卒を發して之を警備せしむ。尋で其勞を賞して南部を二十萬石高に、津輕を十萬石高に上せたり。（近藤重藏守重が「從レ是二千三百里、北辰星下建二銅標一」と吟ぜしも、最上（モガミ）德內が北境探見も皆此時の事なり）既にして享和元年、小納戶戶川藤十部安倫、大河內善十郎政長を蝦夷に遣はして、開拓等の情況を視察せしめ、翌二年始て蝦夷奉行を置き、羽太正養、戶川安倫を之に命じ、北境警備は南部、津輕二家に命じ、幕府は專ら收利に勉めたり。

文化元年九月、突然と露國船一艘長崎に入港せり。奉行肥田豐後守賴常大に驚き、下吏に阿蘭陀通辭を副へて、先づ船中へ差遣し、來意を尋問せしに、彼れの使節はレサノツトと稱し、國書、方物を齎らし、奉行の案內を得て自身江戸に至り、之を大君に上り、先年信牌を賜はりし謝辭を述べ、且つ

彌々通商和親あらん事を請願したく、又此序でを以て貴國漂流人を護送し來れる由を申す、依て頼常之を江戸に急報せり。（環海異聞を參看）此漂流人は、環海異聞に據るに、陸奥仙臺の者にて、寛政五年十一月、上下十六人にて陸奥石卷を出船せしに、海上颶風の爲めに、千辛萬苦して洋中に漂ふ事數月、翌六年六月に至り、辛うじて露領の北隈に漂着せしに、土人の撫育に依て八箇年を過し、享和二年に至りて露の都に上せられ、撫育殊に渥く、遂に歸否を尋ねられ、依て津太夫、儀平、左平、太十、卽四人は歸國を乞ひ、他の九人は彼の地に留らんと乞ふ、其他は死亡せり、是に於て露帝は、レサノットに我邦へ通商請求の使節を命じ、此序でを以て右の四人を護送せしめ、享和三年六月露都を發し、是に至り十六箇月にして長崎へ着せしなり。幕府は此報知に接し、急に目付遠山金四郎景晉を長崎に遣はし、奉行肥田頼常と共にレサノットに會見し、歸國を諭さしむ。依て翌年三月、景晉長崎に至り、奉行頼常と共にレサノットに會して、先年信牌を與へしは、之を以て通商請求の證券となしゝに非ず、松前の地は一諸侯の封内なるを以て、斯る事を取扱ふべき地に非ず、自今漂流人を護送するか、若くは他に申すべき事あるに於ては、長崎の地は外國に係る諸事を取扱ふ奉行所あれば、長崎に至るべきを許せしまでの證券なり、殊に其時自今國書及び方物等も持參すべからざるを諭しゝに、今又之に悖りしは何事ぞや、元來我國は、國初以來堅く封疆を鎖して、他邦と通商せず、僅かに淸國、朝鮮、阿蘭陀の來航を免すのみ、此事既に先年松前に於て申諭しゝも、言語通せざるより、斯る誤りも來せしならん、又通商貿易の如き、互に其利益あるべしと雖も、我國は百貨充實して、毫も他に仰ぐべきものなし、縱ひ一二其無き所あるも、之が爲め我が國貨を失ふは善計に非ざるを以て、堅く制禁する所なり、依て國書、方物は之を受けず、護送の我が漂民は、正に之を受取り、深く貴國の厚意を謝し、依て歸國までの船中の食料、薪等を與へて、之に報いんと、應對問答再三にして、レサノット之に從ひ、歸國に決し、且つ請ふ、某等十數月洋中に在るをもて病ひに罹る、願はくは上陸し、土を踏みて保養せんと、目付之を肯んぜず、上陸の事は江戸にて嚴禁の命あれば、叶ふべからずと申す、頼常曰く、彼れ病ひを以て請ふに、之を許さゞるは不仁なり、さりながら嚴禁も亦犯すべからず、仍りて神の島濱邊に方百間程に竹柵を設け、日々晝間は此所に上陸して保養すべきを命ず。既にして彼れ又請ふ、船底破損の箇所あり、修理を加へざれば遠洋に航し難し、依て工事を加へたしと、頼常之を聞きて、國禁を墨守して之を免さゞる時は、彼等死に至るべし、漂流人をすら、萬里の波濤を凌ぎて送り來れるに、今彼等を死に至らしむるは不仁なりと、急に海岸なる商人の倉庫數棟を徵して、之に使節以下一切の器財までも移さしめ、木材、鐵釘等を給して船を修理せしめ、依て其始末を幕府に上申し、私に國禁を犯せし罪を請ふ、幕府之に對して

臨機の裁斷能く事宜に適せるを褒して又問はず。尋で露船は、長崎を發して歸國せり。

此頃蝦夷近海には異船の出沒頻繁なるより、江戸府下に訛傳あり、こは松前章廣の父道廣、先きに東蝦夷地を上地せさせられしを憤り、密に露國に内應せりとか、又は其家老下國何某といふ者は露國と婚約せりなど、途方もなき風説あり。こは是より先き松前道廣が、大原小金吾（呑響と號す）といふ浪人を、京都より召下して近侍とせしに、此者少しく學才のあるより、種々の奸策を行ひ、遂に一藩に憎まれて松前を放逐せられしを怨み、其返報に種々造言妄作して、地北偶談と題せる一書を著はして、密に幕吏の手に渡したるに起因せるにて、此道廣は、松平定信全盛の時に當り、一橋治濟の懇遇を得、且つ其夫人は花山院右大臣常雅の女なるより、中山愛親とも姻戚なれば、遂に大御所問題、尊號宣下一件にも關係の嫌疑にて、天明八年幕府の内命にて國隱居となり、折もあらば何とか咎めんと、定信一派の有司に眼を着けられたるに、蝦夷へ赴任せる幕吏等が、松前家の富饒なるを見て、表向きは無高とて何等の課役をも勤めざるに、實際は數十萬石の大名に匹敵すべきを、公儀を欺ける仕方なりなど（當時松前家の富饒は、幕吏某の著せる北巡日録にも見えたり）噂せる事なれば幕府は彼れ是れを考合せて、遂に文化四年三月、松前章廣を、國政不行屆きといふを以て蝦夷一圓を取上げ、道廣は、常々身持宜しからずとの嫌疑にて蟄居を命じ、七月に至り、章廣に舊家格別の儀を思召さるとありて、陸奥、上野の兩所にて一萬二千石を給し、九千石となし、是より蝦夷は幕府の直轄となり、先きに蝦夷地奉行を函館奉行と更めしが、茲に至り松前奉行と更めたり。

〔露人の北海亂妨〕　偖露人蝦夷侵寇の大略を述べんに、文化三年九月、カラフト島に露船一艘入港し、凡そ百人程上陸して、漁業の番屋數棟に放火し、番人四人を捕へ、米穀、薪水等を掠奪して去りしに、翌年四月露船エトロフ島に入港せしかば、南部、津輕の兵二百人許り此地を戍り居りしも、發砲して之を追拂はんとせしも、衆寡敵し難く、夜に乘じて遠く山中に避けしより、露人等此地の陣屋等に放火し、番人二人、南部の火藥師一人を捕へ去る。此兩度の注進ありしより、府下の人心恟々として、今にも敵の寄來らん如き周章方なるより、幕府は之を鎭定の諭告を出し、同時に仙臺、會津、佐竹の三家へ、蝦夷警備として出兵を命じ、又奉行羽太正養は此事に付き怯臆の取計らひあるを以て、其職を褫ひて逼塞に、其他下吏數輩或は追放又は江戸拂ひに處せられ、尋で戸川安倫も取計らひ不行屆きといふを以て職を褫はれ、村垣淡路守、河尻肥後守を以て松前奉行となす。偖露船はエトロフを去りてリイシリ島に至り、此所にて幕府の用船一隻を擊沈し、其傳馬船を奪ひ、之に前年カラフトにて捕へたる番人四人を乘せ、書翰と、只管通商を請願する由、若し許可なくば、必ず大軍を以て押掛くべき口上を託して歸らしめたり。こゝに被の番人ら函館に至り、書翰、口上

及び事の顛末を訴出でしかば、(休明光記、文化蝦夷一件等參看)之を江戸に急報せり。幕府則ち翌五年正月、使番小菅猪右衞門正容、村上監物義雄、書院番士夏目長右衞門、小性組番士山岡傳十郎を松前に遣はし、諸藩の兵を監督せしむ。依て山岡は會津の兵を監してカラフトに至り、夏目は仙臺の兵を監してエトロフに至り、露船の來寇に備へたりしが、其後露船の消息なく、遂に秋末多初に及び、氷海の季となるを以て、各々其兵を松前に引揚げ、小菅以下は江戸に還る。之と同時に幕府は諸大名に令して、各封内の海岸を警備し、異國船近寄るに於ては二念なく打拂ふべしと命ず。嘗て定信の退職と共に立消えとなりし豆相等の海防を再始し、浦賀奉行岩本内膳正正倫、鐵砲方井上左太夫、伊豆代官江川太郎左衞門等に其工を督せしめ、相摸三浦、城ヶ島、浦賀、觀音山、伊豆下田、安房洲の崎等、六箇所に砲臺を新築し、工竣るに及び、會津、白川(松平定信)に命じて之を戍らしむ。さて北海には其後露船出沒すと雖も、絶えて入港の事なく、四年を過ぎて文化八年五月、リイシリ島に露船一艘着岸し、露人七人ラソワ夷人一人上陸し、夷人を以て薪水、食料を求む、時に兼ての命令あるを以て、南部の守兵は砲を放ちしに、彼等逃出すを見て、追掛けて之を捕へたり、露船遥かに此體を見るや、敢て敵對せず、急に帆を揚げて遠洋に去れり、依て捕虜は松前に送りて禁獄したり、こは其船の甲比丹ゴローイン、及び醫師モール等にて、其後ゴローイン松前を脱して歸國せんと企て、破獄して山中に入りしに、道を失して再び我が守兵に捕へられたる顛末は、彼れが自著の遭厄日本紀事に詳かなり。翌九年八月、彼の露船(シャナ艦といへり)再びリイシリ島に來り、尾州、蠟州の漂流人三人と、文化五年エトロフ島にて捕へ歸りし番人五郎次といふ者を携へ來り、先づ尾蠟の漂民を上陸せしめ、去年捕へられたる八人を還さん事を請ふ、幕府の小吏等其返答に及ばず、急ぎ守兵に發砲せしむ、露船之に應せず、更に五郎次を上陸せしめて前の如く請求せり、時に幕吏等守兵少なきを知られん事を恐れ、其疾く退帆せん事を望めるより、彼の八人は既に死刑に處せりと、五郎次を遣して露船の首長に答へしめしに、露船之を信ぜず、再び五郎次を上陸せしめて其夜退帆せしが、其洋中にて我がクナシリ島の漁人と南部の兵一人とを乘せたる蝦夷の小舟を見掛け直ちに之に近寄り、其夷人一人を捕へて本船に連れ行き、船長より彼の八人の情況を夷人に尋問せしに、皆松前に生存せる由を申しゝかば、始て安心せしものゝ如しといふ。夫より洋中にてエトロフ島の漁業受負人攝津兵庫產高田屋嘉兵衞が乘りたる船を見掛け、之を追掛けゝるに、嘉兵衞は急にクナシリの内ケラムイといふ所に着岸せるを、猶追跡して、彼れより發砲すると同時に橋舟を下し、四十人程之に乘り、嘉兵衞が船に乘移るや、嘉兵衞を始め一同を縛し、且つ其船を露船の側に引付けたり、時に嘉兵衞聊かも動ぜず、先づ行李を開きて、衣服を絹布に着替へ、且道中指(ザシ)と稱す

る一刀を佩び、彼の船に至るを見て、彼等之を貴人と思ひしか、急に崇敬して各々の縛を解き、嘉兵衞には酒食を饗し、さて、彼の船長は嘉兵衞に、我等日本國へ申す事あらんと、屢々此の近海を往來すと雖も其便を得ず、依て貴下を介し其望みを果さんと欲す、故に暫く我國に連行くべしといふ、嘉兵衞其免れ難きを以て快く之を承諾し。然らば我等食料用にとて、我が船より米數十俵を積移しゝかば、船長は厚く嘉兵衞の用意を謝し、珠玉錦緞の類を嘉兵衞が妻に贈り、嘉兵衞一人を船中に留め、其他は船と共に放ち還せり。翌十年五月、露船再びセンヘコタンに來り、先づ高田屋嘉兵衞を上陸せしめて申させけるは、先年來蝦夷の地の諸所に狼藉をなしゝは、悉くカムシヤツカ等に所在の無賴漢の所爲にして、決して露國の知る所に非ず、仍りて彼の徒を懲罰して、再び日本の地に入らしめざる樣になしたり、就ては先年捕はれとなれるゴローイン等八人を返し賜はるべし、此事を願申さんと、一昨年五月此地に來りしに、嚴重のあしらひなるより、其意を通ずる能はずして空しく歸りしに、去歳圖らず高田屋嘉兵衞を得て、始て日本の事情を詳かにせるを以て、同人を介して之を申請すと。依てセンヘコタンの守衞より、松前奉行へ急報せしかば、卽ち江戸に此由を急報し、且つ吟味役高橋三平、柑本兵五郎をセンヘコタンに遣し、露人に應接せしむ。高橋等、センヘコタンに到り、六月二十一日を以て露船の首長イリコル及びコセラエンモール等に會見して、

前年來我が北境に寇せる始末を詰る、彼等辭を盡して之を辨疏せり、依て前年我がエトロフより奪去れる兵器と、屢々北境に寇せる始末の謝罪書とを携へて、再び本年中に函館へ來るべし、然る時は我よりも彼の八人の虜を還すべしと命ぜしかば、彼等大に悅び、旨を領して急にヲホツカまで歸帆せり。ヲホツカは我が北境に附近せる露領にて、元來は夷人の居住地なるを、彼の國にて占領し、此所に臘虎及び鯨等の漁業船を置き、北海を徘徊せしめしに、彼等は漂流に託して我が領境に來り、守衞のなきか、或はあるも手薄なるを見ては掠奪をなしゝなり。既にして九月十六日露船函館に入航して、約の如く、前年屢々彼の國無賴の遠洋漁業者等の我が北境を侵せし始末に付ては、毫も本國の知らざる所、依て彼の輩は相當の罪に處せりとの謝罪書と、貴國より掠奪せる兵器は、所々搜索すと雖も曾て見當らず、依て其代りとして我が兵器を呈すべきなれど、貴國之を斥けしを以て其儀に及ばずとの二書を呈して、前年の捕虜返付を請願したり。依て二十六日、高橋、柑本の二人は、露船の首長イリコルトを呼寄せ、自今漂流に託して我が邊境に寇すべからず、又通商貿易は我國の大禁なれば、以後堅く來り請ふべからずと意を諭し、右の諭告文と、且つ前年の捕虜八人を還せしかば、彼れ大に悅び、其謝儀として品々呈せしも、高橋等國禁の由を諭して之を却け、反りて薪水、食料等を給して歸帆せしむ。是より後數年の間、彼等は北境に寇する事なかりき。以上は文化魯西

亞事件の梗概なり。

因みに云、露人の北境に來航せし初めは詳かならざれど、松前家舊記に據れば、正保年間、東人をして夷地全島を按檢せしめし時、北夷地に渡りけるに、此地は夷人の外に唐人多く居住して貿易をなせり、是れ卽ち韃靼滿洲の土人なり、依て此島には唐人居住すといふを以て、唐人島（カラフト）と綽名せり、後訛りてカラフト島と云、人をフトと訛るは、北方下層人民の常套なり。此時彼の唐人の中に赤夷一人あり、赤夷とは頭髮赤く、且つ緋羅紗の股引を穿てるより、夷人等彼れをフーレシャムと呼べり、フーレは赤の夷言、シャムは人の夷言なり、故に士分の輩は、貶して赤夷と呼べり、此赤夷を韃人等はムチヤクルと呼びしと、されど其義は詳かならず、且つ此の赤夷果して露人なりや否やも分明ならず。後正德の頃國後島（メナシリ）に赤夷數人漂着せしが、年を越えて去る、其行先きを知らず。然るに安永七年六月、東夷地根室の內ッカマップへ、小船二艘に赤夷數人乘組み、エトロフ島の夷一人を水先きとし、シムシリ島の夷人を通辭として、此地守衞の官吏に對面を請ふ。依て上役新井田某、目付工藤某等對面せしに、彼等、本國はオロシヤと申し、日本國と通商貿易を願ふ由をいふ。（是れオロシヤ卽ち露人と名乘りし來航の初めなるべし）新井田等、異國貿易の事は予輩の許否する所にあらざれば、主公に申して後返答すべし、依て明年來航すべきを諭して還らしめ、卽ち事由を松前に急報せり。依て松前より奉行人淺利某、松井等十餘人を遣はし、厚岸（アッケシ）に於て露人の再來に會して、貿易の事は日本長崎の地に於て奉行所に願出づる外あるべからず。松前家に於ては、日本の國禁を守り、決して之を許さず、仍りて以後堅く我が港內に來るべからずと堅く申諭し、薪水米等を與へて歸帆せしめしが、是よりして時々北海に露船出沒すとあり。

〔英船の長崎闖入〕　右の如く露人北海に寇せしより、幕府に於ては一層鎖港の方針を執り、諸大名に令して沿海を警備し、異船見ゆるに於ては速かに擊攘ふべしとありしも、當時諸大名は封內に砲臺等の設けなく、剩へ大砲だにも持たざる向き多ければ、唯僅かに番船を備へ、弓銃の兵卒を置くに過ぎず、且つ幕府に於ては、其旗本士を以て警衞せしむるは二條、大阪、駿府、甲府の諸城のみにて、其他の料所は代官若くは奉行を置くと雖も、こは行政、收稅を掌るのみにて、武備は專ら近隣諸大名に課する所なれば、是等諸大名に於ても、或は其費用に堪へずして、密に之を粗略にせるものありて、內部を伺へば、毫も其實なしといふも過言ならず、果して文化五年八月十五日に長崎に一大椿事起れり。そは此日長崎港外に異船見えたるも、阿蘭陀商船來航の期にもあらず、（例は六月を限る）何國の船にて、何地へ行くにやなど噂し合ひけるに、漸く港口に入港せるより、

先づ例年蘭船に對する旗合せといふ事をなしたるも、彼れ應ぜざるを以て、奉行所より、檢使の小吏に通辯として蘭人二名を副へて彼の船へ遣はしたるに、彼れより橋船を下して蘭人二名を乘せ、我が檢使をば追返し、夜に入り彼等橋船を以て稻佐村に上陸し、野菜果物を掠めて去れり。奉行は檢使及び稻佐村等の報知を聞き大に驚き、急に鍋島家の兵に令して、之を擊攘ふべしとありしに、鍋島家にては、本年はもはや蘭船入航の期節も過ぎし事なれば、異事もあるまじと、例の費用節略の點より、戍兵の大半を歸國せしめ、在る所僅少の人數なれば、俄かの事に應じ難く、依て國元へ急使を發して出兵を促し、又奉行よりも黑田、大村等へ兵を徵せしも、何れも卽時の用に立たず。然るに十七日に、彼れより先きに捕へたる蘭人一名を還して申す樣は、我等本國は西洋諳厄利亞（アングリヤ）（英國）にて、廣東へ赴く途次、風浪のため同行の船を見失ひ、遂に此地に漂着せしなれば、薪水食料を給與ありたし、望みの如く給せらるゝに於ては、殘り一人の蘭人をも還すべしとありしかば、奉行松平圖書頭乘薄、其無禮を怒ると雖も寡兵にて力及ばず、唯番船に命じ、彼の船を遠卷（トホマキ）にし、鍋島、黑田等の兵を待ちて之を燒討にせんと申しゝかど、部下の吏員等、さありては彼等望みの叶はざるを怒り、戰端を開くに至らば、我れは如何ともなし難し、依て蘭人の懇請に依て、我は暫く其無禮を恕し、蘭人より望みの如き品々を與ふとせば、我が威も損せず、事平和なるべしと申すにより、奉行も是非に及ばず、蘭人に此意を諭して、彼れが手を以て牛二頭、雞豚若干に米五俵を添へて與へしに、彼れ更に、我等本國を發してより野菜の缺乏に苦しむ、依て更に之を與へらるべしとて一人を返さず、依て止むを得ず、更に芋二百斤、烟草五斤、梨子一俵、薪水各々五舟を與へしかば、彼れ始て厚く其謝辭を述べて、先きに捕置きし一人を返付し、十八日午時徐かに長崎を發せしに、其日申の刻に及びて大村上總介純鈍、自身三百餘人を率ゐて長崎に着し、續きて鍋島、黑田の兵も到着せしかど、今は英船既に去りて其帆影だも見えざれば、何れも爲す所なく、空しく歸路に就きたり。是に於て奉行松平乘薄は、江戶へ事の顚末を報告し、併せて自己引咎の書面を呈して自盡せり。其書面は元より秘密のものなれば、世に出づべき筈なきも、當時府下に傳へられたる大略は、

一、旗合せの際、和蘭人二人を奪れ乍ら、檢使の者空敷歸來れるは、其者の臆病とは申乍ら、畢竟常々申付方不行屆、日本の恥辱無二此上一、二、十五日の夜、彼等港内へ乘入候は、專ら陸上の警備にのみ頓着し、萬一右樣の儀も有レ之時は、急度可二防留一と、兼て下知を加へざるは不念至極、三、長崎警衞人數の儀は、兼て御定も有レ之所、當年はもはや蘭船來着も有レ之間敷と、內々にて過半引拂候は、元來鍋島家の手落なれど、奉行として之を存乍ら其分に致せしは不念至極、四、彼より無禮至極の書面を呈せしも、少人數のため如何ともなし難く、和蘭人の願に任せ、穩かに相濟

し、剰へ薪水食料等を與へ遣せしは、御國威を汚し、何共無二申譯一云々、といふにありたりとは、蓋し實說なるべし。幕府此報を聞きて大に驚き、先づ黒田、大村等の諸家に長崎の事一層心を用ひ警衛すべしと命じ、且つ鍋島へは、長崎在番の家臣等不行屆きなるを譴めて逼塞せしめたり。是よりして阿蘭陀を除くの外は諸外國船を悉く敵視するに至れり。

〔受聘地の變更〕　されば恒例は、幕府將軍代替り毎に、朝鮮國使臣の江戸に來聘する事なるに、家齊繼統の初、天下の凶歉、京、江戸の火災等、頻年打續きしを以て、暫く延期を彼の國へ申入れしに、彼の國も亦凶歉等のため、使臣を發するの餘裕もなきまゝ、漸次歳月を經過せしに、九州近海に外舶漂流等の事ありしより、幕府鎖港の方針は一層其度を高め、既に海防に着手するに至れるを以て、例年江戸へ參謁の阿蘭陀甲比丹も、寛政二年より、五年に一度と改めし程なれば、朝鮮聘使の如きも、我に敵意なしとは申せ、海外人に遙るゝ〳〵内地を跋渉せしめ、剰へ江戸城に入るなどは然るべからず、且つは之が爲費す所も巨萬の高なれば、旁々江戸への來聘を謝絶し、對馬に於て聘問の禮を受くべしとて、宗義功に命じて、文化六年易地聘問の旨を彼の國へ通告せしめしに、始は彼の國に於て舊例に悖れりとて異議もありしかど、遂に承服したるを以て、聘禮の期を文化八年五月と定め、幕府は溜間席小笠原大膳大夫忠徳を正使に、寺社奉行脇阪中務大輔安董を副使となし、大目付井上美濃守、目付遠山左衛門尉晴晋、佐野肥後守庸貞、儒官林大學頭衡、古賀彌助朴、其他右筆、勘定方等の役々數十人を差副へ、對馬に遣はし、又朝鮮よりは、正使通政大夫吏曹參議知製敎金履喬、副使通訓大夫弘文館典翰知製敎兼經筵侍讀春秋館編輯李勉求に、上々官知中樞府事玄義洵、大護軍玄域知中樞府事崔昔、上判事文圭等、其他の官吏、兵員等、總員三百三十餘、三月下旬を以て對馬に來る。依て五月二十二日を以て、對馬府中城卽ち宗家の殿舍に於て聘禮の儀を執行へり。此時彼れの國書は、

朝鮮國王李玜、奉二書日本國大君殿下一、聘使之禮、曠踰二四紀一、邊承殿下克續二洪緒一、誕撫二區域一、休聞所レ及、欣聲曷已、玆循二故常一、庸伸二賀儀一、至二易地行聘之事一、寔出二兩國惇好之義一也、不腆土宜、聊寓二遠忱一、惟冀益懋二令猷一、茂膺二休祉一、不備、辛未正月日、

其贈品は、將軍家へ人參三十斤、大綸子五疋、大緋子五疋、白苧布十五疋、生苧布十五疋、白綿紬十五疋、黒麻布十五疋、虎皮七張、豹皮十張、青黍皮十張、各色筆三十柄、眞墨三十挺、黄蜜五十斤、清蜜五器、扇子十枚、駿馬一疋鞍具。世子へ人參三十斤、大綸子五疋、無紋綾子十疋、白苧布十五疋、黒麻布十疋、虎皮五張、豹皮七張、青黍皮十張、魚皮五十張、色紙十五卷、各色筆三十柄、眞墨三十挺、花硯三面、扇子五枚、駿馬一疋鞍具。此他使

臣よりの獻品あれど略す。又我が復書は、

日本國源家齊、敬復二朝鮮國王殿下一、當価二亥正一、華緘隨達、周二悉啓居寧謐一、欣幸罔レ極、今者以二吾承統一、蒙二修聘儀一、珍貽稠疊、殊感二德誼一、如レ成二其禮津島一、則事雖レ從レ新、意在レ循レ舊、所三以度レ時制レ宜而敦二兩國之好一也、玆具二輶品一、寄二託還使一、惟冀彌協二章烈一、允愛二純瑕一、不備、文化八年辛未五月日、

又贈品は、將軍家より、金屏風十双、鞍（皆具共）十口、料紙硯箱三通、色羽二重五十疋、亂茶宇百反。世子より大卓一脚、紗綾百反、越前綿三百把。又使臣へは、將軍より正使副使へ、白銀五百枚、綿三百把宛、其他賜予差あり。世子より兩使へ、白銀二百枚綿百把宛、其他へは白銀若干を賜り、歸國せしむ。是れ德川幕府に於て朝鮮來聘の終りなり。蓋し對馬に於て聘禮を受くるの議は新井白石の建議ありしも、當時用ひられざりしを、是に至り之を採用せるなり。但し白石の議は、朝鮮聘使の待遇は厚きに失し、勅使に超ゆる事數層從て其費用巨額に上るを慨し、以後は對馬にて受聘の專となし、御使には高家衆を遣はされ然るべしとありしも、今溜間席の大名に寺社奉行を以て正副使とせるは猶勅使待遇に超え、且つ此費用として、公私領共に百石に付金一兩の割にて、全國に課せるより、巨間に種々の苦情ありし事は、江都聞見錄に見えたり。是等は松平定信の老中へ勸めたるなりといふ、されば定信職を辭すと雖も、猶黑幕宰相たりしを知るべし。或は言ふ、こは松平信明が、松平定信の意見に從ひて遂行したるにて、之がため內部より種々の攻擊に堪へかねて、遂に職を去りしより定信が政局の勢力も衰へ、文化九年四月、病に託して隱居せりといふ、蓋し實說なるべし。因みに云、定信は、致仕の後樂翁と號す、專ら風月を友とし世を謝せるが如きも、其自著の「閑なる餘り」等に往々世事を慨せるあるは、自己が充分の實蹟を擧る能はざりしを慨するなるべし。既にして文政十一年六月卒す、年七十一。此人の幼時に相者ありて不審していふ、斯る高貴の御方なるに、宿（ヤド）なしの相ありと。聞くものの失笑して、さればこそ、人相見などは採るに足らぬものなれと嘲り合ひしが、文政十一年二月、目白臺よりの出火に其下邸燒失し、尋で三月、又上中の兩邸とも燒失したりければ、一時宗族なる伊豫松山松平家の愛宕下の邸に假寓ありしに、此所にて卒したるより、先きに相者のいひしは的當せりと、人々私語き合ひしと北角覺書等に見えたり。其虛實は定かならざれど、當時世間に傳はれる風評なり。定信著はす所に修身錄、花月草紙、諫鼓鳥、夜鶴筆叢等あり、夙に寫本を以て世に行はれ、又輯むる所に集古十種等あり。

家齊の親政と政綱の漸弛

〔家齊の親政と一橋治濟〕　定信の補佐職を去るに當り、家齊年既に二十五、殊に幼より英邁を以て稱せられ、三家と雖も眞實畏服する所なれば、亦其代表者即ち補佐職を置くの必要なし、且つは定信三家の代表者として、朝廷に對し壓迫手段を恣にしたる上は、亦之を置くべきを口にする能はず、是に於て政局は自然に將軍の親政となりては、彼の一橋治濟忽ち勢ひを得て、漸く政務に容喙するの形跡あり。中にも田沼の時老中たりし水野忠友を、再び世子附きの老中（寛政九年）となし、又は二の丸殿舍をもつて治濟の隱居所に充つる等種々ありて、殊に一橋附家老久岡縫殿頭は最も治濟の信任する所にて、彼れが思ふ所は忽ち治濟の口より出でゝ事實に顯はるゝより、彼れが勢力漸く盛んに成行き、幕府の有司にして彼れが鼻息を伺ふ輩もあるに至り、先きに定信が苦心して定めし所も往々破らるゝを以て、老中松平信明は窃かに之を慨し、先づ治濟の手より久岡を離さんと、大目付に缺員あるを機とし、久岡を大目付に推薦せしに、家齊聽かず、蓋し信明が、治濟二の丸移住の事に反對せしより、將軍の含む所となり、事毎に衝突せりといふ。されど祖宗以來の制度として、老中の推薦する所は將軍拒否する能はざるを以て、遂に久岡を大目付に遷しゝが、之がため享和三年、信明も亦職を去れり。然るに定信は、嘗て我等を去るとも、伊豆守あれば又心配なしといひし程の信明なれば、之を默視する能はず、密々三家に謀る所ありしより、文化三年復職せしと雖も、前日の如き勢力はなく、唯僅かに定信が制定を維持するに止まれりといふ。

〔江戸の奢靡、永代橋の墜落〕　偖將軍親政、即ち定信の退職するや、疾くも世の風潮は奢侈の一方に傾斜せるは、左の令文にても知られたり、寛政十一年「町屋の見世にて賣藥の渡世、又は休の茶見世、或は菓子類商の物拭、人寄のため種々の見物ものを儲置、往來の人自ら集り候樣致し候儀、近來所々に相見得（中略）以來右樣之物爲二差置一申間敷」云々、又「寺社開帳之節、境内に造り物拭奉納致し、見物爲レ致候儀、見せ物同樣之筋にて、畢竟遊山之場所に相成、神佛崇敬之意に無レ之、不埒の事に候條、以來は急度差留可レ申、」云々、又在々にて神事祭禮之節、造物虫送り風祭り拭と名を付、芝居見せ物同樣之事を催し、衣裳道具をも拵、人を集め金錢を費し候儀有レ之由相聞得、不埒之事に候、（中略）右樣之企渡世に致し候者は勿論、其外にも風儀惡敷諸商人、或は川原者など、決而村々へ立入せ申間敷、（中略）遊興惰弱不レ宜事を見習、自然と耕作に怠り（中略）自今以後遊藝歌舞淨るり之類、總而芝居同樣之人集め、堅く可レ爲二制禁一」云々と、府下、郡村までも觸渡せり。蓋し田沼の奢侈時代より、急に定信の儉約主張に入り、府下を始め商人等の中には、常々凋（しぼ）みたる御時節、即ち不景氣を歎きし徒が、定信の辭職に續きて、田沼時代の水野が再勤せしより、偖は凋みも開きしならん

と、忽ちに浮れ立ちしなるべし。されば民間のみならず、士分以上にも往々不心得の徒ありて、弓砲稽古に内々當り賭（カケ）といふ事行はれ、遂には鎗劍の稽古にも、一本五合賭、一升賭などゝ、賭博に類せる所爲をなすものありしより、市中、郡村まで賭的といふ事流行したるは、寛政十二年に「近頃町人百姓共寄集り、賭的致し候者有レ之趣相聞（中略）博奕賭物之類御法度之儀は、度々御法度之御觸有レ之候間、彌右樣之者無レ之樣」云々と令せるにても知らる。斯く遊興類似の禁を布けば、下々は巧みに質實の遊戲を以て法禁を犯すなど、幕府いかに質素儉約を令するも、些の效果を見ず、反りて日々驕侈に赴けるは、上に我儘隱居の一橋治濟ありて、定信全盛の時すら、之に憚からざりしなれば、今は内々政務に容喙するも、公然の秘密として唯咎むる者なければ、幕府大奥の群小等も之を眞似て、遂には質素儉約は昔日の事の如く成行きたり、本根既に動く、枝葉獨り靜かならんや、數年ならずして政綱漸く弛み、人心亦從て惰弱に赴く、されば定信も、默視せんと欲するも忍ぶ能はず、口にも出し筆にも著はして慷慨せしなり。既に此勢ひにて押行きたれば、文化四年八月十九日深川八幡宮祭禮の賑ひは、練（ネリ）物、造物の風流花美を競ひ、見物の群集、近年未曾有と稱へられ、遂に之が爲め永代橋中間より斷落して、溺死千五百人餘、其他死體不明は數を知らずといふ大慘事ありたり。（夢の浮橋と題せる書に委し）此時北地には露船來寇の虞ありて、南部、津輕兩家の警衛にては手薄なりとて、更に仙臺、會津等へ出兵を命じ、今にも戰國となるが如き疑懼の中なり、若し定信此時要路に在りしならんには、斯る慘事もあらざりしならん、其代りには、斯る賑ひも練物の風流などもなく、所謂淵みたる時世の上に、一層淵みを增しゝならん、されど武備は、少しは見るべきものありしならん。

公武和融と水野忠成

所司代の糜費、水野忠成——朝幕の和融、將軍の任相國

〔所司代の糜費、水野忠成〕　松平定信の、尊號事件に付て强硬の手段を採りしより、京師と關東と忽ち疎隔の有樣となれるに、事を解せざる俗吏の常とて、御附武家又は町奉行などが、之に乘じて御威勢一點張りに堂上家を押付くるを御奉公と心得、彌々和融の方寸を缺きしに、定信辭職以來は、此輩後楯を失ひし如くにて、堂上家に疎々しきより、御所向きの御用辨常に澁滯して、其尻はいつも傳奏より所司代へ持込まれ、殊に此輩の、長く京都に在りて大御所向きの御樣子を知れる輩こそ、御威勢一點張りもなるべけれ、新參の輩に在りては、所謂關東武士にて、其關東とは何事も樣子の變れるなれば、表に威勢を輝かしても、內々は非藏人（ヒクラウド）の輩に非難を申込まれて閉口する情態なれば

中々に勤め惡きまゝ、心ならずも金銀を賄賂して一時を彌縫せりと、下僚の輩既に斯くの如しとせば、其上首たる所司代の如何なりしかは察するに餘りあり。そも例は、朝廷に於て幕府を御依頼あり、幕府は朝廷を敬而遠焉主義にて、其間多少の作略を以て公武和融の實蹟を見る事なりしに、今は朝廷に於て諸事幕府へ御遠慮勝ちにて、所謂敬而遠焉主義の如くなり、則ち敬遠主義の鉢合せとなり、傳奏衆への申合せも、舊來の如く打解くる事なき有樣なれば、まして關白家とに於てをや、然るに攝關家は多く三家の姻戚なる上に、家齊の御臺所は、實は島津重豪の女なれど、表向きは近衞經熙の養女にて、幕府とは親姻の中なるに、先きに一橋治濟と東西相應じたる伏線の存在せる事とて、總べて所司代始めの一擧一動は、善惡共に疾くも將軍及び三家の輩に聞ゆるを以て、公武の中間に立ちて煩悶の餘り、是れ亦賄賂を以て諸事を取繕ふより、當時所司代たりし人は、殆んど職のために財を傾けしといふ。然るに文化元年、水野出羽守忠成は、寺社奉行たりしが、やがて大阪城代に轉ぜんとの議ありしを聞きて、大阪城代はやがて所司代に轉ずる例なれば、斯くては堪ふる所にあらずと、內々一橋治濟に申請する所ありしより、其議は翻りて若年寄に遷り、奧掛りとなれり、是れ此人の政局に腕を振へる初歩なり。是よりして身は若年寄なれども、奧掛りなれば、常に將軍に左右し、巧みに其意を迎合して、着々其機先を制せるより、大に將軍の信任を得て、其權老中を凌げり。此人實は岡野肥前守知隣の次男にて、初め水野勝五郎の養子となりしに、田沼嚴譴を蒙れる時、水野忠友は田沼の次男を養子にしたるを離別せるに當り、代りて宗家の養子となりしなれば、下情に通曉せるは尋常大名の比にあらず、されば將軍の信任を得しも此故なり。斯る人物なれば公武の和融に疾くも眼を着け、遙かに江戸に在りて所司代に意見を授け、一方將軍に申す所あるなど、後年此人老中となるに及び、公武の和融前代に過ぎたるは、蓋し亦大手柄といふべし。殊に文化十二年、自今所司代及び大阪城代は、持高に拘はらず、一萬石の役知を賜はる事と定めしは、深意の在る事なりといふ。そは右の如く所司代は賄賂を以て堂上家を引付けしは、其人々の一時の權略に出でたりとは申せ、斯る事は例となり勝ちなるものにて、譬へば前の所司代は此事には加樣の付届（賄賂）ありしも、此度の所司代は其事なしとて不滿を抱くは人情の常にて、それがため、大切の公務に差障りも出來なば、以ての外の事なりとて、此特典ありしなり。或は云、此年四月濵井讃岐守忠進、京都所司代より老中に轉せしが、此人所司代勤役中、右の費用に領內へ用金申付けしも猶不足せるより、京、大阪にて多分の借財をなし、其返辨もなさで江戸へ轉役せしとて、例の京童が「かし金をかれ（借）た酒井に返（かへ）讃岐うわばみよりもこわいかたばみ」（かたばみは紋所なり）と狂歌せり、忠進老中となるに及び、具さに所司代勤中の辛苦を述べて、役料を賜はらん事を建議せし

に因れりと、然るに大阪城代も同樣に一萬石を賜はる其内意は、例は大阪城代より所司代に轉ずるを以て、先づ城代中に役知一萬石を貯蓄し置き、所司代轉役の準備に充てしむるためなりと。されば右の事情なるより、所司代を始め京都在勤の面々等は酷く松平定信を非難せるより、從て江戸の政局にも波及して、定信一派の輩まで疎んぜらるゝに至れり。

〔朝幕の和融、將軍の任相國〕　幕府が朝廷に對し奉りて和融の方針を執れるは是れのみに止らず、例年參向の勅使には、恒例饗應の外に特に隅田川遊覽若くは濱御殿遊覽をなさしめ、或は定例贈與の外に特に金帛若くは文具の類等を內々にて贈遣する等、只管懇遇を盡せり。又文化十二年東照宮二百回神忌勅會御執行に當り、參向の飛鳥井宰相雅光の爲めに蹴鞠を催し、續きて參向の勅使、院使以下所役の公卿、殿上人を請じて、管絃を聽聞あり、其概略は、五月十一日白書院に於て、德大寺大納言實堅笙、日野中納言資愛笛、四辻中納言公祝箏、綾小路左中將有長篳篥、持明院右少將基延鄂曲にて、大皷、鞨皷、管方等は、同參向の京都樂人十一人之を勤めたり、又同十四日には京都樂人を召して、日光紅葉山の樂人と共に舞樂をかなでしめたり、凡そ是等は絶えて久しき事若くは空前の事に係るを以て、各々へ饗應及び贈與の豐富は前代無比と稱せられ、且つ同時參向の近衞經熙は、御臺所の生家といふを以て、登城の際特に內殿に於て饗應あり、續きて日々の音信贈與等頗る鄭重にて、告暇の際、表向きより白銀千枚、綿五百把、世子より白銀五百枚、綿三百把、內々には、金帛文具の類數を盡したり、此人四月廿一日江戸へ着ありてより、幕府の饗應、音信日々鄭重を極めしより、何者か「このへ殿、下からよめば○○○殿、ぶら〳〵せずに早くたゝしやれ」（歸京）と狂歌せり、以て其盛んなるを察するに足る。翌十三年には絶えて久しき石清水臨時祭を再興し、且つ明年御讓位の內勅あるを以て、仙洞及び中宮御所の造營には、專ら叡慮のまゝにし奉り、又御卽位の料は、近年物價騰貴といふを以て例より增益し奉りし上に、文政元年には、後桃園、光格御兩代に中絶したる大嘗會を再興し奉り、同七年には、上皇修學寺御幸を勸め奉り、特に所司代牧野忠雅に命じ、部下を率ゐて供奉及び警固に列せしめ、爾後其費を獻じて年々之を勸め奉るなどあらゆる事に心を盡しけるまゝ、朝廷に於て漸々御嘉尙あらせられ、文政元年には、上皇より御料の御冠袍を家齊に賜ひ、同五年には、家齊を左大臣從一位に、（元右大臣正二位）御臺所を從二位、世子家慶を內大臣正二位、（元大納言右大將從二位）御臺所を從二位、世子夫人を從三位に任叙あらせられ、中にも左大臣は家光以後絶えたる上に、世子の任大臣は、武將以來空前の特恩なり。是のみならず文政十年には、將軍執政四十年に及びしを嘉し給ひ、特に太政大臣に陞せ、世子を從一位に叙し給へり。そも太政大臣は、足利義滿に宣下ありしより、德川氏に於ては、家康、秀忠亦宣下を蒙れるも、共に

將軍辭職後の事にて、在職中の宣下は實に此公を以て前後唯一人となす。されば「江戸の人上洛もなさで太政大臣はこれぞ武將（無性）の初めなりける、京の人武將（無性）とも腰ぬけだともいはゞいへ大位（すわグラヒ）（大食）ではうごかれぬなり」との狂歌京師に流傳せり。これより將軍に一層威勢付き、袍の如きも、尋常の地紋にあらで、相國といふを以て異文を用ひ、其宣下の儀式には、勅使を始め何れも束帶の式正（シキシャウ）を調へたり、德川氏に於て、勅使を始め束帶の式正を用ひしは、前後此時に限れり。斯かる優渥の恩遇なれば、幕府に於ても、特に謝恩使の外に老中青山忠裕を上せて、禁裡へ金二千兩、仙洞へ毎年銀子百貫目（凡そ金千五百兩）を獻じ、關白へは毎年米百五十俵、其他堂上家へ白銀若干を贈れり、之に依て數年間欝結せる公武の感情は、今や全く和融して恰も洋々たる春日の如し。

將軍子女の大名との緣組と大名の格上げ

將軍子女の緣組、大奥の跋扈、錢廻りよき江戸——諸侯の格上げ熱中、有司の驚著、親藩の反抗

〔**將軍子女の緣組、大奥の跋扈、錢廻りよき江戸**〕　右の如く家齊は、官位父祖に超えたるのみならず、子女の多きも父祖に超え、總べて五十一人。中には早世の者多かりしも、其生母は悉く同一ならず、一腹に二三生あるは、僅々四五人に過ぎず。されば後閨女流のいかに大勢なりしかは、察するに足る。斯る多くの子を幕府の富なればとて、いかで自立せしめらるべき、さりとて堂上家へ緣組するは、彼の東照宮御掟なる內規の許さゞる所なり、故に諸大名にして苟くも嗣子なきか、又は嫡子の婚期に近き輩ある面々へは、思召を以て養子又は姬君の降嫁を申入れたり。尤も家康の時は、一門若くは家臣の中よりも娘を見立て養女として諸大名へ緣付けたれど、こは當時政略上より、是等の人々に懇親を厚くせんためにて、又諸大名にありても、之を以て所謂人質に擬したるにて、露骨にいへば、彼我懇親の保證物なりしなり、其後に至りては、三家若くは加賀、薩摩、仙臺等の數家に過ぎざりしを、茲に至りては、名は將軍の渥き懇志に出でたりといへど、內意は厄介拂に過ぎず、さるからに越前家鹿流又帝鑑間席の譜代大名にて、舊家若くは由緒ある家柄へも、思召にて緣付けたり。然るに舊時加賀、薩摩等の世子に配せるに、是等の家は、嫡子にて四位少將に叙任ある事なれば、官位に於て不足なく、且つは其祿高は諸大名中の大祿家なれば、將軍の聟として不足なしと雖も、今其以下の家々へ子を下すとすれば、概ね嫡子は四品、家督の後侍從に進み、中には侍從を以て極官となす家々もあれば、將軍の聟としては不足なりといふより、何れも其の家々は思召を以て格上げをなしたり、卽ち四位の人は侍從に任じ、又侍從の人にして將軍家より養子を下すに

於ては、養子は特に四位少將に叙任あるをもて、其養父をも少將に陞せたる上に、將軍の子として大廣間に出でゝ任官順の着座も面白からずとてか、悉く大廊下詰となせり。大廊下は三家、加州家上州吉井の松平家のみなりしを、此時島津家は御臺所の實家なるをもて、特に大廊下詰となしたるに、茲に至り、其以下の諸大名にて續々大廊下詰となれる家多し、夫のみならず、譜代大名にて溜間詰は會津、高松、井伊等に限れるを、此時松山、桑名の兩家は、由緒格別といふをもて之に進みしに、姫君降嫁の爲め、姫路酒井を、舊家格別と云をもて之に進め、奥平昌高は島津重豪の次男にて、現に御臺所の連枝なるより、御臺所より御内願もこれありとて、官は從來四位を先途とせしに、侍從に陞せて溜間となせるなど、殆んど大名の格上げ競爭ともいふ有樣なり。

されば官位、家格の上るに付て、之に伴ふは儀從の威儀なり、將軍の子又は聟として、金紋の先挾箱、長刀、虎皮の鞍覆など、行列中にあらすては、江戸府内の往來に肩身狹く、さりとて故なきに免許もなり難ければ、既に御臺所御内願といふ事表立ちたる上は、之に倣ひて何姫君御願ひに依りてと表向き申渡して、其夫たる人の行列に、是等の物を免許し、又は何の守歎願もあればとて、養子に遣はしゝ公子の行列に、其家に例なき右等の免許もありしかば、從來同席同格若くは同祿高なる家にて、將軍家へ緣組なきため、行列中の持たせ物の劣るに至りては、元來勝氣一方の大名氣質に、其家來までが彼の家に劣りては、面目なしと思ふより、同一の持たせ物、若くは同一の官位など希望するより老中への手入れとなり、即ち賄賂を以て願ひを叶へんと各々奔走せるより、世態いつとなく一變して、再び賄賂時代となりしに、既に御臺所又は何姫君御願ひといふ事の、表立ちていはれしより、大奥の輩が政局に勢ひを及ぼすに至り、初めは老中水野忠成一人の如くなりしに、後には其權側衆に移りて、土岐豐前守、水野美濃守忠篤、美濃部筑前守、小納戸頭取新番頭格中野播磨守の數人尤も時めきたり。中にも忠篤は、家齊の愛妾お梅が末期に於ての願ひもあればとて、尤も之を寵任し、又中野は、其養女三人まで家齊の愛妾なれば、其寵任は推知すべし。されば此人、家齊が西の丸へ隱居すると同時に己れも隱居して石翁と改め、向島の下邸に移りしかど、猶舊の如く西の丸へ勤仕して、泊番まで勤め、其登城には、向島より屋根船にて西の丸の辰の口前まで漕付け、其船の障子は玻璃、當時は「きやまん」とて、貴重の品なるに、之にて張りたりと、以て其驕奢の一斑を察すべし。されば水野忠成も、遂には此輩に内々は手を下すに至り、傍ら若年寄林肥後守を方人として、田沼玄蕃頭意正をも若年寄に薦め、遂に世子付側用人に擧げて、己れが方人としたり。元來此意正は、忠成の養父忠友の養子なり、田沼嚴譴を得たる時離別となりし緣故より切りに忠成に取入りたりしに、其時田沼が轉封となりし陸奥伊達郡の地は非常の瘠地にて、一萬石とは申せ、實

收七千石に滿たず、故を以て數年間君臣共に困迫に陷り、武器までも賣拂ふ程の悲境に陷りしより、忠成も之を氣の毒に思ひ、力を盡して取成せるより、若年寄に擧げられ、再び遠江相良に復歸ありて、始て實收一萬石を得るに至れりと、斯る間柄なるをもて最も忠成の羽翼となれりと。

右の如く幕府には子女の出生頻繁にして、其賀儀に諸大名より獻品ある上に、是等子女が諸大名の中へ緣付くに就て其賀儀としての獻品亦度々の事なればにや、又は寬政の初の松平定信の旨趣を襲用せしにや、往々是等の形式的に流るゝ風ありしより、文化十一年に「諸家之面々、御側衆幷表御役人中へ、參勤交替其外御禮事又は年中定式差定候贈物之儀は、一己之音信とは違ひ、上へ附候勤品之儀に候へば、粗略無レ之樣相心得可レ申所、（中略）近來粗略に相成候向も有レ之やに相聞得、去る二十日御七夜御祝之節も、御側衆へ音物無レ之向も候由、右は夫々家格等も有レ之儀にて、一己之音信と違ひ、自分に省略致し候儀は無レ之筈、右は全く家來共之內にて、心得違にて右等之次第に及候儀に可レ有レ之候得共、家來之心得違は畢竟主人之不束に相成候間」云々と令したり。そも從來は、表立ちたる音物と雖も、成るべく手輕に致せとは幕府の政綱とも云べきなるに、茲に至り音物の督促に加へて、品の善惡をさへ云々して、毫も恥とせざるは、既に季世に瀕せるとはいへ、有司の野卑心驚くの外なし。されば是等によりて諸大名も一際音物に心を用ひしに、度々の吉凶等に加へて賄賂公行の事とて、諸大名、旗本士等の、有司の間の往來には悉く音物といふ有樣なるより、使者の往來頻繁として、爲めに諸商人の利得莫大なるに、將軍家の子女が諸大名へ緣付くに至りて、夫等調度類は悉く花美驕奢を競へるより、幕府の用達は申すに及ばず、いかなる小商人、或は土方、人足の果てに至るまで、殆んど目の廻る程の繁忙なるより、從て利得も多く、且つは賄賂公行の事とて江戸府內の繁榮、卽ち俗に云ふ錢廻りのよきは實に空前の盛況にて、御治世萬々歲とは、諸有司を始め江戸全市人の中心より唱へし所、今も一二古老の輩が、大御所樣御時代とて、前後の考へもなく有難涙に昔を偲ぶにても、其一斑は察せらる。蓋し燈火將に消えんとする時、一層の光輝を放つと一般にて、既に末造なるは知られたり。されば是等に依て諸大名の家計一層困難に陷り、爲めに大阪其他市商の私財に依賴し、其反動として諸國の困弊を來し、遂には幕府自らも疲弊を招き、所謂大御所時代江戸繁榮の記念としては、遊蕩武士のみ、幕末にまで傳はれり。

〔諸侯の格上げ熱中、有司の驕奢、親藩の反抗〕　右の如く江戸の繁榮は、諸大名競うて封內を絞り取りて、之を江戸に投じたるにて、其原因の重なるは大名の格上げなり。此大名の格上げは府下往來行列の花美となり、之を以て得々として府內を濶歩し、人の視線を牽くを以て、當時武士の最大快事となせるは、恰も兒女の祭禮に於けると一般なるは、時世とはいへ、今より考ふる時は眞に笑ふべ

きの極なり。されど當時各自競爭の激烈なる、前後の考へもなかりしは、家齊太政大臣宣下の賀儀の日に、津輕越中守信順が、其家空前の侍從に任ぜられしより、駕を廢し轎に乘り、得々として登城したるに、忽ち幕府より、許可を得ずに乘用せるを譴められ、百日の逼塞に處せられて、面目を失ひし珍事もあり。又之がため一獄を起せるもあり。そは南部の家臣に下斗米（シモトベ）秀之進といふ者あり彼れ從來其藩内に流傳せる、隣國の津輕家は元は南部の家臣なりとの說を盲信せしに、此時津輕家は、從來近衞家の門流に列し、且つ島津家とも親みあるより、時の御臺所にも、緣故あるを以て、老中、側衆などにも取入り、遂に四位より侍從をかけて、大廣間席に列せしに、此時南部家は幼少にて、吉太郎とて、未だ任官もせざれど、代々の格にて大廣間に出でしも、無官なれば末座に就く、秀之進之を聞くや、彼の津輕は其古へ我が君家の臣隷なりしを、今官位共に高しとて、舊主家たる我が公の上座に就くは奇怪至極なりと憤慨し、遂に之を殪さんと企てたり。秀之進初め江戸に出で彼の寬政の奇人と稱へられし平山行藏の門に入り、文武を研修し、深く行藏の行狀に敬伏して、遂に高弟と稱せらる、されば此企ても亦行藏の奇行に類せり、然るに行藏文化異船渡來の事に付、種々計畫する所あり、其事大に治安に害あるを以て、幕府其子弟敎授を禁ぜしかば、秀之進彼れが許を去りて鄕に歸り、會ま南部津輕兩家大廣間席次の上下あるを聞き、津輕家を以て不俱戴天の仇となし、同藩士關良助と謀り、江戸に出で、岩名昌山の許に寓居して津輕侯を瞰ふと雖も、堂々たる大名の出行に、一二の浪人の手の出すべき樣なきまゝ、再び鄕に歸り、こたびは津輕侯歸國の途次、奥州矢立峠の險隘の地に要し、鐵砲にて殪さんと其用意をなしゝに、僕なる者此擧を熟知せるより密に脫して津輕に至り、秀之進等矢立峠に於て狙擊せんずる用意の顚末を訴へ、其證左を出しゝかば、津輕家は大に驚き、急ぎ途を轉じて歸國すると同時に、事のさまを幕府に訴へ、秀之進の捕縛を請へり、依て幕府は秀之進を物色して逮捕に勉めしに、秀之進事の泄れたるを知れるより、相馬大作と變名して身を匿せしかど、遂に江戸に於て捕へられ、文政五年八月、秀之進は獄門に、良助は死罪に處せられたり。

右の如く格式を以て外見を飾る時風の極は、遂に老中と雖も感染して、文政八年に、水野忠成京都へ出發に當り、葵紋付の鞍、鐙及び虎皮の鞍覆等免許あり、平日登城の節も勝手次第に用ふべしと命ぜられしには、三家と雖も喫驚したりとは、さもあるべし。從來老中は、諸大名、有司への模範として、行列供廻り等を始め駕籠傘の類に至るまで、總べて質素を專一とするは德川幕府の政綱ともいふべく、故に井伊家は德川元老隨一の家柄なるに、平素は鎗一本、挾箱一つの外持たせざる質素極る事なるに、僅か一二代の間に五萬石の城主となりし水野家が、しかも老中なるに、平日虎皮

の鞍覆を用ふるは、殆んど三家に同じき程なればなり。こは忠成巧みに將軍の意を迎合し、傍ら子女縁付きに盡力したる褒賞に出でたるならんも、時人は跋扈の極なりとて、將軍家は水野出羽を如何ともなし難く、水野は土方縫殿助を如何ともする能はずと評し合へりと、土方は忠成の公用人にて、忠成いかに思ふとも、此土方が同心せざるに於ては何事も成らず、又將軍いかに思ふも、水野が同心なき事は行はれずとの意なりと。されど此說は誤りなるが如し、そは文政四年に再び松前家へ蝦夷一圓を返地ありし時、東湖隨筆に「松前家舊領を復する(中略)此事水野羽州執政の時なれども之を知らず、全く特志より出たる由、其源は、一橋儀同公へ松前家より內願し、公より將軍家御內聽に入れ(中略)時の松前奉行も前日まで夢にも知らでありけると」云々と見えたるにて推知すべし。

さて將軍の子女を緣付けたる中に、尾張齋溫天保十年に薨じたれば、幕府は重ねて田安齊莊を以て其嗣となしたるに、尾張の家臣中之に服せざる者數人、中にも大橋謇之進、吉田平內等は上書して其不可なるを陳じ、一時中々の騷ぎなりしを、稍くにして鎭定せり。又是より先き文政十二年水戶齊修薨じて嗣なきにより、幕府は、水野忠成をして、家齊の子清水宮內卿を以て相續せしむべき內意を下さしめ其事成りなんとしけるに、國元なる有志の面々之を肯んぜず、先公の弟敬三郎を立てんと一致し、續々江戶へ出でゝ養子排斥に力を盡さんとする者引きも切らず、形勢尋常ならざるより、流石の幕府も辟易して、遂に養子は沙汰止みとなり、敬三郎嗣立するに至れり。以上は表立ちたる反抗の一二なり、其他內々にて反抗せるもの少からずと雖も、何れも權勢に怖れて泣寢入りとなれり。右の敬三郎は卽ち有名の烈公なり、されば水戶家の幕府より屢々譴責を受け、始終不首尾なりしは、一は齊昭(烈公)の英邁を忌みしに相違なきも、此養子排斥は、水戶一藩を忌むの原因となりしなり。

財政の作略、家齊の隱居

用度の窘阨と惡貨の濫造——大久保忠眞、家齊の讓職

〔用度の窘阨と惡貨の濫造〕　右の如く家齊親政以來、京都の手入れより、凡百の事悉く誇張せるより、寬政の簡略主義は自然に烟散し、漸次財政に困難を來しゝかば、之が救治として質素儉約を主張せしも、自ら唱へて自ら破るを以て些の功を見ず、茲に於て例の貨幣改鑄の議興れり。當時の勘定奉行の調書に據るに、寬政の初松平定信全權以來種々の節儉法を用ひしかば、寬政十年卽ち僅々十年の間に、府庫の剩餘は金三十三萬八千兩に上れり。こは剩餘とはいへ、種々の融通法等に依て得たる收入の增加其過半に居れり。然るに文化異船の事より、北海の警備、內海の防備等、不時

の費用多々なるより、之が補足の目的にて蝦夷地を直轄とせしは抑もの誤りなりき。元より幾多の資本を投じ、數十年の後を待ちて、其利益を收むるの計畫にあらず、實收金三十餘萬の松前家を、罪を構造して之を一萬二千石の少祿の地に移し、之に依て既に三十萬兩の利益を奪ひたれば、其三分の一を收むるも、漸々諸種の事業を擴張するに於ては、殆んど無盡藏なるべしと、所謂鼻元思案の計畫に出でし事とて、實地着手するに及び、百事案に相違し、且つ例の貪欲私利に拔目なき代官の古手などを以て、仕馴れぬ漁業收入の監督となしたるをもて、名を不漁に託して其實人民を虐げ、中間に立ちて自己の懷中を肥すといふ下吏のみなれば、初年よりして得失相償はず、文化五年より文政三年に至り、府庫より出し、所金十萬兩を超えたり、依て舊地を彼れが望みに任せ、松前家へ返付せしも、まさかに損失を償ふべしとは申難ければ、恩を賣り、冥加として年々金一萬兩づゝ上納すべしと内命して之を償はしめたり。且つ是より先き金座後藤庄三郎は、祖先以來金貨の鑄造發行の樞要に居る事とて、代々巨額の公金を私消せるに、文化七年事顯はれて獄門に處せられ、其跡役を銀座年寄後藤三右衞門に命ぜしに、彼れ殊功を樹てんため、蓄財及び融通を計畫し、其建議に依て翌八年に、「近來度々御儉約被二仰出一候へ共、不時の御物入も莫大にて、御勝手向不都合の儀に候、依て來申年より五ヶ年を限、猶又嚴敷御儉約被二仰出一、御手元之儀を始め總而御省略の事に候、(中略)非常之御備又は御家人御扶助等之御手支も難レ計、不二容易一事に付、不二一通一御減少有レ之、立直候樣」云々又「諸拜借之儀、不レ寄二何事一、容易に御沙汰有間敷候、遠國御役人は、御役被二仰付一候節、是迄之通拜借被二仰付一候事、但是迄拜借有レ之面々、返納年限に不レ拘、成丈早々可レ有二返納一、勿論差延願は難二相成一候事、一、寺社御修覆願幷御寄附等は、不レ被レ及二御沙汰一事、一、御臺所御賄被レ下候面々、御料理品數之内被二相減一、且又五節句三日之外、御酒被レ下間敷事、一、御城内外幷兩山其外都て御修覆、破損有レ之候共、成丈御修覆被二差延一候事、但御役屋敷は、成丈自分にて取繕置可レ申事、一、諸役所定式御入用金幷筆墨紙其外請取物之儀、是迄諸取高之内精々致二勘辨一、格別之減方を付、書付を以て可二申聞一事、一、諸役人近來追々相增候分、頭支配幷定人數多き分は可レ被二相減一、(中略)且又不二差掛一御用向出役等は、差延可レ申事、一、諸向臨時御用相勤候面々、被レ下物有レ之儀は、相減候品も可レ有レ之、」云々と令し、諸士大的の、年々將軍の上覽を隔年とし、其人數も、一隊より三人を二人、五人を三人、七人を五人、六人を四人に減じ、且つ小普請組の大的及び聖堂學問試業等は、儉約年限中は之を廢止し、又番士番入に當り、功米足高の賜予を、十月より番入の者は一年の半額と改め、翌九年には、二條、大阪在番大番士の合力米、持高一倍の額を賜りしを、五百石までは一倍、其他は千石限りと改むるなど專ら緊縮手段を厲行せしも、將軍の子女緣付きに付て、越後、越前家等の加增より、之に與れる有

司賞與の加增等に賜予せし所凡そ二十萬石、尤も罪ありて封の褫剝ありと雖も、こは僅々十萬石に滿たず、是等に依ていかに儉約手段を採るも、年々に不足を生じ、寬政十一年より文化十三年に至るに足る。然るに翌年青山忠裕職を去りしをもて、水野忠成勝手掛一人となりしより、左の口實を以て元文小判改鑄を斷行せり、「小判金之儀、年古く相成、自然と瑕金等多く、世上難儀之趣相聞得候に付、追而沙汰有レ之迄、五分以上之切れ金は勿論、其以下の瑕金にても、無二別儀一小判貳分判一分判貳朱判等にて引替可レ遣に付、武家町在ともに所持之者は、來月十日まで後藤三右衞門役所へ持參可レ致」云々と、卽ち瑕金、切れ金の分を改鑄すとの意なれど、其實は悉皆を引換ふるにありしなり。偖改鑄の新貨（文政小判）は劣惡なるをもて、俄然金銀價格の變動を來せり、こは元文銀は、其質稍新金貨に增れるを以てなり、依て翌年又銀貨を改鑄して、金貨と權衡を執れり、之を草文字銀といふ。然るに此瑕金に付て十組頭取杉本茂十郎私欲の事露はれて、其職を褫はれ、町年寄に之を管理せしめ、一層引換へを厲行せしが、是より小判金は漸く世上に少く、貳分判、貳朱判の二種の金貨、尤も多く通用せり、依て銀貨との價格其位を失へるより、文政七年二朱銀を改鑄して、其質を劣惡となし、更に壹朱銀を鑄造し、（文政十二年）天保八年に至り、新に一分判を鑄造して、金貨一分判を引上げたり。是よりして一分銀判と二分金判と、又二朱金判と、一朱銀判と、兩々相對して世上に流通し、從て漸次其質を粗惡にせしに、幕末に至り外國通商始り、貨幣問題は外交上緊要の事項として、彼我の貨幣を比較するに當り、我が官吏の無識なる、徒らに彼れが詭辯にのせられ、遂に幕府の財政上否我が貨幣の價格に大損亡を受けたり。右の如く幕府財政の困難を自白して、貨幣改鑄まで斷行して其急に應ずるに至れるも、將軍手元の儉約とは、唯其言ありて其實なく、依然として驕奢を專らにせしより、流石の水野忠成も之を如何ともする能はず、遂に後藤と謀りて、金銀改鑄に依て得たる浮目（ウハメ）、卽ち混合物に依て得たる純金銀を以て補充す、之を一に出目（デメ）と稱し、延いて幕末まで之を襲用し、從て貨幣は彌々改鑄せられて彌々劣惡となれり。今勘定奉行某氏の覺書に據て其概略を述べんに、天保三年以後の分は、同八年に五兩判、小判、一分判等の金貨を改鑄し、續きて一分判、丁銀、豆板銀の改鑄あり、卽ち文政十一年より天保八年まで十年間の出目、凡そ九百零六萬八千兩餘と、こは全く幕府の所得となれる高のみ、之に勘定奉行より金銀座の者等に至るまで、所謂役得と稱せる高を加算する時は、實に一千萬兩なるべし、貨幣の劣惡なる、之にて推知す

べし。

〔**大久保忠眞、家齊の讓職**〕　斯く財政の作略に依て一時を凌ぎつゝありしに、天保五年水野忠成死し、大久保忠眞、勝手掛となり、財政を掌ると雖も、他に良方便もなければ、唯水野の放智を襲用するに過ぎざる上に、將軍父子の意を迎へて、巧みに政局に游泳せしかば、時弊の改正は一も見る所なし。日くらし日記に據れば、天保七年、家齊西の丸に隱居あるべしとて、忠眞に其用意を命ぜられしに、費用の融通に窮し、自己の姻戚（忠眞の息忠慤の室は島津齊興の妹）にて且つ御臺所の生家たる島津家へ、御臺所御賴みを匂はして說く所あり、同家の手に依て、其姻戚出雲松江の松平齊貴（ナリタケ）、大垣の戸田氏正（齊貴の叔母は島津家に緣約あり、氏正の室は島津家の女）に說く所ありて、遂に島津家より十萬兩、松江より三萬兩、大垣より二萬兩、外に忠眞より松前家に諭して、內々一萬五千兩を獻せしめ、之を以て西の丸隱居用途の大半を辨じ、翌八年四月めでたく將軍代替りの儀を擧行したり。右の功に依て忠眞は、癸紋付の鞍、鐙を始め、總べて前述の水野忠成の如き行列の持たせ物を許され、且つ腰網代の乘物をさへ免許あり。又獻金の四家は、將軍代替りの初政に於て、島津を絕えて久しき參議に陞せ、松江は年若なれど少將に、大垣は侍從に陞せられ、松前家は此時幼年にて、且つ病弱なれば、家督三年に及ぶも未だ將軍家へ目見えもせざれば、例は何とか幕府より沙汰もあるべきを、右の故をもて何事もなかりしと。

さて家齊西の丸に退隱して大御所と稱せしが、政務は總べて此公の決する所、殊に將軍家慶は暗弱の質なれば、一より十まで大御所次第なるより、例の側用取次水野美濃は、本丸と西の丸とを兼勤し、美濃部筑前は西の丸專務となり、若年寄林肥後守は本丸に在り、彼此氣脈を通じけるまゝ、政局は一に此輩の左右する所となれり。

大鹽の亂、西城罹災、家齊の薨去

大鹽の變と越後柏崎の亂——西の丸失火と水野忠邦——家齊の薨去

〔**大鹽の變と越後柏崎の亂**〕　天保三年季候不順にして、諸國概ね凶歉、僅かに中國のみ此慘事を免かれたりしに、翌四年は奥羽一般に夏猶冬の如く、作毛熟せず、且つ中國亦凶歉なるために飢民所々に蜂起せしに此災厄三箇年に涉りしを以て、江戸に白晝餓莩を見るの慘況に陷りしかば、幕府は所々に於て貧民に米錢を與へて救助する事二箇年に及ぶ。然るに五年六年は近畿の凶歉打續きしに、七年に至り、殆んど作毛皆無の慘況となり、人民の飢餓に苦しむ者日に多きを加へければ、大阪町奉行附與力大鹽格之助の父平八郎、今は退隱して文武の敎授を業とせしが、之を見るに忍びず、

屢舊知の輩に貧民救助を勸告すと雖も、大阪は元來商業地なるを以て、斯く米價の騰貴せるを機として巨利を占めんとする輩こそあれ、私財を散じて救助に資するなどは、夢想だもせざる情態なれば、猶舊僚友に謀り、町奉行に建議して救助の方を立てんとせしも、容れられざるより、遂に暴發するに至れり。元來此平八郎は、其家與力中の最舊家にて、元和以來地方五十石を領す、故を以て同僚中の推す所となる、且つ幼より文武に勵精し、殊に學問は陽明學を修め、平素王守仁を欣慕し、所謂知行一致を以て自ら勵む。故を以て與力として斷獄に當るや、いかなる難訟も彼れが手に掛れば、殆んど竹を割るが如く、些の凝滯なし。彼の文政九年妖婦豐田貢を處分せるは人の喧傳する所にて、其略を述べんに、肥前浪人にて水野軍記といふ者、京師に僑居し、表面易術を以てせるも、內々怪しき祈禱等をなして愚民を誑惑せしに、貢は其奧祕を傳へたりと自稱し、京畿の間を徘徊して愚民を惑す、其奉する所は神儒佛を離れ、頗る奇怪の行爲あるをもて、幕府の奉行等の下吏屢々之を捕へて糺彈するも、貢女子と雖も稍學識あり、且つ辯舌巧みなるがため、遂に伏罪せしむることを得ず、故に日を逐うて名聲愚民の間に高く、彼れを目して活神佛となすものさへあり、平八郎之を怒り、百方術計を盡して、彼れが敎旨の奧秘なるものを探知し、妄誕無稽の邪說を以て良民を惑すとなし、遂に貢以下其徒數人を磔死罪等の嚴刑に處し、邪敎頓みに蹟を絕てり。之に依て時の大阪町奉行矢部駿河守定謙、平八郎の才氣を信任し、大小の事悉く彼れに諮詢せるより、彼れ亦其知眷に感じ、力を盡して翼贊し、大阪府下の民政に於て釐正する所多く、一時を震動するに至れり。見聞隨筆に、

駿河守、一日平八郎を招き、閑談數刻に及び、やがて夜食を共にせしに、談偶ま今を以て古に擬し、所謂時事の論に入り、甲是乙否、其酣なるに至り、平八郎、皿にありしほうぼう（鮪鰹）を取りて、頭より骨のまゝかり〳〵とかぢりて、少しも氣付かざりしと、後給仕に出でゝ此體を見たる士、駿河守に、今日の客は氣違ひなるべしと申せしに、駿河守、斯る事は他言すまじと制止（サイシ）たり。とあり、蓋し事に熱心の餘り、顧みるに遑あらざるに出でたるべけれど、其燥急にして餘裕なき性行を察するに足る。既にして駿河守江戸町奉行に轉ずるに及び、彼れ亦自ら覺る所ありてか、退隱して洗心洞書院と號して、敎授を事として世事に遠ざかれり。或はいふ、駿河守江戸町奉行に轉じ、其後任を跡部山城守（初名信濃守、又能登守）良弼命ぜられし日、良弼、駿河守に、大阪町奉行の心得を問ふ、駿河守答へて、與力に大鹽平八郎といふ者あり、彼れが心を失はざれば、大阪の事は坐して辨ずべしと申しゝかば、良弼大阪に至るや、直ちに平八郎を招く、後大に笑ひて、矢部は平八郎を以て斯く申しゝが、予が見たる所にては平凡にして、唯僅かに行儀の堅くろしきのみと、是よ

り平八郎を重んぜず、平八郎不遇を覺りて退身せりと天保秘錄等に見え、又一日平八郎天王寺に詣り、夜に入り駕を備ひて歸る、途上駕舁等大鹽と知らずして頻りに前年彼れがなしたる妖姉の處刑を語り、且ついふ、大鹽殿もこゝらが身を引く所なるべし、さもなくば、今度の新奉行に讒言するものあらば、今迄の名も汚さるべしと語り合ひしを、平八郎駕にて聞き、是れ天の我を戒むる所なりと覺り、遂に退身したりと難波士產等に見えたり、何れが是なるを知らずと雖も、平八郎の退老は、疾くも人の囑目せる所なりしならん。偖平八郎は、退老の身ながら、近畿の慘況を見るに忍びず、之が救濟の方を大阪の豪民に試みしも容れられず、依て子の格之助に託して書を奉行に上り、救濟を建議せしに、奉行跡部山城守、尤もの事なれど、江戸へ伺ひの上ならでは取計らひ難しとありしかば、重て書を上りて、既に江戸府内に於ては、貧民の撫育に勉めらるゝ一再に止らず、是れ將軍家の御膝元なるが故に、饑殍の慘況台聽を驚かさんを慮りてなるべし、されど民は是れ國の本にして、同じく天下の寶たり、豈江戸の內外を以て之を輕重するの理あらんや、且つ近畿は禁裏御料のある所、此御料地に於て既に飢民あるを見る、事天聽を驚かすあらば、台聽を驚かすと孰與、苟くも天聽に達し、宸念を勞し給はゝ、其責誰にかある、此時に當り、諸公、平日の制條を墨守して日を過すは、牧民の職に於て恥づる所なきか、宜しく先づ倉廩を開きて貧民を賑救し、然る後狀

を具して專恣犯則の罪を待つは、所謂身を殺して仁をなす者、卽ち其罪は罪にあらず、反りて忠に其德は奉行の德に非ず、幕下の尙德たりとの意を以て勸告せり、蓋し王守仁が唐の陸贄の舉に倣ひしを採れるならん。然るに山城守之を見るや、格之助に、其方が父は狂氣せしと見えたりとて、其書を返しける由、平八郎聞くより、欝結の怒火一時に發し、さらば我れ先づ身を殺して仁をなすべしとて、數代及び數十年間儲蓄せる所の器財書籍を賣拂ひ、其の代金を以て一時貧民に施與せしも元より九牛の一毛なるを以て、此上は大阪府內豪商等の蓄穀を奪ひ、之を貧民に施與せんと、密々同志を糾合せしに、同組の同心平山助次郎及び近藤右衞門二人、平八郎將に明朝を以て發せんとするに及び、奉行跡部山城守に平八郎反逆の由密告せしかば、其夜急に助次郎を駕にて江戶に送り、事由を訴へしめ、備奉行より城代に之を急報して、防備の手當てをなしたるに、兼て奉行山城守、二月十九日(天保八年)早朝より、見分の事ありて役宅を出づる筈なるをもて、之を途上に於て鐵砲にて狙擊し、然る後石火矢を放つを合圖に、四方の貧民一時に相應じて、富豪の家に亂入すべき手筈なるに、既に變心の者ありて其手筈を誤りしため、今は前後の考へもなく、先づ己れが居宅に放火し、夫より所々に火矢を射込みて火を起し、其混亂に紛れて貧民等に金穀を掠奪せさすべしとせしも、奉行方には前夜既に其用意整ひたれば、火災は所々に起りたれど、亂民の掠奪はさのみの事

もなく、殊に大阪城番の大名は、兵を出して亂民を討伐せるため、平八郎方は敗北して、或は討たれ或は燒死す、中にも平八郎父子は其場を逃れ、油掛町五郎兵衞といふ者の別宅に潛伏せしが、訴人ありて、二月廿七日、逮捕の面々向ふと聞くや、火を放ちて自殺せり。此火災、十九日より廿一日に渉り、寺社、武家、町家を合せて一萬八千二百五十餘軒、町數凡そ百二十町、實に大阪開府以來未曾有の大災と稱せられ、之を天保の大鹽騷動といふ。(天保鹽賊亂と題せる、其頃大阪在勤某家々臣實見の記は、尤も確說たり)或は大鹽を以て勤王の義擧と言ひ囃すは、此時彼れが所々に配布せる檄文の中に、

「四海困窮せば天祿永く終ん、又曰、小人をして國家を治めしめば災害竝起ると、然るに此頃大切の政事に拘り候諸役人共、賄賂を公然と貪り、或は仕用して、奥女中等の緣に因て、何の分別思慮もなき拙き身として重き役に歷上り、一人一家を肥し候工夫のみに心を運らし、(中略)四海困窮相成候に付、江戸を始め、諸國一同、上を怨まざる者なく、天子は足利家以來、別て御隱居御同樣、賞罰の柄を御失ひに付、下民の怨み、何方へ可二訴申一方もなきに依て、其怨氣自然と天に通じ、年々地震火災山崩れ川溢れ、遂に五穀飢饉に相成、是皆天より深き御誡なり、我等草の蔭より之を察じ悲むと雖も、湯王武王の勢位もなく、孔子孟子の道德もなければ、徒らに蟄居致し居處に、此節大阪の奉行竝に諸役人共、得手勝手の政道を致し、江戶へは囘米の世話致し乍ら、天子御在所の京都へは囘米致さず、何れの土地にても、人民は德川家御支配の者に無二相違一處、如レ斯隔をつけ、其上大阪市中遊民計を大切に心得、有福の金持共は役人格に取用られ、田畑夥敷所持し、此節の天災を見乍ら恐も不レ致、揚屋茶屋へ諸大名の家來を誘ひ、河原者を誘ひ、遊樂に耽けるは何事ぞ、奉行諸役人共(中略)下民を救ひ候事も難二出來一、月々堂島の米相場計を致し候事、實に祿盜人なり、之に依て蟄居の我等最早堪忍難レ成、無レ據天下の爲めと存、血族の禍を侵し、有志と申合せ、民を苦むる役人共を誅戮し、引續き奢に長ぜる金持共をも誅戮致し、右の者所持の金錢米穀を難澁の者へ分散配當す、故に何時にても大阪市に騷動起ると聞に於ては、一刻も早く馳參るべし、一揆蜂起の企と違ひ、都て中興神武帝御政道の通、寬仁大度の取扱に立戻し、生前の地獄を救ひ、死後の極樂を眼前に見せ遣し(中略)此度の一擧を平將門明智光秀の謀叛に類すと申者も有レ之道理(中略)全く以天下國家を盜む欲心より起り候には更々無レ之は、日月星辰神鑑有レ之所(中略)疑敷ば我等所業終る所を篤と眼を開きて見よ、

とある、天子云々より、中興神武云々の語に據りて推したる說なるも、大鹽果して其志勤王にありしやは疑問なり。又幕府方にては之を叛賊として、彼れ大阪城を乘取る時は、必ず何れよりか應ず

る者あるべしとの大野心なりとするは尤も信じ難し。そは先に大阪町奉行にて、此時勘定奉行公事方たる矢部定謙の評に、

平八郎は平生疳癪の甚敷者にて、此度の儀も叛逆とは存ぜられず、彼實に叛逆を謀るならば、いかで大阪の御城へ籠らざる事可レ有レ之や、偏て御城御手薄の事、御門番人の事などは、年來彼者の心配せる處なり、然るに其御城へ向はずして、火矢を以て市中を燒拂ひしは叛逆に非ず、云々、

といひしにて知るべし、されば此騒動は所謂晴天の迅雷の如く、疾くも四方に喧傳せしより、越後にも、此年六月生田道滿といふ者、同樣の擧をなして斃れたり。道滿は秋田の産、嘗て平田篤胤に從て國學を修め、高足と稱せらる。天保の初越後に遊び、柏崎に留り、神道を講說して在りしに、天保七年以後凶歉甚しく、下民飢に泣くと雖も、商人等利を得んが爲め米穀を他方に賣出して、毫も同鄉の辛艱を顧みざるに、吏員等亦貧民救恤を謀らざるを以て、餓殍街に滿てり。會ま大阪に大鹽の擧あり、其意救民に在りと聞き、道滿俄かに門人數人を語らひ、「奉二天命一誅二國賊一」と書せる旗を樹て、所在豪商の宅を襲ひて米穀を奪ひ、貧民に頒つ、依て下民の之に加はる者日々に多く、遂に柏崎の陣屋を襲ひ、吏員數人を殺して死す。幕府其黨を追捕するに當り、道滿の妻、其幼兒を刺して自殺せるを以て、遂に其罪魁を得ずして事平らげり。是よりして篤胤の學風は、北越に跡を絶つのみならず、後年篤胤の江戸追却も之に起因せりといふ。されば大鹽の擧は、事小なりと雖も、實は幕末兵亂の端緒といふべく、是よりして漸次世局は亂世に向ひたり。

〔西の丸失火と水野忠邦〕

儲家齊西の丸へ移りて、猶政務を後見せるより、弊政彌々甚しく、且つ隱居の事とて、奢侈宴遊等に拘束する所なきより、殆んど日夜の別なき程なりしかば、天保九年三月十日、西の丸御膳所より火を失せしに、奥向の事ゆゑ表方の番士等容易に入難きまゝ、消防行屆かず、遂に一圓燒失せり。既に天保七年より日夜に經營したる殿舍も、一時に灰燼となり、家齊再び本丸に寓せるより、何者か「黐(此城)を燒いて隱居は味噌をつけ」と唱出でしが、專ら人口に膾炙せるより、御城坊主某が或人に、こは拙者の戯れに物したるなりと、愚かにも誇り顔にいひし言の、遂に有司等の聞く所となり、忽ち評定所へ召されて糺彈せられしが、いかに陳謝すとも、一旦然く口外したる事なれば、申披き立たずして遠流に處せられたり。儲幕府は、老中水野越前守忠邦を以て西の丸普請總奉行に、若年寄林肥後守、側用取次水野美濃守等を以て其掛りとなし、殿舍再造の工を起しゝも、頻年財計窮迫の事なれば、輙く成功の見込み立たざるより、忠邦等の處置として、尾張、紀伊、加賀を始め四十餘家へ右手傳ひを命じ、十萬石に付千二百石の割に定めしも、其高四萬二千五百石にて金五萬兩餘なれば、中々造營の半額にも及ばず、さりとて先例を超ゆるは御

規の許さゞる所なれば、更に大名に手傳ひを課する能はざるをもて、諸有司を始め旗本一般に其費用を課し、「西丸御普請に付、御用途莫大之事に候間（中略）萬石以下之面々、諸役人御番方寄合小普請、都而五百俵以上勤仕幷不勤共、高百俵に付金二兩づゝ、五百俵以下、高百俵に付金一兩二分宛之割合を以て、上納金被二仰付一候間、當冬中迄に上納可レ有レ之、」云々と令し、傍ら內々にて水戶、薩摩以下手傳ひの命なき諸大名に上納金願出でを勸告したりしに、諸大名も例なき旗本士にまで費用を課せるを聞きて、異議なく承諾し、眞先きに水戶より松板一萬枚、松材千本、金一萬五千兩の上納願ひを出し、例の島津家は金十萬兩上納し、續きて細川家は八萬兩上納するに及び、自餘の大名之に倣ひ、或は金を以て、或は木材銅鐵等を續々上納願ひを出しゝかば、日ならずして巨額に達したり。されば初め費用を課せられて不平を鳴しゝ旗本士等も此烟に捲かれ、各々其祿高に從ひ、多少の上納金を願出でたり。されど水野忠邦は旗本士等の內情を盡せるより、「此度西丸御普請に付、萬石以下御役人上納金相願候面々も有レ之、誠に非常の儀故左樣にも有レ之は尤之事に候、乍レ去無レ據譯にて數代之借財等有レ之輩は、同役之內上納金相願候に付、其儘には難二罷在一抔の意味合を以て上納金致し候共、往々御奉公勤續き兼、退役等相願候樣にては、却て忠節共不二相成一、（中略）身上不如意之者は觸面之通上納候へば、少も其身之恥辱には不二相成一」云々と、所謂皮肉の令を發せしに、大半は之を難レ有思召とて、上納金願ひを出さず、結句越前守殿の行屆きたる仕方とほめ合へりといふ。偖右の如く財計究迫の中を、難なく西の丸普請成功せさせしは忠邦の敏腕に因れるに相違なければ、先例は西の丸造營總奉行の賞與には御刀、三所物などを賜るなれど、此時は別格の思召といふを以て、翌十年三月、家齊西の丸へ移るの日、將軍より忠邦及び林肥後守に刀一腰づゝを賜はり、尋で移徙畢りて忠邦に一萬石、林に五千石、水野美濃守に三千石を與へたり。是より忠邦の名聲隆々として、政局の大立物となりたり。

〔家齊の薨去〕　然るに此頃より家齊不例の樣子なりしも、此時第一の愛妾は美代と申し、中野播摩守の養女なるが、此人大の日蓮宗迷信家なるより、いかに吹聽せしか、家齊も日蓮宗信仰となり、既に天保九年四月、下總中山檀林法華經寺々中知泉院の八幡宮を祈願所となし、社領五十石を寄附し、且つ江戶谷中に於て寺地を賜り、八幡宮を勸請して長日の祈禱を修せしめ、尋で府下雜司ヶ谷に感應寺を興立し池上本門寺門派として是れ亦祈願所に准じ、長日祈禱を修せしめしかば、勢ひに阿る大名、旗本士等は申すに及ばず、商人等に至るまで、苟くも女流の緣を求めんとて、我れも〳〵と、心にもなき日蓮宗信徒となりしより、同宗の繁昌は推して知るべし。然るに增上寺は將軍家の香華院なるに、斯く日蓮宗の繁昌するを見て、いかで默すべき、竊かに本城將軍附きの女中に手を入

れて、其歸依を促しゝより、彼の淨土宗、日蓮宗の間柄の如く、本丸と西の丸との女中等、平生縞かに軋轢せるより、我れ劣らじと念佛を唱へ出し、兩城の大奥は、一時淨土宗日蓮宗の競爭といふ有樣なりしと。斯る勢ひなれば家齊の不例も、表向きへは披露もせず、內々にて彼の智泉院に祈禱せしめしに、此智泉院の住持日尙といふは、年若の美僧なるより、別して女中輩は、信仰といふよりは、最眞にしけるが、表向き御祈禱として登城を命せられしに非ざれば、日々の登城は奥向き庭口より祇候し直ちに御座の間の次に於て祈禱せしに、後には家齊の枕頭に召寄せられしと。斯る有樣なれば、醫師とても吉田成方院法印とて、是れも中野が最眞の者にて、一年中野傷寒を憂へ、既に九死一生といはれしを、此成方院の療治にて全快せしより、無比の國手と言ひ立て、特に西の丸大御所附を命せられしなり、故に他の醫師は在るも亡きが如く、彼れに勢を取られて、誰れ一人病氣を知る者なかりしといふ。然るに翌十二年正月末より、病床を出づる能はざる程なる由、本丸大奥へ聞えしかば、將軍及び世子も西の丸へ候すべしとありしに、差したる御容體にも在らせられず、且つ御對顏御氣むづかしき由なれば、先づ御控へ遊ばされ然るべしと、西の丸奥向きよりの言上にて、其事熄みしに、遂に閏正月七日薨せられたり、年六十九。されど右の如き事體なりしより、暫く喪を祕し、急に御大病と披露し、上野、增上寺へ上使を以て平癒の祈禱を命じ、三家を始め諸大名旗本士に、總登城御機嫌伺ひあるべしと令するなど、上を下へと騷ぎ立て、同月晦日に至り、今辰の刻薨去と喪を發し、二月二十日東叡山に葬る。三月九日勅使東下ありて、謚を文恭院と賜ひ、其他の儀、總べて先例の如し。

因みに云、御臺所は近衞經熙の養女、諱は寔子、實は島津重豪の三女、初名篤姫、後茂姫と更む。母は市田氏、安永二年薩摩鹿兒島に生る。寬政元年婚嫁、同九年從三位、文政五年從二位、玆に至りて薙髮して廣大院と稱す。天保十五年十一月十日薨ず、東叡山に葬り、從一位を贈らる。

家齊の薨去は、眞に表向きの有司等に於ては突然の出來事の如くなりしより、何者か「成方（製法）が惡いで藥きかぬなり」と落首せり。又此時本丸に於て增上寺へ葬送あらんとの內議なりしを西の丸大奥向きより、御生前法華經御信仰の由を申して、上野へ葬送する事になりしと傳へられしかば、「芝居より花見がいゝと女中いひ」と落首せり。

家慶の初政、權臣の處罰

大御所政治の一端——前代柄臣等の處罰

〔大御所政治の一端〕　前段に述べたるが如く、家慶の將軍宣下は天保八年にありと雖も、家齊西

の丸に居り、大御所として政務に容喙せるより、將軍は名のみにて、殊に性質暗弱なるより、拱手して父公の左右するに任するのみ。しかも其左右する所は、多く父公が權臣二三輩の方寸より出で既に老中水野忠邦の如き敏腕家在りて、諸大名を巧みに翻弄せるも、猶此權臣には常に鼻息を伺ふに至れり。中にも天保九年酉の丸燒失の後、忠邦普請總奉行となりしも、費用の財源に困しみ、百方苦心して漸く工を起すに及び、俄かに大御所の御望みとて、種々殿舍の模樣替へあり、殊に何れも奥向きの事にて、所謂秘密の場所なれば、兼ての繪圖面若くは仕樣帳に依て着手しつゝあるを急に御望みの一言を以て、之を變改せざるべからざるより、工事上毎々少なからぬ支障を生じ、從て費用の上に於ても浪費に歸するもの多く、且つ御望みといふ中には、全く前後の考へもなく、鼻元思案の女流の意に出づるもあるより、忠邦之に平かならず、そも御住居向きの事ならば、幾百反御模樣替へ仰出さるとも、謹んで御請け申すべけれども、女中輩の局向きに於ては、一兩度はともかく、再三再四とありては承引ならず、夫故に初め繪圖面を以て各々に示し、奥向きの意向をも尋ねしなり、向後は堅く差止められたしと、水野美濃守忠篤、美濃部筑前守に申しゝに、兩人斯くと奥向きへ達せしより、忽ち家齊の怒に觸れ、内々忠邦の登城差控ふべしと、若年寄林肥後守忠英まで沙汰ありしかば、流石の忠邦も這ふ〳〵の體にて引籠り、夫より忠篤、美濃部の二人に賄賂して、只管家齊の意を和げん事を賴みしに、數日を經て登城あるべしとの内意ありて、辛うじて總奉行を勤めおほせしが、此時水野忠篤が用人黒田仲左衞門といふ者へまで、忠邦より兩度に金五百圓（或は六百圓とも）を賄賂したりと、こは其主人なる忠篤への執成しを賴入るためなり、と日くらし日記に見ゆ、幕府の老中として側衆の用人にまで賂ひせりとは、いかに政局の腐敗せるやは察するに餘りあり。されば家齊病中と雖も、本丸は勿論、西の丸にても、表向きの有司等は、大漸に至るまで知らざりしとの事情も、之にて推知するを得べし。

〔前代柄臣等の處罰〕　斯る勢ひなれば、家齊薨去あるも、林忠英、水野忠篤等の權勢猶昔日の如く、北角覺書、日くらし日記等に、此時水野忠邦總奉行として、有德院以來の例に任せ、御靈屋新建に及ばず、淺明院靈屋に合殿たるべく、依て靈屋建增しに及ぶべからずと一決せしを、忠篤は勘定奉行深尾遠江守に其不可を申しゝも、深尾は老中の命なりとて取合はざるより、忠篤等は上野靈屋の別當へ吹込み、御門主の仰せとして、靈屋建增しなければ不都合なりとて、御門主着座、將軍拜禮の席を朱點を以て狹隘なりと申出させたり、斯くありては忠邦も力及ばず、前議を翻して建增しをなし、大いに面目を失ひ、彼等が專横を憤れる矢先きに、西の丸奥儒者成島司直は、毎々西の丸に出仕し、殊に奥向きに出入し、忠篤等が行爲を見聞せるより、此人忠邦とも懇親なるまゝに、從

來の西の丸の惡風を逐一に、今は憚る所なく告知らせ、殊に大御所存生中は、人々側向きの人々の手を經て、内々にて大御所の手元へ賄賂を贈り、各々志望を内願せる、其金額數多ありしを、之を御遺金として奥向き一般へ、夫々の役に從ひ多少分配せしに、其中に無名の金二萬兩餘あり、こは何人より何のために内獻上せしといふ事分明ならざる上に、何人の取次といふ事明ならず、或は一橋家の手を經て、東北のある大名が、格式上げの賄賂なるべしといふも、是とて確かならず、斯る金ありては後難の恐れありとて、密に忠英、忠篤等が引取りしを、御小性藥師寺筑前守探知して、之を忠邦に噂し、又此輩を見習ひて、小吏の輩まで、常に私欲を構へたりしが、文恭院の喪、中陰も過ぎたるを以て、奥の番、厩方などいふ小吏等、寄合、小普請組等に入り、役所引拂ひに際し、我れ劣らじと官物を取込み、其夜何某の宅にて集會を催し、其贓金を分配し、儲當分の訣別なりとて、町藝者數人を呼寄せ、徹夜の酒宴遊興、傍若無人の振舞ひなるより、未だ中陰過ぎて間もなきに、御旗本として、不似合ひの所業と、世上に評判ありしより、遂に諸有司の聞く所となり、内々探知せるより兼て西の丸の惡風を見聞し、憤慨に堪へざりし忠邦、いかで猶豫すべき、此年四月、林忠英は「兼々勤方思召に不レ應に付、御役御免、菊之間縁側詰被二仰付一、御加增之八千石被二召上一、居屋敷家作共被二召上一、差控被二仰付一、水野忠篤は、御加增之内五千石被二召上一、差控被二仰付一、居屋敷家作共被二召上一、尋で不愼といふを以て隱居蟄居に、美濃部筑前守は、御奉公御免、甲府勝手小普請入、知行の内三百石召上げられ、其他小吏に至るまで、夫々輕重の處罰せられし者、目見え以上に六十八人、以下に八百九十四人ありたり、中にも吉田成方院は、御奉公召放し隱居を命せられ、嘗て日の出の勢ひなりし老女（役名なり）浦尾を始め、永の暇となりし者十餘人、彼の智泉院日尚も、此年十一月、寺社奉行阿部伊勢守正弘の掛りにて種々糺問の末、日頃の不行跡露顯せしより、日本橋に於て晒の上、觸頭へ引渡し、寺法の通り取計らはしめ、智泉院持八幡宮別當守玄院日啓は、遠島に處せられ、日蓮宗觸頭谷中妙法寺へは「中山法華經寺儀、先達て御祈禱所に被二仰付一、地中智泉院へ、右法用取扱被二仰付一候所、向後一切御祈禱等被二仰付一間敷に付、御祈禱御法用等之儀、決て相唱申間敷、智泉院持八幡別當所之儀は、今般思召有レ之、取拂被二仰付一、社領被二召上一、」云々と申渡し、又雜司ヶ谷感應寺へは、「先達て一寺御取立被レ成候へ共、今般思召有レ之、廢寺被二仰付一、寺領被二召上一、堂社取毀し、」云々と申渡し、是にて大御所時代に世間を我物顏に搔廻したる輩、悉く擯斥せられたり。されば此一事はいかに世人を驚かしけん、大御所樣百箇日の御逮夜といふ日に、御生前御氣に入りの役々を御咎めあり、尚引續き御信仰の寺院僧侶までを酷き目に遇はすとは當將軍家の御心よりとは思はれずなど言合へり。中にも僧侶御咎めの事は、老中土井利位は淨土宗、水野忠邦も、水野一門の縁に

て淨土宗、寺社奉行阿部正弘も淨土宗なるをもて、兼て日蓮宗の跋扈を憤れる增上寺が讒言に出でたりとか、或一部には、忠篤、美濃部等が寢耳に水の如き御咎めは、右大將樣（家慶の世子家祥、此人生れ付き暗愚なる上に疳症にて、行歩人並みの如くならず）は御病氣といふを以て、密々御養君の事を取計らはん企ての露顯せし故なりと風評せり。こは何れも揑造の虛說にて、實に政局の刷新に出でたりと雖も、中には幕府有司の痼疾たる嫉妬的報仇處置も加味せるを以て、種々臆測の妄說も起れるなり。

閣老權威の失墜及び水野越前の改政

忠邦と水戸齊昭、眞田幸貫堀田正篤等の登庸——政事の刷新、風俗の矯正——御學習所——シーボルト高橋作左衛門、崋山長英秋帆の奇禍、蘭學の取締——黑船打拂令の廢止、忠邦の罷職

〔忠邦と水戸齊昭、眞田幸貫堀田正篤等の登庸〕　幕府の老中は其威權赫々として、時に將軍をも凌ぐに至るは、柳澤、田沼等の事に依ても知るべし、既に將軍を凌ぐ況んや諸大名をや、所謂三百諸侯なるものは、常に此輩の一眄を得て家の盛衰を卜せしなれば、其強盛推知するに足る。然るに家齊に至り、水野忠成の計ひにて、數多の子女を諸大名に緣付けしは、幕府と大名とを結付けて、切つても切れぬ因緣を形成して、萬年の策とせしとはいへ、之がため漸次其緣家の增加するに從て、老中の威權は墜落の一方に傾斜せり。何となれば、初めは天下の執權職として、生殺與奪の實權を握れりと思ひて畏敬したる大名も、將軍の子女を養子若くは內室となすに至り、其公子女の眼より見る時は、天下の執職權とは看ず、實家の家老視するなり、譬へば商家の子女の、其出店、別家若くは出入りの者に緣付きたるが、實家の番頭手代等を視ると一般にて、苟くも自己に不快の仕方あれば、忽ち之を實家の兩親に告口（フゲグチ）して、番頭攻擊をなすを以て、其影響は直ちに番頭の身上に及ぶ、故に番頭いかに威權あるも、此輩に對しては低頭平身、其歡心を得るに勉めざるを得ず、是れ其威權墜落の一大原因なり。由來抱懷する所の政策の遂行は威權に伴ふ、否威權に藉らざるべからざるは、松平定信に於て明かなり、之に反して將軍の左右に在るもの、卽ち側用取次輩に至りては、常に將軍の意を迎合するを以て第一手段とす、こは決して惡事にあらず、將軍の意を迎合して、喜怒好惡の度を詳かにせざれば、上暢下達の公事圓滑に行ふ能はざればなり、然れども此迎合を唯一手段となすの弊は、所謂八方美人主義となり、大名に緣付きたる公子女にまで及ぼして、自己安全の資となすより、是等外部より、自然之を實家の父母に褒め立つるより彌々御氣に入りとなり、遂に言として聽かれざるなきに至る、之に依て勢ひに阿る群小等、內外より之を崇拜するより、遂に其權勢

老中の上に出づるに至り、弊政百出す、之を大御所時代政局の大勢なりとす。されば其職に在りて其威權なき、誰か不平なからん、是れ家慶の初政に於て、政局刷新の擧ある所以にして、其之を敢てしたるは老中水野忠邦なり。されど忠邦一人の力にて何ぞ能く此蟠根錯節を削平するを得べき、大に賴る所なくんばあらず、そは第一に水戸齊昭なり、藤田東湖の回天詩史に「水野忠邦、初め屢々我公（齊昭）の言を聽き、之を是とす、蓋し其人となり、沈鷙にして智略あり」云々と、以て其一斑を知るべし。蓋し齊昭襲封の初め、幕府は所謂大御所時代の全盛奢侈の中なるに、疾くも衰政匡正の方針を執り、藤田東湖、會澤安、青山延于等の人才を擢用して要路に置き、先づ弘道館を興立して文武を奬勵し、以て人材養成の基礎を確立し、諸事親ら實踐して士卒を激勵せるより一時衰世の風習に化したる御三家風なる水戸人士は、數年ならずして天下武士の魁と稱せらるゝに至る。彼の祖宗以來武士氣質を失はずと自稱せる薩州家さへ、一時水戸の强盛を羨みたる程なれば、忠邦の此公に賴りしは、蓋し達視といふべし。想ふに彼の松平定信が、田沼弊政の後を受け、數年を出でずして能く改革の實績を擧げしは、內實は三家の代表といふを以てなり、然るに此時尾州、紀州は家齊の公子なれば、倶に是れ華奢渦中の人、依て水戸に賴りしなるべし。次に同僚に助力を得ざれば、言行はれざるを以て、眞田信濃守幸貫を老中に推薦せり。或は此人は水戸齊昭の助言に出でたりといふ。そは是より先き、一橋齊位は將軍家齊の連枝且つは治濟の愛子なるをもて、其內外に尊重せらるゝ事、殆んど幕府の世子の如し、されば之に附從ふ群小等、虎威を藉りて傍若無人の所業多く、既に天保七年三月、品川へ放鷹の折、鍋島直正歸國に際し、川崎本陣前に宿札を建置きたるを、彼の從僕等、民部卿樣（齊位）御目障りなりとて、理不盡に取捨てたるを見て、本陣の主人之を折敷（タク）の上にのせたるを見るより、足にて蹴落したり、鍋島家の家臣等之を怒り、主人に斯くと告げたるより、一方は一橋家へ掛合ひ、一方は幕府へ訴へたり、此時鍋島の主公は齊正とて、家齊の聟にて、一橋家とも姻戚なりしも、先代齊直の時、文化年間長崎に於て英國船に對する警備不行屆きといふを以て譴責せられしより、一藩擧りて未曾有の恥辱となし、夫より專ら文武を奬勵し、殊に此齊正、壯年ながら、英邁の聞え高く、水戸齊昭、島津齊彬等と並び稱せらるゝ程なれば、此事に付て一藩の憤怒甚しく輕輩の士足に掛る程の稱號（松平氏）は返上して、我が主名を士足に掛けたる仇を報せんと騷ぎ立てしは、東湖隨筆に「鍋島公或驛にて（中略）一橋の供方に暴人ありて、宿札を士足に蹴たり、鍋島之を聞き、以の外怒り、家來を遣して一橋家へ掛り、公儀へ訴へ、暴人を得て甘心せんと申入ける（中略）鍋島の家來は、事を果さざれば切死（キリジニ）の覺悟なりし」と見えて、中々の騷ぎなりしかば、幕府に於ても捨置き難く、一橋家の從僕等を捕へ、主謀は獄門、其他は死罪にして事濟み

となれり、斯る厄介者なれば、折々城中に於ても不法の所業ありと雖も、誰ありて手を出す者とてはなく、老中と雖も持餘したる程なるに、此時眞田信濃守幸貫は松平定信の次男にて、文武の材幹、大名中有數の人なる由を、水戸齊昭より水野忠邦聞くより、元來定信と治濟とは、治濟西の丸入りの事よりして水火の如き間柄なれば、一橋齊位が城内にての不法は、此人に非ざれば制止し得べからずと思ひ、之に諭して本丸大手門番を命じたり、（大手門は譜代大名中十萬石以上に非ざれば守る能はず）果して是より一橋家の輩が不法は止みたりといふ、此手際を見て、忠邦は老中に推薦せりと。又若年寄堀大和守親審（チカミ）の子親義へ、自己の女を嫁したる緣を以て、之を側用人に推薦し、又姻戚堀田備中守正篤（マサヒロ）の、世子附老中なりしを本丸に入れ、共に自己の應援となして、儕自身局面に立ちて弊政改革を斷行するに決せしは、中々の敏腕といふべし。且つ此人幼より文武に志厚く、若年の頃は、大名中の變り者と綽名せられしと、蓋し當時大名といへば、皆遊宴にのみ耽るに、其事なきよりの冷評なるべし。されば成島司直及び筒井紀伊守政憲、林衡等は、常に出入して學友と稱し、且つ鹽谷世弘（宕陰）を賓師として顧問に備へしにても、其平生を知るべし。

〔政事の刷新、風俗の矯正〕　儕改革の手初めは、有司の刷新を第一となしゝは、天保十二年五月に、「御政事之儀、御代々之思召は勿論之儀、取分（トリワケ）享保寛政之御趣意に不レ違樣に思召候に付、何れも厚く相心得可レ申」云々と令し、同時に「總而御直（オヂキ）御尋之節申上候筋、或は頭支配へ申聞候儀、世上風說等宜敷事のみ申候は、無レ詮事に候、不行屆、行違候事を專心掛、言上之儀尤に候事、一、重役より申聞候事にても、難レ致二得心一儀は、隨分押返し、存念之程可二申達一候、右は御爲を存候にて、不敬之沙汰には無レ之候事、一、御政事向之儀にても心得候儀は、譬ば役外之事たり共、心底十分に可二申出一事、一、頭支配之間隔り候ては、自ら御趣意も屆兼候へば、隨分親敷敎導可レ有レ之事、一、親類之内不レ宜者も候はゞ、成丈け意見を加へ、心添遣し候は勿論之事に候、近來右樣之者に候得ば、一二往之意見を加へ、取用候樣にも不二見得一時は、早速義絕之儀申立、深切を盡し候には不レ至哉にも相聞、如何之事（中略）頭支配より御用の人申上候節、一己切（ヂリ）に拘り、或は支配中之事のみに心得候面々も有レ之やに候、宜敷御人は隱し不レ申、其役々御目鑑（ガネ）違に不二相成一樣に被二心掛一（中略）一、近來總而同役は勿論、他向へ對し候ても見合を專とし、不二目立一儀をのみ宜事に心得、譬ば甚敷恥辱に當り候程之事にても勘辨致し、不二事立一樣に取計候は物馴候儀と心得、辨舌立振舞形容之儀のみに拘り、自然と實事薄く相成（中略）一、諸役所向諸事手數多く、手重（テオモ）に相成、以前より人數增候ても、御用向繁多成哉に候、以來手重に不二相成一樣、隨分心掛可レ申、書面等も文言不二行屆一書損等有レ之候共、於二實事一不都合之儀無レ之候へば、可二相濟一事に候、無益之儀に念入候儀無レ之樣（中略）總而度々被二仰出一

候儀、當座同樣に相心得、甚如何之事」云々と戒傷せしに、其事行はれざるか、此後忠邦上書の略に、

此度御改革に付、諸役所向之儀、舊弊變革之實行、一際相見得候樣に無レ之候ては、御趣意難二相立一、命令不レ被レ行は國家の御耻辱にて、不二容易一儀に御座候間、先頃より諸役々へ度々申達候へ共、小普請奉行中に勵精世話仕者有レ之に付、不日奏レ功候樣可二相成一も、其外之役々はとかく仕來に泥み、十分に身を委ね候者更らに無レ之(中略)町方之儀は、享保之度は暫く差置、先寛政度之通相成候へば、人情輕薄之風俗を始め、諸事質素に改り、金銀融通も相互に以二信義一致し候はゞ、假令凶年火災等の困厄相重り候共、上より御世話も薄く相成(中略)武家之面々も、猥りに商人に出會、金借等之儀も無レ之樣相成可レ申(中略)然所奢侈がましき類悉く相禁じ、質素之風俗に相成候へば、市中衰微致し、諸國蝟集之大都會には不都合之光景にも相成可レ申、御城下はいかにも繁榮致し候樣に不レ仕候ては(中略)其手心にて差略世話可レ仕見込之旨、町奉行共申聞候、右之心得にて萬端取締向相調へ候故、先格にのみ相流れ、下地元來放蕩奢侈に馴れ居、質素の風尚を不レ好小人共へ、最初より繁花を旨と致し可レ申抔相唱、姦猾の下情に合候樣にて、一日たり共難レ免(中略)御作事方御普請方、御納戸、御賄所、御細工所、何れも御入用之場所(多額の費用を要するの意)之處、前件町奉行同樣に、頭奉行共、唯々下方氣受をのみ兼居、(官物を私職するを默許する事)御爲筋を次に致し(中略)右申上候役々、都而一際目立候取締方相立不レ申候ては、乍レ恐御職掌にも相拘り可レ申、云々、

と、滿腔を明白に忌憚なく吐露せしは、寡かに賴む所ありしとはいへ、彼れが膽力想ふべし。蓋し吉宗實踐躬行を以て質素を勵しゝも、初め將軍より大名と、上層より手を付けしをもて、下層卽ち商人等は、上層の質素のため、花美奢侈に屬せる物品及び營業等は漸次顧客を失ひしより、遂に一般質素の風尚となりしが、田沼に至り、日一日と淫佚奢侈を致せるより、久しく質素に窘屈せる人情は、一時は大浪の寄する如く、上下を通じて注ぎ來り、遂にに回すべからざる勢となりしをもて、松平定信出でゝ質素を厲行するや、先づ下層卽ち町人商家等より着手せり、こはいかに內々て贅澤を盡さんと欲するものも、之を供給する所なければ、自然に質素に移るべしと、所謂逆施倒行手段を執りしを、忠邦亦之を襲用せるにて、成島、鹽谷等の議に出でしといふ、或は眞ならん。さて右の建言は蓋し忠邦一身を賭したる所、故に將軍の嘉納する所となれるより、霹靂忽ち天外より落下せる如く、幕府の植木用達九段坂の齋藤彥兵衞、三河島の伊藤七郎平、向島の萩原平作等が、其居宅庭園善美を盡し、大御所時代には、放鷹の途次必ず御腰掛とて立寄られしを、此年十一月一

切取拂ひを命じ、彼の中野石翁が向島の居宅も召上られ、十日内に取毀たれたり、何者か「川端に石の地藏が泣て居る」と落首せしにても、其酷なりしを知るべし。同時に下谷池の端辨天、上野山下車坂、四谷、市ヶ谷、赤坂、牛込、小石川等門外の水茶屋、楊弓店、飲食店を始めとして、淺草、本所、深川、芝、赤羽の端々まで、右の類を悉く取拂ひて、舊の如く火除地となし、又堺町、葺屋町に在る芝居、操り人形座及び俳優居宅迄を取拂ひ、之を淺草聖天町小出伊勢守下屋敷へ移したり。此地は一萬八千坪にて、俗に往古の姥が池の舊蹟と傳へられ、土地凸凹甚しく、殊に卑濕の地なるをもて、特に引越し普請の手當として金五千五百兩を給せしは恩惠といふべきに、何れも久しく住居せる地を立退くと、且つは江戸繁花の根軸と稱へられたる芝居が邊土に追拂はれたるとにて、市中怨聲涌くが如くなるに、其頃町奉行矢部駿河守定謙は温和の質とて、屢々忠邦の方針に反抗して、御城下繁榮を主張せるより、府下の人心一向に定謙に赴かざるより、遂に忠邦と衝突を來せるに、是より先き天保七年飢饉の際、市中救助として府下の米商に米買入れ方を命じ、諸方より廻米せしめて、之を貧民に施與せるに當り、町奉行附の與力、同心等、米商の手代等と申合せ、或は旅費と か、升減り、皮米、損亡など、種々の名を付けて私欲せしも、諸帳簿は未だ整理に至らざりしを、今嚴重の改革に際し、之を整理するに當り、罪人を出すに忍びずとて、種々の名義を僞りて彌縫せしに、忠邦其不當を詰りしより、遂に定謙は陳謝の途なく、是の年十二月伊勢桑名へ御預けとなり、其跡役は鳥居甲斐守忠耀に命せられたり。此鳥居は林衡の次男にて、學問は元より、品性の嚴格なるより、一時旗本士中に變物と評せられしが、日付に擧げらるゝや、學問の素養と天資の品性とは優に先輩を凌ぎしが、諸事嚴格に過ぎ、既に大鹽平八郎を以て、評定所一座に於て大不敬の罪案に決せしを鳥居は和漢古來の前例を引き、遂に叛逆の罪案となしゝ程なれば、一時蝟耀藏（鳥居の通稱）と綽名せられたり。斯る人物を擢用して、温和主義の矢部に代へたれば、其事の見るべきものあるも同時に、市民の怨恨を來せしも亦多大なり。此時北の町奉行は遠山左衛門尉景元なるが、此人初め遠山氏の三男なりしが、例の俗間にも旗本の次三男と指彈せらるゝ程なれば、品行濫蕩なりしが、一旦嫡子となりてより、生れ變れる如き謹直家となり、文武を修練して、いつも優等の褒詞を受けたるより、小納戸役に擧げられ、尋で目付より作事奉行、勘定奉行を經て此職に移りしにて、嘗て市井の間に放遊したるより諸事に通じ、商人等が内幕を熟知せるを以て、其行ふ所一々彼等が急所に當るも傍ら寛假する點もありしより、大に市人の歡心を得て、當時市井に於て遠山を重忠に鳥居を岩永に擬せしと云、是れ亦忠邦の配合なるべし。斯る人物なれば、矢部の斥けられし日、俄かに市中の諸商人を呼出して、此度の風俗匡正の趣旨を面諭したり、其概略に「士農工商（中略）士は身命を

捨奉公を致す故、夫々祿を戴く、農は麁服麁食して、汗を流し耕作を稼ぐ、工は職分を骨折に、商人は唯御城下に安々と家業を致し(中略)中には寢て居乍ら多分の利を貪る事を考ふる者あるは、以ての外の事(中略)亂世にも(中略)商は武具より外調る物なし(中略)さすれば商人は分て御國恩難有心得、追々觸出す趣を相守り、正路に質素儉約を可ゝ致に、段々世につれて(中略)其分限を不二相辨一、ぜいたくや抔と唱へる家もある(中略)四文のすしも、いつの頃よりか廿文となり、中には殊の外高價の喰物を喰ひ、すつぽん、又はふく壹枚一分二分位の物(中略)すつぽんは鰌の樣に澤山あらば、左樣には思ふまじ夫で時節がわるいなどゝは心得違の事(中略)互に儉約致せ、高價の物商賣は當丑年(天保十二年)限り(中略)來寅年元日より急度商賣停止申渡(中略)若相背く者あれば急度申付るぞ、不便乍ら御政事には替難し」云々、以て當時市人の情態を察知すべし。然るに鳥居性峻刻にして苛察を好む、又遠山の如く世事に通ぜるに非ざれば、一意孔孟の敎旨に府民を化せんと期せるより、施爲往々人情に悖り、しかも些細にまで干渉せるを以て、滿市の怨恨を買ひ、遂に改革其ものまでも上下の誹謗を招くに至れり。此鳥居忠耀にいつも同意するは勘定奉行梶野土佐守良材とす、此二人に附隨せる下僚等雲梯を造らんとて、種々の新施設を勸め、二人之を忠邦に勸む、忠邦元來孔孟主義の人、世態人情に疎きより多くは之を是とし、或は遲疑するあれば、天文方澁川六藏傍より之を勸むといふ。此澁川は寛政の春海が孫にて、學和漢洋を兼ね、當時學界に鏘々の聞えあり。かゝる次第にて今も水越の改革といへば可否をいはず江戸市中を攪亂したるものとなすも、必ずしも然るにあらず、寧ろ善政といふべきものあり。されど其人心を失ひし一二は、天保十二年十二月に、府下の菱垣(ヒガキ)廻船積問屋、俗に十組(トクミ)と稱せるを、廢止解散せしめたり、こは元祿の頃に始りしも、享保に至り六十餘軒に及び、之に係る人員も千九百餘といふ、文化に至り、其人數に制限を立て、各自に株札(カブフダ)を渡し、此株札は讓渡すを得るも質入れを禁し、町年寄樽與左衞門を株札元となし、年々金一萬二百兩を運上せしめ、初め運上金三箇年分を貸下げて、其資本に充てしむ、こは日用物品の荷受け營業なるを以て、官より資本を貸下げ、弘く荷受けをなさしめ、依て府下の物價暴騰を防ぐの趣意なり、(菱垣とは卽ち商船の構造より名付けたり)故に官は其利金を徵せず、之を以て府下南國、新大橋、永代の三大橋修繕費に充てしめ、若し餘金ありて上納するか、又は元金年賦上納及び運上金は、悉く目減(メベ)り、切れ等の如き世間不通用の金銀を以てせしめたれば、官も民も共に利ありて頗る良法なりしも、遂には一二の奸商ありて、私利壟斷をなしゝより、自然風をなして初の趣意に悖り、買占め商賣をなし、市中の物價に大影響を起せるも、彼等は所謂豪商にて根柢固く、手を附け難かりしを、「菱垣廻船積問屋共より、是迄年々一萬二百兩づゝ冥加上納金致來候所、問屋共不正之趣も相聞え候に付、以來上納に不ゝ及

候、尤向後右仲間株札は勿論、此外都而(スベテ)問屋中間並組合抔と唱候様は不ニ相成一、右に付是迄右船に積來候諸品は勿論、都而何國より出候何品にても、素人直に賣買勝手次第たるべく候、且又諸家國産類、其外總而江戸表へ相廻し候品々も、問屋に不レ限、銘々出入之者引請賣捌候儀勝手次第」云々と一時頼る所を失はしめたり。又「湯屋、髪結の類は、直段に不レ拘故、不ニ沙汰一處、同商賣の內下直に致し候者於レ有レ之は、組合の者より故障申聞不ニ埒之事(中略)右商賣之者も、株札は勿論、仲間と相唱候儀令ニ停止一、町內同商賣之者軒並(ノキナミニ)出來候共、決而差障無レ之(中略)女淨瑠理寄せと唱候場所(中略)稽古人を集め、多人數入込(中略)一切令ニ停止一(中略)川筋往來之日覆船簾を下し、河岸又は橋間等へ繋ぎ置、中には猥之儀も有レ之哉に相聞え(中略)寒氣之節たり共、平常簾を捲上可レ申」云々又子供手遊之儀、近來高直之品致ニ賣買一候段、幼年之節より宜品を見馴れ、自然と奢侈に導き候基(中略)高直之品決而賣出し申間敷、若於ニ相背一は役人相廻し密々買上、吟味之上嚴敷咎可ニ申付一」云々等にて其他衣服、櫛、笄、下駄の類まで、一切美麗高直の品の賣買を禁じたり。されど久しく大御所時代の奢侈に馴れたる人情はいかで服從すべき、殊に幕府より緣付けたる公子女の大名邸の女中等に至りては、毫も之に關せず舊の如き贅澤をなすより、密々に之を賣買せしが、此令文に顯はせる如く、密々役人を廻したるより、忽ち露顯して土藏家宅に封印付けられしもの二十六人、其內家財闕所、江戸拂ひとなりし者三人、所拂ひの者二十餘人、此時俳優市川團十郎の父海老藏の深川木場の家作は頗る花美を盡せしを以て、父子とも手鎖(テヂヤウ)の上、追て家財闕所、海老藏は江戸拂ひとなり、尾上菊五郎も居宅花美を盡しゝに海老藏の事に怖れ、大阪に滯在して江戸に歸らず、此頃深川永代寺門前の料理やは、何れも酌女と號して美女を抱置き、娼妓同樣の事をなさしめし者悉く取拂ひとなりて、吉原町へ追込みたり凡そ是等の事は迅雷耳を掩ふに遑あらざる如く、急劇に施行せられたるより、府下の人心惴々として殆んど生氣なきが如く、唯異口同音に怨聲を放てるより、或一部には、花美の品賣買なきまゝ、事の可否に頓着なく、只管水越を攻擊するものありて、幕府大奥の女流之に雷同せるに、彼の町奉行部下の小吏等、幕吏の常として、斯る中にも賄賂を以て其視察處分に寬嚴の手心をなしたる證跡、比々として顯はれしより、總べてを忠邦の方寸に出でし如く言做し、攻擊の度彌々高まりたり。

〔御學習所〕　又忠邦元水戸齊昭に知られしは、文武の熱心に依りしが、其學說も同一なりしに依れり、されば齊昭は、水戸家の家風として、皇國卽ち尊王主義なるに、忠邦亦同主義なりしは、天保十一年忠邦、傳奏衆の旨を諒し、幕府は西の丸造營等用途多端の中より、仙洞御所へ數寄屋を造りて上り、十三年には勅旨(仁孝天皇)を體して京都に御學習所を建てたり、此事は他の老中に不同

意の人もありしを、忠邦は、從來堂上家の、由もなき輩の學說に惑はさるゝは、畢竟京都に堂上家の就學すべき然るべき學校なきに依る、故に就學所を設け、堂上家を以て堂上家の子弟を敎へしめ所司代在りて之を監督せば、學問も就り、風儀も一定すべしといふに在り、（是れ後に學習院と改め、尊王攘夷の會議所の如くなれり）且つ忠邦の議に今天下三百の諸侯あり、幕府其上に在れば、皇室は中興の期なし、是却てめて度御事（中略）幕府との御中合の六つかしきは、偏に財利の上にあり（中略）天下は元來王室の天下なり、今京師の御物入だけ足すに、六七萬石にて足る」云々と、さるからに從前の老中とは異にして、質素儉約は毫も朝廷には及ぼさず。又武備の擴張等に付ても齊昭と意見同一にして、既に天保十一年に、江戸城警備手當の爲めに、關東八州に在る諸大名の領地（飛地（トビチ）といふ）を他國と引換ふるの建議は、水戸家にも嘗て主張する所なるを以て、此年水戸齊昭も幕府に請うて土地改正に着手したり。殊に海外に對する强硬は、彼の文政八年の二念なく打拂ふべしを厲行するにある等、悉く同一主義なりしが、後忠邦此主義を一變せるより、水戸家とも氷炭の如く、又是等のため、水戸齊昭も幕府の嚴譴に逢へり、次條にいふべし。

「シーボルト高橋作左衞門、筆山長英秋帆の奇禍、蘭學の取締」　先きに蘭學者は、漢學者の學派爭ひ、皇典學者の勤王嫌疑など紛紜の中に於て、獨り格物窮理の學と云を以て、利世益民とて世上に持囃されしより、諸大名中にも、海外の事情を知らんが爲め、藩士を長崎に遣はし又は江戸に出し、醫師又は阿蘭陀通辭に就て修學せしめしより、幾ばくもなくして長足の進歩をなし、阿蘭陀通辭を待たずして、阿蘭陀甲比丹の報告書を飜譯する者あるに至れるより、聖堂儒者輩の嫉妬を招きつゝありしに、天保元年、幕府天文方高橋作左衞門守時、江戸へ貢見の和蘭人シーボルトといふ者、露西亞國近刊の世界地圖を所持し、こは西洋最近の最も詳細なる著なるを聞き、之を懇望せしに、シーボルトは、此圖中に獨り日本及び蝦夷の圖は詳細を缺くを以て、之を交換せんとありしを諾し、國家の大禁を顧みず、日本地圖しかも幕府の編製に係る最も確實なる圖を以て交換せしに、此事疾くも有司の聞く所となり、守時は捕はれ獄中に死せしも、（自ら舌を喰切れりといふ）大不敬の罪案を以て死罪に擬せられたり、玆に於て儒者輩より、蠻學禁止、蠻社取締（蠻學は蘭學の事、其蘭學敎授の輩を、蠻社と綽名せり）の建議出で、爲めに蘭學に一蹉跌を來しゝに、天保八年の頃より、モリソン一件といふ事、密々蘭學者間に行はれたり、こは英國よりモリソンといふ者を使節として、軍艦を率ゐ、我が漂流人を護送せしめて、直ちに江戸に入航し、通商を請ふ由、和蘭陀甲比丹の報告書にありしに因ると、然るに甲唱乙和紛々として、世上に知れ渡れるより、八王子同心頭松本斗機藏といふ者、自ら府下居住の浪士を募り其防ぎに當らんと建議せるより、今にも

來寇せるかの如く騒ぎ廻るもありて、中にはモリソンは國名か人名かを知らず、或は船名と思ふ者もありしと、中にも參河田原城主三宅土佐守康直の家臣渡邊登、(崋山)醫師高野長英其迂愚を慨き登は憤機論、缺舌問答、長英は夢物語等を著はし、彼れ堅艦を以て、而も我が漂流民を護送せるに、我は二念なく打拂ふべしとあるに依り戰ひを挑まば、彼れの應戰する事必せり、然るに我に實備あるに非ざれば、國家の一大事なりとの意を以て世を諷せしを、儒者に雷同せる有司等、是れ亦蠻社輩の猥りに政治を私議し人心を惑はす造言となせるより、彼の苛察を以て世に鳴る目付鳥居忠耀は建議して、直ちに登、長英等を捕へて糺彈せしも、其密に同志を集め、府下豪商の米金を奪ひ、モリソン來航を待ちて、海外に遁れんとか、或は小笠原島に在りて、モリソンを待受け、手引して江戸灣に入るべしなどゝいふは、全く讒者の誣言なるに、モリソンも、是より先き日本に來航し、浦賀に入らんとせしに、房總の邊より發砲したるをもて、空しく引還せりといふ、夢物語の如きを誤傳せし事なれば、殆んど抱腹の至りなれど、當時の勢ひ、登は「兼而蘭學相學び、西洋諸國の政治武備等行屆候に心迷ひ、終に恐れ多くも御政事向を批判致し候始末不屆至極」との罪案を以て、在所に永押込(ナガオシコメ)、長英は永牢となれり。尋で長崎町會所調役頭取高島四郎太夫(秋帆と號す)は、嘗て蘭學に志し、西洋砲術を研究して頗る得る所あり、西國大名の中に其家臣を遣はして隨身修業せしむる者少なからず、然るにモリソン防禦に力瘤を入れたる武藝者等より、斯る輩が跋扈すればこそ、專ら外蠻を敬慕し、本邦固有の武技を嘲り、遂に士氣を衰へしむるなれとの嫉妬的論を、有司の間に吹込み、遂には彼れ砲術及び遠洋航海に熱心の餘り、近來捕鯨の爲めと稱して、同志と共に軍船に乘込み、蠻人を五島より導き、西國を襲ふ異圖ありとの說專らなるより、幕府は、其門人二十餘人と共に江戸に召し、目付鳥居忠耀尤も熱心に之が糺彈に當りしと雖も、毫も實蹟あるにあらず、反りて種々の事の反對者間に揑造せるを明かにせしも、鳥居元來蠻學反對の人とて糺問年を重ねしも、何の罪蹟もなきより、猥りに外商に交るとか、町會所入用金を私消せりとかいふ如き枝葉の罪案にて永押込となしたり。是等に依て蠻學は有害無用の如く世に言ひ囃され、甚しきは蠻書を讀む者は必ず野心ある者と見做さるゝに至り、儒者輩よりは蠻學禁止の建議をなし、又杉田玄伯、桂川甫周等は其必用を建議する等、表には顯はれざるも、裏面の爭ひは實に激甚なり、しかも皆忠邦に賴るを見れば、彼れが伎倆の程を察すべし。時に澁川六藏は、此間に立ちて獨り漁夫の利を占めんとして、蠻學取締の建議をなす、其大意は、

蘭學は、天文地理醫術迄、古今未發之事國益と相成、然處近來浮薄の徒、只管奇說の穿鑿附會仕世を惑し、其儘に御差置候ては、御政事の害と相成可レ申に付、急度御取締、和蘭入津の風說書

は、長崎通事に任せず、封のまゝ江戸へ差上させ、近年諸大名之内、家來の者に蘭學仕らせ、砲術其他追々蠻書相學ばせ、此者共は、終に海外諸國に匹敵せずなど、公儀御備御手薄の趣取沙汰致し候樣相成候間、(假令ひ蘭學せずとも、心ある者の眼には、幕府に武備なきは知る所なり)手醫師の外は蘭學仕らせ候儀は、急度御差止(是れ人智の發達を妨害するなり)可レ然、云々、と、是れ蘭學卽ち海外の事物研究知識發展は幕府の專有として、六藏之に當らんとの意なり、果して忠邦此言を容れて、蘭學の取締りを立てたるより、蘭學者は多く醫術の一方に奔れり、是れ今日比較的醫術の發達せる原因なり。

〔黑船打拂令の廢止、「忠邦の罷職」〕　されど忠邦は追ひ〳〵に蘭學者の說を聞き、海外の情況をも朧氣ながら知る所ありしより、僅々不完全なる一二の砲臺を賴みに、外舶を見るや、二念なく打拂ひを厲行するに於ては、遂に由々しき大事を惹起さんを慮りて、是の年此令を廢し、成るべく穩和に取扱ふべきを令し、且つ蠻學取締りを施行せるも、漸く其手心を寬うし、陰に之を奬勵するの方針を執り、阿蘭陀人に命じて、器械、造船兵學等の書を舶載せしむ。是れ忠邦が從來の思考を一變したるにて、先きに投合したる水戶齊昭の意氣と背馳せるをもて、其衝突を避けんため、天保十二年七月、「水戶殿御領中、土地方改正も不二行屆一、且御住居向燒失後普請も出來不レ申に付、當年中御在所之御願之通被二仰付一候處、土地改正幷文武之儀骨折御世話有レ之旨入二御聽一、不二一方一御配慮之儀と思召候に付、別段之譯を以て、五六ヶ年御在邑被レ成、御世話被レ在レ之候樣被二仰出一」と詞巧みに水戶へ封じ込めたり。藤田東湖の書に「越前守、公(齊昭)の銳氣當るべからざるを慮り、暫く其鋒を避しのみ、而して公自ら信ずる事彌厚し、既にして越前守は攘夷令を廢し、士氣依て解體す、」云々とあるにて知るべし。是より忠邦は、一意其所思を遂行し、往々同僚と衝突せるも毫も意に介せず、彼の異船打拂令の廢止は、殊に同僚の反對、及び三奉行、目付の中にも不同意の輩ありしも、之を遂行し、且つ密に長崎より種々の器械雛形等を取寄せたるなどは、或は將軍の心を蕩かして、質素儉約の趣意と矛盾せりとの誹謗もありしに、天保十三年、關東川々の普請に關し、例は諸大名の中へ手傳ひを命ぜるに、忠邦は、近來諸事諸入用打續き、諸大名も困弊せるを以て、此度は幕府手限りの普請とすべきを主張し、十四年、日光山へ將軍參詣の事に付て、其費用凡そ金四萬三千兩餘、扶持方三百五十二萬人扶持を要するを以て、他の老中は之を延期すべしといひ、中にも眞田幸貫は、之を以て軍備充實の費途にせんと主張せしも、忠邦は一意將軍の意を迎合し、殊に勝手掛りの事なれば、財計は自家の方寸にありとして之を遂行せしに、此年會ま去歲料所の凶歉より、財用に不足を生じ、依て惡貨の鑄造を計畫せしに、從來同僚中の不平一時に發せると、一方には、質素儉約改革沙汰の

ため、市民の怨恨は諸大名を經て幕府の大奥向きに波及し、其怨恨既に沸騰點に達し居たれば、今忠邦の蹉跌を聞くや、忽ち之に注ぎかゝり、内外相應じて攻撃せしよりさしも虎の如き勢ひなりし忠邦も、天保十四年閏九月、「御勝手向不行届之儀有レ之に付」との詞を以て職を奪はれ、同時に改革屬行の部下は、悉く職を奪はれしより、いつ仝するともなく、質素儉約は日を追うて崩れたり。蓋し天保十二年より十四年に至る、僅々滿二年にして、又舊の淫猥なる江戸に復したるなり。

水戸齊昭の譴責及び幕府本城の燒失

土井利位、齊昭の隱居謹愼——本丸の燒失と其遺譽難

〔**土井利位、齊昭の隱居謹愼**〕　水野忠邦の奪職の後は、土井利位（トシツヤ）老中に首班として政局に當りしが、利位元來保守主義即ち御治世萬々歳を樂觀せるを以て、新政等は其欲せざる所、是を以て忠邦を江戸の繁昌の攪亂者なりと誹譏する者、即ち反對者等は、常に此人に望みを囑しつゝ、遂に利位をして忠邦排斥に當らしむるに至れり。偖保守主義なるを以て、忠邦の質素儉約とか文武奬勵とかを以て、平地に波瀾を起すの好奇心となし、頻りに忠邦が施爲せる所を破壞せり、中にも忠邦の、大名中或る一部の心を失ひしは、大名供方の質素屬行にて、彼の虎皮又は葵紋付の鞍覆、又は打揚（ウチアゲ）、腰綱代（コシアジロ）、二重黒などの駕を以て、得々として、市中狹ましと大手を振りて往來せしを、是等の品は平日遠慮すべしと令して用ひしめざりしより、かくては罪なくして家格を貶されしも同樣なりとて、不平なりしなり、又忠邦が諸役所向き嚴重に締りを付けしより、大名の依賴手入れもならず、夫がため事に依て差支をも生ぜし等重なる事にて、特に後者は、幕府の有司等も内々大不平なりしなり。然るに水戸家は、時世に視る所あるより、三家の貴きを以て、第一に此質素を守れるがため、他の大名等も澁々之に倣はざるを得ざるより、窃かに水戸家を以て變り物と誹謗せるに、齊昭は、群小等の妄評は耳にすべくもあらざれば、盛んに文武を奬勵せしは、前條に略述せる如く、且つ學校（今の大學）弘道館を振興し、其碑面に「（上略）上古神聖、（神代の天皇）立レ極垂レ統、（中略）聖子神孫、尚不二肯自足一、樂取二於人一、以爲レ善、（孔孟の教をいふ、中略）我東照宮、撥亂反正、尊王攘夷、允文允武、以開二太平之基一」云々と刻し、幕府大御所政治の最中に當り、公然と尊王攘夷を標示し、士氣を作興したるは、既に幕府と背馳し、頗る異樣なりと雖も、之を以て一は幕府に諷刺して、太平の醉夢を覺醒せしめ、一は延て全國を警動して、之を風靡せしめんとの意なるべし。果して西は薩摩、肥前肥後長門より、北は仙臺まで、漸々之に化し、皆法則を水戸に取らざるなきに至れり。想ふに家康の尊王は明白なるも、攘夷に至りては頗る疑はし、されど當時の勢ひ、武備を充實せんには、言

を外患の豫防に藉らざれば、忽ち謀叛を以て擬せらるゝより、已むを得ざるの標榜なるべしと雖も、這般の秘密は、齊昭自身を除き、一二謀臣の外は知らざるなるべし。然れども耿眼なる水野忠邦は、既に其幾分を覺れるを以て、彼の打拂ひ令を取消すと同時に、天保十四年五月幕府は、「水戸中納言殿昨年來國政格別に被二行届一、文武は不レ絕研究被レ在レ之候趣、一段之事に被二思召一候、猶此上御在邑中、御領分末々迄、公儀御德化に相叶き、被レ遊二御安心一候樣、厚く御世話可レ被レ成候、依レ之御傳來之一振被レ遣候、永く御秘藏可レ被レ成候、且御領分中巡見之節御用候樣、御鞍鐙被レ遣、幷何か御用途之爲、黄金被レ遣候、源義殿（光圀）之遺志を被レ繼、益勵二忠誠一候樣可レ被レ成候、御太刀（銘包清毛貫形）御鞍鐙、黄金百枚、」と褒賞したり、水戸家の得意想ふべし。之に依て一藩の士氣は、尊王攘夷の爲めには、水火の中をも物ともせざる程に振興し、從て有志の諸大名は、只管之を欽慕せるより、水戸藩としいへば、殆んど海内を震懾せしめたり。蓋し忠邦の方寸は、水戸を以て自家藥籠中に封じ込め、之に依て他の尊王攘夷（討幕の代名詞）の野心の防遏に備へんとせしならんに、忠邦斥けられて土井利位局面の立物となるに及び、其御治世萬々歲の樂觀的眼中には、三家たるものは成るべく溫柔にして、太平の上にも太平を粧ひて、世の昇平を謀るこそ、御奉公の第一なるべきに、自ら率先して、治平に亂世の演習をなし、殊に幕府の方策に悖り、盛んに尊王攘夷と呼はり、諸大名をして

往々其渦中に入るゝは、幕府に取りて危險至極の事との感想を起し、是の年忠邦を斥けらるゝや、僅々五箇月以前に優賞を加へたるに引變り、忽ち水戸家の疎斥となり、翌十五年五月、利位の計らひとして幕府より、「水戸中納言殿御家政向、近年御氣隨之趣相聞、且御驕慢に被レ爲レ募、都而御一己之御了簡を御制度に被レ觸候事共有レ之候、御三家方は、國持始め、諸大名之可レ爲二模範一所、御遠慮も不レ被レ在レ之候始末、御不興之事に被二思召一候、依レ之御隱居被二仰出一、駒込屋敷へ御住居、穩便に急度御愼可レ被レ在レ之、御家督之儀は、鶴千代麿殿へ被二仰出一、」云々。同時に側用人戸田銀次郎、藤田虎之助、（東湖）今井金右衞門は「水戸中納言殿御在職中、御家政不レ宜（中略）右樣之事共に被レ至候は此者共、俱々中納言殿御存意に叶候樣取計、不埒之至、依レ之役義召放、蟄居被二仰付一、」との譴責あり。其外數人、同樣の罪案にて逼塞、閉門等申付けられたり。斯く幕府の處置、賞罰手の裏を返す如くなるは、蓋し之を以て諸大名が尊王攘夷呼はりする見懲らしにせん爲めなるべしと雖も、事は豫想に外れ、會ま以て其無定見を諸大名に見透かされ、反りて水戸家の寃を憤り、益々之と交誼を厚くするの傾きとなりて、幕府の威勢漸く衰へたり。想ふに德川氏の隆盛に赴きしは、往昔家綱幼主の時に當り、水戸光圀の扶掖與りて力あり、其衰敗に赴きしも、亦水戸齊昭の處罰に起因す、實に奇といふべし。然るに此事たる、幕府衰敗の起因たるのみならず、亦水戸家自身衰敗の基とも

なれり。そは此時有爲の賢材悉く叱斥せられ、庸劣若くは佞奸の徒、事を用ふるに至り、遂に一藩兩派に分れ、鬪爭に終れり。

〔本丸の燒失と其造營難〕　右の如く利位政局に當り、大に一部の人心を收め、專ら爲す所あらんとせしに、天保十五年五月、不圖本丸大奥より出火して、悉く炎上したり。蓋し本城は、明曆三年以後炎上の事なきをもて、諸人の猥狼譬へんに物なく、將軍すらも、僅かに近侍を從へて山里へ避難せる程なれば、既に廣大院附上臈年寄牧野伊豫守姉花町、同中臈桂川甫賢姪天江、土屋兵部叔母浪浦を始め、三十六人燒死せるにても其慘狀は推知するに足る。依て本城殿舍造營の工を起し、利位其總奉行となりしに、此時幕府の財用は、天保十三年の歲入金百十萬千四百四十五兩、外に五十五萬七千三百二十三兩は、水野忠邦の計らひとして金銀吹替へ出目の益、米は五十七萬五千七百八十石なりといふ、（此高、一書には、金百七萬三千云々、米八十六萬八千九百云々とあれど、今奥右筆北角某の說に從ふ）此内より諸向きの費用に充つべき高を引去る時は、金に十三萬九千三百兩餘の不足、米に七千六百餘石の剩餘也。但し家齊賜予を濫りにせし事とて、天保十年には、歲入、歲出を支ふる能はざりしといふも、こは其前數年凶歉打續きたる餘弊を受けたる故ならん、其後削封、改易等の輩ありて、加增、取立て等の輩ありしも、彼此計算して、出す所五萬二千餘石にて、收むる所五萬九千石を超えたり、依て此高を出せりとあれば、以て幕府財計の困迫を知るべし。されば今大城殿舍の工を起すに於て、其費途の財源に苦しめるより、先きに水野忠邦が西の丸普請總奉行としての仕方に倣ひ、諸大名に上納金を內諭せんと、先づ利位自身首として金一萬二千兩上納を願出でしかば、流石に他の老中も見過し難くや、阿部正弘、牧野忠雅、戶田忠溫も、利位の金額を標準として獻金を願出で、自餘の有司も競うて出願したれば、利位更に譜代大名に之を勸告し、同時に旗本士市人にも、それ〴〵高持及び富有の者へ內諭して、上納願ひを差出させ、殊に薩州は、世子家祥の御臺所生家たるの姻みを以て、上納金十五萬兩を願はせ、之を標準として、加賀、仙臺に及ぼす手段なりしも、仙臺よりは、一向に此事に付て、土井家へ何の問合せも相談もなければ、（大名より幕府への願ひ伺ひ事は、總べて前以て月番若くは其掛り老中へ內意を問合せ、其差圖に依て表向差出す例なり）利位より仙臺留守居役伊藤要人を招き、上納金願ひを內諭せしに、其返答の大意に「御本丸炎上に付ては、先例之通、棟割御手傳も可レ被二仰出一やと、陸奥守にも心得罷在候所、上納金願と有レ之ては、先例曾以無レ之事、既に七ヶ年以前西丸炎上之節上納金相願候儀は、寬政十一年西丸炎上御普請の節、諸大名夫々木石金穀等上納願の先例に隨ひ候得共、此度之儀は、右之振合にも難二相成一、尤新御法にて御手傳を相止め上納金被二仰出一とあらば格別、此方より願出申間敷」とあり

しかば、利位の胸算悉く外れ、元來手傳ひとありては、棟割に幾部づゝを課する事にて、其高は上納金の如き巨額に達せざるより、此新手段を取りしに、斯く仙臺家より申出づる上は、其餘の大名へは勿論申すべくもあらざれば、遂に此事は沙汰止みとなし、同時に右は全く奥右筆組頭田中休藏の調べ方疎忽なるより、御外聞を汚したりと、休藏を「思召有レ之、御役御免差控」と處罰し、利位も病ひと稱して職を辭せりと、北角覺書に見えたり。是より阿部正弘老中の首班たるを以て、代りて普請總奉行となり、卽日「御本丸御普請に付、萬石以上以下共、願之通上納金被二仰付一面々、追而御沙汰有レ之迄、上納之儀差控候樣可レ被レ致、」と令して此醜體を彌縫したるは、既に幕政の澆季を察知するに足る。尋で一萬石に付金五百兩の割を以て、高割手傳ひを加州始め二十六家に課して工を起ししが、尙補足の爲め金銀吹替へを行ひ、彌々劣惡貨幣を濫造せしも、既に幾多の惡貨に慣れ來れる事とて、そをとやかく評する者なきに至れり。

外交問題と水野忠邦の復職

和蘭の忠告と忠邦の復職——後藤三右衛門の獄

〔和蘭の忠告と忠邦の復職〕　右の如き多端の中に、此天保十五年（十二月改元弘化）四月來航の阿

〔後藤三右衛門の獄〕　嘗て町奉行にて、此時寄合なりし鳥居忠耀は先きに阿蘭陀國王使節取扱ひに付ては、勤役中にて評定所一座なれば、其評議にも加はり、頗る諸有司の無識を憤慨し居りしに再び水野忠邦出でゝ其事に當れるより、彌々老中等の無能を慨き、いかにもして再び世に出でゝ一手腕を振はんと思ひ、兼々懇意なれば、澁川六藏に依て阿蘭陀國の書翰和解を借受け、且つ忠邦全盛の日徒士目付たりし金田故三郎、及び石河疇之丞等に託して、諸有司の意見より、諸大名の外寇に對する情況等を探索せしめ、大に爲す所あらんとせしに、會ま幕府金銀改鑄の擧ありて、金改役後藤三右衛門專ら之を擔任せしが、彼れが宗家庄三郎は、文化七年引負ひの罪に依て獄門に處せられ、其跡役となりしなれば、此改鑄の功に依て宗家の祖庄三郎は、家康、秀忠に昵近したる由緒を以て、家格取立ての事を、嘗て鳥居忠耀に依て内請する所ありしに、同宗後藤四郎兵衛之を聞き、三右衛門、時の勢ひに乘じて、宗家の格に上らんとは其意を得ず、庄三郎が家絶ゆるに於ては、四郎兵衛こそ總領たるべけれと憤れるも、當時日の出の鳥居が援助といふに辟易せしが、忠耀職を去るに及び、老中牧野忠雅に取入りて、後藤三右衛門が金銀改鑄に付ての私欲より、家格取立ての内請に及びたる始末を委細に申しゝかば、此時一方には、忠邦外交の局に當り、將に大に爲す所あらんと、窃かに諸有司の黜陟を行はん色ありて、何れも恐怖しつゝあると、一方には、外交も事豫想

欠

に反して、彼等平穏に退帆せしを以て、折もあらば忠邦に反抗せんとしつゝある時なれば、三右衛門が私欲を捨置き難しと、俄かに之が糺問に取掛り、鳥居忠耀も之が連累として引出され、且つ金田、石河等まで糺問するに及び、石河及び濱中三右衛門等は、己れ等が罪を宥めらる一端にもとやおもひけん、忠耀が近時の所爲を委細申立てしより、遂に水野忠邦、堀親審等にも連及し、弘化二年二月、忠邦、親審等も職を奪はれ、（忠邦職に在る事僅かに九箇月、故に事の見るべきものなし）尋で忠邦親審は削祿の上、忠邦は出羽山形へ轉封蟄居を命ぜられて、終に世に出でず、鳥居は丸龜へ御預け、後藤は死罪、金田、澁川、石河等は、或は流罪、御預け、追放等に處せられたり。是より阿部正弘老中の首班として幕末最初の政局に立てり。

徳川時代史下 終

（大日本時代史）

大正五年一月二十五日印刷
大正五年一月二十八日發行

編輯者　早稲田大學編輯部
發行者　早稲田大學出版部
右代表者　種村宗八
東京府豊多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地
印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

早稲田大學出版部
東京市牛込區早稲田
振替東京一一二三番

日清印刷株式會社印刷

早稲田大學出版部 大正 不許複製
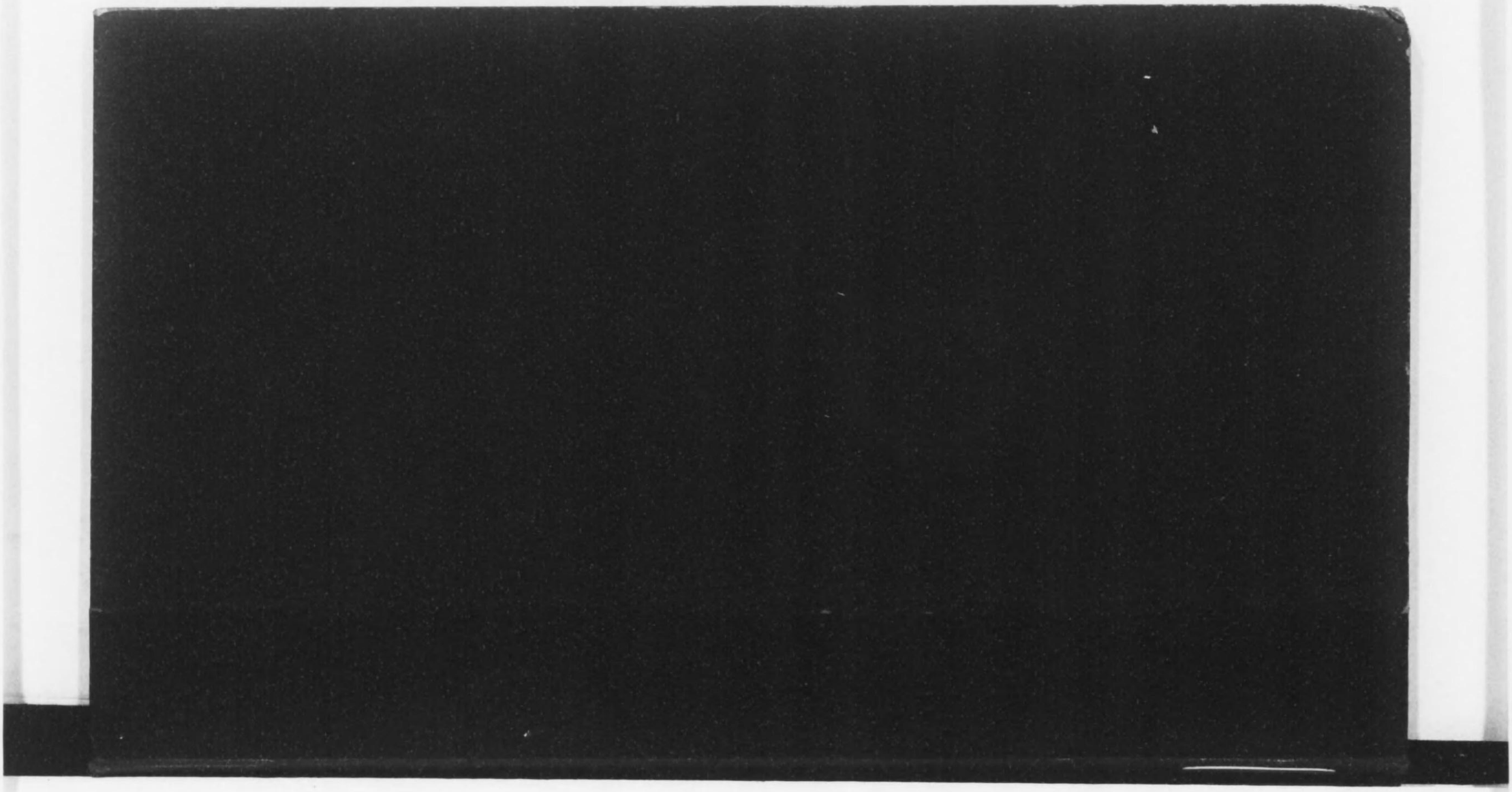
2 3
265 1